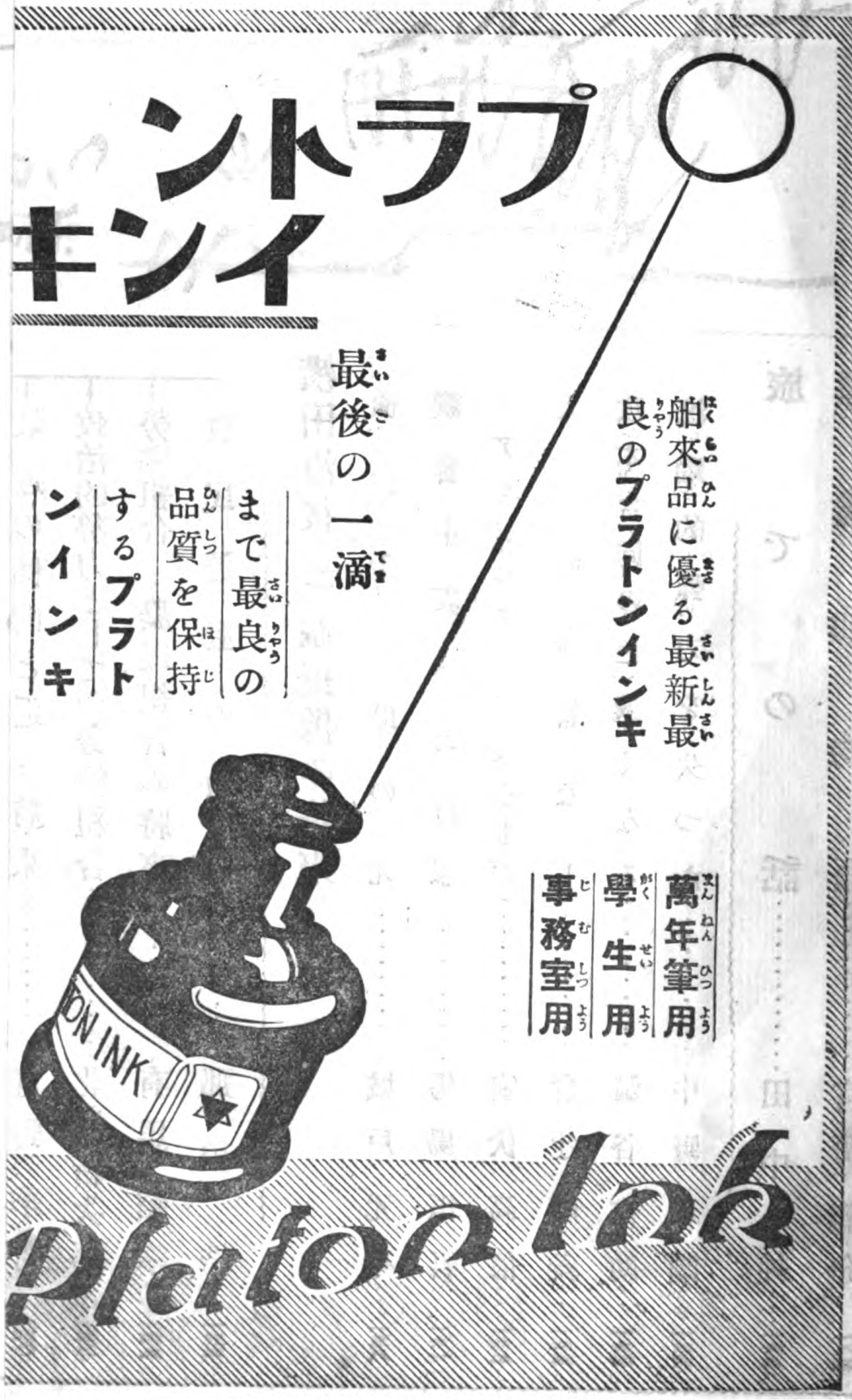
THE KAIZO

改造

三月號

1925


氣分を爽快
朝と食後の
チューブ入
クラブ煉齒磨
便利で徳用で衛生的な
チューブ入りの齒磨
CLUB CREAM MARK
クラブハブラシ
お顔のアレない
クラテイ石鹼


プラトンインキ
舶來品に優る最新最良のプラトンインキ
萬年筆用
學生用
事務室用
最後の一滴まで最良の品質を保持するプラトンインキ
Platon Ink

改造三月號目次

樞府廢止と憲政會の態度……卷頭言……一
法律に於ける個人的と社會的……牧野英一……二
兌換制度の確立と改造……堀江歸一……一四
旅での話……田中純……一六
孫逸仙物語……宮崎龍介……[illegible]

堺利彦傳……堺利彦……二〇七

夕靄……木下利玄……二二二

印度洋……齋藤茂吉……二二四

聖フランス・シャギエル出生の地……木下杢太郎……二三五

圖畫教育私見……岸田劉生……二四四

成吉思汗傳奇……幸田露伴……二五四

創作

霧[illegible]……伊[illegible]

親ごゝろ……藤森成吉……三五

怨靈借用……泉鏡花……七九

夢みたいな話……里見弴……一〇七

風味よく！
値も安く！
お米の味まで
おいしくする
評判の福麥を
是非御使用下さい!!
健康増進
食糧問題解決のために!!!

福麥の特長

白米食の弊害　白米のみを食する時は便秘、筋肉力衰退、頭腦殊に中樞經にも異狀を來し理解力、性慾の減退となることは周知のことであります。

福麥は　最近發明の穀類の組成分解法に依りまして白米にないビタミン、及び成長に必要な燐鐵の吸收を完全にし、藥物的効果は勿論、榮養を著敷増進せしめたものであります。

福麥は　含有成分を分解してありますから消化のよいのは勿論お米の味までよくするのでありますからどんな麥嫌ひのお方も必ず福麥でなくてはならぬ様になられます。値段は御米の半額以下です。



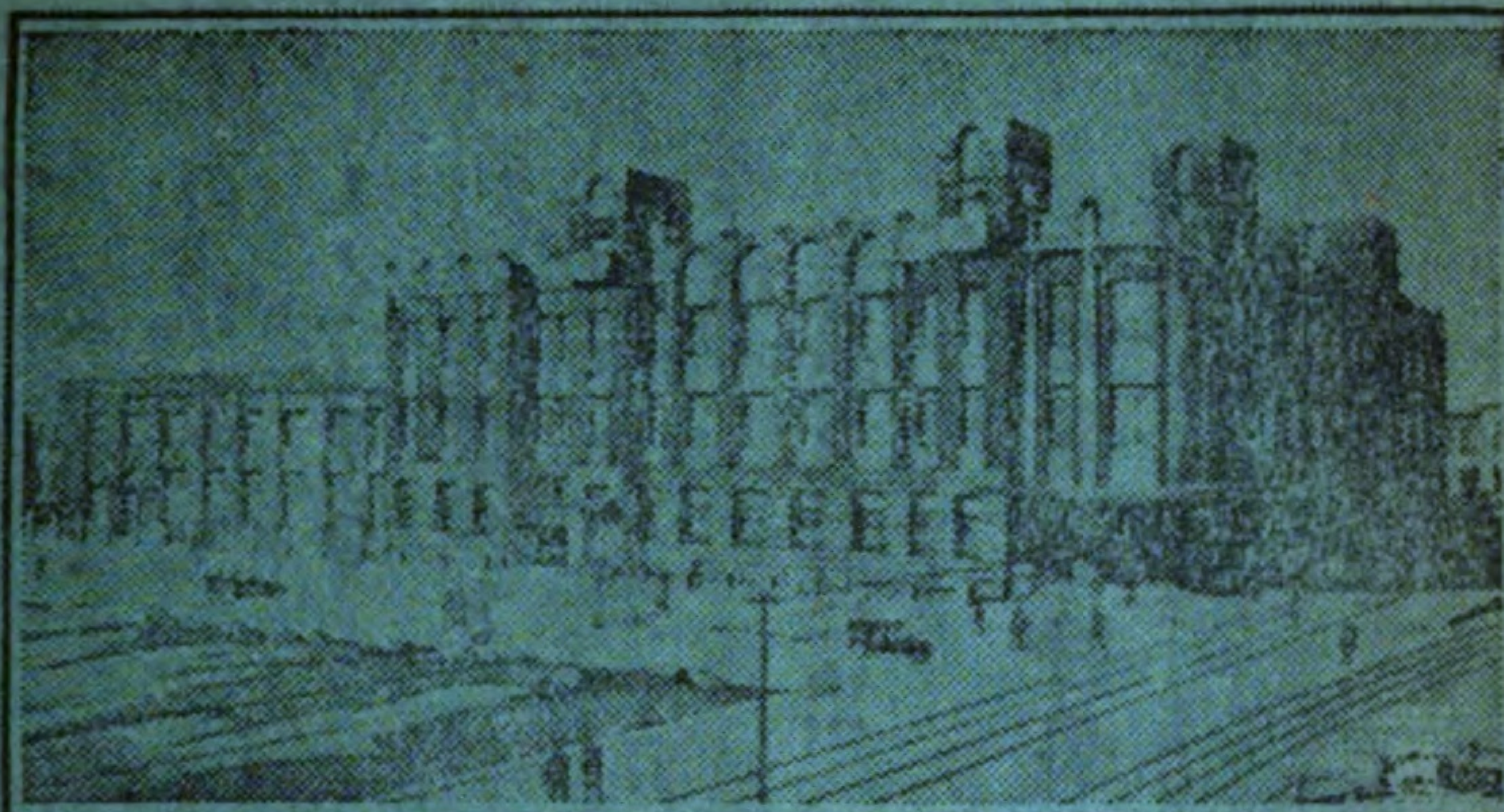
東京市内は各所にて販賣しつゝありますけれども、本社へ直接御申込ありてもお差支へありません、直ちに配達致させます、尚全國各地には目下普及に勉めつゝあります

東京市日本橋區平松町
加島ビルディング
食糧研究株式會社
電話大手三八二七番
振替東京六九〇八〇番

（説明書申込次第送呈致します）

新築中の福岡日日新聞社

（今秋落成）



【向て右南北に約二十四間左東西に約四十三間總鐵筋コンクリート建延坪千七百三十坪】

躍進的發展の「福岡日日新聞」

見よ

▽報道の迅速確實にして記事の豐富を
▽洗錬されたる權威ある廣告を
▽明治大帝御製の大色紙附錄を
月極讀者に毎月無代進呈
名流諸氏の謹寫
御歌所長 入江爲守子（一月）
御歌所寄人 阪正臣氏（二月）
東本願寺法主 大谷光演伯（三月）
＝四月以降は追而發表＝

▽東京、大阪、福岡本社内直通
專用電話の偉力を……

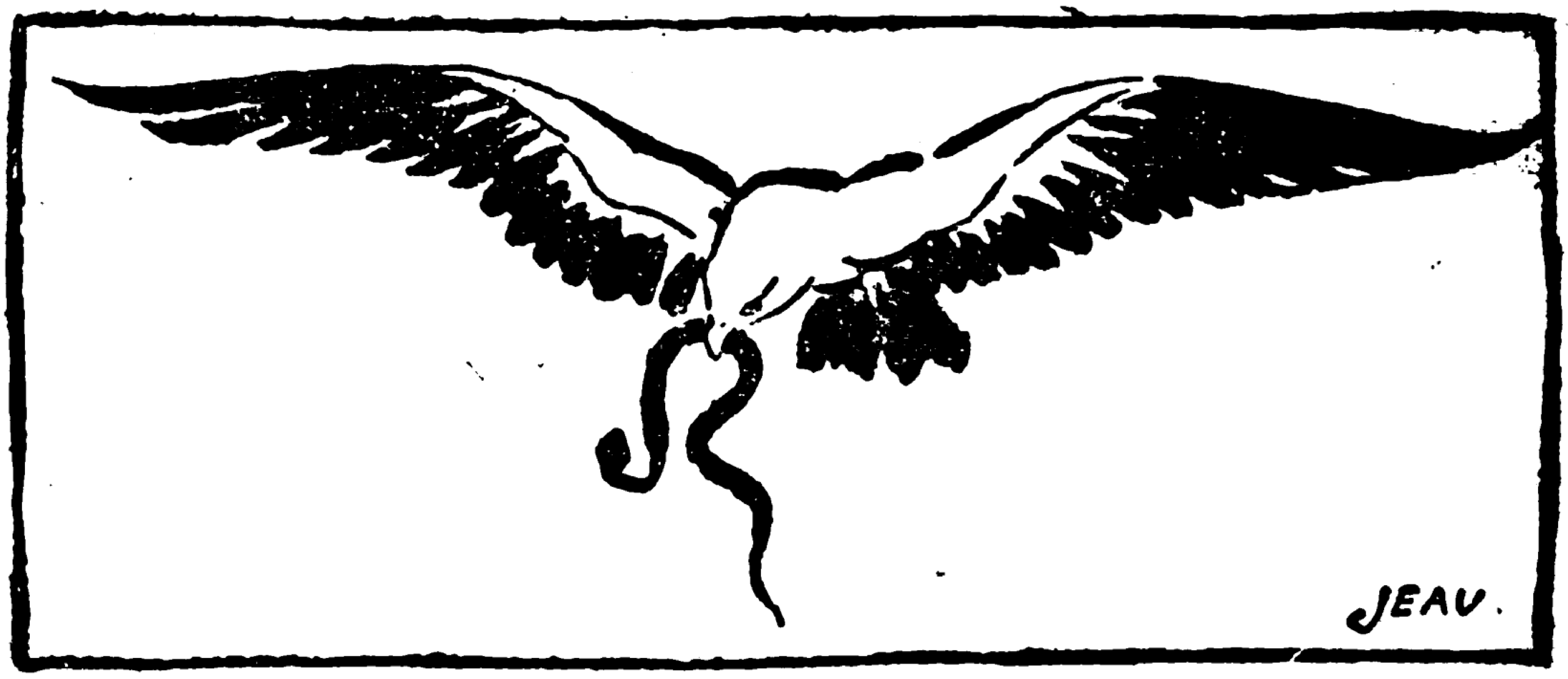
▽超高速度輪轉機設備の計劃を
目下獨逸に註文中の……

▽無線放送電話設備の計劃を
新社屋三階の……

岩波書店新刊書

カント雜考	桑木嚴翼著	四六判三四〇頁 布表裝函入 定價一圓八十錢 送料內地書留十八錢
カントの實踐哲學	安倍能成著	四六判二四〇頁 布表裝函入 定價一圓五十錢 送料內地書留十七錢
キング 宗教の發達	寺澤智了 高野正治 譯	菊判四五四頁 クロース函入 定價金三圓 送料內地書留廿七錢
永遠への理想	石原純著	四六判三四四頁 布表裝函入 定價一圓八十錢 送料內地書留十八錢
戯曲集 標(しめ)立(た)つ道(みち)	倉田百三著	四六判三八〇頁 背布裝函入 定價金二圓 送料內地書留十八錢
音樂巡禮	兼常淸佐著	四六判四六〇頁 布表裝函入 定價二圓二十錢 送料內地書留十八錢
瓜哇史	メース女史著 松岡靜雄譯補	菊判四〇〇頁 クロース函入 定價三圓五十錢 送料內地書留十七錢
現代オランダ建築	堀口捨巳著	四六倍判 插畫八十六圖 定價六圓五十錢 送料內地書留廿七錢
ケインズ 貨幣改革問題	岡部菅司 內山直 譯	四六判三〇〇頁 布表裝函入 定價一圓八十錢 送料內地書留十七錢
カアバア 分配論	大山千代雄譯	四六判四〇〇頁 布表裝函入 定價一圓八十錢 送料內地書留十八錢

發兌 東京神田 南神保町 岩波書店 振替東京二六二四〇 電話四谷五八七〇



(三月號)

樞府癈止と憲政會の態度

憲政會は野黨として十年の苦節を嘗めたに拘らず、近時、その成すことすべてが官僚的なるは我々の尤も遺憾とする所だ。たとへ加藤・若槻等の官僚がその主腦であるとは云へ、憲政會が把持した十年不變の一大精神は何ものか儼乎として殘つておらねばならぬ。野黨として浪人、野武士の精神をも取入れて遂に今日を成したる苦艱の痕を忍ぶ何者かが殘つておらねばならぬ筈だ。それに近代の最惡法であり、彼の專制時代の露國のやうな頑冥思想の持主である床次一派が奉ずる治安維持法案を人もあらうに憲政會の手によりて議會に提出されんとは我々の夢想だに及ばざりし所である。

若しかくの如き案を提出して、矯激なる外來思想を防止し、我國の社會運動の左傾を防止し得るとせばそれもよかろうが、彈壓のある所必ず露國の如き噴火口を生み、取締の抑壓なき英國の如きが靜平無二の國であることは加藤君いかに血の廻りが鈍いとはいえ御承知の筈だ。若槻君に至りては此點何等の成算なく、依然として官僚思想をそのまゝ繼承し、上院の固陋思想をそのまゝ代辯しつゝあるが如く此兩人は憲政會の綱要を破壞する二大元兇なりと稱せらるゝも更に辭なからん。何となれば普選といひ、上院改革といひ一歩は一歩と民衆政治を仰望し、閥族、官僚の政治より脫却せんとする此等憲政の二大政綱と今回の擧措とは相矛盾する行き方であるが故である。我々は彼の清浦と一夜にして情意投合し、己れが政權をとるためには國民の總てを賣つて平然たる足輕輩ならばこんな苦言は呈せぬが普選を斷行する內閣なるが故に、多數の黨員を失ふも尙ほ且つ自己の信條を捨てず國家のために財政、行政整理を斷行する內閣なるが故に、上院改革を斷行する內閣なるが故に、此一言を敢えてするものである。

上院改革、普選案を阻止する何者かがあれば、それが若しも樞府であつて見れば我々は全國民の名によつて樞府の廢止のために大々的に國民的運動に取りかゝる必要があることを一言しておく。

法律に於ける個人的と社會的

牧野英一

はしがき

大正十三年十一月八日夜、婦人聯盟の嘱託にまかせて一場の講演をした。そのときの演題をそのまゝに、さうして、そのときの原稿を少しばかり補修して、この一篇を作ることにした。

この小さな論述に於て取り扱つた材料は、すでに屢、わたくしの述作に於て議論を重ねたところである。その夜の聽衆は、わたくしの從來の論述に親しみのない人々であつたらしく思はれたので、敢て重ねて之をものがたつたわけであるが、今、之をこの紙上に掲げることにして見ると、甚だしくためらはれるものがあるのである。わたくしは、この點に付いて、大方の諒恕を乞はねばならぬ。

婦人聯盟の仕事は、わたくしは、一方に於て婦人といふものを婦人みづから理解し、他方に於て婦人といふものを社會一般に理解せしめ、婦人をして眞に社會の一員としての名譽と職能とを發揮せしめんとするに在るものと解して居る。わたくしは、その講演乃至この論文に於て、少しも婦人問題に觸れては居ない、しかし、その講演をした折にも、今、この論述を整理しつゝも、わたくしは婦人聯盟のその仕事が、十分眞實に、さうして十分堅固に、その歩武を進めんことを祈つて居る。

近く、わたくしは、『民法の基本問題』を公にした、その中に、わたくしは、法律行爲の解釋といふことを、問題として取扱つて見たのであるが、畏友法學士平野義太郎君は、わたくしの其の著を批評し、『ヴェニスの商人』に現はれた事案を論じて居られる。わたくしが、ここに、シエークスピヤの其の作を基礎として、近世に於ける思想の展開を論ずることになつたのは、一に平野君のその示唆に因るのであるし、さうして、この論稿を書きつづけつゝ、なほ同君から重要な助言を受けたことが少くない。ここに謹んで感謝の意を表する。

一

わたくしは、ここに、『ヴェニスの商人』を借り來つて、思想の轉回に關する法律家の見解を述べて見たいとおもふ。『ヴェニスの商人』――即ち、かの人肉質入事件といふのは、シエークスピヤの作りばなしである。今日から見て、それは、作りばなしなることの疑ひないやうな作りばなしであるが、これを實演するときには、今日でも、やはり、觀衆の喝采を博すものであるらしい。ただ、謂ふまでもなく、わたくしは、シエークスピヤのその作の藝術的價値を評論するのでない。わたくしは、ただ、法律家としてそれをながめて見ようとおもふだけである。

法律的觀點からシエークスピヤのその作を評論したものは少くない。さうして、その中で、特に有名なのは、コーラーである。後にはベルリン大學の教授として、特に名の高かつたコーラーは、その三十五歳かの折、ウュルツブルク大學の教授としての著たるその『シエークスピヤ論』に於て、之を論じたのであつた。歴史家として特殊の研究を重ねたその論議に於て、氏は、激しく、イエーリングに向ひ論爭の鋒を向けたのであつた。イエーリングが、その『權利の爲めの鬪爭』に於て、一方に於ては、シャイロックの肩を持ちながら、他方に於ては、その法律行爲を以て、善良の風俗に反するものとして無效だとしたのに對し、コーラーは、その該博的歴史な研究をうち擧げて、昔の債權法に於ては、

身體生命さへもが擔保に供せられた例が多いとしたのである。ローマー日耳曼では、シャイロックのその時代、即ち十二世紀十三世紀に於けるイタリヤの都市の文化を考へ、そこには一般の法律思想として、シャイロックの斯くの如き契約を、善良の風俗に反するものとする思想が熟して居たとするのであるが、しかし、イエーリングが、さも一般的にかくの如き法律行爲を無效呼ばはりしたのを、法制史的に不穩當であるとし、ヴェニスの昔の法律から謂へば、人肉質入といふことは、當然無效なものとは見らるべきでなかつたといふのである。今日では、かくの如き契約が、公の秩序善良の風俗に反する法律行爲として、民法第九十條に依り、當然無效であることは言ふまでもない。そこに、われわれとしては、その作を如何にも作りばなしらしい作りばなしと考へる理由がある。しかし、當時のイタリヤの都市では、謂ゆる契約の自由が、今日よりもなほ徹底的に認められて居たのである。さうして見ると、かやうな契約の成立したことは、從つて、それが法廷の問題になつたといふことは、むしろまことらしい作りばなしと考へて行かねばならぬのである。

それで、第一に、その作りばなしが、まことらしい作りばなしであるといふ點から、そのむしろ好奇的な事件が、嚴密に現實を取扱はんとする法律家からも考へらるべき問題になるのである。第二に、その物語の背景が、時代として十二三世紀であり、場所としてイタリヤの都市であるといふことが、またわれわれをして深く反省せしめるのである。十二三世紀といへば、十字軍がすぐ聯想される時代である。イタリヤの都市といへば、そこには、近世の個人主義の徵表たる商業が先づ發達した土地である。十二三世紀のイタリヤの都市に發達した契約の自由の原則といふことが、われわれにとつては、相當に重要な問題であるのである。第三に、その作りばなしらしい作りばなしが、解釋の上から、甚だしく、今日の觀衆の神經を刺戟するといふところに、また、何か考へねばならぬ或ものがあるのではなからうか。十

一二三世紀のイタリヤの都市に於てはどうであつたとしても、二十世紀の今日に於ては馬鹿らしい物語としかおもはれない。しかし、今日の人人は、やはり、舞臺の上のシャイロックの一言一句、ポーシャの一擧一動に、片唾を呑み、手に汗するのである。やはり、そこには現代的に意義ある或ものが存立して居るにちがひない。さうして、第四に、コーラーが、之を評論した一八八四年といふ日附に注意したいのである。一八八四年といふ精密な數字は兎も角として、それは、まさに十九世紀の末葉である。わたくし共の力を入れて唱道しつつある自由法論の先驅がそこにコーラーに見出されねばならぬのである。自由法論の學説は、一八九九年に公にされたフランスのジェニーの著から其の歴史をたどることが普通になつて居る。それ以前に自由法論がないといふのではない。しかし、ジェニーの著が特に世の注意を促したのであつた。さあれ、若し嚴密に謂ふならば、それ以前の述作としてコーラーの著は、特に鄭重されねばならぬものである。又、實際、コーラー自身は、世の人が、自由法論の先驅としてこの書を調することのうすきを不平におもつて居たのである。わたくしは、この點に於て、コーラーの不平を當然と考へて居る。さうして、ポーシャの裁判が、十九世紀の末葉に至り自由法論と稱せられて世の注意を喚起した法律學の新らしい思想に對し、重要な示唆を與へたといふ點から、わたくしは『ヴェニスの商人』に多大の興味を持つのである。

二

高利貸のシャイロックは、裁判官に向ひ、アントニオに對して、約束通り、その胸元の肉一ポンドを請求するのである。──坪内博士の翻譯をたよりつつ、二三の台詞をここに掲げて見よう。

シャイロックは、領主の公爵に向つて主張して謂ふ。『是非とも證書面通り科料を受取ると神に誓を立てました。そ

れをならぬとおつしやりますれば、お國には法律もなく、自由もないことになりませう。或は御不審もございませう。何故、三千兩の金を取らんで、何の役にも立たん人肉一ポンドを欲しがるかと。そのお答は致しません。が、かりに、これは手前の本懐だと申したら、如何でございませう。例へば、鼠があばれて困るので、手前がこれを殺してくれる者がおれば、一萬兩遣さうと申したといたしたら如何でございませう。え、お分りになりましたか。世間には、口を開いてゐる豚を見れば胸がむかつくの、猫を見りや氣が狂ふといふ者もあれば、風笛の音を聞くと堪らなく不快な氣持になつて小水を催ほす者もあります。好惡に激しい愛憎の主人で、それが人の氣分を支配して、反感をも同感をも起させます。そこで、お答しますが、丁度、何故口を開いてゐる豚が忍耐が出來んか、何故無害有益な猫や風笛がたまらなく厭に感ぜられて、何故恥辱をかいてまでも忍耐が出來んかといふ理由が申されないと同じやうに、見す見す損と知りながらアントニオに對して斯ういふ訴訟をしますのも、彼に宿怨がありまして、蟲が好かないからでございます。それ以上の理由は申すことも出來なければ、申さうとも思ひません』と。

シヤイロックは、自由なる契約の結果として成立したその證書に基づき、その請求を、領主の公爵に對抗するのである。公爵は、さまざまにシヤイロックをなだめた末、しまひには、稍強く『わしが領主たる權力を以つてこの法廷を閉ぢても可いのぢやが』とまで腹を立てた。しかし、シヤイロックが、その領主に對して『それをならぬとおつしやりますれば、お國には法律もなく自由もないことになりませう』として、あくまでも、法律を主張することは、謂ゆる法治國の思想である。あくまでも自由を主張することは、謂ゆる立憲的思想である。さうして、法律に依つて權利乃至自由を主張するに付いては、その動機は之を論ずるの必要がないとするのである『好惡に激しい愛憎の主人で、それが人の氣分を支配して、反感をも同感をも起させます。』動機に關する斯やうな事柄は、生活の自由と共に上帝と惡魔とを希

望する社會に於ては之を論ずべきものでない。形式上確定されて居る權利は——ここでは、證書面にしかく明白にされて居る權利は——その形式のままに、完全に、絶對に主張されねばならぬ。これが、法治國と立憲制度との下に於て、自由を基礎とする法律の精神である。

公爵が『他人に慈悲を施さんでゐて若し自身が慈悲を要求する時が參つたら如何する』としたのに對し、シャイロックは、また、極めて論理的に答をして居る。『曲つたことをしない者が、裁判を怖がる筈はありません。閣下がたのお邸には買收なされた多數の奴隷がをります。それを閣下がたは驢馬や犬のやうに隨分こつぴどくお使ひなさる。その筈です、お買ひなさつた奴等だからね。若し手前が、閣下さんに、彼奴等を自由にしてやりなさい、姫さんがたのお婿さんになさい、何故あんな酷い仕事をおさせなさる、彼奴等の寢床も閣下がたのと同じ柔らかなのにして、何故同じやうに美い物をお食はせなさらんと申したなら、閣下は、「彼奴等はおれの所有物だ」とおつしやるでございませう。手前もさうお答します。手前が要求する肉一ポンドは高い價で買取りましたもので、手前の所有物ですから戴きたいと申すのです。それをならんとおつしやれば、お國には法律は無いも同然です。ヴェニスの政令は悉く無效です』と謂つて居る。わたくしはシャイロックが、その契約論を正當視するの根據として、所有權の絶對性を援用して居ることを甚だおもしろいことに考へる。契約の自由なる思想は、要するに、所有權の絶對性のコロラリーとして主張されるのである。領主の公爵が奴隷に對するおのれの所有權の絶對性を侵すべからざるものとし、これをその政治の基本原則とするに於ては、そのコロラリーたる契約の自由も亦是認されねばならぬ筈である。領主が所有權を尊重するかぎり、シャイロックも亦、その契約上の權利を主張するのである。

領主は、その『國主たる權力を以てこの法庭を閉ぢても可いのぢやが』と、その權力主義をひらめかして見たのであ

つたが、しかし、法律的に問題を解決するのを妥當と考へたのであらう。そこで『ベラリォといふ國學のドクトル』に裁決をゆだねることにした。ベラリォは病氣の爲め公爵の招聘に應ずることが出來なかつたので、若い代理としてポーシヤが裁判することになつたのである。

ここに於て、シヤイロツクは、裁判官に向つて、『正義を要求』するのである。『手前は正義を要求します。證書通りの科料を要求します』と主張するのである。バツサニオは、自分のことから斯やうなことになつたのであるから、特に哀願を爲し、シヤイロツクを攻撃して、『正義呼ばはりは表向で、底意は害心に相違ございません。願はくば政府の御權力を以て、大義の爲めに、聊か法律を曲げられまして、この人非人を御制肘下されたい』と拜むのであるが、裁判官は、『いや、それは出來ん、ヴエニス中の如何なる權力を以てするも、定まつたる國家の法令を改めることは出來ん』と言ひきるのであつた。

先に、シヤイロツクは、公爵に對し、權利の主張に對する自己の動機は之を説明しないと稱しながらも、なほ、『斯ういふ訴訟をしますのも、彼に宿怨がありまして、蟲が好かないからでございます』と明言して居る。バツサニオも亦、それを論じて、『正義呼ばはりは表向で、底意は害心に相違ございません』と謂つて居る。今日の法律觀から謂ふならば、斯やうな動機に基づく斯やうな主張は、謂ゆる權利の濫用に屬するものである。例へば、ドイツ民法第二百二十六條は、他人を害する目的を以て權利を行使することを許さないことにして居る。斯やうな明文のないわが民法の下に於ても、解釋上、結果は同一に歸着せねばならぬし、又現に、わが判例も之を認めて居る。しからば、バツサニオの謂ふ如く、ここに『聊か法律を曲げ』ることは差支ないわけであるのである。しかし、裁判官のポーシヤは、それを許さない。さうして、法律の神聖を保持するが爲めには、如何なる權力にも對抗せねばならぬと宣言するのである。

シャイロックは喜んで『ダニエル樣の再來だ』と讃賞した。『恐れ入つた賢明な裁判官さんだ』と嘆美した。さうして、裁判官は裁判を下した。

曰く『蓋し、この證書面に認めてある科料は、法律の意義並びに目的上より見て、十分是認せらるべき性質のものである。』『商人の肉一ポンドはその方の物である。法廷が之を是認して、法律が之をその方に與ふる。』『すなはち、その方みづから手を下して彼が胸元からその肉を切取らねばならんぞ。法律は之を許可し、法廷は之を是認する。』と。シャイロックは『公明正大な裁判官』とし、『最も博學なる裁判官』と叫ばざるを得なかつた。

三

しかし、裁判官は、直ちに語を次いだ『ちよつと待て。まだ申すことがある。この證書には、血は只の一滴たりともその方に與ふると書いてない。明瞭に「肉一ポンド」とのみ記してある。然る上は、證書面通り肉一ポンドを取れ、併しながら若し之を切取るに當つて、基督信者の鮮血を只一滴でも灑ぐに於いては、その方の地所も家財も、ヴエニスの國法によつて、悉く之をヴエニスの國庫に沒收いたすぞ』と。

ポーシャのこの裁判は、芝居では、**まさに觀衆をうならせるところである。**ポーシャの宣告は意外である。しかし、**われわれの常識は之に滿足するのである。**結論がわれわれの常識に一致するのはいいが、しかし、その裁判の理由は、**それで、果して滿足し得べきものであらうか。**

ポーシャの宣告は意外である。何故に、しかしそは意外であらうか。謂ふまでもなく、今日の人人の考へに於て、契約は自由であり、**從つて、自由に締結された契約は、絕對に當事者を拘束すべき筈である。**されば、人人は、シャイロ

ツクの主張を、無理とは信じながらも、それには強い理由のあることを認めねばならぬのである。その理由を認めながらも、その主張を認めたくないところに、人人には、その法律思想から離れて成立する別の道德思想がある。ここに、法律と道德との矛盾が成立して居る。さうして、更に例に、人人が抱持する法律思想から考へて見ると、ポーシャの宣告は、甚だしく意外なものであるのである。

意外ではあるが、しかし、その結論は、やはり、待ち設けられたものであるのである。道德思想が法律にうち勝つのでなければ、この世に本當の正義はない、されば、その矛盾の間に法律と道德との鬪爭があり、その鬪爭の末に道德が法律の上に位するに至るといふ點に於て、ここに、芝居が成立するわけになるのである。

わたくしは、ここに、先づ、契約は絶對にその當事者を拘束するとの、法律上の原則から考へてゆかねばならぬ。ヴェニスではこれが法律であつたとのことである。固より、その故を以てその芝居が仕組まれたわけである。しかし、その原則は單にヴェニスの法律であるに止まらず、われわれが、今日、現に持つて居る法律思想であるのである。われわれが、昔のヴェニスの法律を、單に好奇的な昔のこととのみ考へず、今日のわれわれの身の上に引きくらべて、まさに事理がさうであると考へるところに、また、芝居が仕組まれたわけである。われわれは、ヴェニスのその古い法律を今日もなほ正當なことと信ずる。その法律は、今もなほわれわれの法律として成立して居るものだと考へる。ここに、この芝居が成立するのである。

實を謂はば、今日は、そんな法律が、最早ないのである。民法第九十條に於て、公の秩序善良の風俗に反する法律行爲が無效とされて居る以上、契約といふものには、當事者が絶對に拘束されねばならぬといふ法律は、最早ないと謂はねばならぬのである。しかるにも拘はらず、世の人人は、成文の斯くの如き規定をかへりみず、却つて自己自身の脚の

なかに描いた法律を、現に存する法律として考へ、契約には絶對に拘束されねばならぬものであるとして居るのである。

世の人人は、法律を罵るとき、法律は一定の成文の上に規定されて居るから止むを得ないものとして居る。しかし、法律家たるわたくしの眼から見るときは、世の人人の法律なりと信じて居るものは、實は、國家の命令として成立して居るものでもなく、又、成文の上に法律として規定されて居るものでもないのである。世の人人は、國家の命令でもなく、成文の上に規定されて居るのでもないものを、自分みづからで、之を國家の命令なりと極め込んで居る。自分みづからで、之を成文の上に規定されて居るものととり定めて居る。さうして、その法律を罵りながら、呪ひながら、その法律に拘束されて苦しんで居るのである。――惟ふに、世の人人の法律と信じて居るものは、或はこれ幽靈のたぐひでもあらうか。世の人人は、みづから幽靈を描きながら、みづからそれに怖れて居るのである。

しかし、法律家の眼から見た眞實の法律はどうであらうとも、事實に於て、世の人人を拘束して居る法律はその幽靈の如き法律である。一般の人人は、固より、その法律を怖れ、それに從つて居る。さうして、裁判官も亦、世の人人より外の人ではないので、やはり、その法律を信じ、その法律を守り、その法律を行つて居るのである。されば、この意味に於ては、その幽靈の如きものが、實は、眞實の法律と稱せらるべきものであるかも知れぬ。さうして、この意味に於ては、わたくしは、法律を以て、國家の命令とは考へないのである。法律を以て成文の上に規定されて居るものとは思はないのである。法律は、世の人人の錯覺の裡に存立するものと、むしろ信じて居る。――法律學者の一派は、法律を以て國民的確信の發現であると說いて居る。その語は、右の事實をものがたつたものである。要するに、法律と稱せられるものは、世の人人の意外にも、世の人人の意中に存するものである。さうして、世の人人のその確信は、往々に

して錯覺に過ぎないことがあるのである。

契約を以て絶對に當事者を拘束するものと解することは、明かに、錯覺である。しかし、それは、今日に於ても、なほ、中世のヴェニスに於けるとおなじく、世の人人の確信である。芝居は、この確信たる錯覺を利用して、觀衆を弄んで居るものなのである。

しかし、芝居は、同時に觀衆をして反省せしめるものである。觀衆――即ち、世の人人の意中には、その錯覺を批判する若干の材料がある。その錯覺に反抗する或ものがある。それは、道德と稱せられるものである。道德が法律の上に位するといふことは、語として許さるべきやうに見えても、それは、しかし、われわれの道德と考へるところを以て、國家の命令たる法律を無視し得るものといふことになる。さうなるものと考へて見ると、それは、相當に考慮せらるべき思想である。しかし、觀衆は、是非とも、道德をして法律にうち勝たしたいのである。作者も何とかして觀衆の意を迎へねばならぬのである。斯くして、裁判官ポーシャは、一種の理由を案じて、その裁判を爲すに至つたのである。

觀衆が、不知不識の間に、しかく法律と道德との矛盾を認め、それをして互に相爭鬪せしめるのは、觀衆に――即ち、世の人人に、蔽ふべからざる批判的精神の存立することを示すものである。批判は、その結果として、當然に、傳統に對する反抗を持ち來たさねばならぬ。これは思想の免れがたき運命である。しかし、斯くの如き運命の下に、われわれの生活には進化がある、人類の將來に發展がある、といふことになるのである。

世の人人は、しかく傳統に對する反抗を敢てするのであるが、しかしその傳統と稱せられるものも、實は、世の人人の意中に存するものに外ならぬのである。世の人人は、自己の思想を、自己みづから、相矛盾せしめ、相鬪爭せしめ、そこに、自己みづから、悲劇を作り、喜劇を重ねて居るのである。傳統に對する反抗といふときは、語にやや詭激なも

のがあらう。しかし、要するに、みづから自己を批判して、自己を改造するといふの謂に外ならぬものである。

しかし、世の人人は、しかく自己をみづから改造するに方つて、意外なぬれ衣を國家に着せるのである。何となれば、世の人人は、その道德をその法律に對抗せしめるに當つて、法律を以て單に國家の命令だとするからである。國家の命令なるが故に、力の上では之に屈せざるを得ないのであるが、之に屈せざるを得る場合に於ては屈せざるべきものとするからである。斯くして、個人が、道德の名に於て、國家に對し、革命をした歴史がしかく多いのである。しかし、それは、明かに、國家にとつてはぬれ衣である。法律は國家が個人に命令して居るものでなくして、個人が國家から命令されて居るものとして信じて居るものに過ぎないからである。個人が――否、世の人人が、法律に關するその錯覺から、みづから眼覺めるとき、法律と道德との關係に關するその批判的精神を更に徹底せしめて自己の錯覺を錯覺なりと自覺するとき、そこには、最早、鬪爭とか、反抗とかいふことは要らぬ筈である。事は思想の改造に關する。力といふものはそこに關係すべきでない。みづから悔い、みづから改めるのに、どこに力が要らう。

領主たる公爵は、法庭を閉ぢて、自己の權力を示すといふことはしなかつた。博學のドクトルをして、理論の上から、即ち思想の上から、裁判せしめることにしたのである。

斯くて、ポーシヤの意外な裁判といふことになつたのである、

四

ポーシヤは、シヤイロックに向つて、言ひ渡した。

『然る上は、證書面通り、肉一ポンドを取れ。しかしながら、若し、之を切取るに當つて、基督信者の鮮血を只一滴

も識くに於ては、その方の地所も家財も、ヴェニスの國法に依つて、悉く之をヴェニスの國庫に沒收いたすぞ』と。さうして、更に之を釋明して、次の如く宣告した『であるから、肉を切取る準備をせい。血を流してはならんぞ。また、肉は、丁度一ポンドより以外、多くも少くも切取るに於ては、よし、それが、たかが一分又は一厘ほどの輕重であるとも、いや、只、髮の毛一筋だけの量目の違を秤皿の上に生ずるに於ては、その方の命はないぞ、その方の財産は悉く國庫に沒收いたすぞ』と。

シャイロックは、驚きの目を見張つて、『これが法律でございますか』とたづねた。裁判官は、之に對して、『畢竟、その方がひとへに嚴重な證書面通りの裁判を申し乞ふが故に、おのれが望み以上の、嚴重な裁判を受けんければならんのぢやと覺悟をせい』と附加して居る。

契約の解釋に關する今日の思想から謂ふならば、斯くの如き契約が有效と認められる以上、その契約と事實上離るべからざる事柄は、當然に、その契約と合一して一體を爲すべきものと考へらるべきものである。肉一ポンドの質入を有效とし、之が强制執行を許さるべきものとするに於ては、それと事實上離るべからざること、即ち、若干の血の流れ失せること、乃至生命そのものまでが、それに從つて居るものと解されねばならぬのである。若し、之を許すべからざるものとするならば、質入を有效とするといふことは、全然無意味のことに歸着せねばならぬのである。

否、もつと率直に之を理解すべきであらう。胸元の肉一ポンドを擔保に提供するといふことは、要するに、生命そのものを擔保にしたといふことに外ならぬのである。胸元の肉一ポンドといふのは、證書面に於ける用語のあやに過ぎない。斯くの如き用語に依つて表示された當事者の意思は、要するに、生命そのものをかけるといふことである。されば、アントニオは、神妙に、『わたしは病に取附かれてゐる弱い羊なのですから、先だつて死ぬのは當り前です。バッサ

ニオさん。貴下は後に生殘つてわたしの爲めに墓誌を書いて下さるのが何よりの務です』と覺悟を極めて居るのである。

ナポレオン民法第千百五十六條には、法律行爲の解釋に關する第一の原則を掲げて、『合意に付いては、當事者の共通なる意思がどうであつたかを探究すべきで、その用語の文理的意義に執着すべきでない』として居る。肉一ポンドといふ用語そのものに執着すべきでない。その用語が、實際に於て、如何なる意義を有すべきかを論ずべきものである。ドイツ民法第百三十三條も亦おなじことを規定して居る。曰く『意思表示の解釋に當つては、眞實の意思を探究すべきで、表示の文字的の意味に拘泥すべきでない。』

しかし、ポーシャは、近代的な斯くの如き原則を認めなかつた。アントニオがしかく神妙に覺悟をして居るにも拘はらず、アントニオの現に契約したところは、どこまでも肉一ポンドそれ自身に止まるもので、證書面のその文言の外何物でもないとしたのであつた。

意思表示が、しかく其の文言に拘泥して解釋せらるべきに非ざるのみならず、意思表示に依つて成立する法律行爲そのものも亦、一定の原則に從つて解釋されねばならぬであらう。ナポレオン民法は、先づ、その第千百五十七條に於て規定して謂ふには、『契約の約款が二つの意味を持つ場合に於ては、效果を發生すべき意味に解釋すべきであつて、何等の效果をも發生すべきでない意味に解釋すべきでない』と。更に第千百五十八條に於ては、『用語が二つの意味を持つ場合に於ては、契約の事項に最も適合する意味に解釋すべし』とし、又第千百六十一條には、『契約の各約款はおたがいに彼此照して之を解釋し、契約全體から考へるべき意味を各約款に與へねばならぬ』として居る。ナポレオン民法には、法律行爲の解釋に關して、その外、なほ若干の規定を設けて居る。その規定を綜合して考へると、法律行爲の解釋に、當事

者が、その法律行爲に於て如何なる意思を表示したかの事實上の問題として考へるべきものでないことになつて居る、法律行爲の用語が二つの意味に解せらるべき場合に於ては、その法律行爲の内容は、實際に於て、不明なものであるのである。事實として不明なものを事實として取扱ふ限りに於ては、それは、どこまでも不明なものたるを免れない。之に一定の意味を與へることはできないのである。又、契約のもろもろの約款がお互ひに矛盾して居るものたるに於ては、その契約は、事實上、矛盾した約款から成立して居るものなので、之に一定の意味を附して考へるといふことは、事實としては、できない仕事だと謂はねばならぬ。しかし、ナポレオン法典は、法律行爲の解釋を、事實たる意思表示の立證上の問題とは考へなかつたのである。これを、法律上の問題とした。即ち、一定の合理的な立場に於て、斯くあらねばならぬ筈だとの標準から論ずべきものだとした。さうして、その合理的標準は、要するに、契約の事項に最も適合した意味に解するといふことである。如何なる效果を以て契約の事項に最も適合したものと認めるかは、當事者が之を法律行爲に於て取極めたものと解して行かないで、反對に、契約の事項に最も適合したものと認めらるべきものを標準として、當事者間の法律行爲を解釋してゆかうといふのである。當事者間の法律行爲を離れて、先づ、契約の事項に最も適合したものを想定するといふのは、客觀的に斯くの如き標準の成立し得ることを豫定したものである。わたくしは、その故を以て、之を合理的な標準と名付けたいとおもふ。この客觀的な合理的な標準が、法律行爲の内容を定めてゆくのであつて、當事者の意思表示そのものは、その標準になるのでない。勿論、法律行爲は一の意思表示であるから、意思表示の内容が第一に考へられねばならぬ。この場合には決してその文言に拘泥すべきでない。さうして、斯くして確定された意思表示に基づき、法律行爲の内容を確定する場合に於ては、一定の標準——之をわたくしに謂はしむれば、合理的な標準——から、それが論定されねばならぬのである。

ナポレオン民法は、更に、他方に第千百三十四條第三項に於て、『契約は善意を以て履行されねばならぬ』として居る。又、第千百三十五條に於て、『契約は表示されたる事項に付いて債務を發生せしめたるのみならず、なほ、公平、慣習及び法律が、債務の性質上債務に附隨せしめる事項に付いて債務を發生せしめる』として居る。これは法律行爲の解釋に關する右の規定と相表裏して意味を爲すのであり、また、同時に、そのもろもろの規定を約言したものであると謂ひ得よう。之に對應して、ドイツ民法は、極めて抽象的に、さうして、同時に、極めて簡明に、その趣旨を明かにした。即ち、第百五十七條に於て、『契約は信義誠實の原則に依つて之を解釋すべきものである』とした。又第二百四十二條に於て、債務者は信義誠實の原則に依つてその債務を發行せねばならぬとした。――ナポレオン民法には『善意』ドイツ民法には『信義誠實』といふやうな、極めて常識的な、しかし、輪廓の極めて不明な用語が、そこに用ひられて居る。

即ち、善意乃至信義誠實の原則に從つて契約の解釋を爲すときは、胸元の肉一ポンドといふやうな契約は、その文言から遠ざかつた意味を持たねばならぬのである。換言すれば、肉一ポンドを切取るに付いて普通に附隨する事柄は、當然にそこに包含されて契約の內容を爲すものと解せねばならぬ。おだやかな男、紳士的なアントニオは、さう解して、履行しようと覺悟して居たのである。さうして、實は、芝居の觀衆も亦さう理解して居るのである。しかし、裁判官は、あく迄も證書面の文言に執着したのである。『明瞭に「肉一ポンド」とのみ記してある』と爲し、『若し、聊かでも、丁度一ポンド以上又は以下を切取るに於ては、もしそれが、たかが一分又は一厘ほどの輕重であろとも、いや、只髮の毛一筋だけの量目の差を秤皿の上に生ずるに於ては』と、嚴格に、その裁判を宣告したのである。

われわれから見れば、ポーシャの言は、明かに一の詭辯である。詭辯に因つて社會的正義が保持されたわけである。――さて、詭辯に因つて社會的正義が保持されるといふことは、また、一の矛盾でなければならぬ。

若し、信義誠實の原則に從つて、シャイロックとアントニオとの間の契約を解釋するならば、アントニオは、當然に、その擔保に提供した生命をシャイロックに差出さねばならぬのである。しかし、若し、しかくその法律行爲を解釋するならば、その契約は、信義誠實の原則の適用を受けることによつて、甚だしく公の秩序善良の風俗に衝突することにならねばならぬ。——信義誠實の原則に依つて公の秩序善良の風俗が無視されるといふことは、果して矛盾ならざるを得るであらうか。

五

されば、ナポレオン民法は、法律行爲の解釋に關する右のもろもろの規定を設けると同時に、他方に於て、第千百三十一條に於て、契約が不法の原因を有するときは、無效であるとしたのである。また、ドイツ民法は、一方に於て、信義誠實の原則を揭言すると同時に、他方、第百三十八條第一項に於て、善良の風俗に反する法律行爲は無效とすと規定して居るのである。

わが民法には、法律行爲の解釋に關して何等の規定も設けられて居ない。また、ドイツ民法の如く信義誠實の原則を明言して居るところもない。しかし、契約の不法原因に關するフランス民法第千百三十一條に倣ひ、善良の風俗に關するドイツ民法第百三十八條第一項に從つて、民法第九十條を設けて居る。「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行爲は無效とす」として居るのがそれである。

されば、法律行爲の處置に付いて信義誠實の原則を適用せんとには、その法律行爲は、その成立に付いて、先づ、公の秩序善良の風俗の上から批判を受けねばならぬのである。この批判を通過し、有效に成立した上で、即ち公の秩序善

良の風俗に適合した法律行爲なることがたしかめられた上で、はじめて信義誠實の原則が適用されるのである。されば、信義誠實の原則は、當然に、無條件に、すべての法律行爲に適用せらるべきものではない。われわれは、信義誠實の原則の適用せらるべき前提要件を篤と考へねばならぬのである。

シャイロックは、この前提要件を無視した。かれは、ヴェニスの法律が、アントニオとの間に結ばれたやうな法律行爲を有效として居るとの形式的な事實を前提とし、その法律行爲が、その實質に於て、公の秩序善良の風俗の關係から如何なる意義を有するかを考へないで、さうして、相手方に向つては、その履行に付いて、信義誠實の原則を守るべきことを要求したのである。一ポンドの肉の外に、それに附隨して、若干の鮮血をながし、さうして、更に、その生命を差出すべきことを要求したのである。シャイロックの主張は、そこに、一つの矛盾を免れない。この矛盾の故を以て、聽衆は、シャイロックの主張を一理ありと認めながら、なほそれを否定せんとして居るのである。

しかし、シャイロックの主張は、明かに矛盾して居る。しかし、ヴェニスの當時の法律では、法律行爲をしかく實質的に考察し、公の秩序善良の風俗の上から批判するといふことがなかつた。法律行爲は、ただ、當に、その形式のままに理解せらるべきものとされて居たのである。さうすれば、シャイロックの要求は、法律上、根據あるものと解して行かねばならぬ。既に、それを根據あるものとすれば、信義誠實の原則がそこに如何に作用すべきかが、別に考慮されねばならぬことになるのである。

裁判官ポーシャは、法律上、信義誠實の原則を認めないことにしたのである。法律行爲の成立が、單にその形式のままに認められねばならぬものであるならば、法律行爲の效果も亦、その形式のままに論ぜられねばならぬとしたのである。法律行爲は、單に、その文言の範圍に於て效果を發生すべきものであり、その文言は、その文理的の意義にのみ理

解せらるべきものであるとしたのである。——ポーシャの宣言を以て詭辯なりとするのは、法律行爲の性質に關する現代の思想を以て、それを見るからである。ポーシャの時代の思想を以てすれば、その宣言は、まさしく論理的である、まさしく法律的である、と謂はねばならぬ。

ポーシャは、シャイロックに、その宣告を釋明して謂つた。『畢竟、その方が、ひとへに嚴重な證書面通りの裁判を申し乞ふが故に、おのれが望み以上の嚴重な裁判を受けんければならんのぢやと覺悟をせい』と。即ち、ポーシャは、法律を論理的に處置することに因つて、法律みづからを節制するものなるの理を明かにして居るのである。

六

何故に、法律行爲をしかく形式的にのみ嚴格に取扱ふことが、當時のヴェニスの法律であつたらうか。歴史的な細かい事實の詮索は、これを歴史家にたのむことにしよう。ただ、中世から近世への思想の發展に於て、形式主義嚴格主義の斯やうな考へ方が、如何なる文化的意義を持つたかを一瞥してをかねばならぬ。

シャイロックの時代は十二世紀十三世紀の頃になつて居る。それに因つて、わたしが、十字軍を聯想するといふことは、先に述べた。十字軍は諸國の民衆をして互に交通するの機會を得しめたのであつた。その交通は當然に商業を誘致した。さうして、十字軍を機會に商業上の覇權を握つたのは、イタリヤの諸都市、就中ヴェニスであつたのである。

商業を中心とする文化は、封建制度の階級文化に對して、著しき差異を持つものである。階級文化に於ては、身分が生活關係のすべてを決定する。しかし、商業本位の文化に於ては、財産が階級に代るのである。從つて、契約の自由が生活上の本位になるのである。——商業に於ては、當事者各自の間の自由なる競爭が特に尊重されねばならぬ。謂ふま

でもなく、自由競爭のないところには、商業は成立し得ない。自由競爭の廣く認められないところには、商業は活潑になり得ない。近世に於ける商業主義――從つて、資本主義――は、既に當時のイタリヤに於て成立し、しかのみならず相當の發達をして居たのであつた。さうして、そこには、既に契約自由の原則が認められて居たのであつた。

抑も、封建文明は國防をその第一の仕事として居る。從つて、武士階級が、社會上最も重要な地位を占めるのである。若し武士階級が其の責任を盡さないに於ては、社會、從つて、町人百姓は其の生活を全うすることができない筈である。故に、封建文明に於ては、武士階級が、先づ其の生活の保障を得る必要がある。町人百姓の類は、武士階級に搾取された殘滓に依つて生活するの外なかつたのであるが、斯く、武士階級がその生存權の保障を得たことからして、武士階級には、國防といふ大きな責任が負はされた。この責任を全うするが爲めにる、武士道といふやうな超生活的な道德さへが、發生し發達したのであつた。

封建制度が爛熟して王權制度が漸次發達するに從ひ、國防の仕事は、封建の當事のやうにいそがしいものではなくなつた。世の中に平和の時が多くなつて來たのである。しかし、階級制度は依然として存續した。武士階級は、むかしのやうな責任を負擔することなくして、しかも、むかしのやうに社會の上流に位し、町人百姓を搾取して、しかも、その責任と仕事とにふさはしい社會上の報酬を得ようとしても、それは、到底許さるべきでない。――武士階級が、最早、其の社會的存立の意義を失つたに拘らず、傳統的にその權威を主張し、その權威を單純に當然視したところに、武士階級、從つて、封建文明のおのづからなる崩壞の契機が存立したのであつた。

封建文明に代つたものは資本文明であつた。封建文明の爛熟に因つて世の中に平和が多くなつた。平和が多ければ經濟が發達する。さうして、經濟の發達につれて、おのづから廣い意味に於ける文藝の發展が待ち設けられねばならぬの

である。文藝復興は、一四五三年、サラセン人がコンスタンチノーブルを陥落したときから起算されるのであるが、しかし、イタリヤの都市に於ては、十字軍と同時に發達しはじめた商業主義に於て、すでに、その發現を見たわけであるのである。

ヨーロツパ全體としては、東ローマ帝國の學者たちが西ヨーロツパへ逃げ込んだ頃から文藝復興がはじまり、一四九二年にコロンブスがアメリカを發見した頃から、經濟の特別な發達があつたと謂ひ得よう。文藝復興は、世の人人に、漸次自我の意識を與へた。さうして、經濟の發達に伴ふ商業の發展は、自由競爭の必要を各自に知覺せしめた。――學者は、斯くして、近世文明の特徴を自我の覺醒に在りとするのである。

自我の覺醒といふことは、階級文明の根據なきことを人人に知らしめると同時に、自由平等の原則を人人に覺らしめた。すでに人人は、その本來に於て互に自由平等のものなりとされる以上は、人人の間の取引は、人人の自由な交渉、自由な懸引、從つて自由な競爭に因つて經營されることが、おのづから當然のことである。

自由競爭といふことを換言して之を個人主義とする。個人主義といふことは、まさしく、從來の階級文明に對するコントラストである。この制度の下に於ては、社會の各自は、おのおの、自己の事に付いて責任を負ふのである。昔は、武士階級が國防の事に當つて、社會、從つて、町人百姓を保護した。その保護の責任の對償として生存權の保障を得て居た。しかし、個人主義の世の中に於ては、何人も他人を保護するといふことはない。從つて、何人も生存權の保障を得るといふことはない。すべて、人は、その自己をみづから保護し、みづから生存を經營して行かねばならぬ。――人はすべて自利心に因つて活動して行くのである。

之を法律の上から論じて見ようならば、各人の自由平等を明かにしたものは、十七世紀十八世紀の自然法論であつ

た。自然法論は、法律を、第一に、教權から解放されしめた。法律は最早や神から授けられるものでなくなつた。第二に、王權から、またそれを解放されしめた。國王の暴虐に對して反逆權があるとまで論せられたのであつた。其の結果として、社會契約説なるものが深く信ぜられ、廣く唱道された。

事態の斯やうなものの間に於て、所有權が第一に尊重されるべきものとなつたのは當然の順序であつた。神もなく、國王もなく、只、個人あるのみの世の中に於ては、個人は、活動の道具として所有權を恃むより外ないことになるのである。さうして所有權を尊重するの斯やうな思想は、また當然に契約の自由の原則に到達せねばならぬことになるのである。

自然法の理論が、教權から離れ、王權から獨立し、ひたすら人の理性に訴へて、思索論究の結果、到達したのは、斯くの如く、所有權及び契約の自由の原則であつた。一七八九年のフランス革命は、その人權宣言に於て、自由平等の權と所有權の不可侵とを明かにして、憲法上この原則を樹立したのであつた。人權宣言の影響を受けた十九世紀諸國の憲法、從つて、それ等の憲法の下に發展した十九世紀の文化は、所有權及び契約の自由を基礎とするものであるのである。

シャイロックは、當時のイタリヤ都市の商業主義を背景として、右の事理を主張しただけであつた。シャイロックは、裁判官に向つて、證書面通りの請求を爲し、之を以て「正義を要求」するのだと主張した。その正義とは、要するに、法律家たるわたくしから謂へば、所有權及び契約の自由といふことに歸着する。所有權及び契約の自由は、個人主義の文明に於ては、まさしく正義にちがひないのである。この意味に於ては、シャイロックは、決して詭辯を弄したものでないのである。

七

契約の自由といふことを信條とし、自由に締結された契約を以て絶對に當事者を拘束するものと解するに於ては、契約は、専ら形式的に嚴格に取扱はれるのが當然であらう。即ち、われわれは、契約にあらはれた範圍内に於てのみお互に交渉を持つのであつて見れば、その契約は、その文言にあらはれて居る範圍に於てのみ效果を發生するものと解すべきは、おのづからのことだと考へるべきであらう。さうして、契約が、そこに形式的に表示された範圍に於てのみ效果を發生するものと解することに依り、人々は、その契約を基本におき、その契約の上に計算を立てゝ、自由にその生存競爭を計畫することができるのである。

ポーシヤは、この原則の下に、その裁判を宣告したのである。既に、契約の自由が徹底せしめらるべきに於ては、契約は、純正に形式的に取扱はれねばならぬ。しかる以上は、一ポンドの肉といふ契約上の文言は、『一ポンドより以外、多くも少くも』なきものでなければならぬのである。しかも、われわれとしては、契約を、しかく純正に形式的に取扱ふことに依つて、生存競爭に於ける當事者間のバランスが適當に保持されることを、特に興味多くうちながめねばならぬのである。——アダム・スミスは、その個人主義的な經濟論を説きつゝ、結局、各人がその自利心に依つて活動を重ねることに因り、おのづから社會に平衡が全うされるとし『見えざる手』が、そこに一種の作用をして居るとしたのであるが、ポーシヤは、恰も、裁判官として、その『見えざる手』として、その宣告をしたのであつた。

イエーリングは、ポーシヤの宣告を以て詭辯と爲すのである。イエーリングは謂ふ。『自分はシヤイロックの證書を有效と認むべきものとは主張しない。しかし、裁判官が、一旦之を有效と認めた以上は、判決に於て、後より、卑劣な詭

器を用ゐて、その證書を無效ならしむべきではない』と。『血を含まざる肉ありや。シヤイロックにアントニオの身體から一ポンドの肉を切取る權利あることを認めたる裁判官はまた血を採ることをも許したのである。そは、血なければ肉はないからである。また、一ポンドを切り取る權利を有するならば、一ポンドより少なく肉を切り取ることもその權利に屬して居なければならない。しかも、シヤイロックには兩つながら禁ぜられた。肉を採るも血を流してはいけないとされ、正しく一ポンドを切り取るべく、それより多くも少くも切り取ることが許されないとされた。その猶太人は、ここに、その權利に付いて、欺かれたといふも過言ではあるまい』と。

世に、イエーリングは、シヤイロックの主張を支持し、ポーシヤの裁判を否定するものとされて居る。イエーリングがその『權利の爲めの鬪爭』に於て述べたところは、權利感想の特に尊重されねばならぬことを說いたに止まる。シヤイロックの主張が、公の秩序善良の風俗に反するにも拘はらず、なほ支持されねばならぬことを說いたのではない。ただ、裁判官が認め、アントニオが認め、アントニオの友人が認めたやうに、シヤイロックに權利あることが認められねばならぬ以上、その權利は權利らしく尊重されねばならぬことを論じたまでであつた。されば、イエーリングは、現に、證書を有效なりとするか又は無效なりとするかは、裁判官の選擇に存する」として居る。ただ、有效なるものとされた以上、それが權利として尊重されねばならぬとされた以上、その權利の執行には、善意乃至信義誠實の原則が適用されねばならぬことになるのであらう。しかし、こゝに考へねばならぬのは、信義誠實の原則といふことは、性質上双面的であることである。當事者間に公平をもたらし、債權者としても遺憾なく債務者としても悲哀なき解決を與へる性質のものでなければならぬ。自己の權利の主張が、相手方に對し、如何なる性質のものであるべきかを顧みないで、ただ、相手方の誠實なる履行を求めるといふのでは、信義誠實の原則の適用せらるべき基礎條件がすでに缺けて居ること

を考へねばならぬのである。

コーラーは、歴史を按じて、ヴェニスの當時の法律が、斯かる證書を必しも無效とするものでないことを知つて居た。この意味に於て、その見解は、イエーリングの所論と趣を異にするのである。イエーリングは、裁判官がその證書を有效なりと宣言したといふ事實の上に立論して居る。しかし、コーラーは、ヴェニスの當時の法律を、裁判官が適用したならば、果して如何に裁判すべきであつたらうかといふ立場から議論をして居るのである。コーラーは考へた。裁判官は現に存する死んだ法律に基いて裁判すべきでなく、現に存する生きた法律に依つてそれを裁かねばならぬ。シャイロックの時代に於て、その證書は、ひとり道徳上許すべからざるものとされて居たのみならず、又、すでに、人人の法律感想の上で不當とされたものなのである。然らば、この發達しつつある法律感想に基いて、ヴェニスの法律の意義を明かにせねばならぬ。即ち、シャイロックの主張は、法律上如何にあらうとも、裁判上それ自體に於て反道徳性のものとして排斥されねばならぬのである。しかるに、裁判官は一種の理由を附して、結局、シャイロックの請求を斥けることにした。その理由は妥當でない。しかし、理由の妥當にして斷案の不當な判決よりはまさつて居る。先づ妥當の斷案が定められて、然る後に妥當の理由の之に續くのは世の中の進化の一般である。さうして、古い法律の硬化した規定に對しては、裁判所は、正面から衝突することを敢てするものでない。時勢に適應しない法律は間道を通つて世の中から取り除けられることは、何時も見受ける事實で、これは東西を問はず、普遍史的進化的事實である。さういふやうにコーラーは論じて居る。

わたくしをして謂はしむれば、イエーリングとコーラーとは、おなじくシャイロックを取扱ひながらも、その觀點と論點とを異にして居るのである。されば、この結論に於て全く反對のやうなものがあるにしても、これは爭論になるべき

ものではない。しかし、これが爭論となつて、この尊敬すべき二人の學者が、その交情に於て甚しく互に相疎隔し、コーラーがイエーリングに對して、われわれがどうしても意外とし遺憾とせねばならぬやうな評言を敢てするに至つたことは、甚だ殘念なことである。

わたくしは、イエーリングのシャイロック論に左袒しない。イエリングは、苟も裁判官がその證書を有效のものと認めた以上、結局に於て、その主張を排斥したのは、詭辯だ、とするのであるが、其の範圍に於ては、その議論は、全く形式的である。イエーリングは、權利感想の尊重すべきことを高調するに急であつた爲めに、シャイロックの法律行爲に對する實質的批判を、そこでは忘れたのである。法律に於ける目的主義を高調して、法律生活に於ける形式の外、更にその實質を考慮すべきことをわれわれに敎へたイエーリングとしては、權利感想を論ずるの例證として、シャイロックの事案を引用する前に、その法律行爲の實質的價値を考慮せねばならなかつたのではあるまいか。されば、この意味に於て、シャイロックの事案は、イエーリングの權利感想論に引用されるにふさはしい例證ではないのである。イエーリングの權利感想論には、わたくしは多くの同情を持つのである。しかし、そのシャイロック論は、イエーリングとしては許したくない前提の下に、單純な形式的論理を重ねたものたるに過ぎない。その許したくない前提を假定したところに、イエーリングの議論としては人がむしろ待設け難い斷定を見るに至つたのである。――わたくしは、そこに、議論に無理があるとおもふ。

わたくしは、コーラーが、ポーシャの裁判の理由を以て不當だとしたところに、また多少の異議を挾みたいとおもふ。コーラーは、シャイロックの當時に於て、斯くの如き法律行爲を反道德的なものとして排斥するの法律感想が熟して居たとするのである。それで、ポーシャは正面から率直にその法律行爲を無效とすべきであつたとするのである。――この

意味に於て、コーラーは、自身を自由法論の祖だと稱して居るのであるし、また、わたくしは、ここに深き意味を認めせねばならぬのである。しかし、コーラーの指示するが如く、古い法律の硬化した規定がそこに成立して居る以上、裁判官はそれを適當に處置せねばならぬ。その規定は、その處置に依つて結局は排斥せらるべきものであるが、その處置も亦その時代に適當する方法に依らねばならぬ。そこに、法律が法律の適用自體に依つておのづから排斥されるとの興味ある現象が成立するのである。法律の發達に於けるこの興味ある現象の存立は、コーラーに於てよく指示されて居るのである。しかし、わたくしの解する範圍に於ては、コーラーは、その興味ある現象に内在する論理的構成をあまりに輕視したきらひはないであらうか。わたくしは、ポーシヤの與へた裁判の理由は、今日に於ては許すべからざるものと考へるが、しかし、その當時に於ては、十分論理的なものであつたと考へ、さうして、その意味に於て、そこに一層の興味を覺えざるを得ないのである。

八

しかし、コーラーが指示した如く、シヤイロツクの法律行爲を反道德なるものとするの一般思潮は、當時、すでに熟して居たのである。ただ、その新らしい思想の成立したにも拘はらず、硬化した古い法律を適當に排斥する方法は、十分に發見されなかつた。されば、公爵も、先づ、シヤイロツクに慈悲をすすめたのであつた。『たとひ心が鐵や石のやうに頑固で、更に慈悲といふことを知らん土耳古や韃靼の野蠻とても、之を憫れまずには居られん筈ぢや。シヤイロツク、誰も彼も、その方のやさしい返答を期待して居る』と論して見たのであつた。ポーシヤも亦、先づ、和解を勸めることに因つて其の訴訟手續をはじめて居る。『證書に對して異議はないか』とアントニオにたづねると、アントニオは

『ございません』と答へざるを得なかつた。さうすると、ポーシャは、シャイロックに向つて、『では、猶太人が慈悲を施さんければならん』と明かに言明したのであつた。シャイロックが、『ならんとおつしやるのは、どういふ據るない理由がございますか』と反問したのに對して、『慈悲は據ろなく施すべきものではない。慈悲は恰の小雨の地を潤ほすが如くに降るものぢや。その德澤は二重である。慈悲は、之を與ふる者に取つても幸福なれば、受ける者に取つても幸福なのぢや。慈悲は最も偉いなる人に在つて、更に最も偉いなる美德となる。……慈悲を以て正義を和らぐるに及んで、政道がはじめて天道に合ふのである。人間の力がその時はじめて神の力に似るのである』と說明して居る。

ポーシャは、更に、『猶太人よ、お前は頻りに正義といふことを主張するが、正義ばかりで以て裁判したら、われわれのうち、只の一人として救ひを得るものはあるまい。お互に、日夜、神に慈悲を祈る、その心を推し及ぼして、他人に慈悲を施すのが人情といふものぢや』とした。しかし、シャイロックは、あく迄も、その『正義』を主張して、ポーシャの勸解にも調停にも應じなかつた。斯くして、ポーシャは、止むを得ず、其の裁判を宣告したのであつたのである。

わが民事訴訟法は、裁判所に和解を勸める機能を認めて居る。さうして、民事訴訟法のその規定の外に、調停法といふものが、先づ借地借家關係に付いて認められ、次に、また、小作關係に付いても認められることになつた『正義』に依る裁判では、『一人として救ひを得るものはあるまい』とおもはれるほど、今日の法律は古い形式のままで硬化して居る。さうして、その硬化を適當に處置すべく、すでに、法律自身が、和解の途を開き、調停の手段を獎勵して居るのである。和解や調停は、一種の『慈悲』である。かの『正義』の個人的なるに對して、これは『德澤』の『二重』であるべきものである。稱して社會的なものであるといふことを得ようか。硬化された『正義』が調停の『慈悲』に因つて和げられることを以て、さし當り、最も簡單に事件を處理する方法であるとポーシャは考へたのであつた。

しかし、シャイロックはあく迄も聞き入れない。聞き入れなければ、その『正義』に依つて裁判を言ひ渡すの外はないのであつた。

シャイロックの主張する『正義』は個人主義的なものである。債權者たるシアイロックの地位を解するに當つて、シャイロックの利益のみを考へたものである。しからば、裁判官として、更に相手方の地位を考へるに當つては、その相手方の利益のみを考へて判斷することが、やはり『正義』であるべきであらう。シャイロックは、其の證書を嚴格に文字通りに解釋せらるべきものと主張した。しからば、アントニオの爲めにも其の證書は十分嚴格に解釋せられねばならぬ筈である。法律が、どこまでも嚴格法として取扱はるべく、謂ゆる衡平法として處置せらるべきに非ざる限り、その法律の嚴格性は、當事者の双方に對して平等でなければならぬ。ポーシャは、ただ、斯やうにその裁判を下したわけであつたのである。

されば、ポーシャは飽くまでも論理的であつたのである。この意味に於て、ポーシャの裁判は決して詭辯でない。さうして、その結果に於て、よく社會的正義を全うして居るのである。理由が論理的であつて、結果が社會的正義を全うするものであれば、裁判としては、これより上乘なものはないわけである。

しかし、ポーシャは、斯くの如き論理的な理由でその裁判を下すことをいさぎよしとしなかつた。惟ふに、法律といふものは、其の性質上、之に對して完全に論理を適用するならば、結局に於て、社會的正義を全うすべきものであるにちがひない。されば、個人主義の法律も、その個人主義を論理的に徹底せしむるに於ては、個人各自の間に適當にバランスを完うして、共同生活を公平ならしめることができるにちがひない。――現にポーシャは、しかく、論理を徹底せしめることに因つて、その斯くの如き效果をさめたのであつた。――しかし、ポーシャは、結果の正しいといふこと

と、理由が論理的であるといふことだけでは、裁判に滿足しなかつたのである。

ポーシャは謂つた『正義ばかりで裁判したら、われわれの中、ただの一人として救ひを得るものはあるまい』と。結果は妥當でも、理由は論理的でも、それだけでは救はれない。救はれるが爲めには、『お互ひに、旦暮、神に慈悲を祈る、その心を推し及ぼして他人に慈悲を施す』ことが必要だとしたのである。

わたくしは、ポーシャの裁判を以て詭辯でないと謂つた。それは、その裁判が論理的であるといふ意味に於てである。しかし、ポーシャの謂ゆる『慈悲』といふ立場から謂へば、そこには、慈悲らしき何等のものをも認めることができない。謂ゆる論理的な社會生活に於ては、各自は、お互ひに他を敵として生存競爭をたたかはすといふことの外ない。われはわれの生存を全うするが爲に、他の生存を無視して居るのである。他人もわれの生存を無視してかかつて居ることからして、そこに、バランスがとり得られるものの、斯くの如き社會に於ては、われと他人とは共同生活を營んで居るのではなくして、ただ、ただ、闘爭を續けて居ることになるのである。すべての人を敵としながら、その日その日を生きて行くといふことは、『旦暮、神に慈悲を祈る』われわれとしては、實に堪へがたきことであると謂はねばならぬ。

されば、『慈悲』といふ立場からして論ずれば、ポーシャの裁判は明かに詭辯である。ポーシャの裁判に於けるとおなじ斷案を、若し『慈悲』を理由として得たらんには、そはまことに滿足すべきことである。その斷案を心なくも謂ゆる『正義』から演繹せねばならなかつたところに、ポーシャの苦衷がある。さればこそ、ポーシャは斯くまでも勸解調停に力をつくして見たのである。しかし、ヴェニスの法律は、さし當り謂ゆる『正義』の上にでき上つてゐる以上、よしそれが硬化されたる法律であつても、現行の法律を正面から蹂躙することは、法律家には許さるべきでない。その惡法を、惡法ながらにして善法たらしむるが爲には、そこに法律の運用が考へられねばならぬ。法律の運用とは法律を論

理的に取扱ふことである。ポーシヤは、法律をしかく論理的に取扱ふことに因つて、ヴェニスの法律に進化を與ふべき契機を明かにしたのであつた。

九

抑も、封建文明をうち亡ぼして新に樹立された近世文明は、極めて個人的なものであつた。町人の擡頭は、壓抑から解放された意味に於て自由主義であり、階級制度に代つた意味に於て個人主義であり、從來の門地主義を捨てゝ新たに資本主義を採つたのであつた。何が故にしかく自由ならんことを欲したか。要するに闘はんが爲である。何が故にしかく個人的ならんことを望んだか。要するに爭はんが爲である。何が故にしかく資本主義ならんことを企てたか。要するに競はんが爲である。

シエークスピアが中世のヴエニスを背景として描き出した世界は、イタリヤの都市の搖籃から出て、近世の諸國を風靡した十九世紀文明である。さうして、シヤイロツクを以て代表せしめたのは、まさしく現代の文化人である。

産業革命を受けて現代に活躍する人人は、自由競爭のこの世の中に獨立自尊といふことを標語として居る。獨立自尊主義は人をして強く自己に依頼せしむるに至つた意味に於て道德的であつたが、しかし、同時に、人をして自己にのみ依頼せしめた意味に於て甚だしく非社會的であつたと謂はねばならぬ。何となれば、自己の努力にのみ依頼せしめるの思想は、同時に、扶助を相互にせさることを意味するものであるからである。

人をして自己にのみ依頼せしめるの主義は、要するに、この世に於て所有權のみをたよらんとするの主義である。さうして、それは、その當然の結論として契約の自由に歸着すべきものなることは先に述べた。

斯やうな組織に於ても、制度が、若し、十分に論理的に運用せられるならば、ポーシヤの裁判の如くに、社會に於けるバランスが採り得られるであらう。しかし、實際には、其の制度を十分論理的に運用し得ない條件が、現に社會に存するのである。シエークスピヤはアントニオをして、その心理を代表せしめて居る。

アントニオは、實際に於て、胸元の肉一ポンドを擔保に供し、其の外には一滴の血をも約束せず、況やまた生命に至つては、決して契約に上さなかつたにも拘はらず、自ら進んで、その肉一ポンドを解して生命として居るのである。或意味に於て、彼は、其の權利を主張するに氣力のない男であつたのである。幸ひにポーシヤの智慧に因つて救はれることを得たのであつたが、實は、法律は、彼自身に對し、權利感想を主張するの氣力を要求して居るのである。イエーリングはシヤイロツクの權利感想を強く支持して居るのであるが、わたくしは、反對に、アントニオの權利感想の弱きに過ぐることを齒がゆいことにおもふのである。アントニオの無氣力の爲めにヴエニスの法律生活にはバランスが破れんとしたのである。

しかし、謂ふまでもなく、アントニオの無氣力の點が、まさしく、またアントニオの文化人たることを示すものである。シヤイロツクは、その權利の主張に於て十九世紀の文化人の顯著な一面を代表するのであるが、しかし、同時に、アントニオは、法律生活に善意と信義との必要を自覺して居た意味に於て、たしかに、十九世紀の文化人の他の一面を代表して居るのである。

惟ふに、自由競爭を信條とする十九世紀の町人文明には、固よりそれに固有な文化價値を認めねばならぬのである。しかし、その文明には、永續性を待ち設け兼ねるものがある。何となれば、われわれの生活を終始するに常に競爭を以てするといふことは、『旦暮、神に慈悲を祈る』のわれわれの本性に適合しないことである。われわれの本性は、神に慈

悲を祈ると同時に、また『其の心を推し及ぼして他人に慈悲を施』さんとするに在るのである。われわれにその本性があるかぎり、自由競爭に因る社會上のバランスは、その一角から崩れて行かねばならぬのである。

社會上のバランスが斯く崩れる結果は、ポーシャが世に出ない限り、シャイロックが勝利を占め、アントニオが敗北することになるのである。其の結果として、意外にも、所有權及び契約の自由の原則の適用上、人が何等の努力をも爲さざるところに却つて生存權の保障があるといふ現象を呈示することになつたのである。

封建文明に於ける武士階級は、大きな責任を負擔すると同時に生存權の保障を得て居たのであつた。しかし、封建文明の爛熟と共に武士階級の仕事がなくなり、その生存權が意義なきことになつて、その階級は滅亡せねばならなくなつた。町人文明は、社會の各自が各自に付いて責任を負ふことになり、從つて、自由競爭に依つて、大に活躍し、大に努力し、各自に生存權を保持することを、其の本色とし使命としたのであつた。しかし、意外にも、所有權及び契約の自由といふ資本主義的信條は、活躍も努力もない階級に生存權を保障し、却つて、活躍と努力との階級に對して、その生存を脅やかすことになつたのである。

されば、町人文明に於ける『正義』は、このままに永續すべきものではあるまい。われわれは、アントニオの腑甲斐なきを罵り、ポーシャの再來を希つて、生存競爭乃至生活戰を續けるを一つの方法と考へないわけではない。しかし、鬪爭を以て生活を始終することは、われわれの堪へ得ないところである。われわれは、われわれの生活に一新生面を開拓せねばならぬのである。

ポーシャは、この新生面を稱して『慈悲』だと謂つた。『慈悲を以て正義を和らぐるに及んで政道がはじめて天道にかなふのである』と謂つた。われわれは、シャイロックの跋扈したヴェニスの社會にも、既に斯くの如き一種の法律感

想の萠芽して居るのを見受ける。コーラーは、その法律感想を基礎にして、ヴェニスの現行法律に對し、むしろ勇敢な解釋を施すべきであつたと敎へて居る。われわれは、今や、われわれの現行法律に、すでに、或は公の秩序善良の風俗とし、或は信義誠實の原則と稱して、腑甲斐なきアントニオの半面に成立する文化性の是認されて居ることを見受けることができるのである。ポーシヤが勸解の方法を以て實現せんとした新理想を、そこに法律の上に明かに看取し得るのである。

十九世紀の文化を一轉回せしめて、二十世紀の新らしい文化を構成せんとには、現存の文化を破壞して之を一掃するの必要はない。現存の文化の中にすでに芽を出して居る或ものを把持し、それを助長すればいいのであるまいか。

一〇

公の秩序善良の風俗とか善意の原則乃至信義誠實の原則とかいふことは、現行の法律の中に之を見受け得るばかりでない。裁判所がすでに、幾多の例を示して居る。その二三を引用して見よう。

民法第五百八十三條第一項に「賣主は期間内に代金及び契約の費用を提供するに非ざれば買戻を爲すことを得ず」といふ規定がある。事案は、賣主甲が、買戻に付いて契約した最後の日に、代金と契約の費用とを持參して買主乙方に行つたといふのであつた。精算の結果、金五百二十九圓八錢を支拂ふべきことになつたのであつたが、不幸にして甲の持參した金員は金五百二十七圓に過ぎなかつた。それで、乙は買戻を否定したのであつたが、訴訟の末、大審院は、甲の希望を容れることにした。判決に曰く、「賣方が其の有する買戻權を行使せんとするには、買戻の期間内に代金及び契約の費用を提供することを要すること、民法第五百八十三條の明示するところなりと雖も、賣主の現に提供したる代金及び

契約の費用の金額が極めて些小の不足あるに過ぎざるときは、買主に於て、之に着目し、代金及び契約の費用の提供なきを以て買戻の效力を生ぜずと主張することを得ざるものとす。蓋し、斯かる不足額は買主に於て買戻を爲したる賣主に對し辨濟を請求するを得べきこと勿論なりと雖も、斯かる不足あるを口實として買戻の效力を生ぜずと云ふが如きは債權關係を支配する信義の原則に背反するを以て、斯かる不足あるに過ぎざるときは、買戻の效力を生ずと解するを相當とすればなり」と（大正九年十二月十八日判決）、大審院は、この判決に於て、「債權關係を支配する信義の原則」といふことを高調して居る。

民法第十四條は、妻に對し、借財を爲すに付いては夫の許可を受けねばならぬとして居る。さて、事案は、夫がアメリカへ出稼ぎをして居る留守中、妻が、事實上、その許可なくして、生活費に充つる爲に若干の借財をしたといふのであつた。これが、民法第十四條に違反したものなりや否やに關して訴訟が起り、大審院に繫屬することになつた。大審院、判決を下して曰く、「妻が借財を爲すには、民法第十四條に依り、夫の許可を受くることを要すれども、其の許可は必ずしも明示たることを要せず、又各借財を爲すに付き特定的に其の都度許可を受くることなく、豫め一般的に之を受くることを妨げず。而して、夫が出稼の爲め、妻を故郷に殘して遠く海外に渡航し、數年間妻子に對する送金の途を絕ちたるが如き場合に在りては、其の留守宅に相當なる資產ありて生活費に充つるが如き特別なる事情なき限りは、妻に於て、一家の生活を維持し、子女の教養を完うするが爲めに、其の必要なる程度に於て借財を爲し、以て一家の生計を維持することは、夫に於て豫め之を許可し居りたるものと認むべきは條理上當然にして、斯く解して初めて其の裁判は能く情理を盡くしたるものと謂はざるべからず」と（大正九年九月一日判決）。この判決に於て、大審院は、條理といふことを高調し、民法第十四條の規定を條理に依つて制約すると同時に、許可の有無は、事實の立證上の問題でなくし

て、條理上許可すべかりしや否やの問題として論ずべきものなりとしたのであつた。

身元保證に關して事案があつた。世の例に從つて、甲が乙の爲めに、無條件無期限に身元保證をしたのであつた。然るに、乙が、不都合にも、背任行爲に因つて、主人に對し若干圓の損害を掛けた。甲は、契約に從つて其の損害の賠償をしたのであつたが、同時に、將來に向つて、其の身元保證の解約を爲すことを申入れた。主人は、契約が當事者の一方の意思に因つて解除せられるといふものではないとし、乙を雇ひ續けて居たが、乙が再び主人に損害を掛けることになつた。乙に對する刑事被告事件に附帶して、主人から甲に對する賠償の請求が私訴とされた。之に對して、大審院は、次の如く判決した。曰く、「身元保證が、自己の一方の意思表示に依り、其の契約を解除するを得るや否やに關しては、民法には特別の規定存せざるを以て、身元保證の性質に徴し、契約當事者の意思を推測して之を定むるの外なきものとす。身元保證に一定の期間あるときと雖も、使用者に於て被用者の背任行爲に因り損害の生ずることありて、法律上解雇の原因發生したるに拘らず、解雇することなく、依然之を使用する場合の如きは、身元保證人に於て自己の一方の意思表示に依り、將來に向つて身元保證契約を解除することを得るものと云はざるべからず。全然期間の定めなきときは、其の身元保證契約は、素より身元保證人をして無際限に保證の債務を負はしむるものに非ずして、單純に終了時期の定めなきものたるに過ぎざるを以て、此の場合は、身元保證人の一方の意思表示に依り、將來に向つて解約を申入るるを得べく、且各場合の事情に從ひ、解約の申入後相當の期間を以て解約の效力を生ずるものと爲すを以て、身元保證契約を締結する當事者の意思に適するものと謂はざるべからず」と（大正四年十月二十八日判決）。當事者が、無期限且無條件に爲したる身元保證契約に對し、當事者の意思を推測すると稱して、大審院は斯くの如き判決を與へたのであつた。

民法第七百四十九條は、戸主の家族に對する居所の指定權を規定して、「家族は戸主の意に反して其の居所を定むることを得ず」として居る。其の形式に於ては、全く絶對的である。しかし 大審院は、判決を下して曰く、「民法第七百四十九條に於て、戸主に家族に對する居所の指定權を與へたる所以は、戸主をして一家を整理せしむるに必要なりと爲したるが爲めなるを以て、戸主は、其の權利を行使するに當り、其の立法の趣旨に適合する範圍に於てせざるべからざるものにして、何等の理由もなく、自己の專恣に依り 隨意に行使し得べき絶對無限の權利を有するものに非ず。(中略)。上告人が、被上告人に對し、居所を轉ずべきの催告を爲したるは、一家の整理上必要なるが爲めに非ずして、全く感情衝突の結果、離籍を爲すの目的を以て之を爲したるものと謂ふべし。斯くの如きは、戸主權の適法なる行使といふことを得ざるものとす。故に、被上告人が其の轉居の催告に應ぜざればとて、之を離籍することを得ざるものとす。而して、如上の場合に於て、上告人が轉居の催告を爲すは戸主權の濫用にして、不法の行爲なるを以て、其の爲したる離籍の届出は無效にして單に取消し得べきものに非ず」と(大正八年十月三十日判決)。民法第七百四十九條のしかく絶對的なる規定の下に、大審院は、敢て、戸主權の濫用といふ法理を構成したのである。

わたくしは、なほ若干の判例を舉示することができる。しかし、それ等も、要するに同巧異曲なるに過ぎない。兎に角、斯くの如きが、わが判例の最近に於ける傾向に見えて居ることを考へねばならぬ。

二

さて、斯やうな判例は、昔のヴェニスに於て、作り話しの裁判官ポーシャが下した裁判ではなくして、二十世紀の今日に於て、現に、わが邦の大審院がわれわれに與へた判例であるのである。

斯やうな判例が現にわが司法部に存して居ると謂ふときは、世の人人は、多くは意外におもふことであらう。おそらく、これは、芝居の觀衆がポーシャの裁判を意外におもふとおなじ心持ではあるまいか。しかし、世の人人は、また、斯くの如き判例がすでにわが司法部に存することを以て、滿足とはすまいか。さうして、それは、芝居の觀衆がポーシャの裁判に滿足するのとおなじ心持にちがひない。

ポーシャの裁判は詭辯であるとされた。さて、わが判例は、果して詭辯であらうか。ポーシャは、シャイロツクが、法律をどこまでも嚴格に取扱はんことを要求したのに對し、また、法律をしかく取扱ふことがヴェニスの當時の法律感想であるとして、まさしく論理的に法律の嚴格性を維持したのであつた。之に對して、わが大審院は、法律を善意及び誠實に依つて處置することが、すでに、當今のわが社會の人人の法律感想であるとして、文理上しかく明白な法律上の規定に、一種のまる味を持たせ、一種の柔かさを與へ、一種の彈力性を認めることにしたのである。

されば、われわれは、大審院が、しかくわれわれの法律感想だと認めたものを、果して法律感想だとしてみづから持つて居るかを、深く省みねばならぬのである。有體に謂へば、われわれは、善意又は誠實といふことを法律感想としては意識して居ないのである。しかし、われわれの持つて居る思想には、少くとも無意識的に、かやうな感想が潜存して居るのではないかを反省して見ねばならぬのである。

わたくしは、すでに、シャイロツクの思想に於て、善意乃至誠實の法律感想が認められると考へる。それは、自己の權利を主張するに付いてはしかく嚴格でありながら、相手方の義務の範圍を論ずるに付いては、肉一ポンドといふ名義に於て、生命を要求して居るからである。肉一ポンドの契約を以て生命を意味するものと爲すことは、文理を超えて、一定の條理から、契約の内容を論定するものと謂はねばならぬ。されば、シャイロツクの主張は、この一半に於て善意

乃至誠實の原則を豫定して居るものと謂はねばならぬのである。

しかし、アントニオの斯くの如き義務とシャイロックの權利とは、互に相對應して居るものである。故に、若しアントニオに對して斯くの如き主張を爲すことが許さるべきものとせんか、シャイロックは、實は、其の主張を爲す前に、おなじ善意乃至誠實の原則を以て、先づ自己の權利の本質乃至內容を批判せねばならぬのである。

アントニオの友人と公爵とは、その善意乃至誠實の原則を以てシャイロックの權利を批判したのである。しかし、彼等は、ヴェニスの法律の上から考へて、これを法律上の主張と爲すだけの技能がなかつた。從つて、ただ、彼等は、シャイロックに向つて單に讓步乃至慈悲を求めたのであつた。否、ポーシャ自身すらも、シャイロックの權利を、法律上、善意乃至誠實の原則に依つて處置することを知らなかつた爲め、法律的技術としては、むしろわれわれの意外とする方法に出たのである。

しかし、ポーシャは、シャイロックに對して、先づ慈悲を勸めること、しかく熱烈であつたのである。『慈悲は、春の小雨のおのづからにして地を潤ほすが如く降るものぢや』として、慈悲は、法律の世界に屬するものではないとしながら、『彼の國王が手に持たせらるゝ笏は、ただの俗界に於ける威力や尊嚴の標章たるに過ぎないが、慈悲は目に見えぬ心の中に宿る寶で、永世不滅の神の德ぢや』とし、更に力強く、『隨つて慈悲を以て正義を和らぐるに及んで、政道が初めて天道に伴ふのである』として居る。謂ゆる『正義』を行ふの範圍に於ては『ただの一人として救ひを得るもの』はない。救ひをこの世に全うせんが爲めには、是非とも慈悲がなくてはならぬとしたのである。

換言すれば、ポーシャは、法律と道德との間に、深い溝の掘られて居ることを認めたのである。その法律は道德に依つて完成されねばならぬことを考へたのである。ただポーシャの胸の中に於ける道德感想は、不幸にしてその法律感想

より弱かつた。その道德感想に依つて法律感想を節制することができなかつた。

しかし、ポーシャは、その法律が到底世の人人を救ふに足りないとしたのである。これからの政道は、從來の、『正義』に更にこの『慈悲』を加味せねばならぬとしたのである。ただ、不幸にして、ポーシャの胸の中では、傳統たる法律の力が、理想たる慈悲の力より弱かつたと謂はねばならぬ。

ポーシャの斯やうなためらひは、われわれも亦、自身に覺えないことではない。法律と道德との間にギャップを認めるといふことは、われわれも、亦、現實に、之を體驗して居るのである。しかし、つらつら考へるのに、何故に、道德は常に法律に讓歩せねばならぬものであらうか。何故に法律は道德に對してしかく力强いものであらうか。わたくしは、之を疑はねばならぬ。

法律とは、現に存立する社會的規範の謂である。之に對し、道德は、われわれがこの世に存立することを希望する社會的規範である。この意味に於て、法律と道德とを解すれば、法律は、畢竟、傳統的な社會的規範といふに歸着し、之に對して、道德は、まさに、理想的なそれといふことになるのである。斯やうに考へて來ると、わたくしは、傳統的なものが常に理想的なものに打勝たねばならぬといふことはないと信ぜざるを得ないのである。

既に、肉一ポンドといふに過ぎない契約を解して、生命が擔保に供せられたものと解することが許されるのである。契約　即ち法律——契約は當事者間に於て法律たるものと、フランス民法第千百三十四條が規定して居る——の文言が、善意乃至誠實の原則に依つて擴張され得るものであるならば、法律の規定といふものは、磐石の重さを以てわれわれにのしかかつて居るといふやうなものではない。法律の規定は、われわれの思想を以て如何やうにとも之を撓め柔らめ得るものである。この意味に於て、法律なる傳統的思想は、外部からわれわれに命令して居るものではなくして、實

は、むしろ、われわれの胸の中に内在する思想そのものに外ならぬのではあるまいか。それが、しかく單に思想であるといふ意味に於て、それは、われわれの胸にやどるべき他の思想に依つて撓め柔らめ得るのである。更正され得るものである。改造され得るものである。

されば、法律と道德との間のギャップ乃至爭は、われわれの胸の中に於て、傳統的な思想と理想的なそれとが鬪つて居るといふだけのことである。所詮は、兩つの思想のそれぞれに對する確信の程度の如何に依つて、その爭の運命が定まるわけである。眞に、われわれが、その理想とする思想に對して確信を有するならば、その確信のまにまに、法律は如何やうにとも形を變へることになるのである。——わたくしは、世の人人が、法律に對し、法律ならば致し方なしとするところに、アントニオに見るが如き腑甲斐なさを感ぜねばならぬ。世の人人の斯くの如き腑甲斐なさに因つて、實は、不當な古い法律が法律として支持されて行くのである。從つて、また、道德に對し、道德なれど致し方なしとするところに、世の人人が、その理想に對して有する確信の、如何に薄く、如何に弱きかを悲しまねばならぬのである。

そは兎もあれ、わが大審院は、右に掲げた若干の判例に於て、斯くの如きが、われわれの社會に於て世の人人が持つて居る思想乃至確信であると判斷したのである。われわれは、大審院のしかく示唆するところに依つて、われわれの法律感想を再びみづから批判せねばならぬことになつて居るのである。

二

われわれの社會の人人も、昔のポーシャも、おなじく、法律と道德との間に存するギャップを認めるのである。しかし、昔のポーシャは、公の秩序善良の風俗を標準として法律行爲を無效とすることを知らなかつた。しかし、今日の法

律は、民法第九十條に於て、公の秩序善良の風俗に反する法律を高らかに無效と宣言して居るのである。そこに、中世のイタリヤの文化人と、現代の文化人との間に思想上の差異があると謂ひ得るのである。――ポーシヤは、法律に依つて道徳を抑ふるの止むを得ざることを認めた。しかし、われわれは、道徳に依つて法律を節制することを知つて居るわけである。

ただ、わが民法第九十條は、之をその規定の形式より論ずるときは、契約の自由に對する例外である。即ち、原則として、われわれの社會に契約の自由といふことが存立して居るといふことを豫定すればこそ、こゝに、それに對する特別な除外例として斯やうな規定が存するのである。しからば、しかく契約の自由を原則視する點に於て、われわれの法律は、ヴェニスの當時の法律と趣をおなじくするものと謂はねばならぬ。――しかり。われわれの社會が、現に資本主義、商業主義、營利主義を原則として居るやうに、われわれの法律は、現に個人主義を原則として居るのである。

しかし、その個人主義が、民法第九十條に於て例外を認められて居るといふところに、わたくしとしては、多大の興味を感ぜねばならぬのである。何となれば、民法第九十條は、謂ふまでもなく嚴たる法律の規定である。その意味に於て、そこに表示せらるる道徳的感想は、單純なる道徳感想から離れて、既に立派な法律感想になつて居るからである。

例外なるが故に之は重要視すべきでないといふのも一理であらう。しかし、一の原則が、一定の場合に例外を認めねばならぬことになつた以上、少くとも理論の上に於ては、その原則は最早原則でなくなつたわけになつて居るのである。

進化の行程は一般の場合に於て緩徐である。この意味に於て、社會的規範としての一定の原則は、突如として其の形體を反對にするものではない。しかし、進化は、すべてのものに普遍的な原理である。さうして、その進化が緩徐であ

るが爲めに、原則は、常に、一定の場合に例外を認めることに因つてその進化行程を始めるのである。

しかし、原則の進化が、實際に於て緩徐に行程を進めるといふことは、原則の理論的構成が、また、緩徐に變更を受けるといふ意味にはならない。何となれば、一の原則が、一の例外を認めねばならぬことになつた限り、その例外が如何に微細であつても、純正に理論的には、その原則は最早滅びたものと解せねばならぬからである。——學者は、この事實を次のやうに謂ひ現はして居る。曰く、政治は妥協である。しかし、學問には妥協がないと。

故に、之を純正に理論的に將へ、ひたすら學問的態度の上に於て論ずれば、民法第九十條の規定と共に、個人主義は滅亡したわけである。さうして、之に代つて、新たに理解せられ、樹立せらるべき原則は、從來の原則と共に新らしき例外を包容したものでなければならぬのである。その例外を包容するものなるの意味に於て、その新原則は、從來の原則に對し、全く反對な形式を持たねばならぬものである。——從來の原則は、契約の自由を基礎とする意味に於て、之を個人主義と呼ぶのである。之に對して、われわれは、公の秩序善良の風俗を基礎とする新原則を何と名付けて然るべきであらうか。

形式は、新舊兩原則、互に反對でなければならぬ。しかし、われわれは、その新原則が、舊原則の進化であることを將へておかねばならぬ。わたくしは、舊原則を徹底せしめたところに、新原則が成立するのであると謂ひたいのである。

蓋し、個人主義は、階級文明から解放された町人階級がみづから自己を意識したところに成立したものである。之は、既に述べた。學者は、この事實を稱して、近世に於ける自我の覺醒と爲すのである。自我の覺醒は、先づ個人たる自我の覺醒からはじまつた。しかし、個人たる自我は、おなじく自我たる他の個人の間に生活するのである。自己の自

我のみに付いて覺醒し、他の自我に付いて何ものをも覺醒しないときには、そこには、自己と他人との爭があり得るだけである。文化の低い民族が、兎角に外國人を敵視するやうに、自我の覺醒の狹い社會に於ては、生存競爭のみがあるのである。しかし、その民族が、外國人を理解するに從つて、外國人を友人とするやうになるが如く、その社會の人人が、自我の周圍の自我を理解することになれば、その生存競爭はおのづから生存協同に變化せねばならぬであらう。――この意味に於て舊原則はその精神を徹底することに因つて、新原則に進化せねばならぬのである。舊の『個人的』であつたものが、今や『社會的』でなければならぬことになるのである。

凡そ、文化の進歩は、無意識的な認識を意識的ならしめることである。學者は、之を說いて、或は、本能的から目的的に進むことであるとして居る。盲目的に本能的に行動することから、批判的に目的を定め、その目的に向つて意識的に活動するところに、われわれの文化的仕事が存立するのであるとするのである。――封建文明が町人文明に進化したのは、要するに、個人がその自我を自覺し、その意識を明かにしたといふことである。

その町人文明のヴエニスに於て、そのポーシヤは、其の裁判に依つて、われわれの神經を激しく刺戟したのであつた。そのポーシヤの意識した判決の理由を批判し、そのポーシヤの意識せざりしところに、判決の社會的價値を認めることが、われわれの仕事であらねばならぬ。

否、その判決を、或は意外とし、或は滿足すべきものとし、宣告の刻刻に心を動かされるわれわれ觀衆自身が、實は、その意識するところの外に、意識せざるあまたのものを持つて居るのである。その意識せざるものを意識に上せるときに、われわれの確信には變動がなければならぬのである。

口に『社會的』の理論を唱へても、心に『個人的』の信條を持つかぎり、法律は、なほ個人的なものとして止まり、

その社會的な要求は、ただ、道德たるに過ぎないのである。確信に變動が起り、無意識的なものが意識的となつたとき、わが民法第九十條の精神が、眞に擴充せられることになるのである。

コーラーは、ポーシヤの裁判を論じて、その理由が妥當でないとした。そは、ポーシヤが、そこになほ、法律の傳統に囚へられて居るからである。コーラーは、ポーシヤに對し、何故に、その道德感想に確信を持ち、それを法律たらしめなかつたかと詰るのである。

しかし、ポーシヤは中世のイタリヤの人であつた。之に對し、われわれは、最早、既に二十世紀に生活して居るのである。當時のヴエニスには、まだ、わが民法第九十條に該當する法律はなかつたのであるが、われわれは、今、嚴たる民法第九十條を持つて居る。われわれは、二十世紀に於けるシヤイロツクとアントニオとの爭を、ポーシヤの個人的な型で解決しないで、新らしく社會的な立場に於て按配して行かねばなるまい。

――（大正十四年二月五日）――

兌換制度の確立と改造

堀江歸一

一、上司氏の小說「東京」の勞働編――我國兌換制度に於ける暗翳――英國兌換制度との比較――兌換制度の要件――對外債權と兌換制度との關係二、我國の輸出入貿易狀態――輸入超過決濟法に關する考案――在外正貨制度の發達――其兌換制度に及ぼした影響――在外正貨の內容と實質三、我國の金貨本位制に對する懸念――日本は金爲替本位國であるか――歐洲戰爭と我國の貨幣制度――在外正貨の利用法を誤まる――在外正貨と對外放資四、大正九年の金輸出禁止――金に對する取付の回避と輸出の奬勵――金輸出禁止の效果――金拂下價格の改正五、日本銀行の態度を怪む――政府の方針に對する矛盾――三點の疑惑――依然たる不換紙幣國――不換紙幣の弊六、如何にして此弊を脫する――金輸出解禁の效果――我國に於ける銀行信用の膨脹――銀行業界の弊根七、金輸出解禁の卽時斷行――之に伴う變動――爲替相場の安定と恢復――金輸出解禁の前提八、保證準備制限擴張の論據――一國に於ける通貨の種類――英國の實例――金輸出解禁と保證準備擴張――金利步合と保證準備擴張との關係

一

數年前私は東京から汽車で下の關へ直行する際、長途の無聊を慰める爲め、上司小劍氏の「東京」と題する小說の第二卷「勞働編」を携帶して、通讀したことがある。今日に於ても、尙ほ明に記臆に殘つて居る個所は澤山あるが、主人公春田影彥と云ふ青年が日本銀行の機關夫に雇はれ、電線の修理を賴まれて、營業室の方へ行つた時、偶々五圓銀行券を携へて、兌換を請求しに來た人を行員が何かと文句を付けて、追ひ返さうとし、請求者は銀行券の表面に何時でも五圓金貨を拂渡すとある文字を楯に取つて、何時までも言ひ爭ひ、遂に腕力沙汰にも及び兼ねない光景を叙した邊りは聊か私の平生專門とする所に關係ある爲めか、特に面白く感じたし、上司氏の如き著名の文士に依て我國兌換制度の運用――否其運用されざる狀態の描寫され、廣く世人の理解を得ることを喜んだのである。

如何にも上司氏に依つて、描寫された如く、我國の兌換制度には表裏明暗の兩面があるのであつて、表面から云へば、明

治十九年の兌換制度復興から明治三十年の現行貨幣法實施までは、銀貨を以つて、同年以後は金貨を以つて、兌換を行ふ可き道理であつて、現に銀行券には英和兩様の文字を以つて、其事が約束されて居るのである。然らば日本銀行は飽くまでも此約束を遵奉し、銀行券を持參し來つて、金貨と兌換を請求するものがあつた場合に、之に應じて、違はなかつたかと云ふに、種種の障梏を設けて、之を拒否するに勉め、單に特殊の關係ある者に對して、或る範圍内に於て、拂下を爲すに止まつたのである。我國の如く金貨を流通する慣行、絕對に存在せず、小額面の銀行券が國民の行ふ日常の小取引を決濟する爲めに、流通して居る場合には、金貨の國内流通は敢て國民の必要とする所とならなかつたのであつて、國内關係から云へば、日本銀行の正貨兌換を行はないことは、深く國民として咎める所ではなかつたのである。故に日本銀行に正貨兌換を請求する者があつたとすれば、其れは金貨を得て、自己の好奇心を満足せしめようとか、金貨を鑄潰して、品位の確定した地金を得ようとか云ふ希望に出るのであつて、金額には固より制限があり、日本銀行が兌換を許容した所で、何等の支障はないのであつて、斯る要求を拒否したのは、日本銀行として甚だ大人氣なき所業たるの嫌を免かれなかつたのである。

然らば海外に對する支拂に充てる爲めに、人が金貨を必要とする場合に、如何なる方法に依つて、其れが調達され可きものであるか、又日本に於ては、此點に就て、如何なる方法が行はれたのであるか。歐洲戰前に於ては、兌換制度の運用の最も正しかつたのは、世界を通じて、英國を以つて、其随一とした。何故に之を正しいとしたかと云へば、第一英蘭銀行に於て、銀行券の金貨兌換を自由にし、何等の制限を之に加へなかつたこと、第二國家の法制に於ても、金の輸出入を禁止したり、金貨の鑄潰を禁止したりする規定の存しなかつたこと、第三英蘭銀行は既往一週間内に於て、金の取付けられ、又は受入れられた高と其取付並に取入れの方嚮とを世間に公表し、世人をして近き將來に於ける金貨出入の狀態を推測せしめる材料を供へたことの諸點は即ち之に當るのである。右の内、第三の點は技術上の事柄に屬し、必ずしも重要視す可きものでないとしても、第一第二の條件に至つては、英國の貨幣制度なり、兌換制度なりを純眞のものたらしめ、磅貨の價値を確實のものたらしめるに資する所少なからさりしことを認めなければならない。蓋し一國が通貨制度を立案するに當つて、最も重大なる要件として、考へ可きは、通貨の伸縮自在であり、兌換の安全であることとの二點である。前者の要件は一國に於ける通貨の伸縮をして之に

對する需要に應じて、過不足なからしめ、以つて金融市場に波瀾の起らんとするを防止するに缺く可からざるものであり、後者亦銀行券と正貨との間に於ける同價流通を保障し、銀行券をして價値の確實なる通貨たらしめるに必要の個條と爲るのである。而して兌換の安全を確保するには、現に發行されて居る銀行券に對して、中央銀行の所有する正貨準備の豐富であるべきは勿論であるが、此正貨準備が常に他から補充されて、豐富の狀態に於て、渝らざることは、更に必要なる條件であつて、此條件を充すには、一國の經濟狀態に於て、國際貸借上、有利なる差額を有することの必要を知らなければならない。英國が從來兌換制度の運用に就て、最も放膽であつて、金の輸出入に就て、何等の人爲的干渉を加へず、自ら居るに自由金市場たる地位を以つてしたのも、畢竟巨額なる對外債權收入の回收されることに依賴した結果に外ならない。歐洲戰爭に際會して、一方に對外債權の收入に減少を來して、他の一方に輸入超過の金額の增加、殆ど極まりなかりし數年間は、國際貸借若しくは國際支拂に於ける英國の地位の最も不利であり、又脆弱なる時代であつて、斯る際に金の輸出を自由にしたならば、兌換制度の基礎に如何なる動搖を來すや、測り知る可からざるの故を以つて開戰後直に金の輸出を政府特許の下に置いて、事實上之を制限し戰後に於ても、尙同樣の狀勢の繼續しつゝあることを理由として、依然金の輸出を禁止するの擧に出でゝ、渝る所を知らなかつた。斯くて一方に金の輸出の禁止される他の一方に、國際貸借の關係に於て、債務の加重して已まざることは、弗貨や瑞西の法貨に對して、磅貨の價値を低落せしめる原因となつた。而して磅貨の價値低落は貨幣價値の確實堅固を以つて、一の大なる誇りとした倫敦金融市場の特色を奪ひ、其世界金融の中心地たる優越的地位を危うするものとして、英國人の憂慮措く能はざりし所であつて、結局金輸出の解禁に依つて、局面を一變し又其解禁の行ひ得られるまでに、經濟的環境を改善しなければならないと云ふことが暗々裡に多數の國民に依つて、理解されたのである。

斯る問題に對する英國民の理解の正しく、又適なることは、吾人の羨望に堪へざる所であつて、多數の國民は金輸出解禁、磅貨の價値恢復、金自由市場の復舊、國際金融に於ける霸權の維持を目標として、諸般の方面に於ける努力を惜まなかつた。斯くて其効果は如何なる時に至つて、發揚されるか、世人の刮目して已まざる所であつたが、千九百二十四年の下半季に進むや、年來の形勢に趣きの異なる所を生じ、合衆國に對する爲替相場は次第に騰貴して、四弗八十六仙に近づき、同に磅貨の價

値の恢復を示し來り、最近に至つて、金輸出解禁の行はれる時期の漸次到來したことを暗默の間に語るに至つた。斯の如く爲るを得たに就ては、何を以つて其原因とするかと云へば、英國が戰後財政を整理して、經費を節約し、財政上から國民經濟に加へる壓迫を緩和し、斯くて國内に於ける資本の供給を豐富にする一方に、財政の緊縮、私人經濟の節約に依つて、物價の低落を促し此方面から輸入の減退、輸出の増進を期して、戰時數年間の久しきに亘り、常に國民經濟の安全を脅かして已まなかつた貿易上の逆調を或る程度に制限し、入超額を支拂ふに、對外債權の收入を以つてして、尚ほ若干の差額あるに至らしめた。加ふるに財政の整理に依つて、公債募集額の減少したこと、物價の低落に依つて、金利歩合の下落したことゝは相重なつて國内經濟の整頓を促したのであつて、斯の如くなれば、對外債權が次第に獲得されて、舊狀に復するのも亦異とす可きでない。現に歐洲開戰の直前に於ては、英國の對外放資は三十五億磅の多きに上ると稱され、其れから生ずる收入が兌換制度を維持する重要なる基礎に充てられたのである。然るに戰爭の結果として、對外債權は十六億磅に減少し、聊か英國民をして自由經濟の現狀若しくは前途に對して、悲觀することを禁ずる能はざらしめたのであるが、其後對外放資は次第に舊狀に復し來つた。斯くて對外放資から生ずる利子利潤の收入は増加し、運賃、保險料、手數料等の收入も合せて、英國の貿易外に於ける收入をして或る程度まで増加せしめると共に、確實のものたらしめた。此一事が英國をして金輸出禁止を解除して、遂に兌換制度の上に、何等の不安を及ぼすことなしと決意するに至らしめた所以であつて、是等前後の關係に徴して考ふるときは、一國が國際貸借上に於て、債權收入を持つか否かゞ、兌換制度の安否を決定するに就て、重大なる關係を有するものである道理を理解するに難からざる次第である。

二

右に掲げた英國兌換制度に關する記述は不幸にして盡く之を我國に適用するを得ないのである。我國が明治十九年兌換制度復興に先だち、其準備に着手した時代から、明治二十七年日清戰爭前に至る間は概して輸出超過時代であつた。是れは當時我國が銀貨本位國であつて、銀貨下落の爲めに、特に輸出奬勵、輸入抑制の影響を受けた結果として、生じたものであつて、必ずしも我國産業に於ける獨自の働きに依つて、斯の如きに至つたものとは、考へて居らなかつたのであるが、果せるかな、明治三十年金貨本位制に移り、銀價下落に伴ふ影響を貿易上に蒙

らざることゝ爲るや、前後の事情に著大の變動を生じ、曩日の輸出超過國は後日の輸入超過國たらざるを得ざるに至つたのである。即ち日清戰爭後から、明治三十年の幣制改革を經て、大正三年歐洲開戰當初に至るまで、約二十年の久しきを通じて、我國には輸入超過の狀態が繼續し、歐洲開戰後數年間の輸出超過は同戰爭の終熄と共に消滅し、今や再び輸入超過の甚だしきを告げつゝある次第であつて、幾年の後に至つて、此狀勢に變化を呈するか、殆ど測り知るを得ない。左に其一斑を表示する。(單位一千圓)

年次	輸出	輸入	超過 輸出	超過 輸入
明治二—六（毎五年間一年平均）	一六、八一六	二六、一四四	—	九、三二八
七—一一	二一、九九五	二七、五三九	—	五、五四四
一二—一六	三二、三二三	三一、七三二	五九一	—
一七—二一	四七、六一九	四〇、二七二	七、三四七	—
二二—二六	七七、六三二	七五、二八八	二、三四四	—
二七—三一	一四〇、八五六	二〇五、三七一	—	六四、五一五
三二—三六	二五三、九七七	二八七、三七六	—	三三、三九八
三七—四一	三九二、三四九	四五二、九〇〇	—	六〇、五五一
四二—大正二	五一六、三五九	五六四、六七三	—	四八、三一四
大正三—七	一、三三一、六八〇	九三六、二二八	三九五、四五二	—
八	二、〇九八、八七二	二、一七三、四五九	—	七四、五八七
九	一、九四八、三九四	二、三三六、一七四	—	三八七、七八〇
一〇	一、二五二、八五〇	一、六一三、八八一	—	三六一、〇三一
一一	一、六三七、四四七	一、八九〇、三二四	—	二五二、八七七
一二	一、四四六、九四八	一、九八二、八九六	—	五三五、九四八
一三	一、八〇六、八一四	二、四五三、八一六	—	六四七、〇〇二

右の如き貿易上の大勢から考量すれば、我國の本性、輸入超過國たることに就ては、疑を容れない。我國の輸入貿易が食料品原料品を以つて、其重なるものとし、內國景氣の好惡に依つて、濫に其增減を許さゞると共に、國內人口の增加、工業規模の擴張に隨つて、寧ろ其增進するを常とするに反し、輸出貿易の重要なるものゝ內には生絲絹布の如き、海外市場に於ける繁榮の狀況に依つて、販路の變轉の極めて急なる物資の存する以上、輸出を以つて、輸入を決濟するを得ず、其差額が輸入超過として、現はれることの多きも、亦已むを得ざる事實であるとしなければならない。然も此輸入超過を決濟する對外債權の收入が我國に存しない一事は我國經濟的立國に於ける一大病弊であつて、如何にして此點に於て、決濟の道を得るかと云ふことが我國歷代の財政當局者をして困惑せしめて、已まざる問題と爲るのである。此問題を解決する爲めには、或は貿易上の方面に於ては、輸入を抑制して、輸出を奬勵するとか、貿易關係外の方面に於ては、海外に多數の移住民を送遣するとか、外國から多數の遊覽客を誘致するとか、種々の方策が工風されたが、

其効果の顯著なる得なかつたことは、間斷なく年々の輸入超過を決濟する方便に苦しみつゝある事實に徴して、之を知るに難しとしない。斯くて輸入超過國でありながら之を決濟する確乎たる資源を持たないと云ふことが我國經濟社會の一大弱點であり、此弱點の自覺から生ずる恐怖が常に兌換制度の安全を脅かし、又其維持の責任を荷ふ者をして臆病なる所業の出づるの已むを得ざるに至らしめたものと考へられる。

然しながら我國の財政當局者と雖も、兌換制度の維持に就て、全然無爲であつた次第ではない、當否得失は姑く別として、從來多少の工風は之を試みたのである。此點に關して多年來行はれたものとして、在外正貨の制度が擧げられる。此制度は日清戰後支那から領收した償金の一部分を所謂償金預合法の下に倫敦に置き、之を正貨準備として內地に於て、日本銀行をして銀行券を發行せしめる方法の行はれた時に始まり、其際には單に一旦內地に正貨を現送して、後日之を外國に輸出する手段並に費用を節約する道であると解されたのであるが、日露戰時我國が倫敦市場に於て、巨額の外債を發行するや、倫敦市場に於ては其收入を現金の形態を以つて、一時に日本に回收されたならば、金融上の平穩を傷けるに至ることを恐れ、正貨の儘、之を倫敦に存置し、以て對外債務決濟の用に充てることを求め、日本亦之を容れて、爾來在外正貨の制度は我國の國際金融組織に於て、動かす可からざる地位を占め、我國財政當局者は之を以つて我國財政の信用を海外に維持發展し、又同時に兌換制を擁護するを得るものと信じたのである。

然らば在外正貨の制度は兌換制度の安否に如何なる關係を有したであらうか。國際貸借の我國に不利なる場合に、其差額を決濟するに、內國に於ける正貨の現送を以つてせず、在外の正貨を之に充てる場合には、其れだけ正貨準備に對する取付を緩和し、國際貸借の逆勢を告げる間に立つて、尙ほ能く兌換制度を擁護するに足るが如くであるが、一方に斯る政策の行はれるときには、內國に於ける通貨又は信用の伸縮と國際貸借の消長とをして全然無關係のものたらしめ、又兩者をして時に背馳せしめるに至らざるを得ない。兌換制度に於ける眞實の運用から云へば、國際貸借の狀況、一國に不利と爲り、正貨を以つて、差額の支拂を行はなければならない場合に、內國の正貨を其拂出に充てると云ふことが直接並に間接に兌換制度に自働的調節を行はしめる所以と爲るのであつて、此制度の運用上、最も重きを置かなければならないのである。即ち內國の正貨の海外に對する拂出は直接には中央銀行の正貨準備を減縮することに依つて、同準備の發行に係る銀行券の收縮と爲り、間接には銀行

券發行高の減縮に依つて、市中諸銀行の所有する支拂準備金に減少を來し、預金に對する準備金比率の低落に動かされて、市中諸銀行をして、結局信用を收縮するの已むを得ざるに至らしめる。斯く一方に銀行券發行高減少し、他の一方に銀行信用收縮し、然も兩者の作用相重なつて、其間に金利歩合をして上進せしめるに至つたならば、是等の作用相重なりて、其國に於ける物價平準點を低落せしめ、此低落が國際貸借の諸科目中、貿易に影響を及ぼし、輸出を獎勵して、輸入を抑壓し、一旦不利の狀態に陷つた國際貸借を有利の方綫に導き、兌換制度に於ける自働的作用に依つて、其安全を保持せしめることゝ爲るのである。然るに今、一國に在外正貨の制度ありて、國際貸借が如何に自國に不利であつても、其決濟は在外の正貨に依つて行はれ、毫も内國の通貨又は信用を收縮する效果を齎らさないとしたならば、上記の如き自働的作用は遂に之を見るを得ないであらう。而して一國が一旦在外正貨を置いても、之を其減少するに任せ消滅するときには、之を消滅する儘にする方針を取つたならば自働的作用に對する妨碍は單に一時的のものに過ぎないのであるけれども、我國に於ては、在外正貨の制度を以つて、國際金融組織に於て、缺く可からざるものとする考へを持つて居るのであるから、輸入超過が繼續して、在外正貨が減少すれば、外債を募集して、之を補充したり、民間諸會社銀行等の外國に於て發行した債券の代金を流用したりして、其減少を防がうとする。斯くて在外正貨の盡きざるが如くに、輸入超過は繼續し、而して對外債務には輸入超過の外に、外債の利子が加重されて、其金額を增加し、對外債務決濟の負擔をして、年と共に重からしめ、國を擧げて、所謂借金の利子を支拂ふに借金を以つてするの窮境に陷らしめざれば已まないのである。在外正貨の制度に依つて、兌換制度を安全ならしめようとしても、其及ばざるは、論を俟たない。殊に我國が在外正貨の制度を行ふや、實に二個の點に於て許す可からざることを爲したのである。其一は外國所在の正貨を日本銀行の正貨準備に供し、之に對して發行された銀行券を財政上並に金融上に利用したことであり、他の一は所謂在外正貨と稱されるものが純粹の正貨に非ずして、利付有價證券に變形されたことであつた。第一の事たる、歐洲戰時英蘭銀行の爲した所であつて、同銀行は加奈陀、印度、南阿弗利加等の銀行に預託された金貨金塊を英蘭銀行の現貨に所有する金貨と同一視し、之を正貨準備に充てゝ、内國に流通する銀行券を發行したことがある。然し是れは當時到る所の海洋に獨逸潜航艇が横行し、金貨の現送に伴ふ危險の頗る大なるものゝあつた事情に制されたのであつて、已むを得ざること

ゝ諒恕するの外はなかつた。随つて日本が債權國の感情を慮り、又其利益を尊重するの餘り、當然內國に現送す可き金貨を外國に駐めながら、之を準備に充てるものとは、自ら選を異にすると、云はなければならない。殊に在外正貨を通じて、多少の利殖を收める爲めに、之を證券化し、斯く證券化したものを依然在外正貨の名稱の下に、正貨準備の一部に充てるに至つては、益々兌換制度の本旨に背反して、其基礎を薄弱ならしめたものと云はなければならない。

三

故に我國に在外正貨の制度が存在し、殊に正貨の減少するや、直に外債募集が行はれ、其收入に依つて、正貨の補充されることを常とした時代に於ては、我國に於て、兌換制度が眞實の作用を致すを得なかつたことは、當然の事實である。畢竟斯の如きは我國當局者の金貨本位制維持に對する掛念と外國人の我國金貨本位制に對する不信用と相重なつた結果とすべきであつて、當時の經濟的國力を以てしては、如何ともするを得なかつたとも見られるかも知れない。當時の日本銀行が銀行券の正貨兌換を爲すことを好まず、百方之を拒否したのは其以後と異なるところはなかつたのであるが、當時に於ては、金貨の輸出は自由であり、在外正貨は随時拂ひ下げられ、金貨と銀行券との間に、內外貨幣の間に完全に同一價値の維持されて居つた結果、日本銀行の正貨兌換を拒否することの如きは、世間の注意を惹く程の問題となるに至らなかつたのである。而して當時我國に於て、金貨本位制の維持に關して、國民の間に之を疑惧する念の盛であつたことは、上記の如く日本銀行が銀行券の正貨兌換を拒否するの一事を以つて、之を知るを得るのみならず、國家自ら內地に於ける金採掘事業を奬勵し、せめて幾分なりとも金の內地に於て採掘される道を開いたならば、以つて金貨本位制の維持に資するを得るであらうと云ふ「マーカンチリズム時代に於けると同樣の考へを以つて、幾多の施設が講せられたのを推して、其一班を諒解するに苦まないであらう。當時事業の上に於ては、損失をしても、之を忍んで金の採掘に從事することが所謂國益であると云ふ考の下に、金鑛を經營した資産家があつたり、政府亦日本興行銀行に命じて、收支の相償はざる金鑛に貸付を行はしめ、結局回收不能の爲めに、同銀行に莫大の損失を負はせ、特殊銀行としての聲價を失墜せしめたことの如き、何れも金貨本位制維持の手段として行はれたものであるが、其青砥藤綱流の經濟觀であることの譏を蒙むるに至つては、盡く軌を一にするのである。即ち確乎たる對外債權の收

入を備へず、然も先天的入超國たる日本に於て、金貨本位制を施行したことがその維持に就て ― 寧ろどの維持難に就て國民をして常に慨歎せしめる所以であると解される。

右の如く金貨本位制を標傍する我國に於て、對外債權の收入の寡少である一方に、輸入超過の巨大である爲めに、常に之に累されて、誠實に金貨本位制を實行する能はず、兌換制度の下に、通貨の伸縮を自由ならしめるを得なかつた次第であつて、邦人は此狀態を知りながら、尙ほ金貨本位制を實行したものと稱して、自ら安んずる所あつたのであるが、外國學者の内には、嚴格なる意見を持するものあつて、我國の貨幣制度を金貨本位制とは認めない。例へばハートレー・ウイザース氏の如き、其一人であつて、千九百十三年出版の「外國爲替論」に於て、

通貨に關して、今日例を家屋建築に取つて云へば、其半途に居り、一種の一方的制度を行ひ、其孰れに據らんとするか、自由を留保して居る多數の國がある。其重なるものは、印度、日本、墨西哥、アルゼンチーン、伯剌爾の諸國であつて、是等の諸國に行はれる貨幣制度は之を名づけて、金爲替本位制と云ふ。蓋し自國の通貨に對して、法律を以つて、其維持せしめんとする價値として、或る爲替價格が決定され、若しも金を齎し來る者があれば、之に對して金なり紙幣なり、通貨を交附するが、一方に自國の通貨を兌換するに、金貨を以つてしない。然も英國のソヴエレイン金貨なり、亞米利加の弗貨なりに對して、或る一定した爲替價値を以つて各自の通貨の價値を維持せしめやうとする故に、各自の通貨と金との間に、確實なる關係を保たしめるを得る。

と云ふことを說明した。兌換制度が誠實に運用されず、在外正貨を資金とする爲替手形の振出に依つて、對外支拂を行うこと、日本の如くなる場合には、其國の貨幣制度を目して、金爲替本位制とするのは、寧ろ妥當の解釋とするを得るであらう。是れ亦我國の貨幣制度並に兌換制度の基礎の脆弱なるの致す所として、已むを得ざる事實に屬する。

故に歐洲戰時數年間我國が一方に輸出超過の繼續する他の一方に貿易外の對外收入亦豐富と爲つた偶然の利益を收めた時こそ、我國貨幣制度の基礎最も鞏固なるを得たと稱されたのであつて、大正三年末に三億四千一百萬圓に過ぎなかつた我國の內外に所有する正貨が大正九年末に於て、二十一億七千八百萬圓に增加するや、世人は此一事を舉げて貨幣制度の將來に安んずるを得るとした。然しながら貨幣制度は單に金貨の存在するのみを以て、安全なりとするを得るものではない。其れが存在し固定するよりも、資本として生產上に運用され、年々金貨を外

國から收得する用を爲してこそ、始めて貨幣制度の維持に資するのである。隨つて在外正貨の如き、其增加したことを好機として、其一部分は外國に於て、流動的狀態に置き、以つて他日の回收に便するとしても、他の大部分は之を外國に於て、資本化し斯くて生ずる對外債權の收入に依つて、我國の國際貸借に於ける地位を改善することを以つて、得策としたのであつて、斯の如くして、我國貨幣制度の基礎は始めて鞏固なる地步に就くを得たのである、然るに在外正貨の利用に就て、政府の爲す所は多く如上の期待に反して居つた。歐洲開戰以來國際金融に於て、多年覇を稱し來つた英國の對外融通力の停頓すると共に、合衆國の對外金融に於ける活動未だ緒に就かざる間の如き、正に日本の乘ず可き機會に外ならなかつたのであるが、我國は多く此機會を逸し去つたのである。即ち當時我國は在外正貨を處分し、利用する一法として、對外放資を試みたには相違ないが其實際に行はれた所を見れば、(1)支那露西亞の如きに、資金貸融通したり、(2)英佛諸國の爲めに物資購入代金に振替へる目的を以つて、兩國の發行する大藏省證券を引受けたりするの類であつて、前者は今日に至るまで、多く回收不能の狀態に居り、後者は期限の到來するに隨つて償還され、兩者共に對外債權としての永久的効果を我國に與へるを得ない。現に最近政府から議會に公表した報告に據れば、

露國政府大藏省證券	二四〇、〇五〇千圓
同政府五分半利付短期軍事公債	一、〇〇〇
同政府仕拂證明書	四八、八二〇
支那政府發行國庫證券	三二、〇八一
中華民國々庫證券	一八、四四〇

は正貨處分の一法として、政府が直接に露支兩國に融通した資金であつて、今日回收不能に陷つて居るものであるとすれば、正貨處分の爲めに行はれた對外放資が債權獲得の手段として、如何に効果の乏しきものであつたかは、最も明瞭に之を確めるを得るのである。而して斯く處分されざる部分の正貨は單に正貨として外國證券として存在するに止まつたのである。

（二）

斯く我國は歐洲戰時の變動に際會して、兌換制度なり、貨幣制度なりの根柢を鞏固ならしめるを得る時期に於て、之を爲さず、頗る怠慢を極めたのみならず、一時の恐怖心と根據なき錯覺とに驅られて、貨幣政策上、見遁す可からざる失計に出でた

のである。其らは外でもない。大正六年九月十二日大藏省令第二十八號金貨幣又は金地金輸出取締に關する件であつて、本令を以つて、金貨幣又は金地金を輸出せんとする者は大藏大臣の許可を要することゝし、此規定に違反する者には制裁を課する一方に、地金として販賣し、又は使用する目的を以つて、金貨幣を蒐集、鎔潰又は毀傷した者に對しても、前同樣の制裁を課することゝした。爾來今日に至るまで、本令に據る金輸出并に鎔潰の禁止は勵行されて渝る所を知らない。何故に當局者は當時我國に金の吸收される勢甚だ盛であり、其大部分を利用處分して、之を資本化し、債權化することを必要とする際に、特に其輸出を禁止するが如き、全然時の要求に反對する政策に出でたのであるか。其第一の理由は歐州諸國に於て、續々金の輸出を禁止した際に、我國獨り之を自由にしたならば、金に對する取付甚だ急であつて、到底之を留保する能はざるに至るであらうと云ふ恐怖心に存するのであつて、當時の事情から考へれば、斯る恐怖心の取るに足らざるものであることは論を俟たない。又第二の理由は金の輸出を禁止する場合には、爲替相場は或る程度まで、政府の欲するが如くに之を左右するを得るから、政府は輸出に有利にして、輸入に不利なる相場を立て、以つて輸出獎勵の效果を揚げやうとしたのである。然も當時の如く內地に於て、物貨を騰貴せしめ、生產費を增高せしめる政策の並び行はれて居る以上は、爲替相場に多少の手加減の加へられた位で、輸出を獎勵するが如き、企て及ばざる所であつて、私が之を呼んで、當局者の錯覺とする所以である。

金輸出禁止の可否得失は姑く措き、其勵行に依つて、金輸出の自由の奪はれたことは、即ち我國貨幣制度に於て、本位貨幣の伸縮自在を保つ機能を滅失せしめ、徒に國內に於て通貨の供給を過剩ならしめるに至つたのみならず、歐洲戰後國際貸借の我國に取つて、不利と爲つた際に、金輸出禁止の繼續して行はれたことは、爲替相場に著しき低落を惹起す原因となり、始め當局者が爲替相場を支配して、平準相場より幾分か低き程度に之を置き、以て輸出貿易を獎勵しようとしたことは、實際の結果に就て之を見れば過ぎて、及ばざると同一の嘆あるを免かれざるに至つたのである。金貨本位國に於て、金貨本位制が誠實に運用されて居る以上は、貨幣價値が外國同金屬の貨幣に對して下落するが如き、道理上許されざる所であるのに、それが下落したと云ふのは、要するに金輸出禁止に基くのであつて、恰も英國に於て同一の事の行はれて以來、弗貨に對して、磅價の價値に低落を來したのと、事情の異らないのである。

斯くて金輸出禁止の結果として、我國の金貨本位制は其伸縮

を失ひ、兌換制度又其機能を奪はれるに至つた。爾來我國に於ては、「金」と「紙」とは、双方の價値に於て、懸隔する所を失ひ、「金」に對して「紙」の價値は下落せざるを得ざること〻爲り、我國の貨幣制度は金貨本位制から一變して、所謂紙幣本位制度と爲つたのである。更に故意か、偶然か、此趣意を徹底せしめる爲めに、行はれたものは、大正十二年十二月一日金拂下價格の改正であつて、從來横濱正金銀行に於て、大藏造幣價格を標準として、金地金を賣却し來つた方法を改めて、爾今爲替相場を標準として、其賣却を行うこと〻爲つたのである。蓋し從來金輸出の禁止に依つて、「金」と「紙」との價値に懸隔を生じた以上は、この「紙」の價値の依つて測定された萬般の貨物は其一般物資であると、金であるとの別を問はず、價格に於て增進して居ることを當然とする。即ち近年我國に於て、一般物價の騰貴して居るのは、此般の道理に依つて、明に理解されるに拘はらず、斯る場合に、何處までも貨幣法の規定を楯に取り、造幣價格を標準として、横濱正金銀行をして金の賣下を行はしめるが如きは、愚の骨頂であつて、一方に國内に於ける金の需要の增加すると共に、他の一方に金產額の減少することを以つて、當然の勢とする。「金」と「紙」との價値に聯繫する所を失ひ、諸種の物資の價格が價値の下落した「紙」に依つて測定され、爲めに暫し〳〵騰貴した以上は、金地金の價格も亦低下するに「紙」を以つてするのが至當の理であつて、拂下價格の改正は與するに此道理に據つたものであると同時に、其行はれたことに依つて、益々我國の貨幣制度をして金貨本位制に遠ざからしめ、不換紙幣制度に移らしめたものと云はなければならない。

三

日本銀行が確乎たる對外債權收入を擁せざる我國に於て、金貨本位制を維持することの困難を見越し、兌換制度を運用する責任を負ひながら、銀行券の正貨兌換を回避する態度に出でたのは、事情の諒とすべきものありと云ひながら、背理の所業たることを免れなかつた。唯大正六年九月の金輸出禁止に續いて、同十二年十二月の金地金拂下價格の改正に依つて、愈々不換紙幣國たる事實の徹底的に行はれるに至つたからには、之と同時に政府は日本銀行に對して、銀行券の正貨兌換義務を免除するのが當然であつたのである。即ち兌換銀行券條例第一條の末尾に「金貨を以つて、兌換するものとす」とある規定を中止するのが理の當然であり、緊急勅令を以つて、之を爲すことが不穩當であるとすれば、今期議會の劈頭に於て法律案を提出し、斯くて我國を徹底的不換紙幣國たらしむ可きであり、其改

正の行はれるまで、日本銀行は近く行はれる改正の趣意を體して、兌換の請求に接しても、之を拒否す可きであつたのである。多年日本銀行が銀行券の兌換を拒否したことは、不合理であつたとしても、今回こそ合理的に、之を拒否するを得るのであつて、此事を爲して、何等憚らざるの道理であつたと云へるのである。然るに從來我國に於て金貨本位制の標榜されつゝある時代に於て、故なく兌換の請求を拒否して居つた日本銀行が近頃に至つて、何の氣紛れか、其請求の或るものに應ずることと爲つたのは、奇怪に奇怪を重ねるの觀なきを得ない。即ち一月二十七日衆議院豫算委員總會に於て、濱口大藏大臣が一議員の質問に對して、答へた所に據れば、昨年十一月より本年一月二十六日まで、日本銀行本店に對する兌換請求の口數は二百十六であつて、其內の五十六は兌換を受け、百六十は請求を撤回したと云ふことであり、而して其之を請求するものを請求の動機に依つて、區別すれば、結納寄附等の爲めに、金貨を求める單純なるもの、日本銀行の態度を試みんとする惡戯に出づるものであると云ふ事實が日本銀行に就て、確められたとして、大藏大臣に依つて、說明された。思ふに日本銀行は利益獲得の目的を以つて、兌換を請求するものを目するに惡意に出づるとし、之を拒絕すると共に、結納、寄附等の爲に、金貨を求める單純なるもの、惡意から利得を貪らんとするもの、日本銀行の態度を試みんとする惡戯に出づるものであると云ふ事實が日本銀行に就て、確められたとして、大藏大臣に依て、證明された。思ふに日本銀行は利益獲保の目的を以つて、兌換を請求する者を目するに惡意に出つるとし、之を拒絕すると共に、結納寄附等個人の好奇心に促されて、生じ來つた請求は之を滿足せしめるものであるとして、自己の態度を辯明しようとする次第であるかも知れないが、私は尙ほ三個の不可解なる問題を持つのである。第一金紙の引換に依つて、利益を獲得するを得るが如くに、通貨制度を紊亂せしめて置きながら、利益獲得を試みる者を生ずるや、直に之を禁じ、然も根本の救濟を敢てしないのは、本末顚倒の嫌ひなきを得ないではないか、第二幾多の方面から我國を不換紙幣國にして置きながら今日に至つて、却つて或る程度まで兌換の請求に應じて、不換紙幣國たらしむるの努力を裏切るのは、大いなる自家撞着の處置ではないか、第三兌換請求に依つて、金紙の差益を獲得するを得る事實の明瞭なる場合に、兌換請求者が好奇心を充す爲に、之を爲すのと、差益獲得の爲めに、之を爲すのとの間に區別を置くことは日銀當局者の如何なる眼光に依つて、行はれるであらうか。是等の三點は、日本銀行の態度に對して、私の持つ疑惑であつて、日本銀行

としては、あらずもがなの所業に出たものであり、政府としては我國をして不換紙幣國たらしめる目的を以て、數年來行ひつゝあつた折角の努力を傷けられたものと云はなければならない。

然しながら日本銀行が上記の如く兩三月間に五十六口の兌換請求に應じたと云ふのは、何としても一時の氣紛れ沙汰であつて、決して永續する次第でないと共に、兌換される金額も亦其大なることを許されない。現に請求者の多數は兌換を拒絶され、訴訟に依つて、問題を解決しようとする事實に依つて、日本銀行の所謂兌換實行に就て、誠意に缺ける所のあるかを明にするに足りるであらう。隨つて日本銀行が一部少額の兌換を行つた所で、之に依つて金紙の間に、價値の均衡を保たしめるとか、兌換制度の運用を見るとか云ふことは、到底望まれ難き所に屬する。

不換紙幣制度も通貨制度の一種として、成立し得るには相違ない。唯兌換制度の行はれざる結果、通貨調節の機能が全然働かず、爲めに通貨の供給が動もすれば過剩と爲つて、物價の騰貴を惹起すは勿論、經濟社會全體を攪亂する弊害の掩う可からざるものがある。玆に於てか其弊害を緩和する目的を以つて、不換紙幣の發行高を制限し、之を制限するに就て、(一　或は內國の物價指數の高低を標準とするとか、(二)　或は爲替相場の騰落を標準に充てるとか云ふやうな種々の說が主張される。我國に於て近時政府が一方に金輸出禁止の方針を繼續しながら、他の一方に爲替相場を三十八弗に繼續し、正貨の現送に依つて其維持に努せしめようと云ふ方針を決定したことの如き、上記第二の標準に類似した方針を取るものと見られないでもない。內國に所在する正貨にして或る程度まで外國に現送される以上は、以つて爲替相場を三十八弗に維持するを得、不換紙幣の爲めに、貨幣の對外價値に意外の變動を見ることはないとしても、一方に對內價値の確定に至つては、之を保つの道を得ないのであつて、不換紙幣制度の弊害は何としても之を避け難いのである。

六

玆に於てか如何にして、我國の通貨制度を不換紙幣の現狀から、正貨兌換の基礎に移し、兌換制度の伸縮をして自由のものたらしめるであらうか。我國に於て今日の如く兌換制度に伸縮自由の機能を失はしめるに至つた根本の原因にして、金輸出禁止に存する以上は、其機能を恢復する爲めに、金輸出解禁の擧に出づることを必要とする。我國經濟社會の一部に於ては、今日より以下に通貨が減少したり、又信用が收縮したりしたならば、金融市場の安全を保ち難しとする見地から、通貨の減少、

信用の收縮を不可なりとし、爲めに金輸出解禁にも反對しようとする者がある。然るに我國に於ける今日の通貨たる、實に多年に亘る不換紙幣制度に馴致されて、人爲的に膨脹したものであり、信用亦外國から金貨の取付を蒙つて、遂に收縮する虞れあるを知らざる通貨を基礎として、膨脹したものであり、兩者の孰れを以つてしても、共に人工的膨脹を遂げたものと認められる。果して然らば金輸出解禁に依つて、若干の金貨を減じ、續いて信用を縮小することは、經濟社會を健全ならしめる所以であつて、何等非議す可き所を見出すを得ない。金輸出の解禁と共に、幾何の金が我國から外國に向つて、流出するであらうかと云ふことは、一個の問題であつて、何人と雖も、正確なる數字を以つて、之に答へるに苦むであらう。然しながら金輸解禁の後に於ても、依然として從來の如き五六億圓の輸入超過が繼續し、其超過額から昨今の貿易外關係に於ける受取勘定約一億五千萬圓を差引いた殘額約四五億圓の決濟を付ける爲めに、金貨の輸出を行はなければならないとすれば、誠に我國經濟社會に容易ならざる動搖を及ぼす次第であつて、論者の憂懼する所、必ずしも根據なしとしないのであるが、私は斯く考へない。蓋し解禁後或る期間に於て、或る高の金の流出することは免かれざる所であるが、其流出は同時に内國の通貨と信用とを收縮する、隨つて次で行はれると豫想される金貨流出の勢を半途に於て、遮斷する効果を齎すのであつて、此遮斷的効果は意外に早く、又強く現はれるものと想像されるのである。

　我國に於て、今日最も過度の信用膨脹を致せる跡は之を銀行の取引に於て、見るを得るのである。今日の如く不景氣が永續して、事業の不振を極める場合には、其影響は直に銀行業に現はれ、諸銀行をして預金に對して、比較的高歩の支拂準備金比率を維持せしめ、將來に於ける資金融通力の豐富なる可きことを想像せしめる道理であるのに、我國に於ける諸銀行が極めて薄弱なる準備金率を以つて、營業しつゝあることは、好景氣時代であると、不景氣時代であるとに依つて、必ずしも異なるものありとするを得ない。最近金融の局面に多少の緩和的傾向を生じ、其一面に於て、準備金比率に聊か高上の趨きを見るに至つたと云はれるようなものゝ、固より些々たるものであり、又今後如何に持續されるかも、豫測されない。畢竟斯の如きは、我國の諸銀行が第一如何なる場合に於ても、株主に對して、相當高率の利益を配當しなければならないことを必要とし、利益金の増加を謀ることに促されて、支拂準備金に對して、過大の信用膨脹を企て、第二預金に對する取付が起り、手薄なる支拂準備金を以つて、之に當るを得ざるに至れば、直に日本銀行に

就て援助を仰ぎ得るものとし、又之を仰ぐことを以つて、何等の恥辱とせざる多年の習慣性があり、第三從來通貨や信用を膨張せしめて止まなかつた政府の政策が近き將來に於ても亦繼續して行はれると云ふ强い確信を懷いて居る諸點に歸着するのであつて、斯る銀行の放漫なる態度が政府の政策と相俟つて、多年我國の經濟社會を混亂せしめたことの幾何であつたか、殆ど之を測り知るを得ないのである。昨年十二月東京交換所々屬の諸銀行代表者は卒然會合して、金輸出解禁の必要を決議したようであるが、彼等從來の態度に徵して、果して金輸出解禁に應ずるだけの準備が講ぜられて居ると認められるであらうか。右の決議の如きは、彼等に取つては、附燒刄の甚だしきものであつて、彼等の利害から云つたならば、依然として放漫なる政策の下に、通貨幷に信用の膨張する勢の繼續することを希望して、已まないのであらう。然も我國全體の利害から云へば、此際銀行をして信用の收縮に依つて、營業狀態を確實ならしめることが今日の急務であつて、其捷徑としては、金輸出解禁を斷行し、兌換制度を確立するの一事が舉げられるのである。

七

斯の如く金輸出解禁は物價政策として、信用收縮策として、將た又兌換制度確立策として、種々の方面から、必要と認められる。唯問題とする所は即時解禁を可なりとするか、解禁の道程に達するまでに、或る緩和的手段を以つてす可きかと云ふことが實際問題と爲るのである。思ふに金輸出解禁の即時斷行に依つて、國際間に於ける金の出入を自由にすることは、一片の理論としては、之を主張するに憚らないのであるが、今日の如く爲替相場が三十八弗の低きに居る場合に、直に取つて、此理論を實際に適用したならば、經濟社會に急劇なる變動を惹起する虞れの大なるものあるを免かれない。蓋し解禁實行の後には、爲替相場は平準點若しくは之に近い所までに、恢復するであらうし、其恢復は迅速の勢を以つて、行はれるものと考へられる。此際に吾人の念とす可き所は、左の二點に分たれる。

第一、從來の爲替相場の低廉であつたときは、之に據つて外國から物資を輸入し、現に斯る物資を手元に所藏して居る輸入業者の如き、將た又右の爲替相場を採算上の基礎として、外國に多額の物資の註文を發して居る輸入業者の如きは、何れも右に述べた通りの急劇なる爲替相場の騰貴に接したならば此相場に據つて、新に輸入する者の競爭に堪へ難く、營業上に大なる破綻を招き、彼等と取引上の關係ある銀行の如きも、亦相當の影響を蒙らさるを得ない。

第二、金輸出解禁後に、我國の取付けられる金は幾何の高に達するであらうか、正確なる豫想を下すことは困難であるが、爲替相場の恢復する一方に、若干の金が輸出される、否金の輸出が行はれてこそ、其結果として爲替相場の恢復を期するを得るものである以上は、金に對する取付は免かれ難き所であり、而して其取付にして解禁の即時斷行に依つて、急劇に到來したならば、必ず金融市場の安全を脅かし、金融梗塞の勢をして今日よりも甚だしからしめざるを得ない。

金の輸出解禁は爲替相場が平準點に恢復し、又斯る狀勢の將來に維持されることとの略ぼ確實に爲つた場合に、行はる可きものであつて、斯る時に於ては、其即時斷行に何等の支障を生じないと同時に、爲替相場の下落の甚だしき今日に於いて、解禁を即時斷行する方針に出でたならば、徒に經濟社會を騷がすに止まるであらう。此騷擾を敢てして、金の輸出を解禁するが如き、苟も經濟社會の不靜を希う者の主張する所ではないのである。然しながら政府の爲替政策も餘りに無爲に過ぐるではないか。昨年末政府が爲替問題に處する對策として、正貨拂下、正貨現送の方針を發表して以來、爲替相場は三十八弗に維持されつゝあるやに見える。思ふに爲替相場は三十八弗を割つたならば、政府は三十八弗を以つて、正貨の拂下を行ひ、曾に在外正貨を利用するのみならず、内國正貨の現送をも併せさせる次第であらうが、本來爲替相場の變動は輸出入の消長を主とする國際貸借の關係に基くものであつて、今、此大勢に制されて、爲替相場の三十八弗以下に低落しようとする場合に、政府に於て幾何の正貨を拂下げたならば、能く相場の維持に資するであらうか、相場維持の爲めには、殆ど無限に正貨拂下を行ふ覺悟が政府に存するかどうか共に將來に起る可き問題であり、政府の方針如何に依つては、爲替相場を三十八弗に維持することが確實に行はれるかに就て、多大惑を生ぜざるを得ない。

或は爲替問題を論ずる者の内には爲替相場の恢復なり、圓價の騰貴なりは、今日必ずしも重要なる條件ではない、我國に取つて必要であるのは、寧ろ爲替相場の安定であつて、三十八弗なり、四十弗なり、或る點に止まつて、其れよりも甚だしく動搖しないことゝなつたならば、總ての取引は斯る相場を標準として行はれ、當業者をして其間に何等の不利益を覺へしめないであらうと說く風を見るようである。政府が三十八弗を以つて、爲替相場維持の限界點とし、若しも相場が此以下に低落せんとする場合には、正貨の拂下又は其現送に依つて、之を行の點に止める方針をとるに至つたのも、爲替相場の恢復と云ふことよりも、其安定に重きを置いた結果であるやに思はれる。

替相場の安定は固より世人の必要とする所に相違ない。然しながら今日の如き低落の甚だしきを極めつゝある儘の狀態に之を据置くことが、果して眞實の安定を以つて、目されるを得るであらうか。相場が或る程度以下に低落する場合には、政府の正貨拂下に依つて、之を抑制するを得るとしても、此反對に相場の騰貴する場合に、如何にして之を抑制するを得るであらうか。假に其道ありとしても、之を抑制するが如きは、無用の沙汰であつて、寧ろ平準點に近づくまで、之を其騰貴する勢力に任せることを以て、得策とする。然らば爲替相場を現在の儘に据置くが如き、決して其安定を得たものとす可からざる道理であるのみならず、相場の下落に依つて、輸入原料品が何時までも高價付いて、爲めに内地の製造業殊に輸出工業を壓迫したり、輸入品全體の高價である爲めに、内地に於ける一般物價の騰貴する勢を促進したりすることを考へたならば、爲替相場を現狀の儘に据置き、而して其安定を得たりとして、安んずることの不合理であり、又不得策であることは論を俟たざる所である。

茲に於てか爲替問題に對して、適當なる解決を下し、併せて兌換制度を確立するには、金輸出の解禁に依り、金の出入を自由にせざる限り、之を實現するを得ざることゝ爲る。然も金の輸出解禁は爲替相場の低落の著しき今日に於て、即時に斷行するを得ないとすれば、我國は此間に處して、如何なる方針を持す可きものであるか。此點に就て、政府は單に正貨拂下に依つて、爲替相場を或る程度に維持することを決定した以外に、何等の對策を示さない、議會に於て、多數議員の質問に會しても、一向將來の方針を明にしないが、眞實、政府にして金輸出の解禁を行つて、兌換制度を正常の狀態に復せしめようとする以上は、他に爲す可きものゝ多々あることを知らなければならない。私をして所見を開陳せしめれば、

第一、輸出入貿易の趨勢を左右し、輸出を奬勵すると共に、輸入に對しては、政府自ら之を管理して、内國の、生産若しくは内國民の生活に必要なる物資に限り、之を輸入すること、

第二、正貨拂下價格は始め當時の爲替相場を基礎として、之を三十八弗に置くことは、已むを得ないとしても、或る時期の後に漸次之を引上げる方針を取り、如何なる時に、如何に引上げられる價格を以てするかは、之を豫告すること、

第三、右の時期に至つて、爲替相場を金拂下價格との間に、若干の鞘開きがあり、前者が後者に及ばなかつたとしたならば、勢金の拂下を請求し、之を外國に輸出する者の多きを見るであらうが、其輸出は自ら爲替相場の騰貴を促す作用を生ずること、

の如きは、爲替恢復策として、私の重きを置く所であつて、斯の如くして爲替恢復の緒に就いた場合に、他に何等の故障なくして、金の輸出禁止を解除するを得るに至るのである。

八

最後に私が兌換制度に關聯する一問題として攻究を試みんとするは、保證準備制限擴張の可否である。昨年來世間に同準備の制限を擴張せよといふ議論を主張する者のあることは、明白の事實であつて、屢々吾人の耳朶に觸れる。蓋し我國に於て現行保證準備の制限を一億二千萬圓と定めたのは、明治三十二年であつて、爾來時を經過すること、二十七年の多きに及ぶ。此間我國經濟社會の事物は急速に發達したに拘はらず、獨り保證準備の制限を當時の儘に据置くことは、恰も成長した青年に少年時代の舊衣を着用せしめるものと異ならない、斯くて金融の調節を不如意ならしめる次第であるから、宜しく右の制限を擴張して、金融の調節を圓滑にし、出來得べくんば、金利步合の引下の一助たらしむ可しと云ふのが擴張論者の重なる論據になつて居られるのである。此議論たる、一國の通貨が一の銀行券のみに限られて居り、然も保證準備に據る外に、銀行券の增發される道の存せざる場合には、多少の重きを爲すであらうが、事實は其然るを許さない。保證準備に據る銀行券の發行は一國に於て、通貨の供給される一の方法であつて、決して其全部ではない。保證準備發行の外に、正貨準備の發行もあれば、更に所謂銀行通貨の利用もあり、保證準備に對する制限にして嚴酷であるときは、自ら正貨準備の增加を促して、兌換制度の基礎を鞏固ならしめるを得るし、又特に銀行通貨の利用を盛ならしめることもある。現に英國に於て、千八百四十四年現行銀行條例制度の際、千四百萬磅と限定された保證準備の發行高は爾來八十年を經過する今日に至るまで、他發行銀行の放棄した發行權を繼承したる爲めに、千九百七十五萬磅に擴張された外、一回も人爲的に擴張の行はれた事實に接しない。即ち最近八十年間英國經濟社會の發達は甚大なるものであつたに拘はらず、保證準備制限に僅か三割の增加を告げたのみで、尙ほ能く通貨を調節し、其間に何等の支障を生ざるを得たのは、要するに保證準備に對する制限の嚴重であるために、一面に於て正貨準備に據る銀行券の增發を來し、他の一面に於て、銀行通貨の利用を盛ならしめたことに歸しなければならない。私は英國に現はれた此事例に基き、時勢の進步と共に、保證準備の制限を擴張しなければならないと云ふ議論の如何に誤まれるものであるかを知り、又斯る議論に動かされ、所謂時勢の進步に藉口して、保證

準備の制限に間斷なき擴張を加へることと共に一國兌換制度の基礎を動かすに至ることを恐れるのである。

更に一考を要するは、金輸出解禁と保證準備制限擴張との關係である。金輸出解禁が行はれたならば、若干の金貨が外國に流出し、斯くて通貨に收縮を來すことは、勢の免かれ難き所であつて、同時に一部人士の憂慮措く能はずとするものである。斯くて彼等は其對策として、豫め保證準備の制度を擴張し、斯く擴張された限度內に於て、日本銀行をして自由に銀行券を増發し、以つて金輸出解禁の齎す影響を相殺補償せしめようとする考を懷くが如くに思はれる。然しながら金輸出解禁に依つて、我國の正貨が或る程度まで外國に輸出されることは、從來其輸出禁止に依て、人爲的に不當の膨脹を爲さしめられた我國の通貨を其眞に必要とされる高に收縮し、兌換制度を正當の狀態に就かしめて、以つて經濟社會に恢復の機運を誘導する所以と爲るのであつて、之に對して苟も妨碍を加へるが如き、其事自身に於て、大なる錯謬であるとしなければならない。兌換制度の運用に就て、從來政府なり、日本銀行なりに依つて、行はれる慣用手段から云へば、正貨の減少に制されて、正貨準備發行の銀行券の減少した場合には、制限外發行に依つて、之を補足しようとするものであらう。而して此場合に制限外發行であつては、發行税の負擔の現實に日本銀行に加はるあり、ある其上に、頻繁なる制限外發行の濫用に就ては、世間の非難を顧みて、躊躇される趣きなきを得ざる次第であるから、是等の事情を考量し、今日から豫め保證準備の制限を擴張し、以つて其際に於ける必要に備へるに就て、遺漏なからしめることは、通貨收縮を恐怖する者の立場から見れば、至當の議論であるやうに思はれる。然も此議論の如くならんか、金輸出の解禁に依つて、經濟社會に及ぼさうとする有利なる影響を遮斷し去らんとするものに異ならない。金輸出解禁の行はれる前提として、內地の金貨を現送し、斯くて爲替相場の恢復を謀ることとすら、必要と考へられて居る事情に徴しても、金輸出解禁と通貨の縮小と不可分の關係を有することが推知されるであらう。然るに金輸出解禁の行はれた後に於て、尚ほ人爲的に通貨を膨脹することを必要とし、之を膨脹せしめる一手段として、保證準備制限の擴張を企へるが如き、矛盾撞着の甚だしき議論とするの外はないのである。

或は保證準備の擴張を機會として、日本銀行をして金利歩合を引下げしめ、又其貸出を寛大ならしめ、以て民間に對する金融の疏通を付けようとする說もある。若しも制限外發行法が其創案者に依つて說明され、又實行の當初に於て、實現された如く、制限外發行が一方に金融市場に對する一の警鐘であると共

に、其税付である故を以て、必ず金利歩合上進の動機となるが如き場合に於ては、保證準備の制限擴張に依つて、從來制限外發行として税付であつたものを制限内の無税發行に移すことは、自ら金利歩合低落の理由となるものと解釋されるであらうが、今や制限外發行法の祖國たりし獨逸に於ても、又之を繼承したと稱される日本に於ても、此發行法は決して斯くの如く運用されず、保證準備の制限外發行の如き、金利歩合引上げの原因となつて居らないのであるから、今制限擴張に依つて、從來の制限外發行が制限内の無税發行に移された所で、之に金利歩合の引下げの望まれる道理はないのである。若し其れ保證準備の制限擴張に依つて、無税銀行券の增發されることに依つて、其發行を盛んにし、以つて金利の低落を謀らうとするが如き、通貨と資本とを混同するものであつて、一顧の價値すら、之に認めるを得ないのである。

兌換制限をして有効のものたらしめ、又銀行券をして伸縮自在のものたらしめるには、金の輸出禁止を解除して、其出入を自由にすることを以つて、捷徑とする、然も我國銀行券の發行法たる、從來の實驗を以つてするときは、決して完全を以つて、許すを得ない。金の輸出を自由にし、又保證準備の制限擴張を拒否することのみに依つて、能く從來の缺陷を除却するを得るものとは考へられない、根本的に云へば、多年行はれた屈伸制限法に絶大の價値を認めるを得るかどうか、國家と中央銀行との關係を如何にす可きかと云ふが如き重大問題に接觸せざるを得ないのは勿論、更に一層重要なる問題としては兌換制度を擁護する爲めに、在外正貨の如き固定したもの、殊に外債に依つて、補充されるが如き、基礎の薄弱なるものに依頼せず、別に對外債權に屬する收入の伸縮自由なるものを設け、又之を設けるに就ては、國際貸借上、我國を有利なる地位に立たしめるに、如何なる方法を以つてす可きかと云ふ問題を生ずるのである。然しながら是等諸問題に對する議論や批判は姑く之を他日に讓る。今は兌換制度の運用上、極めて不自然であつて、爲めに種々の弊害の醸成される我國現在の事實を指摘し、之に對する當面の匡正策を述べるに止める。

資本主義と農業

（資本主義は農業を榮えしめるか亡ぼすか）

河田嗣郎

一　資本主義の侵漸と農業の衰頽

私の觀る所では農業は元來資本主義經濟に適せざるものである。然るに現時に在つては、產業一般の狀況は漸次益々資本主義化しつゝあり、農業も或程度までは資本主義的に行はれねばならなくなつた爲めに、農業は色々な困難に陷つて、其の發展を見るよりも却つて其の疲弊を見ざるを得ざる運命に會した。即ち或意味に於ては、農村に對する資本主義の侵入が、農村を亡ぼさんとする傾向を造り成せるものと謂ひ得られる。

元來資本主義は發展的な精神に依て導かれ、營利の爲めに事業を經營して、益々多く富を造り、之を資本化し、其の資本を以て更に多く更に盛に事業を行はんとするものである。然るに農業は、其の本來の性質が營利本位たるよりも寧ろ必要本位的なものであり、之に依て大いなる利得を舉げ其の業務をして益々大いに發展せしめんとするには、其の業務の性質上より種々の障礙が表はれて來て、とかく十分に目的を達し難きものである。其の理由に至つては後に一々詳しく之を論じて見たいと思ふが、兎に角私は農業を十分資本主義化して、商工業と同一競爭場裡に立たして營利業務として發展せしめんことは、所詮望なきこゝと信ずる。之を資本主義化せんとすれば却つて其れが爲めに農業からは人と資本とが逃げ去つて、其の衰頽を齎す外はないことゝとなる。從て若し農業を維持せんと欲せば、之を資本主義的傾向に暴露することなく、資本主義以外の經濟主義の立場に在らしめて、業務から出て來る利得よりも、業務そのものが樂むで行はれ、其の業務はまた之を行ふ者の生活と聯結むで行はれ、勞働は其の手段や之に依て生產さるゝものゝ出來

榮えやを樂みとして行はれるといつた風なものたらしむる外はない。

若し資本主義的經濟の發展するまゝに、國民經濟一般の傾向が成行のまゝに放任せらるゝに於ては、農業は段々に疎んぜられ段々と嫌はれて、經濟一般特に商工業の發展するとは逆比例に、漸次疲弊し衰亡するに至るを免れ難きは、十九世紀後半此方の英吉利の實例に徴し見るも、明かなる所である。人も知るが如く、同國の農業は前世紀の前半期頃までは、他の諸國に比して決して引けを取るものでなかつた。農村人口も總人口の凡そ半を占め、土地もよく耕され、農産物亦よく國内の需要に對して十分なる供給を行ひ得て、穀物は餘分を國外に輸出することさへ出來た。然るに其後に於ける同國農業の衰頽は實に驚くべき勢を以て進み、現今識者は、其の恢復の爲めに甚しく思を勞して居る有樣である。國策亦農業復興の爲めに圖らんとする傾向を示すに至つた。其の傾向は過般の大戰時以來よほど著明になつて來たやうである。

試に之を實狀に照し見るに、英蘭及びウエールスに於て一八百五十一年の人口統計では都會居住者五割二厘に對し田舍居住者は四割九分八厘を占めて居たのに、一九一一年の調査では、前者は七割八分一厘に増加し後者は却つて實に二割一分九厘に當るに過ぎざる有樣となつた。從て耕地の如きも總面積中可耕地五割六分五厘あるに拘らず現耕地は僅かに二割五分七厘に當るに止まり、曾て立派な畑だつたものも退化して永久牧場となり、又雜木林となり荒蕪地となつてしまつた有樣である。農産物は之が爲めに著しくその生産量を減じ一九一一年に於ける其の國産分と輸入分との比較は、小麥の如きは國産僅かに一割七分に過ぎず、肉類の如きも約六割で牛乳及其の製品五割四分、野菜の如きすら八割三分を占むるに過ぎざることゝなつた。（拙著『農業經濟學』九八頁以下參照）

特に英國農業の衰頽は前世紀の七十年代以後に於て甚だしい。當時は歐洲諸國の農業が一般的に甚だしき困難に遭遇した時期であつて、それは加那陀、濠洲、印度、南米等の新進地に於ける農産物が盛に輸入せられるやうになり、其の競爭を被つた爲めである。だから之を表面的に見れば、それは世界的なる農業内部に於ける競爭の結果で、資本主義經濟とは、何等直接の關係が無いやうに見ゆるけれど、實は汽船の發達に依り世界的通商關係の大いに密接となり、安い運賃と保險料とを以て處女地に生産されたる生産費の安い農産物が、容易に多量に歐洲に輸入さるゝを得るに至つたからのことたるに外ならず。やはり其所に資本主義的な通商發達といふ事實あつて、之に促され

て生じたる事實と見なければならぬ。兎も角そんな譯で英國の農業は其時分以後急に大いに衰微することゝなつた。之を實狀に就いて見るに、同國に於ける小麥の輸入量は一八七五年には五千八百萬ツェントナー（一ツェントナーは五〇瓩）であつたのが、一九一三年には一億二千二百五十萬ツェントナーに增加した。其間人口は六割增加したるに過ぎざるに、小麥輸入量は十一割の增加を示したのである。そして小麥作付地は三百三十三萬七千エーカーから百七十九萬二千エーカーに減じた。之を全耕地に就いて見れば、一八七〇年より一九一四年に至る間に於て、三百八十五萬一千エーカー即ち一割六分の減少を示した。牧地は五百萬八千エーカー即ち四割五分減少した。ザウアーベック（Sauerbeck）の指數に從へば、小麥と大麥と燕麥との價格は、一八七六――七七年を百として一八九六年には四七と五九と五七とに低下した。一九一三年には各々五七と七〇と七三とに下落したのである。そして或論者は、斯くの如く穀價の下落せる結果としては一般消費者の購買力を增し肉類に對する需要を增すことゝなつて、内地の畜產を刺戟するに至ると觀て居るが、英國ではさうでなかつた。肉類は却つて益々多く海外より輸入さるゝに至り、既に早く一八七四年に冷藏肉の輸入を見、一九一三年には九百二十一萬ツェントナーの冷牛肉と五百二十萬四千ツェントナーの冷羊肉が輸入さるゝに至つた。斯くて國產と輸入との釣合は段々本國に都合惡しき數字步合を示すに至つた。之を全食料品輸入價格が輸出價格を超過せる額に於て示せば

	一八七一年	一九一三年	一九二三年
入超金額…………	[illegible]〇、〇〇〇磅	[illegible]〇〇〇、〇〇〇磅	四[illegible]六〇〇、〇〇〇磅
人口一人當金額……	二磅九志	五磅五志	八磅一〇志

といふ比年增加步合を見ることが出來るのである。（Michael Hainisch, Die Landflucht, ihr Wesen und ihre Bekämpfung im Rahmen einer Agrarreform, Jena [illegible], S. [illegible]頁）

英國の農業が斯く退步するに至つた事は、世人の夙く之を知る所で、同國が漸次資本主義的なる經濟發展を遂げ、商工業國として發達するに連れて、農業は之と逆比例に退化し、その國民經濟内に於て嘗てその占め得たる產業上の地位をすら保ち得ざるに至つた。然るに尙ほ注意すべきことは、十九世紀の後半に於て歐洲の農業に對して大いなる競爭相手として表はれ、一種の脅威たりし米國の農業すら、其後はやはり一般的なる大勢の支配を受け商工業の發達に伴ひ得ないで、米國が資本主義國としての面目を整ふるに連れ同國は追々に商工業國化し、農業の比較的退步を見るに至つたことこれである。

即ち北米合衆國の如き大農業國に在つても、前世紀の末葉以

來農業の發達は漸次商工業の爲めに凌駕さるゝに至つたのである。試に同國々勢調査の示す所を見るに、一八五〇—一八八〇年の三十年間と一八八〇—一九一〇年の三十年間とに於て、前期に在つては農場數、農地、改良されたる土地の數は人口の增加率以上に增加したるに反して、後期に在つては終に然る能はざるに至つた。即ち前三十年間には人口の增加步合は一一六・三パーセントなるに對して農場數の增加步合は一五一・九パーセントだつたものが、後の三十年間に在つては、人口は八三・四パーセントの割合を以て增加したのに農場數は僅かに五八・七パーセント改良されたる土地の面積は六八パーセントの割合だけしか增加せなかつた。次に之を農事に從事する勞働者の數に就いて見るも、一八七〇年には勞働者の四割八分は農業に從事して居たのに、一九一〇年には三割三分しか從事せない有樣となつた。北米合衆國には大凡六百萬の農場があるから、各農場に平均五口の農家が在るとすれば、其の人口三千萬人で、殘餘の七千萬人は都會や田舍町に住つて居る譯である。(J.E. Boyle, Agricultural Economics PP. 2—4)

即ち北米合衆國も今や段々に商工業國化しつゝある。更に之を同國の輸出貿易の示す所に就いて觀へば、一八八〇年には食料品の輸出は工業品の四倍に上ぼつて居たのだが、一九一二年に至つては、後者は前者の二倍半ほど多くなつてしまつた。綿花の如き大輸出貿易品を加へて見ても、輸出總額の半以上は農產物以外の貿易品である。例へば一九一三年に於て輸出總額二十四億六千五百八十八萬四千百五十弗の中、農產物は十一億二千三百六十五萬一千九百八十五弗に過ぎなかつた。それに尙ほ海外より輸入さるゝ農產物の多額なるを併せ考ふれば、農產物純輸出額は三億弗に過ぎぬ有樣であつた。(ibid. pp. 6—8)

尙ほ北米合衆國に於ける都鄙人口增加步合を見るに、一八八〇年以來各十年に於て、左表の如き比較の下に都會人口(二千五百人以上の人口を有する所を都會と見て)は田舍人口よりも三倍速かに增加して來た。(ibid. P. 21)

	一八八〇—一八九〇年	一八九〇—一九〇〇年	一九〇〇—一九一〇年
田舍人口	一三・七	一一・一	一一・二
都會人口	五四・四	三五・五	三四・八

斯くの如くにして、從來世界の農業國として知られたる米國に於ても、今や農業不振の狀況が表はれて識者は既に大いに之を憂ひつゝあるのみならず、我國に於て之を見るやうな意味の農村問題が實際的に表はれて來た。そして彼のノン、パルチザン、リーグの如き農民運動を隨所に見ることゝなつたのである。(J. N. Gillette. Rural Sociology. N. Y. 1922 P. 352)

北米合衆國以外の農業國として知られたる加那陀にしても濠洲にしてもアルゼンチンにしても、事情の推移は相似たものである。即ち漸次商工業の發達を見るに連れて農業は段々忽にせらるゝに至り、其國の經濟一般が資本主義的に發展すればするほど、農業は却つて不振の傾向に轉じつゝあるを見る。其の狀況に印度の如きに於ても近時漸く同樣に窺ひ得らるゝに至らんとしつゝある。我國に在つては、從來國民經濟は農業を基礎として行はれて居たことは、よく謂はるゝ通りであるが、それでも近時段々商工業の發達するに連れて農業は不振の傾向に轉じ、最近に至つては頻りに農業疲弊の聲をすら聞くに至つた次第であつて、その狀況の醸成さるゝに至つたのは、我國の經濟一般が資本主義化することゝなつたのと相伴つて居る。併しまだ我國に於ける資本主義經濟の發展は近時漸く其勢が著しくなつたに過ぎないで、歐洲特に英國の如きに比し其の時期が後れて居るだけ、農業衰頽の狀況もまだ餘り著しくは表はれて居らぬ。それでも既に農村人口の如きは年々減少しつゝあり、都鄙人口の比較に於ても、都會人口の增加に反し農村人口の割合は漸次減少するに至つた。即ち之を農家戸數について見るも、大正元年には總戸數中農家戸數はその五割八分に當つて居たものが、大正九年には五割二分八厘に減じてしまつた。そして農產物の生產量は比年多少づゝ增加こそすれ、其の增加歩合は、人口增加歩合に及ばず、主要食料品たる米穀の國内供給が十分國内需要を充すに足らず、國民食糧問題の發生を見つゝあるは周知の事實である。(拙著『食糧と社會』參照)現に今年の如きも米穀總需要量に對して其の供給量が四百七八十萬石ばかりも不足するといふやうな有樣で、其爲め政府は一月一日より向ふ七ケ月間外米の輸入關税を免除することにした次第である。

要するに現時の資本主義は一に之を商工主義 Commercial-Industrialism と呼ぶほどあつて、商工業を基礎とし、之を本位として成立てるものである。そしてそれは商工業の性質がよく資本主義的なる經濟に適し、營利本位的な發展主義の經濟として成長するを得る素質を持つて居るが爲めたるに外ならぬ。然るに農業はその本來の性質が十分資本主義的に發展するに適せざるものであるが爲めに、一方の商工業が益々榮えて、資本主義經濟一般の隆盛を見るに拘らず、其勢が進めば進むほど却つて益々不振に陷り、終に衰微せざるを得ざるにも至る次第なりとする。

二、農業が資本主義に適せざる理由

私が農業は其の性質上資本主義經濟に適せないと信ずるには

理由もある。然かもその理由は色々あつて、種々の方面から說明し得られる故に、以下其の主要なるものに就いて順次說明を試むることにする。

先づ数へらるゝことは、資本主義的なる營利經濟に在つては、生産は成るべく之を合理的基礎の上に置き、其の生産の行はるゝに就いては、出來得る限り生産費を省き又勞働の能率を大ならしむる道が踏まれねばならぬ。そして此の意味に於ては、生産上成るべく機械を使用し又分業を行ひ大規模經營を爲すことが、多くの場合に於て好き結果を齎すことゝなる。即ち機械の使用に依て生産上に於ける資本の働を大ならしめ、人の勞働の爲す所以上の、又人の勞働の爲し得ざる所の生産上の働を爲さしめ、又その機械使用の行はるゝが爲めに之を用ゐてせらるゝ人の勞働が多大の生産能率を發揮するを得るに至らしむることは、實に最も望ましき所である。十八世紀の末葉に於て英國を舞台として表はれたる産業革命は、實に現代經濟界の未曾有の大發展を爲さしむるに至りたる産業技術と經營上に於ける大變革であつたが、それは有形的には主として嶄新有效なる機械の發明に依り、之に促されて表はれたる變革であつた。爾來世界一般に渉つて經濟の大發展を見、所謂資本主義時代といふ一大時期を劃し、經濟史上に銘くべき巨大なる足跡を印するに至つたのであるが、その大發展を促せる理由の一に、益々多くの動力機械と作業機械とが發明せられ、又改良せられたることの存するは、何人も否定し能はざる大事實である。

機械の發明と改良とが相次で行はれ、益々嶄新にして有效なるものが生産上に用ゐらるゝに至つたるが爲めに、現代の産業は、先づ其の技術的方面に於て大いなる發達を遂ぐるを得た。そして經營方面に於ては之が爲めに益々生産費を少くするを得ることゝなり、業務は益々營利的に發達するを得ることゝなつて、資本主義的經營組織は、漸次其の面目を整へ、その效果を發揮するに至つたのである。その意味に於ては、十九世紀を通じて今日に至るまで現代産業は、實に機械に負ふ所最も多大である。産業史上現代を稱して機械使用の時代といふて然るべきである。此事については此上詳說する迄もなきほど、世のよく之を知る所なりとする。

たゞ私として玆に述べたいことは、現代が斯かる機械使用の時代であるに拘らず、その機械使用の爲さるゝ機會は、主として、工業方面に存し、農業方面にはその使用の可能なる範圍狹く、其の機會の至つて少きことである。何しろ農業は直接に土地の上に行はれ然かもその地力を用ゐることに依て成立つものである爲めに、土地自然の狀態に依つて生ずる種々の制限と

束縛とがあり、之に適する機械を造り出す上には、工業の如く自由自在なるを得ない。又農業に在つては、爲さるゝ仕事が大抵定まつて居る爲めに、之に用ゆべき機械の種類も少く、入用な機械の種類は數へるほどしかあり得ない。即ち耕耘機と地平らし機と播種機と刈取機と打穀機と脫穀機と其他之に類するものが少數あれば、農業上には事足りる。從て現在世に發明せられ又使用されつゝある農業用機械の種類は比較的少數である。これも工業用機械の如く千差萬別なるを得ない。

それに又農業は何しろ原始產業たるに過ぎないから、その生產上に機械を用ゐ得べき方面の仕事とても、荒つぽい仕事たるに外ならぬから、其の機械も形こそ大なれ粗末な機械たるが多く、とにかく大まつかなものである。之を或種の工業用機械の精巧緻密なるに比し、兩者間に著しき差異がある。從て其の機械の働も大まつかなもので、能率も多くの工業機械に比し小なるを免れぬ。

そして我國の如きにあつては、その大まつかな機械すら容易に用ゐ得られない事情が、地勢と地形と作物の種類と其他種々の原因とから存在して居る。從て我國では現在また多く機械と名づけらるべきものは用ゐられないで、田一反耕して米二三石を造るに、勞働二十人乃至三十人役を用ゐるを例とするやうな有樣である。

そんなことで、現今また農業は、その生產上に勞働を必要とする所多大で、之を生產費について見るも、勞賃歩合が大である。普通に農業に在つては其の生產費計算中三割乃至五割は勞賃歩合となつて居る有樣なりとする。然るに勞賃は近時一般的に段々騰貴しつゝあり、資本利子の漸次低下すると相反せる傾向にある爲めに、機械を十分に使用し得ず、主として勞働を用ゆる農業は、とかく生產費低減の道に於て、多くの工業て於けるが如く十分なるを得ない。特に農業の中に在つても耕作に至つては、主として勞働に依て業務は行はれ、生產費節約の道は甚だ備はらないのである。

然るに現時の產業は成るべく大量的な生產を爲し機械使用等に依り勞働效程を大にし、其の生產費を少くして、たとへ生產物の價格は段々安くなるとも、其間に利得を見出し得るものが、榮え行く有樣である。茲に於てか農業は先づ第一に此點に於て都合惡しく、營利企業としては甚だ行はれ難い事情を有する。行はれてもとかく一般的には工業に比して大いに引けを取る立場に在る。そして之は實狀上まことに致方のない所である。

機械使用の十分に行はれ難い農業に在つては、分業の利便を被ること少きも亦當然である。そして此事亦生產費を省き勞働

能率を多大にして、事業を營利的に經營して其道に於て成功をせむが爲めには、大いなる障礙たらざるを得ない。現今工業方面の生産に在つては、分業の利便を被ること最も大で、例へば時計一個を造るにも千八十八の分業が行はれ、靴一個の製造にも百七十三の分業を見る有樣なるに比し、農業が今も尙ほ昔乍らに手工的作業を行つて、分業の利便に浴する所最も薄きは、その生産をして營利事業たらしむるには、甚だ都合宜敷からぬ所とせねばならぬ。

分業といふ事實は、仕事を精巧に仕上げる點に就いては長所も有するが短所の伴ふを避け難い。まして勞働者が其の仕事を樂むで行ふ上に於ては、一人で一つの仕事を始めから終まで爲し遂げるに比すれば、たゞ仕事の一小部分だけを器械的にやらされる分業は、甚だ樂みの少きものたる場合多きを否み難い。併し斯る方面から見ないで、たゞ作業上の能率を高め生産費を少くして營利上の目的を達する作業方法としては、分業には大いなる利便あるを否むことが出來ぬ。されば今農業に多く分業の行はれないと云ふ點は、其の仕事が樂むで行はれるに適し、又其の仕事の出來榮えが好くせらる等の方面から見れば、悲しむべきことではないけれど、農業が營利事業として經營さるゝに就いて、其の關係から之を謂へば、大いに都合よろしからざる所と見る外はないのである。私は此處にも、農業が資本主義に適せず資本主義以外の經濟主義に據て立つものたるに於て而めてよく堅固なる立場を有ち得るもるもの理由存するを見る次第である。

更に之を攷ふれば、現代の資本主義産業は、資本の力に依て事業の併合統一し、大資本を以て大規模の經營を行ふことにより、益々事業上に力を得て競爭者を壓倒し、所謂自由競爭場裡に在つて縱橫無盡に戰つて勝を占めることを以て樂みとし、又事業上の生命としてゐる。從て事業は益々多くの資本を備へて、益々大規模なる經營を爲す者の手中に段々と集中されて、中央集權的な傾向が段々著明になつて來るを例とする。米國の如き大資本主義國に在つては、五百億圓といふ驚くべき大資本が僅か百六十人に依て支配せられて居ると稱せらるゝ程である。

然るに今翻つて農業を見れば、斯かる業務上の競爭の行はるゝことは殆んどない。隣家が自家以上に品質の優れた米を作つた爲めに自家の生産した米が賣れなくなつて、自家の事業が其爲めに壓倒せられ、やがて自家所有の田畑まで隣家の爲めに買收合同せられてしまふやうな恐はない。或紡績會社の製品の好い爲めに、他の會社の製品が賣行かないで其の販路を奪はれ、

併て後者は會社としての企業合體を遂げて前者の買收合同せらるゝやうな例は、工業方面では常に之を見る所だが、農業にはそんな意味の業務上の競爭はない。隣家はお互に夫々其の業務を行つて、皆それぞれに立行き得るのである。或農家が何等かの理由に依て經濟困難に陷り田畑を賣つて沒落する例は、屢次之を見る所だけれど、これは農家相互の資本主義的な競爭の結果に依るのではなく、當該農家が、其の經濟は貧弱なるに贅澤な生活をしたとか、子供が多くて其の教育費に追はれた爲めだとか、乃至は投機に手を出して失敗した爲めだとかいふ風なことになるに過ぎぬ。

尤も歐米に於ける或種の農業に至つては、多少資本主義的な競爭經營の行はれるものがあるけれど、これを以て現時農業一般を推す譯には行かぬ。現時の農業一般としては、やはり、生産事務としての一家の農業は其の一家生活と密接な關係を有し、依然として自給經濟的な面目の殘留するあり、農業が一の社會的企業として純然たる營利の爲めに行はるゝは少い。從て其間資本主義的競爭の行はるゝ所少く、各農家は寧ろ互に相倚り相扶けて、以て各々その經濟上の獨立を維持すべき實情の下に立つて居る。此頃よく農村では共存共助といふことが謂はれるが、これは實に農家業務の上から見ても、然かあらざるべからざる實情が備はつて居るからである。

そんな風で農業は、我國は勿論のこと現今諸國は小規模なる自作又は小作農業を以て主體と爲し、大規模な農場經營的な遣方は其數に於ても面積に於ても比較的少である。そして其の經營は大規模に行はるれば却つて粗放的な經營となり、大工業會社の如きが、ちやんと資本を投じてみつしりと事業を經營するのと大いに面目を異にして居る。特に我國に在つては、大地主といへども其の所有農地を一手に大規模に經營するに極めて少く、朝鮮や北海道に多少其例を見るに過ぎない。大多數はその所有地の一小部分づゝを小作に附して居る有樣である。從て全國內に於ける各經營面積は頗る小さく、全國水田の×割迄は××以下の經營面積である。そして其の面積は決して比年大となる傾向を以て變化しはせない。却つて小くこそなれ大にはならぬ實狀に在る。（前々行に四字缺字あり）

そして又之を農地の所有關係から謂ふも、土地兼併の盛に行はれたるは最早過去のことに屬する。現今も多少土地所有の併合せらるゝ有樣を見る所がないではないが、全國的に之を見て著しき土地兼併の勢が進みつゝありと謂ふことは出來ぬ。我國に於ては最近小作問題の紛糾すると共に、農民特に地主階級の土地所有慾は甚だ稀薄になつて來た。地主はよき機會あらば早

くし地を賣り退かんとこそ希へ、進むで更に多く農地を買收せんなどと考ふる者は殆んど居なくなつてしまつた。

兎に角そんな譯で、商工業方面では資本的なる大規模經營が段々資本に薄き小規模經營に對して優越の地位を占むる勢あるに反して、農業方面では經營規模は却つて小化する傾向がある。そして大規模經營のもの必ずしも小規模經營に比して有利ならず、その一般的優越の認め難きものあり、經營は寧ろ小規模にして集約、然かも勞働に集約なる園藝的耕種方式が段々有利とせられ、必要とせらるゝ傾向がある。

尤も農業に在つても、近時資本主義の壓迫に堪え得ないで、共同企業により經濟上に於ける個人主義を改めんとする風が大いに現はれて來た。それでもその必要の爲めに行はるゝ共同組合の方法を見れば、決して彼の資本主義的なる會社組織やトラスト組織の如くに依るのではなくて、やはり各農家それぞれの經濟を助け其の各個の實力を強くせん爲めに共同は行はれるといふ趣旨に外ならないやうに産業組合及び之に類似の團結が行はれてゐる。同じく多人數が結合して共同的に企業を行ふにしても、會社組織の如きは、資本主義的なる統合集中の勢に乘つて事を行ふに適する仕組だけれど、産業組合組織に至つては、此の資本主義的な集中の傾向に對して、小弱なる者各個の經濟上の獨立を保たしめる爲めにせらるゝ結合であつて、兩者は著しく其の立場を異にして居る。一方が集中的なるに反して他方は分立的である。

然るに今農業に行はるゝ事業上の共同的結合が、會社組織の如きを採らないで、特に産業組合組織の如きを採り、諸國に於て其の發達を見つゝある所以のものは、やはり農業が現今資本主義的なる營利本位の自由競爭事業たるに適せないで、各農家が其の獨立の地歩を衞りつゝ、然かも出來得る限り事業經營上に共同の實を舉ぐる方法に依らねばならぬ性質のものたるが爲めと謂はねばならぬ。されば觀方に依つては、今農業にも漸次共同的企業の必要が感ぜられ、諸多方面に關して産業組合組織の普及發達を見るに至りつゝあるは、農家が各小規模なる個別的經營を行ふ分では、現時一般經濟界を風靡しつゝある資本主義の勢に對抗して、各自の經濟上の獨立を保ち得べくもなき所から、之に對する防禦として、又一種の對抗運動として斯くの如くせざるべからざる羽目に陷つたが爲めだと謂ふことが出來る。換言すれば、現今資本主義の勢力は農村の隅々までも侵入するに至り、農家は何とか之に對する防禦手段を講ずるにあらされば、到底その地歩を維持し能はさるに至つたから、止むを得ずやはり共同組織に依て業務を行ふことゝし、然かも之を行

ふには飽迄各自の獨立なる地歩を維持せむが爲めに斯くするものたることを、忘れないやうにせうとする次第なりと、見るを得るのである。

要するに總べて斯くの如くにして、現今農業の之を行ふ業務經營方法は、決して十分資本主義的なるを得ない有様である。即ち資本主義が之を要求する所に適從して、其の經營を行ふ有様に立至つて居ないのである。そして其の行ふ所を見れば、依然として資本主義時代以前の狀態を維持したものである。然らばそれはただ農業の發達が遲れ、まだ十分資本主義の洗禮を受けない爲めに然るものたるに過ぎないのであつて、今後段々資本主義の向ふ所に適從して其道に沿ふて農業を改造すれば、それで農業は何時かはやはり資本主義的な産業となり得て、商工業同様に營利企業として十分に成立ち得るのみならず、大いに發展するを得る見込ありやといふに、私はそれが出來難いのだと信ずる。農業本來の性質が之をして可能ならしめないのだと信ずる。上に述ぶる如き種々の事情は、大概皆農業そのものゝ性質より來る事情であつて、其の事情あるが爲めに農業は、十分資本主義的ならんとするも能はず、又資本主義の側からいへば、農業に徹底せんとするも能はざる狀況に在る。強いて資本主義を農業に徹底せしめんとすれば、その能く行はるゝ前に農業は衰亡してしまうやうな境地に立つて居るのである。斯るが故に私は、資本主義が段々完成されればそれに連れて農業は漸次不振に陷り、之をたゞ成行のまゝに放置すれば、終に衰亡に瀕することゝもならざるを得ないと信ずる次第である。

三　資金の缺乏と農業資本主義化の困難

現時の資本主義産業に在つては、資金を潤澤に用意し、之を頻繁に回轉使用して、其間より大いなる業務上の利得を擧ぐるを以て、業務經營上の要諦とする。此の關係に於ては商業が最もよく資金の固定を避くるを得、營利業務としては行はれ易き境遇に在る。工業に在つてはかなり多くの資金の固定を免れ能はぬけれど、然し其の業務が大規模事業となればなるほど、其の固定する歩合は少くなり、資金回轉は比較的容易に又頻繁に行はれ得る。然かも尚ほ工業に在つては、其の資金の固定が機械となつて表はれる限りは、前に述べたやうに其の機械の働が多大で其の生産效程大なる爲めに、其道からも利得の泉が湧き出して來る。

然るに農業に在つては、普通農耕方面では其の業務が元來季節的なる爲めに、資金の頻繁なる回轉は到底望がない。まして或種の果樹園藝や家畜飼養の如きに至つては、資金の一回轉に

は數年若くは十數年を要するやうな有様なりとする。從て農業は資金を敏速に回轉使用することに依て些少の利得をも積むで比較的大なる利得となすこととの出來難きを、奈何ともする由がない。此點に於ても農業は十分資本主義的なる企業たるを得難い性質を持て居る。たゞ或種の農産製造の如きが、多少資本主義的經營に適する所あるを謂ひ得られるだらうけれど、斯かるものはよし有つた所で農業に取つては副業たる地位を占むるに過ぎぬ。

斯くて又農業はその用ゐる資金の比較的永く固定する當然の結果として、世間から資金を借りて用ゐる場合には、其の信用は長期のものでなくてはならぬ。所が現今のやうに經濟界の變動頻繁に表はれて、所謂日進月歩の狀態に在るのみならず、一般的に社會生活の不安なる時代に在つては、經濟界の動搖も亦之と共に常態なき有様を呈し、長期信用に對しては、兎角その資金を供給せんと欲する者が少い。たゞ農業はその業務が元來安全な仕事であるといふ意味に於て長期資金を之に向つて供給するを肯んずる人々がある次第なのだが、その所謂安全といふことも、此頃甚だ心元ないことゝなつてしまつた。

成程農業は、自給經濟として行はれるのであるならば、かなり安全である。それでも旱水風蟲害等を免れることは出來ないで、其等の事情からは多少その經濟を不安ならしめる所があるが、然しその不安は大體知れたもので、甚しき凶作の襲ひ來らざる限り、勤勉なる農家にして饑餓に瀕するが如きことは先づ無い。然るに農業が自給經濟狀態より段々に市場に對する商品の生産供給を行ふ企業となつて來るに連れて、生産物はたゞ生活に必要なる財として取扱はるゝばかりでなく商品として賣買交易の目的の爲めに取扱はれ、從て其所に商品としての價格なるものが表はれ、農家に取つては其の主要農産物の價格の高低が、よほど重大な意義を有するものとなる。所が由來農産物の價格は、之に對する需要に彈力乏しく、又之に依て生ぜらるゝ享樂は急速に遞減するものであるが爲めに、其の需要に對する供給の適合に依て價格の決定せらるゝに際し、供給狀態の變動する爲めに表はるゝ價格變動の頗る多大なるを免れ難い。即ち農産物に關しては、其の價格が頗る變動し易くて、然かもその變動の幅が大なるを常とする

この事情の爲めに現今の交易經濟の下に在つては、農業といふ業務は必ずしも十分安全な業務とは謂ひ得られなかつた。かなりその安定が失はれて、投機的要素が少からず加味せらるゝことゝなつた。

之が爲めに現今農業に對しては、その安全なるが故に長期信

用を與へ資金の供給を爲すを背んじた者も、段々之を危ぶみ、その供給を手控ふることゝなつてしまつた。斯くて今や農業は、その改良發達の爲めに、叉季節々々に於ける業務經營の爲めに、必要とする資金さへも、とかく十分に供給を受け得ないで、困つて居る有樣に在る。

　そして業務が多少ともに危險視さるれば、之に對して供給さるゝ資金は當然にやゝ高利たらざるを得ない。高利でなければ貸付供給を行はんとする者なきに至るを避け難い。ましてその貸付が長期に涉るものたるに於ては、利子の原理よりしても、其の利率は高からざるを得ない。茲に於てか現今の農業は、そが固定し易き長期資金を必要とする所へ持て來て、業務やゝ不安定なものとなつた結果として、資金を得ること漸次困難となり隨分高利を拂ふにあらざれば、到底必要とするだけの資金の供給を得られない有樣となつた。高利を支拂つても尙且つ思ふほどに潤澤には資金の貸付供給を受け得ざる狀況を見るに至つた。これ現時の農業に取つては、洵に大いなる苦痛である。また農業を十分資本主義化し得ざる理由の一が、此所に存せざるを得ない次第である。

　それに農業は、後に述ぶるやうな理由からして、其の用ゐる土地の價格高き爲めに、其の業務利廻りは薄く、叉勞務に對する報酬も低き有樣にあり、現時の如き農產物の價格決定の狀况と、其下に定まれる價格標準とを以てしては、とてもその用ゐる資金に對して高き利子は支拂ひ得ざる實狀に在る。從て資本は益々農業を嫌つて、盛に之を回轉使用し之に對してやゝ高き利子をも支拂ふ力あり、叉その貸付は短期であつても意とせないやうな商業方面や、或種の工業方面に向つて流れ行くことゝなつてしまつた。

　だから現在の實際狀態を見てもわかる通り、農村で出來た資金でも、商業銀行などの手を藉りてどんどん都會の商工業に吸收されて居る。そして都會地から農村に向つて供給さるゝ資金に至つては實に僅少なものたるに過ぎぬ。從て都會地では資金の有り餘つてだぶついて居るやうな時期に於てすら、農村は資金枯渴に苦むやうな有樣である。まして都會地にも資金の不足するやうな時期に於ては、田舍はほんとに干乾らびてしてしまつて居る。何れの國でも農村に金が無くて困る々々といふ聲をきかぬ所は無い位ゐだが、右等の諸事情を考へみれば、その然るは現時の如き經濟狀態の下に在つては、洵に當然のことゝいふ外はない。

　此頃我國では、農村に信用組合の如きが大分發達して來たけれど、然しその信用組合の實狀を見ても、多くはたゞ農村の貯

善機關たるに止まり、たゞ主として預金を吸收するばかりで、組合員に對する貸付はとかく思ふやうに行はれて居らぬ。眞實に農村の金融機關として、預金を吸收すると同時に貸付を行ひ、啻に農村で生れた資金を農村内部に於て圓滑に有無相通ずるのみならず、商工業の方面や其他一般社會からも資金を吸收して來て農村の爲めに之を放出する働を爲す迄には進むで居らぬ。まだ今後大いに發達した所で、農村内部の資金の有無相通を爲し得る位が關の山である。商工業に向はんとする資金をまで吸收し得て、農業資金を潤澤にする程度になり得べき見込は無い。

日本の勸業銀行や府縣農工銀行の如き農業不動産銀行の爲す所も略ぼ同樣である。從來とかく共働が鈍くて、農村の必要とする丈けの資金の供給をなし得ざる狀況にあつて、彼此非難を招いて居るが、それは抑もその供給を爲すべき資金を十分に吸收し得ないからであつて、然かもその吸收は誰がやつても中々容易な業ではない。現在農業に向つては資金の流れ行くを欲せざる狀況の下に於て、潤澤に資金吸收を爲さんことは、尋常一通りのことで出來るものではない。

要するに現時の如く營利主義的な經濟の行はれる狀態に在つては、資金は利得の多い方面に向つて流れ行かんと欲するは、やはり人々が利得の大なる事業に向つて走り行かんとすると同樣であつて、謂はゞ自然の命數である。然かもその資金と人の力とが無くては、事業を營利的に經營せむにも經營し得られやうはない。元來薄利な農業が資金の爲めに見捨てられ、之に見捨てらるゝ爲めに愈々以て有利事業として經營され難くなる事情は、一の循環的な事業として、現今しきりに農業を困憊せしめつゝある。けれども今その農業を有利な事業と化する道が無く、又資金を商工業から奪ひ去つて農業に向はしむべき道が無いならば、畢竟農業は、そんな資本主義産業としては成立ち難いと見る外はない。果して農業を商工業以上に、少くとも商工業並みに、有利な資本主義的事業と爲し得る道があるだらうか。農業の資本主義化を主張する論者から聞きたいのは此點である。明確な實地方策が承りたいものである。

四　土地の資本性と農業

現時の農業は更に尙ほ其の使用する土地に關して非資本主義的な實狀を有して居る。即ち一般經濟上の考からすれば、農業が土地の使用に依て行はれる限り、其の土地は資本の一種たるに外ならぬ。從てその土地の價格と農業收益とは適當な相對關係を有たねばならぬ筈であつて、土地資本に對する利廻り計算

は、農業に於て無視する能はざるものである。然るに之を資本に就いて見れば、農地は純粹に資本と見らるゝことなく、自給經濟に於ける考そのまゝに、之を仕事をする場所、勞働の行はれる場所といふ風に見はれて居る。即ちやはり勞働を本位にしてものを視、勞働が行はるゝに就いての土地といふ風に考へられて居る。

さればこそ農業では、獨り勞働を大事に視て、土地は之を第二義的のものとしてやゝ輕視するかといふに、決してさうでは無い。土地を尊び土地を愛することは農民の如きは無いのだけれど、之を尊ぶに就いては、それは純然たる資本性を認め、恰も商工企業家が一般的に資本を尊ぶのと同じやうな意味で之を大事がるのかといふと、其所に少からざる相違がある。即ち農業に在つては、土地が十分資本化せられてゐないのであつて、資本としての單純なる經濟價値以外に、種々の社會的價値が之に附け加へられて、尊重せられる次第である

然しこの事情は、農業が資本主義的企業として經營する上には、甚だ都合よからぬ事情たらざるを得ない。即ち斯かる事情あるが爲めに、農地の價格は經濟的には其の收益を基礎として計算されればならぬ筈で、其の賣買の行はるゝ際には、その收益價格に依て行はるべきものたるに拘らず、實際的には、その賣買價格と收益價格と一致せず、前者はいつも後者以上に在ることゝなる。そして其れが爲めに土地を買取りて農業を行ふものは、業務の收益が土地の普通利子に及ばないで、業務上の損失を見るか、さなくとも土地價格に對しては頗る低き利廻りで滿足せなければならぬことゝなる。父祖傳來農地を所有するものでも、所有地の評價を基礎として、其の利廻り計定からいへば、公債類を所有したり、銀行預金をして居るよりも、低き利廻を得るに過ぎない。

されば論者によつては、現今農業の最も大いなる病とする所は、土地の賣買價格と收益價格との少からざる差額の存することとだとさへ唱へて居る。（Hainisch, A. A. O. S. 152）洵に其の弊害は廣く諸國に之を見るを得る所で、我國に於いても事情均しきものがある。試に之を謂へば、今一段歩の田地で其の地代收益五十圓なるものを、普通利率年六分（六%）だとして資本價格に計算すれば八百三十三圓ほどになるから、之が即ち其他の[illegible]として正常的價格標準と見られねばならぬ。然るに今賣買の行はるゝに當り、其地が一千圓で取引されたとすれば、之を買取つた人は年五分の利廻しか得ることが出來ぬし、若し千二百圓で買取れば四分二厘弱にしか廻らない。

所が農地は元來その供給量の限られたものであるのに、之に

對する需要は、農民一般に土地に對して感情的な執着を有し、甚しく之を欲しがるものである爲に、常に供給に對して多過ぎる狀態に在る。それも英國などのやうに農地が一纏めの農場として賣買せられることの多き所に在つては、まだそれほどでもないが、我國のやうに一筆々々が賣買せられ、然かもその一筆は何畝とか一反何畝とかいふ樣に小さな面積のもので、其の價格の絕對金額の割合に少額なる所に在つては、之に對する需要者は常に存在して居て、賣買上供給者に有利の地位を與ふることゝならざるを得ない。即ち小作人にしても少し勉勵して小金を蓄へれば小さな農場が買ひ得られるわけで、多くの小農が現實需要者として小農地を求むる結果、農地價格は常にその收益上の採算價格よりも高からざるを得ざることゝなる。

殊に農地は之を所有するとせざるとに依り、農民の眞理と其の社會的地位とに多大なる相違を生ぜしむるものなるが爲めに、農民は隨分算盤の桁を外しても之を買求めんとする者すらあり、其の賣買價格はとかく常に收益價格以上ならざるを得ない。小農民が多く自作農主義が行渡れば行渡るほど、此の狀勢は著明となつて來るのである。此の事情は最近我國で少しく小作問題が喧ましくなつて、農地に對する愛着心が聊か冷却したるに依て、忽ちに農地價格の少からざる下落を示すに至りたるに徵して見ても明かである。(拙著『農村問題と對策』參照) 然し現在まだその下落はたゞ少しく賣買價格が收益價格に近づいたといふだけのことで、兩者間にはまだ著しき差額ある實狀を呈して居る。

兎も角農地が純粹な資本主義的打算からして、其の收益上の採算を基礎として賣買價格の決定を見るのでない限りは、農地は之を買取つて薄き利廻りにしか當らぬのみならず、之を擔保として資金貸借の行はるゝ場合にも、其の賣買價格が擔保價格の標準とせられ易く、從て之に對する貸付が多過ぎて、農民過度負債といふ憂ふべき現象を生ずることゝもなる。即ち農民は土地を抵當に入れて金を借りて、其の借金額が多過ぎる結果其の土地からの收益では借金の利子を拂ひ得ざることゝもなり、又それほどでなくとも借金の利子を拂へばあとに殘る收益はほんの僅かばかりとなつて爲めに、經濟が立ち難く生活すら行はれ難きに至る場合も尠しとせない。何れにしても、農地賣買價格の收益價格以上に高いといふ事實は、農民經濟をして不合理的ならしむる有力原因である。此の事情ある限り農家經濟を十分資本主義的なる合理的基礎の上に置くことは出來ぬ。

然らば今策としては、農民が農地を斯くの如く不合理的に取扱ふを革めしめ、今少しく合理的に純粹に之を資本化して取扱

ふやうにしたならよいでは無いかといふ議論が現はれて來るだらうが、それが容易に出來ることだら心配は無いのだけれど、農民の土地に對して抱ける心理狀態と、現時の農村生活狀態とを、根本的に改造せざる限り、それは云ふべくして行はれ難い。

さればこそロードベルッスの如きは、問題を逆にして、元來農地は之を普通の資本の如くに見るを誤りとし、之を資本として取扱ふが爲めに多くの農業經濟上の損害は發生するのだと論じて居る。元來資本とすべからざるものを資本として取扱ふのが無理なわけで、土地には抑も斯かる資本的性質は無きものとして、氏は論證之れ努めた次第である。（拙著『農業經濟學』第五編第二章三七七頁以下參照）

即ち土地は之を使用すれば使用するに從て效用を表はし價値を成立たしむるものだけれど、されば迚て其の永久的なる使用より生ずる全效用を一時に實現せしむることの不可能なるものなれば、其の價値も、之が土地の有する全價値だといふ風に其全額を示すことの出來るものでない。然るにも拘らず其れが出來るかの如く考へられ、土地の價格といへば其の全價値に適應するものだとして、投資的に其の計算が爲され、その額が定められ、之に依て實際的にも土地が賣買せられたり抵當に入れられたりするものだから、茲に其の使用から出て來る效用の流れと、所謂土地價格なるものとの間に甚しき不調和を見ることゝなり、農民之が爲めに苦むことゝなる次第である。然しかゝる土地價格の評價がたゞ擬制的のものたるに過ぎざることが十分に理解せらるゝならば、土地を資本として取扱はんとするが如き無理な取扱方も行はれなくなる筈だ。要するに土地に資本性を認め、之を資本化し、又之を資本として取扱ふは不都合なりと主張する次第である。

ロードベルッスの說の當否については別に攻究を要する次第だが、兎も角斯かる說すら出て來、其說が學理的に全然正しくはないとしても、一概に之を排斥し得べからず、その說く所にはたしかに一脈の眞理の潛するもののあるを思はしめらるゝは、農業經濟に關して考察を試むる者の注意すべき所たらざるを得ない。現今農民が農地を十分資本化し得ないで、農民の之に對する態度は工業家が機械や工場の建物に對する態度の如くならざる所に、農業の十分資本主義的ならざる理由がある。そして農民が容易に其の態度を革め得ざる所に、農業の十分資本主義的なり得ざる理由が存するのである。

五　農產物販賣の要務と農業

前にも述べたやうに、自給經濟の世に在つては、農業生產は自家に必要なる品物を必要とする分量と品質とに於て生產すれば足りる。其の生產されたる品物が專ら市場に賣買されることはないのだから、其の生產物の價格に就いては農家は關する所がない。實はまだ市場に於ける價格の構成が行はれぬのである。然るに現時の交易經濟の下に在つては、農家といへども其の生產物の價格の高低に關して業務上最も密接なる利害關係を有すること工業者と異る所はない。企業としての農業々務の成功すると否とは、農產物の價格の高低の依頼する所多大である。

然るにも拘らず、農家は今日に至るも尚ほ昔の自給經濟時代と同じやうな態度でもつて其の業務を行つて居る。そして農產物の價格の高低が自家業務の安危の岐るゝ所なることは事實に依つて敎へられて居るに拘らず、從て其の高低變動する毎に一喜一憂しつゝあるに拘らずさて進むで農產物の價格を自己に有利ならしむるやう其の構成要素に就いて力を得ようとはせない。即ち價格は卸値も小賣値も商人が之を決定するまゝに委かせ切りで、敢て之に指を染めやうとせないのである。これが爲めに大抵の場合に於ては商人の手で好い加減にせられ、生產者として當然獲得すべき所の利益部分までも、商人に壟斷されにしまふ場合が少なくない。

一體資本主義的な生產に在つては、其の業務には多分に商的要素が包含せられざるを得ない。工業生產者でも此の商的要素に關して都合よく其の業務を行ふと否とが、成功と失敗との決をなすに與つて大いに力を有する。農家に取つても事情は同樣である。所が農業は其の業務が田舍に於て行はれ、農民は田舍に住むで居て世間の事情に疎く、經濟界の實狀にも太だ通曉せないものだから、農產物の販賣に關する商的掛引に於ては、到底都會に在つて機を見るに敏なる所の商人の敵にあらず、常に商人の爲めに翻弄さるゝ所となるを免れない。其は米麥類の如き主要農作物に關してもさうであるし、野菜果實其他の特殊作物に關してもさうであるし、野菜果實其他の特殊作物に關してもさうである。又繭類の如き其他多くの副業產物に關してもさうである。

近時諸國に於て食料品價格に關する問題の喧しい所から、種種の食料品に就いて其の組織と價格構成の狀態とに涉つて綿密なる調査の行はれた所に照し見るも、一方食料品の生產者たる農民と他方其の消費者たる一般市民との、共に不關心で冷淡なる爲めに、食料品の賣買組織は甚だ上にも複雜にせられ、多數

商人が之に參加して各々多少づゝの利得を占むる爲めに、食料品價格は生産者の手を離るゝ際の價格と消費者の手に入る時の價格との間には夥しき差額あり、其の差額だけは中間の利得となつて、生産者も消費者も共に大いに馬鹿を見つゝあることが明かにせられた。尤もその中間商業は全部社會的に不必要のものとは觀ることが出來ない次第で、特に食料品の國際的取引の盛んに行はれつゝある現時に在つては、或程度までは中間商業の必要欠くべからざるを認めねばならぬ。たゞ併し乍ら內地の小取引に至るまで必要以上に複雜にされて、中間商業の爲めに却つて生産者たる農民の利益が犧牲とせらるゝに迄立至つて居る點は、見逃すべからざる所である。（拙著「農業經濟學」第八編第三章及第五章參照）

茲に於てか、近時農民の間にも、何とかして農産物の販賣上と其の價格構成上とに、幾らかでも商人の手を省き、之に對して多少とも勢力を有ち得る道を講ぜんとして、色々の施設が行はるゝことになつた。彼の出荷組合や販賣組合やの如き組織が漸次普及するを見ると共に、農業倉庫の如き設備をも諸所に實現するに至つたことは、誰しも之を知る通りである。そしてこれが爲めに漸次多少づゝ販賣の改善せられつゝあるは、否むべからざる所に屬する。其他信用組合等の施設も間接に之に賦與する所あり、我國の如きも此の種の産業組合施設に於ては他の諸國に比して多く後れを取るものでない。

けれども尙ほ茲に注意せざるべからざることは、農業倉庫や出荷組合等に依る共同販賣の設備の如きは、たとへ發達したればとて、到底よく商人の中に交つて十分資本主義的なる掛引市場に太刀打を爲し得るものにあらざること之である。販賣組合購買組合等が從來とかく十二分なる發達を爲し遂げ得ない事情は、少しく實狀に通ずる者の皆之を知る所であつて、その原因が現代の時勢に負ふ所多く、之を如何ともし難きものあることも實狀に明かなる者の等しく知る所である。

特に最も注意すべき所は、農業倉庫業にしても販賣・購買・信用・利用等の諸組合事業にしても、之を經營する者は、營利主義に據るべからず、營利主義を排斥し之に拮抗して、別個の立場を衛り益々其の地盤を堅固にするに努めて、以て非資本主義的なる一大傾向を確立せざるべからざること之である。産業組合に於ける業務が、動もすれば社會事業などゝ混同されて、爲めに組合事業として全然失敗に陷るが如き實例は、往々之を見る所で、此事前に之を述べたる所と照し合せて、十分勘考すべき點たらざるを得ない。

更に又之を攷めれば、農家の生産する貨物は食料品か原料品

かであつて、特に生活上の必需品の多いといふことは、其の價格に就いて常に消費者との間に利害の反撥を來たし、若し農業が資本主義的に大勢力を獲るが如きことあらば、今度は消費者の側から之に對する大反抗運動を見るに至らざるを得ない。現今農民が其の農産物の價格決定に關して何等の實力を有せない時に於てすら、米價の如きが聊か騰貴すれば、消費者側からはすぐ苦情が表はれたり、引下運動が行はれたりする。斯かる實狀であるのに、若し今後假りに農業が段々資本主義化して、農製産者は營利的目的を以て團結し、只管に農産物特に我國に於ける其の主要生産物たる米穀に關して、價格の釣上を人爲的に實行し得るに至らば、世の中は果してどんなになるだらう。それこそ往年の米騷動くらゐのことでは納まるまい。

唯幸なことは、農民にそれだけの團結力なく、また團結しても農民はそんな營利一點張りには進み行かないから濟んだものである。

尚又米價其他多くの農産物價格については、現時の如き自由交易主義の下に於けるこの價格の決定狀況を以てしては、已に一國内に於ける其の需給の適合について分量的に之を整へる力を有するものなく、從て價格の決定はたゞ當座々々の成行に從て行はれるやうであつては、その價格が甚だ平均を得ないで、農家は其點に於ても大いなる業務上の困難を感ぜざるを得ない。試に米價に就いて之を道ふも、農家は、米價の高い時は結構だが其代り反動的に米價の安い時があつては何にもならず、特にその變動に殆んど常軌なくして常に動搖して居ては、それが爲めに農業々務全體が安定を欠くことゝなつて、業務が遣りにくくて困ると考へて居る。今日堅實なる農家の最も希望する所は、米價にしても其他の農産物價格にしても、生産費を償ふて、業務の立行き得る程度に於て其の價格の安定せむこと之である。その安定が得らるゝに於て、初めて農業々務はそれ自身安定することゝなり、業務として立行き得るのである。

元來農業といふ業務が土地の上に行はれる仕事でやゝ固定的な仕事であるからには、その生産物の價格の變動があまり頻繁で又その變動の幅の大きくては、農業々務はとにかく投機的にならざるを得ないで、業務本來の性質に叶はざることゝなり、仕事全體が立行き難い運命に陷らざるを得ない。農家に取つては時々意外な儲けがある代り又時々損をすることのあるよりも、毎年大きな損得なく、仕事が安全に引合つて、安神して遣つて行ける狀態が、最も希はしく望ましい狀態であらねばならぬ。農家が投機心を起して一時に金を儲けやうなどゝ思ふやうになれば、大抵は失敗するに定まつて居る。相場に手を出して

父祖傳來の田畑まで賣つてしまふやうなのは、隨所に之を見る所である。定期相場に手を出さぬ迄も、農家としては一般的に投機は禁物である。然るに資本主義經濟は、その一般狀況に於て投機的なるものである。農業が資本主義に傾けば傾くほど、其所に益々多く投機的要素を加ふることゝなつて、農家としては段々業務困難に陷らざるを得ない。其狀獨り農産物の價格の上に於て蒙り得らるゝのみではない。

＊　＊　＊　＊　＊　＊

總て以上論ずる如くなるが故に、私は、資本主義は到底農業と反りの合ひ兼ぬるものだと信ずる。農民精神がとかく現代思想と反りの合ひ兼ぬるものなるが如く、經濟一般の狀勢に於ても、現時の資本主義的傾向に對して農業經濟は兎角一致の歩調を取つて進み行き難い。それが爲めに資本主義經濟一般の狀勢が進めば進むにつれて農業は段々おいてけぼりを喰ひ、よく資本主義は合致せる商工業の益々繁榮し隆昌を示すに反して、農業は疲弊し、農村は荒廢することゝなる。

されはとて今農業それ自身を段々資本主義化することによつて農業の運命を開拓することが出來るかといふに、それは露西亞などで謂ふやうな「國家資本主義」でも行はれることにならば別だが然らざる限り、現今普通の意味の資本主義を自然的に發展せしめて農業の資本主義化をも行はしめんとする今では、所詮不可能なことである。農業は資本主義化する以前に衰亡してしまふ外はない。資本主義の合理的な論理が農業を救ふべしとは、私はどうしても信じ得ない。だから今農業を救はんと欲するならば、現時の資本主義をば、其の原理原則とする所に於て精神的に方向轉換を行はしむると共に、その組織に於て改造する必要がある。それと同時に又農業内部に在つては、其の本來の立場とする所を助長し乍ら、技術と經營との兩方面に涉つて銳意改善を行ふの必要がある。

要するに資本主義の徹底は農業を救ふ所以でない。英國を始め諸國の實狀が、資本主義の發展に伴ひ却つて農業衰微を齎せるには、洵に理由ある次第である。吾々は先進國のこの經驗を尊重せねばならぬ。そして日本としては飽迄農業維持の道を講ぜねばならぬ。羅馬は農業の衰ふるに連れて亡びた。當時は農業時代で現今は商工時代などゝ謂ふ勿れ。我國は飽迄も農工商鼎立の狀態を以て進んで行かねばならぬ。そして調和よく發達せる社會經濟狀態を造り出さねばならぬ。（完）

資金の意味と其蓄積及支配

高橋龜吉

(一)資金の意味……(二)貨幣と資金……(三)預金と資金……(四)資本及商品と資金……(五)資金と金融資金……(六)富の節約と其の方法(七)資金の蓄積(八)資金の直接管理――商工資本家の管理――(九)資金の代理管理――企業家の管理――(十)資金の間接管理――金融資本家の管理――

はしがき

等しく、富は社會を支配すると云ふも、今日の社會に於て、われ〲の經濟活動を最も強く支配するものは、所謂「資金」と稱せられる形式の富である。例へば、その國の經濟活動が富の存在量と交渉ある場合に、常に口にせられる言葉は、その國の資金の多寡であるが如きその一例である。所で、斯く資金と云ふ言葉は經濟上常に使用せられてゐるにも拘らず、然らば資金とは何か、と云ふことになると、寡聞の私の知れる限り、未だ纏つた研究が内外何れにも發表せられてゐない。しかも、社會の經濟活動は、金融現象を中軸として廻轉する傾向愈々甚だしく資本主義經濟は所謂金融資本の時代に轉入し資金の需給及其管理と云ふことは益々社會の重大問題となりつゝある。

成る程、多少なりとも、金融と云ふことに興味を有する人々には、金融市場で資金が不足であるとか豐富であるかと云はれる場合、それが如何なる現象を指すものであるか位は、大體に分らないではない。しかしさうした場合に、多くの人々が考へてゐる資金は、資金の實體を掴へて云つてゐるのではなくて、その資金の實體が、復雜な金融組織の作用によつて、一つの指標にまで簡單化されたものを見てゐるに過ぎない。例へば、銀行の手許が引締つて來たとか、又は預金が貸出しに比して增加したとか減じたとか、乃至は金利が上つたとか下つたと云ふが如き事實を掴へて、資金が過多であるとか、不足であるとか云ふが如きである。無論、さうした簡單な資金の見方でも、或る

程度迄は商賣上の實用に適せないことはない。しかし乍ら、斯様な表面的な資金の見方では、少し複雑した金融問題は到底理解出來ず、況んや、之を基礎に一國の金融政策を樹てるなどと云ふことは、宛も木に縁つて魚を求むるの難事である。

この小さい論文は、私がこれ迄、實際の金融問題にブツつかつて、それの解決の必要から多少の研究を強ひられた結果成つたものゝ一つに過ぎない。顧みて多くの不足を感ずる點が少くないが、しかし、之によつて多少とも資金の本質を明かにし、金融と經濟との關係についての理解を大なり小なり進め得る踏台を供し得れば滿足である。

一、資金の意味

社會に存在する富は凡そ四つの經濟的に異る性質に別れてゐる。(一)は田畑、工場機械器具、鐵道船舶等の如き生產設備、(二)は未だ使途の定らないあらゆる生產品——今日の經濟制度に於て所謂商品がそれである——(三)は金銀貨幣又は對外短期債權、(四)は寺院學校住宅家財道具衣服其他の如く已に一定の使途にあて嵌められてゐる消費品である。然るに、われ〳〵の經濟生活を維持し向上するためには、常に新らしく色々の富の消費を必要とし、進んでは生產設備の補充乃至新規増築等を必要とする。例へば住宅一つ新築するにも、木材、竹、釘、瓦、疊、硝子、セメント、鐵、トタン板、等々の材料、及び大工、左官、其他の勞力を賄ふ食料、衣服、道具等が必要である。工場一つ設けるには、更に巨額の材料と勞力とを必要とする所の建物や機械がなくてはならぬ、進んで之を運轉するには更に多くの原料と職工の生活の維持に必要な富とが入用である。これ等の富は、之れを一國として見れば、前記せる四つの富の中、(一)によつて新に生產するか、(二)の在荷を使用するか、又は(三)によつて外國から輸入するかこの何れかによる外に之を賄ふ方法はない。(四)は如何に多く存在してゐても何等右の必要に應じ得るものでなく、又、(一)はその全額は如何に多大なりとするも、右の必要に應じ得る力は單にその產出する生產品の量に限られる。例へば此處に一千萬圓の工場設備ありとし、一ヶ月間の生產力は、原料及賃銀を差引き十萬圓なりとする。然るに、茲にその工場の生產品を一ヶ月以内に必要とする場合ありとせば、この場合右の一千萬圓の工場が一國に必要な財の供給力として働き得る力は十萬圓のみと云ふことになる。

經濟上云ふ所の一國の資金とは、即ち以上の如く一國の經濟の維持又は發展に新に必要な財の供給總量を意味するものに外ならない。しかしながら、社會の必要とする財は、時により、

場所によつて甚しく變化する。例へば、弓矢刀劍等の如き商品及その生産設備は、封建時代に於ては社會の最も必要とする貨物の一つであつたが、明治維新以後に於ては最早社會の必要品ではなくなつた。又、等しく百石の米ながら、豐年の百石と凶年の百石では社會のそれを必要とする度合は甚しく異つて來る。又歐洲戰爭中銅の需要が激増して銅價が暴騰するや、平時無價値のものとして捨てゝ顧られなかつた低品位の鑛石が、一時少からぬ價値を出したが、戰爭が終ると共に再び無價値のもとの石に化した如きである。更に、若しも社會が一つの貨財を最早必要としなくなれば、その品が如何に澤山あらうとも、社會には何の役にも立たないこと云ふ迄もない。例へば今日如何に巨額の弓矢があらうとも、それは社會的には何等の富の存在せぬと殆んど同様であるが如きだ。

斯様のわけであるから、社會の經濟生活を圓滑に維持し向上せしむるに大切なことは、單に如何なる財でも供給すればよいと云ふことではなくして、社會の最も要求する財——それは時と所とによつて尠からず變化をする——を最も豐富に供給すると云ふことでなくてはならぬ。即ち、一國の資金とは、單に已述の(一)の一部及び(二)並に(三)の財であると云ふだけでは說明が足らなくて、それ以上、それ等の富がその時々の社會的必要を滿し得る力を指すものではなくてはならぬ。所で、前述の(一)及(二)(三)の富は、極めて多種多樣の財の形式で存在するものであるから、その一つ／＼について、社會の必要とする程度を知ると云ふことは、極めて復雜な調査を必要とするわけである。從つて又、これ等色々の財の形に於て、一國の資金が幾何存在するかを示すことは、今日の經濟制度に於ては殆んど不可能であると云つてよい。併し乍ら、資本主義經濟の下に於ては、極めて大ザツパながら、而して少からぬ誤算も起り勝ちであるが、此等一國の資金の量を度る極めて簡單な一の方法が發達してゐる。それは、一國の(一)及(二)(三)の財をそれ／＼の貨幣價値で度ることである。

今日の貨幣經濟制度の下に於ては、各種の富が、社會的に如何なる程度まで必要であるか否かの尺度は、そのものゝ市價、即ち貨幣價値の高下によつて知る仕組になつてゐる。無論それには少からぬ誤りがある。例へば、一富豪の虛榮心を滿足せしめんがために、一塊のダイヤモンドの社會價値を、米四五百石以上に見積れる場合の如きである。併し乍ら、さうした誤りのあるのは兎に角、今日われ／＼が一定の時の一國の資金の存在量を度るためには、已述の(一)及(二)(三)の富を市價で計算してその貨幣價値の總量を求める外に目的を達する方法はな

い。例へば、生絲百斤が四千圓の場合と千五百圓の場合とでは、等しく生絲百斤たるに異る所はないが、併しそれが一國の資金として存在する量は八に對する三の割であるが如きである。斯樣な仕組のために、一國の資金と云ふ場合に、普通にはそれが米何十石、又は布何千反と云ふが如き財の觀念を伴ふことなく、直ちに何百萬圓と云ふ抽象的な貨幣價値を觀念するに至つたのである。にも拘らず、多くの人々にとつては、何百萬圓の資金と云ふ言葉は、已述の如き各種の財を、貨幣價値で現はした尺度の高とは解かずして、直ちに具體的な金銀貨幣のそれだけの量と聽くのである。之れ、多くの人々が、一國の資金の量と云へば即ち一國の貨幣の量なりと誤解したがる。根因である。

斯の如き資本主義經濟の仕組は、貨幣價値には常に何等の變化なしと假定して始めて或程度迄圓滑にはたらくものであるが、事實に於ては、貨幣價値は少からず變化するものである。就中、歐洲戰爭以來それが甚しい。例へば等しく千萬圓の資金と云ふも、大正八九年と最近とでは資金の實量は甚しく異なる。之れを知る一つの方法は物價指數の變化であるが、例へば東洋經濟新報社調査の物價指數總平均は、大正九年三月三一五・八で最高を劃したが、最近迄も二〇〇內外であつた。即ち約三割余の下落である。之れによれば、大正九年三月に於ける資金一千萬圓は今日に於ては大約六百六十萬圓のそれに相當するものである。

二、貨幣と資金

玆に貨幣とは正貨及紙幣のことであつて次に述べる預金通貨を含まない。資金の研究には預金通貨を別にして取扱ふを便宜とするからである。

各個人から云へば、貨幣が金銀貨であらうが、不換紙幣であらうが、それが必要の貨物を購入し得る力を有する限り、一の資金たるに差異はない。併し乍ら、之れを一國として見れば、金銀貨は之れを一國の資金と見ることが出來るが　不換紙幣又は保證準備紙幣に之れを一國の資金と云ふことは出來ない。元來通貨が一の資金と看做されるわけは、それを以て一定の率で何時でも必要の財を購入し得るからである。換言せば、通貨そのものが資金であるわけではなくて、通貨を以て購ひ得る必要の財が資金である。(尤も負債を辨濟するために資金を必要とすと云ふ場合の資金は通貨そのものを意味するが、之については玆に姑く觸れない) この限り、一國の通貨はそれが金銀貨であらうが不換紙幣又は保證準備紙幣であらうが、決して一國の資

金ではない。この小論文の立場より見る限り、それは唯だ、一國の資金を自由に消費し得る權力の所在を示す一方便に過ぎないのである。

併し乍ら、金銀貨は必要の場合には、之れを以て外國より必要の財を輸入することが出來る。而して斯樣に輸入せられた財は、その輸入國より見る限り、疑もなくその國の一個の資金である。この意味に於て、即ち、外國より必要の財を輸入し得ると云ふ意味に於て、金銀貨は始めて一國の資金と稱し得る。然るに、不換紙幣及保證準備紙幣にはこの力がない。これ等の紙幣は、徹頭徹尾單に內地に存在する財を自由に消費し得る權力の所在を示す一方便たるのみである。單なるこれ等の紙幣の量が假令如何に增減しようとも、一國の資金の量は厘毫も增減するものではない。唯だ、その增減が、金銀の欠乏を補つて、後述の如く貨物を貨幣價の形に還元することを、幾何迄便宜にするか否かの關係に於てのみ、後述の金融資金の供給に多少の交涉を有するのみである。

併しながら實際に於ては貨幣と資金との交涉は、以上所說の如き、極めて簡單なる機械的關係に止るものではない。なる程、以上の所說はその限り決して間違つてはゐないが、併し、それだけでは資金と貨幣との有機的な關係は少しも說明せられない。已に第一節に於て闡說せし如く、一國の資金は單なる財の物的存在ではなくして、それの社會的價值である。然るに、此等の社會的價值は時々刻々に變化するものであるが、若しも一國の資金が斯の如く時々刻々變化して止まざる價值の形に於て保存增殖せらるる外に方法がなかつたとせば、資金の存在高に於て、資金の利用に於て、社會は今日とは余程貧弱なる狀態に残されたに違ひない。何となれば、價值の安定ありてこそ將來に對する蓄積も一般に始めて行はれるものであり、又、貸借その他の方法による資金の利用、即ち信用も發達するものであるからである。事實、今日に於ける資金の蓄積も利用も、その殆んど全部は、斯く價值の動搖する形式に於ては行はれてゐない。否、金融市場に於て普通一般の意味する資金は、斯の如き價值の變化甚しき形に於ける資金を包含せずして、永久性の價值の形式――尠くとも資本主義經濟の仕組に於ては永久性の價値であると看做されてゐる――に於ける資金のみを意味してゐる。茲に永久性の價值の形式とは、即ち、貨幣價值化されたる價值である。

例へば茲に米百石の財を蓄積せるものありとする。時價一石四十圓とせばこの財は四千圓の價值があるわけだ。しかし乍ら、この米の時價は、一石五十圓にも變化すれば、三十圓にも

變化する。即ち、米の形式に於て保有せられる限り、此の財の價値は常に變化せざるを得ない。然るに、一度びこの米を賣つて、之れを貨幣四千圓に變形せしめたりとせんか、この財の蓄積は永久に四千圓の價値を維持することになるのである。金融制度の發達せざる時代に於ては、斯樣な貨幣のはたらきは、金銀貨に限られ、從つて、金銀貨の存在量の多寡如何によつて、財の蓄積及信用に關する斯樣なはたらきは制限せられたものであつた。然るに、近世に於ける銀行制度の發達の結果、一方に於ては金銀貨の存在量に限られてゐた以上の如きはたらき、即ち價値の永久化のはたらきは、金融的な保證準備紙幣の發行と預金通貨の作成とによつて代位せらるゝに至つた。他方には又預金及有價證券制度の發達によつて、財の永久的價値形式である貨幣價値の蓄積は、貨幣そのものを現實に蓄積せずとも、預金として又は證券として、貨幣價値の債權を所有することだけで、その目的は極めて確實に達せられることゝなつた。

斯くて、今日に於ては、一國の資金の存在量は、銀行制度其他の仕組を通じて、その殆んど全部が、今日の制度に於ては價値の變化の最も少ない貨幣價値の形式に於て保有せられ、永久的價値で計量せられてゐる。しかし乍ら、此際と雖も、その蓄積せられた財の貨幣價値の額に相當する貨幣が、そこに存在するわけでは無論ない。否、貨幣の存在する量はその何分の一、何十分の一かに過ぎない。しかもその何分の一、何十分の一の貨幣の力と、組織の機能とによつて、一國の資金の殆んど全部を、——金融制度の發達の如何によつてその程度は異るが——價値の不變な（左樣に看做されてゐる）貨幣價値の形式で維持してゐるのである。その仕組は一言にして云へば、後にも述べる如く、銀行その他の手を通じてその資金を現實に利用してゐる人々が、資金の實體たる貨物そのものゝ價値に起る變化の危險を負擔して、預金者其他の債權者に貨幣價値を保證するからである。而して、斯く一國の資金の大部分が貨幣價値の形式に於て保有せられゝばこそ、一國の資金が、時と場所と人との束縛から脫して、最も有効に普遍的に利用せられ得る資金となるのである。

三、預金と資金

上叙の如く、今日に於ては、一國の資金の大部分は、貨幣價値の形式で保有せられてゐる。例へば、資金一億圓と云ふが如きである。併し乍ら、已に概說せし如く、一國の資金の眞の實體は貨幣ではなくして、その當時の社會の必要に應じ得る各種の財の存在量である。從つて、貨幣ばかり如何に多く存在して

も、その貨幣を以て購買し得べき財、——今日の經濟組織では主として所謂商品——が社會に存在しない場合には、その國に資金ありとは決して云へない。であるから、茲に一億圓の資金ありと云ふ場合には、必ずや一億圓に相當する商品又は直ちに商品化し得るその他の財のあることを意味すべきである。この間の消息は、經濟組織の尙ほ極めて簡單であつた我が封建時代に於て最もよく看取し得る。例へば、我が封建時代に於ては、德川幕府や諸大名は、萬一の場合に備へるため、金銀の蓄積に尠からず力をつくしたものであつた。にも拘らず、當時一般に民間に對して教へられた經濟思想は、所謂貯穀賤金の教へであつた。即ち、黄金は如何に多く之を貯ふるも萬一の場合に飢餓をいやす力はない。須く萬一の備としては五穀を蓄積せよと云ふのがその趣旨である。然り、かくして民間に豐富な五穀、(當時に於ける殆んど唯一の主要材)の蓄積ありてこそ、大名及幕府の手に貯へられた——而して貯へるに最も便利である——黄金が始めて資金の役目を果し得るのである。即ち、茲に資金の實體が出來るのである。典型的封建時代に於ては、この資金の實體の蓄積は、主として大名自らの貯穀、又は百姓自らの蓄積の形によつて行はれた。併し、貨幣經濟の發達せる今日に於ては、他日の市價の騰貴によつて利益を期待する商人其他の資本家階級の營利的行動にこの重大責任が專ら委せられてある。

果して然らば、なる程、一國の資金の大部分は、以上所說の如く、表面の形式だけに於ては、その價値の不變な貨幣價値で計量せられ、保有せられてゐるが、その資金の實體そのものは、常に價値に變化の起る各種の財で保有せられる外にない。自然(一)貨幣價値の形式で計量保有せられてゐる。一國の資金と、(二)その實體である各種の財の形の資金との間には、常に價値の相違が起る筈である。

そこで、今日の經濟制度に於ては、(一)の價値に相當する(二)の財を常に保有して、(二)の實價を不斷に保證するために、(二)の量は常に(一)の量よりも尠からず多額に保有せられてゐねばならない筈である。例へば、千圓の貨幣價値の資金を保有するためには、その實價として千三四百圓以上の「財」を背後に保有するが如きである。かくして、資金の實價たる財に、二三割方、或はそれ以上の市價の變化起るも、貨幣價値で計量保有せられてゐる一國の資金の實體の價値に不足を來すが如きことなきを期し得るのである。而して、事實、斯樣なはたらきは、今日に於ては、或程度迄は、主として預金制度を通じて行はれてゐる。

今日云ふ所の預金には尠くとも二つの異る性質のものを包含

してゐる。（イ）は普通の意味の預金であつて、即ち國民がその生産物や勞力やを一旦貨幣に代へ、その中から何等かの目的で蓄積に當てるものを預金としたものである。（ロ）は未だ貨幣化されない商品其他を、銀行の力で貨幣化して預金するもので、例へば商品千圓を擔保に七百圓を借入れ、それが直ちに當座預金となるが如きである。この中、（ロ）の預金については、その預金の背後に、預金の金額よりも二三割以上の價値ある財が、資金の實體として存在すると云ふことは改めて説明する迄もない。併し乍ら、（イ）については多少の説明を必要とする。

元來、銀行にせよ郵便貯金其他にせよ、その預金をそのまゝ貨幣の形ちで保有するものでないことは周知のことである。銀行又は郵便局其他は、預つた金に相當する貨幣を、何時でも、又は一定の時期に拂戻することの出來るやうに準備するのみで、この準備金にあてる以外の預金の全部は之を他に貸出すのが原則である。而して、預金を他に貸出す場合には、有形無形の何等かの形に於て、その貸出金額に對し、それよりも數割以上の價値を有する擔保をとるを常とする。之れ、預金即ち銀行其他に保管を委任した形に於ける一國の資金が、常にその背後に其の實體として、その貨幣價値以上の財を保有する仕組みの大體である。

さり乍ら、銀行其他がその預金を他に貸出す場合に取る擔保はいろ〳〵である。今日の銀行の直接の目的は營利であつて、以上所説の如き役目は、無意識に間接に行はれるものに過ぎない。從つて、銀行が貸出を行ふ場合に意識的に第一に關心することは、その擔保が、貸出の回收を保證するに足る價値あるものであるか否かであつて、その擔保が資金の實體をなすものであるか否かではない。例へば已述第一節に述べたる如く、等しく財にしても土地家屋工場其他の如きものは、其の一部分が茲に謂ふ資金となる場合もあるが、その大部分は一國の資金ではない。しかも尚ほ、土地も家屋も工場其他も可なり高額の價値を有するものである。自然、銀行は此等の財の如く一國の資金の實體を形成せず、しかも尚ほ價値ある財を其貸出の擔保にとることが尠くない。更に又、始めは經濟的に生産能力ある事業と見込んで資金を貸付けたるにも拘らず、中途に於て財界の變動其他の理由で該事業が不引合となり、遂に經濟的にその生産能力が半減乃至は全滅して、貸金の回收困難に陷ると云ふが如き場合も尠くない。進んでは、借手の信用の見込違其他の理由で、貸金の固定し、回收の困難又は不能に陷ると云ふこと等も稀でない。斯様のわけで、銀行其他の金融業者の手に保管を託せられてゐる預金の全部は、常に必ずしも一國の資金を形成す

るものではない。否、預金の中、一國の資金を形成するものは常にその大部分ではあるが全體ではない。

即ち（一）所謂固定資本の爲に貸出されたる大部分、（二）假令流動資本のために貸出されたるものと雖、回收困難乃至不能に陥れる貸出の殆んど全部、（三）株式社公債の買入のために利用し乃至は貸出した資金の全部等は最早一國の資金ではない。而して、（一）の中でも、その事業が豫期の如く利益を擧げ、日に月に尠からぬ利益を齎らす場合には、其の投下資本の尠からぬ部分は一國の資金としてはたらくがその事業が不引合となれる場合の如きは、その投下資本の全部は一國の資本としてはたらかない。從つて、以上の如き貸出が多額に達したる場合には、預金は假令如何に巨額を示してゐるにしても、一國の資金は減少し、市場は資金の缺乏に苦しむものである。大正九年春以來の我が財界は、正にこの種の資金不足に當面して來たのである。之れに反し、貸出の擔保が(1)價値ある商品又は原料であるか、乃至は此等を代表する手形、倉庫證券等であり、(2)又は短期に回收せらるべき生産設備への投資のための貸出等である場合には、その貸出の全部は一國の資金を構成する。更に景氣のよい場合に於ては、すべての商品及其代表證券擔保の貸出は勿論固定資本への貸出迄も、その事業の收益力大なるため、その全部が一國の資金として勘定せられ、故に、資金の供給は如何にも豐富である如く見ゆるのである。以上が即ち、預金の高には甲と乙との場合大なる變化なき場合に於ても、好景氣の場合には資金の供給豐富となり、不景氣の場合には資金の供給減退する所以である。

四、資本及商品と資金

われ〳〵が直接生活の目的に使用せんがため、已に用途を定めて所有してゐる各種の財、例へば住宅、家具家財、什器、衣類等は、その蓄積が如何に多大であらうが、それ等が已に何人かの使用の下にある限り、それは決して一國の資金を構成するものではない。併し、若しこれ等の財が商品として再び賣りに出された場合には、それはその市價に應じて明かに一國の資金の一部を構成する。例へば、私の使用の下にある一冊の本は決して一國の資金の一部をも構成しないが、それが古本として賣りに出されたる場合には、一の商品として一國の資金の一部分を構成するが如きである。更に他の例をとれば、箪笥の中にある奥さんの衣類はそれが如何に高價なものであらうとも、決して一國の資金の一部を構成しないが、それが古着屋の店頭に並ぶと同時に一國の資金の一部に勘定せられるが如きである。之

れ、一國の富が、これ等の消費財の形式に於て如何に增加しようとも、決して之を資金の增加とは云はずして、却つて、資金の欠乏を來すわけである。現に、我國に於ても、歐洲戰役、生活程度の著しき向上と共に、これ等の消費財は尠からず激增したるにも拘らず、この現象を以て却つて一國の資金の欠乏せる原因なりと稱せられてゐる。即ち、國民の奢侈のために一國の資金が減少したと叫ばれてゐる中にはさうした議論が含まれてゐるのだ。

兎に角、一國の富の蓄積の中、一國の資金の構成には、現に使用せられてゐる住宅、家具家財、什器、衣類其他の消費財を包含せずして、それ以外の財を意味することを理解するに難くないであらう。然らば、玆に「それ以外」の財とは何ぞやと云ふに、要するにそれ等の富とは、商品と資本即ち生產財の二大種別の名によつて知られてゐるものである。尤も、細かく見れば、一國の資金にして、右の商品にも資本にも一寸入れ難いものがないではない。例へば百姓が凶作に備へるために籾を貯藏してゐるが如き、又は自家用のために一定の期間――それは大凡習慣で定まるものであるが――或種の貨物を貯藏するが如きである。併し乍ら、今日の經濟組織上、平時に於ては此等の富は全體に比し極めて少なく、大觀して之を無視するも差支へはない。

已に叙せる如く、一國の資金の價値は、日々新に起る社會の需要を滿たし得る富の量である。然るに今日の經濟制度に於ては、斯る富はその殆んど全部が「商品」の形に於て存在するものであることは、玆に改めて說明する迄もあるまい。さり乍ら、然らば一定時に於ける資金の量はその時に存在する商品價値の存在量のみによつて定まるかと云ふに必しもさうではない。元來、われ〱の經濟活動及社會生活は、現在のみを相手にしてゐるものでは決してない。早い話が、來週又は來月頃の收入があると云ふ見込が確實であれば、現在の生活に已にその收入を前にした變化を起すものだ。現に、半ケ年後のボーナスがチヤンとあてにせられて月給取の生活は營まれてゐる。それと同じわけで、一國の資金の中にも、來週、來月等の將來に於て生產さるべき商品の量が、現在に計算さるものである。が、唯だ、何時頃迄の將來に於ける生產が、一國の資金の中に勘定せられるものであるかゞ常に問題となる。

云ふ迄もなく、將來の生產が一國の資金の中に勘定せられる期間の長短は、信用の發達、價値の安定等に基づく將來に對する信認の如何によつて定まるものである。例へば、信用及物價等の不安である場合には、商業取引は當座の必要のもののみに限

られる。即ち大體に現在のみを相手に行動するわけである。然るに、信用にも物價にも不安なく、將來に對し十分の信認が繋がれる場合には、數ケ月先の取引は勿論、一年、一年半先に生產せられる商品迄が取引せられる。現に歐洲戰中戰後の大景氣時代には、我が紡績會社は二年も先に生產する綿絲を賣つて、市場でそれが取引せられた程である。これ等の異例を除くも、兎に角、一國の經濟活動が、常に掛からぬ期間の將來に於ける生產を目的にして營まれてゐる事は容易に理解し得られるであらう。而して、このことは即ち、或る期間內の將來の生產が常に一國の資金に勘定せられて居ることを語るものに外ならない。

事實、一國の資金は、已に生產せられてゐる商品の量よりも、日に新らたに生產せられる將來の商品の量に賴ることが最も多いものである。このことは、最近迄も專門の學者すら多く誤解してゐた點であつて、今度の歐洲戰爭によつて、漸くこの事實が先覺者によつて强調せらるゝに至つたものである。例へば、グスターク、カツセル氏は獨逸の戰時經濟について下の如く云つて居る。「巨額の資金が或一つの目的のために振向けられる必要のある場合には、先づ其の必要物を長き期間に亘りて蒐集し、一種の基金をつくり置かねばならぬ。從つて、今回（歐洲）の戰時財政を遂行するには、各國の開戰と共に戰爭中に使用すべき流動資產（諸種の財料、在用品、家等）を豫め準備せねばならない。自然、戰爭は今日の國際經濟組織に於ては到底永續し得べきものに非ずとは、かねて學者により唱へられたる所であつた。然るに今や戰爭第一年は已に經過し、第二年も亦將に終らんとしつゝあつて、前記の如き觀測又は議論の維持すべからざることを證明しつゝある。……國民の經濟生活は現存の流動資產の總計によつて行はるゝものに非ずして、國民はその日〳〵の勞働の結果生產せられるものによつて生計を立てつゝあるものである。……實際に於ては貯藏せられたる資金よりも、寧ろ其の（日々の）生產物により維持し居るものである。」云々。

實に、われ〳〵の生活に於て、其日〳〵に新に生產せられるものに賴る所は、そのものゝ從來よりの蓄積に賴る所よりも遙かに多大である。此事は われ〳〵の生活の事實に顧るも明かである。即ち、われ〳〵の生活は、原則として過去の蓄積に賴つてゐるものではなくして、日々の新な働きによつて支へられて居る。

斯の如く、日々新に生產せられる將來の商品の量は、現存する商品のそれに比し重大なる位置を占めてゐる。自然、一國の資金と云ふ場合には、或る期間內に於て生產せられる將來の商品が勘定せられることは洵に當然である。所で、斯樣な將來の

商品を現在の資金として具體的に取扱ふには、當該商品を生產する生產設備及技能、換言せば生產力を一定の割合で資金化す以外に方法はない。斯くして、普通の經濟學上云ふ所の資本、即ち生產設備の或る割合が、一國の資金として勘定せられるのである。

さり乍ら、これ等の商品及資本が、一國の資金として勘定せられるは、其の社會的價値即ちそれ〴〵の物價に於てである。從つて、或る商品の物價が下落せば（貨幣價値の騰貴に原因するものを除く）それだけ一國の資金は減少する。更に、資本の一部分が將來の商品として資金化されたわけは、その生產設備は經濟的に生產力あること、即ちその生產品が利益を得て賣れることを前提とする。それ故に、若し何かの都合で今迄引合つてゐた事業が引合はなくなれば、その生產設備は如何に巨額にして、これ迄、現在の資金の中に如何に多く勘定せられてゐたにしても、最早何等一國の資金を構成しなくなる。これ、好景氣時代に新事業の勃興したる後ち、此等事業が不引合に陷れる際、一國の資金が急に欠乏を告げる主因の一つである。大正九年來以來の我國の資金欠乏の主因の一つは即ち之れである。反對に、斯る場合、一國の資金を再び豐富にする主なる方法の一つは、これ等不引合に陷れる事業を整理改善して、再び引合ふ事業に復歸せしむることである。

五、資金と金融資金

以上に於て私の述べた資金は、一國の資金の全體についてゞあつた。然るに、その資金の中には、その性質上乃至はその目的上、自由に他に流用し難いものが尠くない。例へば、德川時代の常平倉內に蓄積せられたる米の如く、その數百數十萬石に達すると雖、それが備荒乃至軍用目的の貯穀で他に流用を許さない性質のものである限り、已定の目的以外には資金たるの用をたさない。又、われ〳〵が社會生活を營むためには、必ずや、將來の日常又は不時の必要に備へるため、幾許かの貯蓄をなすものであるが、その蓄積を各自それ〴〵に保有してゐる場合には、それを他に流用することは原則として出來ない。更に、茲に如何に巨額の石炭が貯蓄せられてゐたにしても、それが石炭の形ちで蓄積せられてゐる限り、鐵や米を必要とする者にとつては何等資金としての役に立たない。又、如何に巨額の金錢を持つてゐても穴藏の中にシマひ込んで、誰れにも利用さゝないやうでは、社會的には一厘もないと異る所はない。これ等は何れも、其の本質上一國の資金を構成するものたることに間違はないが、しかし、自由に流用され得ない資金である。

然るに、今日、金融市場に於て普通云ふ所の資金は、誰もが自由に如何なる用途にも利用し得られる狀態にある資金のみを意味するものであつて、英語で云ふ Loanable money、貸出資金）の謂である。この貸出資金の多いか少ないかによつて、金融市場は、資金の欠乏とも謂ひ、資金の潤澤とも云ふ。茲に私が「金融資金」と云ふは即ちこの意味の資金を意味するものである。

更に金融資金と云ふ場合には、以上の如く「誰もが自由に如何なる用途にも使用し得られる狀態にある資金」を意味するのみならず、それ以上「如何なる財を如何なる用途にも自由に直ちに利用し得る最も完全な權力の所在」を意味してゐる。例へば茲に一萬圓の金融資金を手にしてゐれば、彼は之を以て如何なるものをも購ひ得る。しかし、一萬圓の土地又は商品のまゝを持つてゐる場合には、彼は之を以て如何なるものをも購ふことは出來ぬ。彼れが如何なるものをも購ひ得るためには、その土地なり商品なりを、賣却するか乃至は之を擔保に信用を得るかして、その貨物を先づ金融資金化さねばならない。尤も、土地そのまゝの形に於ても、商品そのもののまゝに於ても、大なり小なり制限せられた購買力を持つてゐる。例へば旨く丁度よい相手を見出せば、土地そのものと必要な物資とを直接交換することも出來れば、商品そのまゝの形で他の所用のものを購ふことも出來る。しかしさうした形に於ける購買力は、今日の貨幣經濟組織に於ては、實際上殆んど絶無であると云つて差支なく、斯る場合には、何人も先づ、その財を金融資金化す手段を講ずるが常である。であるから、一國に於ける富力の中で、その幾何が、何かを購はんとしてゐる狀態にあるかを知るには、その金融資金の量を見ればよいわけであり、又、その國の購買力と、之に應じ得る富即ち資金の量との均衡を保たんとする場合には、金融資金の供給を調節すればよいわけである。茲に私が金融資金と云ふ場合には又、斯の如き作用を合せ持つてゐる資金を意味する。

以上の如き範圍に於ける資金、即ち茲に云ふ金融資金のみが、今日の金融市場に於て關心せられる資金である。所で、一國資金の中で、金融資金に形成せられ得る分量は、主として、その國の金融制度の發達如何によつて定まるものである。之を詳言せば、第一に、一國の資金が、金融資金となり得るためには、その資金が貨幣價値化されてゐることを必要とする。之れは、金融制度の發達以前に於ては、大體に、その國の金銀貨幣の存在量のみに限られてゐたが、金融制度の發達するにつれて、金銀貨幣の存在量以外に、前記第一乃至第四に詳述せし如

き一般の資金の大部分をも金融資金化し得ることとなつた。例へば茲に米百萬石の蓄積があつたとする。その蓄積は米の形のまゝにては今日に於ては資金として流用出來ずまだ金融資金でない。しかしこの米を假りに一石三十圓で賣却して三千萬圓の貨幣價値に代へ、之を蓄積せる場合にはその蓄積は正しく金融資金を形成し得る。しかも、この三千萬圓は、必しも右の米を買入れた商人が自己の手許金から支拂つたものたることを必要とせず、右商人がその買入れた米を擔保にして銀行から借入れたものを以て支拂つたものであつても差支はない。なる程、この場合には銀行の手許では一方に三千萬圓の預金生じ、他方に三千萬圓の貸出起り、一見、差引零となるが如く考へられるが、事實は決してさうではない。即ち、銀行は必要の場合には、その貸出債權を更に中央銀行に再割引して貸出した三千萬圓を回收することが出來、結局新に三千萬圓の預金が增加したこととなるのである。而して、中央銀行は、金融制度の發達せる國に於ては、或はこの再割引した手形を保證準備にして紙幣を發行し、以て、一圓の正貨をも擁せずして再割引を求めた銀行に所要の金融資金を與へ得るし、或は又中央銀行の當座預金へ單にその再割引せる金額を振替記入するだけで目的を達し得る。又、右百萬石の米の所有者が、之を賣却せずして、假りにその時價の八掛、即ち二千四百萬圓を銀行より借受け、その金を他に流用したとしても、一國の金融資金の供給から云へば、結局それだけ資金の供給が增加したことに差異はない。

斯の如く、等しく一國の資金たる商品にしても、それが商人の店先や倉庫や又は製造元に、單なる一個の商品として保有せられてゐる限り、それは未だ一國の金融資金を構成せぬ。しかし一度、それ等が賣却せられて貨幣價値の形式で銀行に預けられるか、又はそれを商品擔保として銀行より資金を借入れるかせば、その瞬間に於て、それ等は一國の金融資金を構成する。斯様にして、銀行のはたらきにより、現在及將來の一國の商品は金融資金となるのである。從つて、銀行がこれ等の財を有形無形の擔保として、資金を貸出す手加減一つのみによつても、一國の金融資金の多寡は少からず異るものである。

金融制度の發達如何によつて、一國の資金の中、金融資金となり得る分量に差異の起る第二の點は、一國の資金の銀行に集中せられる多寡である。現に、夫の有名なバジエオツト氏は、已に一八七三年に於て、「英國の金融市場が他に比し斯くも甚しく資金の豐富であるわけは、資金が銀行に集中してゐることがその唯一の原因でない迄も、主たる原因である」と述べてゐる。事實、如何に巨額の金を所有してゐやうとも、現在の多くの印

度人の如く、之れを各自の穴藏に死藏してゐたのでは、何等一國の金融資金とならないが、それが銀行に預けられて集中せられると、玆に大なる金融資金となる。又、各家庭、各商店、各工場で、日常必要の手許準備金を各自の錢箱に保管してゐたのでは、それは一厘の金融資金にもならないが、各自之れを銀行の當座預金にし、必要の場合には小切手で支拂ふ如くせば、銀行はその當座預金の一部分のみを支拂準備として殘しおき、その大部分を金融資金として利用し得るのである。蓋し、各自別別に保管せば、日常の準備金に例へば合計百萬圓を要する場合に、之を集中して備へる場合には例へば二三萬圓あれば足りるの理であるからである。以上によつて、大略ながら、一國の資金と金融資金との異同、及び金融制度の發達の如何によつて、一國の資金が金融資金となり得る分量に多大の差異あることが容易に理解せられ得たであらう。

然るに、一國經濟の盛衰により重大なる關係ある資金は、一國の單なる資金ではなくして、一國の金融資金である。蓋し、一國經濟の盛衰は、その資金の單なる存在量の如何によつて決せらるるものではなくして、其の資金を如何に自由に有効に利用し得るかによつて決せられるものであるからだ。然るに、資金の斯樣の働きは、その資金が金融資金として存在することによつて、最もよく有利に利用せられ得るものである。又、等しく百萬圓にしても、有能の人によつて利用せられるのと、無能の人によつて利用せられるのとは、其の効率に甚しく差異を生ずるものである。然るに、世の常として、金持は保守的で、且つ安逸を貪らんとし從つて多くは無能である。之に反し、常に進取的で、活動家で、艱難をいとはぬ有能の人は無産者に多い。かゝる世界に於て、一國の資金が、最もよく有能の人々によつて利用し得る機會を作るものも亦、それが金融資金として保管せられるとである。之れ、一國の經濟に於て、資金の問題と云へば、殆んど常に金融資金の多寡に限られるに至つたわけである。

六、富の節約と其の方法

資金の蓄積せらるる第一の基礎は云ふ迄もなく節約である。生産しただけを全部消費して了つては、如何に多く生産した所で永久に資金の蓄積は出來ない。然るに、古來、節約の大部分は大衆に對する一種の强制的節約によつて行はれてゐる。今日迄に於ける人間社會の進歩の程度では、それ以外に大規模の節約を所期することは出來ないからである。（拙著經濟學の實際知識第五章參照）而して、玆に大衆に對する强制的節約とは、地代、利子、配當、利益、重役其他の役員賞與等の形式に於

て、大衆を搾取し、それだけ無理矢理に大衆の收入を削減して、彼等の消費を強制的に節減せしむる經濟現象を意味する。若しも、これ等の收入を豫め勞働者（最も廣い意味の）の收入より差引かず、之を全部勞働大衆の收入として解放せんか、大衆は人間性の弱點の爲めに、必ずやその殆んど全部を目前の生活のために消費して、將來の社會の進歩のために必要な資金は、恐らく云ふに足る程蓄積さるゝことは決してないであらう。尤も、斯樣な強制的蓄積は、必しも地代、利子、配當、利益等の形式に頼らねばならないことはない。例へば、政府其他社會の福利を代表する公的機關が、豫め社會の進歩のために必要な資金を天引して、大衆に節約を強制することも出來る。事實に於て、この後者の方法による資金の蓄積の方法が、前者のそれよりも益々社會のために望ましくなりつゝある。前者のそれには、後述の如く、愈々多くの弊害を伴ひつゝあるからである。が、兎に角、今日の社會に於ては、大衆の節約は主として前者のそれに依存せねばならない。換言せば、今日の社會制度に於ては、一國の資金の蓄積は、專ら、地代、利子、配當、利益、重役其他の役員賞與等の形に於ける收入に依存する外にない。なる程、賃銀及給料の形に於ける收入からも、資金が全く蓄積されないではない。しかし乍ら、その額は全體から云へば極めて少部分である。現在の經濟制度に於ては、賃銀及給料の收入は、それ程餘裕のあるものではないからである。現に、專門學校、大學等の卒業生すら、その月給は學生時代の學費に及ばず、卒業就職後永く、親元から送金を願はなくてはならないのが今日の普通ではないか。更に又、今日、一寸した贅澤な生活をなしつゝある所謂紳士連にして、その月給のみに頼れるものは比較的に尠く、多くは親讓の財產か、又は其他の方法によつて得る財產收入に尠からず頼つてゐる。之を一言にして云へば、勤勞收入のみにて、財產收入なき者は、今日の社會に於ては、その大部分が常に生活苦に惱まされてゐるのである。

果して然らば、大衆の現在に於ける福利と云ふことを別にして、單に資金の多寡と云ふことのみから云へば、（一）の形式に於ける收入が多ければ多いだけ、一國の資金の蓄積は多大であり得るわけである。事實、この種の收入の多大なる時に於て、一國の資金の蓄積は最も大であるを常とする。之と反對に、此種の收入僅少なる時代に於ては、假令賃銀及給料收入は依然不變なりとするも、資金の蓄積は激減するを常とする。例へば、大正九年春の恐慌以來今日迄に於ける我が資金の蓄積の激減せる如き即ち之れである。以上の事實は又、現在の制度の下に於ては、資金の蓄積がいよ〳〵集積せざるを得ない原因の

一つである。

七、資金の蓄積

以上第六に於て述べた所は、それだけでは尚ほ勘からぬ欠陥のある云ひ方である。何となれば、一國の資金は、單に大衆から幾何の節約を強制し得るか否かにかゝるものではなくて、進んで、その節約し得たる財を如何に利用するか、如何に保管するかに專ら懸るものであるからだ。例へば、折角大衆に多大の節約を強制し得たりとするも、その剩し得たる財を以て、或は宏壯華麗な寺院や殿堂や住宅やを建て、或は大兵を維持して巨艦や巨砲やを造り、又は其他の不急な不生産的大事業を起したのでは、一國の資金は一厘も增加しない。況んや、今日の多くの有産階級の如く、折角大衆に強制して節約せしめたる財を、如何にも自ら生産し得たるものゝ如く奢侈に濫費する場合においてをやである。

大衆が節約して剩し得たる富が、一國の資金として蓄積せられるには、必ずや、それ等の富は(一)將來の生産を增加さすために消費せられるか、又は(二)國民の必要を直ちに滿し得る財の形に於て保存せられるか、することを必要とする。然るに(二)の形に於て保存し得る財の量は、經濟的に極めて限られたる範圍以上に出で得ないものである。卑近の例を採れば端境期に於ける我が米穀の繰越高は、豊作に於て最高約六百萬石であると云ふ。即ち、その年の消費必要額以上の米の蓄積は、最高に於て生産高の約一割しかないのである。にも拘らず、實際の經濟に於ては此の程度の蓄積米すら之の維持力乏しく、斯様の場合には米價崩落して農家の苦むを常とする。現に政府は、米穀法の下に米の過剩の場合に米を買上げて、米の形に於て一の資金を保存してゐるが、そのためには、年々米を交改するの手間と費用と危險との外に、倉敷料、保險料、利子、蟲及鼠喰、歩減り等の損失を醸し、勘からぬ負擔を國庫は尚ひつゝある。されば、古來、飢饉其の他の不時の用に備ふるための蓄積は、一定の量以上は、米そのものを蓄積する代りに、之を以て田を開墾し、米の生産力を增加する方法によつて米そのものを蓄積すると同じ目的を達したものである。

之によつて容易に看取し得る如く、一國の節約餘剩財が、資金として保存せられる方法は、國民の需要を直ちに滿し得る形式、即ち今日の社會制度に於て云へば商品の形式に於て、保存せられる高は全體から云へば極めて一小部分である。斯様の形式に於て資金を保存するとは、徒らに財を死藏するに等しく、犠牲多くして報ひられる所極めて僅少であるからである。自

然、資金の巨大なる蓄積は、生産設備の改善、擴張及新設等の形式に於て行はれる外に途はない。然るに、資本主義前の時代に於てはこのための生産設備としては專ら田畑牧畜等の農業投資以外になかつた。しかも一方には、この生産品は、その性質上、自ら需要に限度があつて一定程度以上の投資は引合はず、他方には有利な土地は極めて限られて一般の投資に適當せず、かれこれ一定限度以上の資金の蓄積は極めて困難であつた。之れ、資本主義前の社會に於ては、餘財の多くが專ら、寺院や藝術品等に費されて資金の蓄積が存外に少かつた所以である。更に又、當時、貴金屬が不相當に重視せられ歐洲にあては所謂重金思想を生み、我國に於ては河底に落ちた數文の錢を探すためにその價値以上の財と勞力とを費やして得々たりとし青砥藤綱を生んだわけも、當時貴金屬以外に巨額の資金を蓄積する方法の無かつたことが一大主因であつたらう。

然るに、今日の如く、社會が巨額の資金を蓄積し得るに至つた主因は、産業革命以後、有ゆる方面に生産投資の途が開けたことにある。しかして、資金の蓄積と斯様な投資とを有機的に結合して、一方にはいよ〳〵資金の蓄積を容易にして何人にも自由に之をなすを得せしめ、他方にはさうした蓄積を最も有効に利用して益々資金の蓄積を刺戟促進さしたものは、紙面の都合上茲には詳述することを得ないが、銀行業と投資制度との發達である。例へば、從來は、資金を蓄積するには、その蓄積したものを維持保管するため、又は折角の蓄積を强奪せられざるため、いろ〳〵の心配と費用とを必要とした。現に、銀行業發達の最初に於ては、保管料を預け人から出して、資金の保管を依賴したものである。しかるに、今日に於ては、銀行制度の發達せる結果、大小幾何の蓄積にせよ、何等の手數料を要せず、安全に、しかも反對に利子さへ受取つて資金を蓄積し得るに至つたのである。即ち、昔は資金を節約して之を蓄積するには、そのため少からぬ費用を必要としたのであつたが、今日に於ては、反對に資金の蓄積は少からぬ報酬を利子として約束するのである。斯様にして今や、利子そのものを目的として資金の蓄積せられるものが、蓄積の少からぬ部分を占むるに至つたのだ。斯様な制度の發達が、資金の節約と蓄積とを如何に促進したるかは、蓋し、誰にも容易に想見し得る所であらう。

加ふるに、資本主義制度の下に於ては、利子、利益等の形に於て、資本家は大衆に節約を强制する役目を演じ、（封建制度に於ては之を大名や地主が行つてその大衆に節約を强制した餘財を主として不生産的なものに濫費した、例へば寺院、築城、軍備、奢侈等）斯くして資本家の手に入つた利益や利子は、その

大部分が――最近は漸次その部分が少くなる傾向にあるが――更に利益や利子を追求して蓄積せられ、斯くして、愈々資金の蓄積を増大することとなつたのである。

併し乍ら、資金の蓄積に方つて、最も注意すべき肝要な點は、生産設備の形に於ける蓄積と、直ちに國民の需要を滿たし得る富の形に於ける蓄積とが、常に適當の割合を保つべきことである。例へば玆に千町の田を開墾し得たりとするも、そのため、その年の食料に不足する程の米穀を費やしては、國民の生活は脅かされ、社會は不安とならざるを得ない。宛も、個人の事業に於て、例へば如何に百萬圓の工場設備を完成し得たりとするも、そのため、必要な運轉資本の全部を固定さしたのでは、肝心の工場を運轉する資金に欠乏し、遂に資を抱いて破綻せざるを得ないと同一である。一國の資金の蓄積上必要な斯樣の配慮は、封建時代に於ては專ら藩主が責任を負ひ、資本主義經濟の下に於ては、營利を追求する資本家の活動が、間接にこの責任を果す仕組になつてゐる。

八、資金の直接管理―商工資本家の管理―

國民に幾何の、節約を強ひ、又は勸奬して、その餘財を如何なる形に於て蓄積するかと云ふこと、即ち云ふ所の資金の管理は、典型的封建時代に於ては專ら藩主がその責任を負つたこと已述の如くである。然るに、資本主義經濟の下に於ては、國民に幾何の節約を強制するかどうかと云ふことは、專ら、資本家の收め得る利益、利子、配當等の多寡に懸り、而して、之を如何なる形に於て蓄積するかどうかと云ふことは、專ら、營利の高を標準として決せられる資本家の選擇に委ねられてゐる。例へば、封建時代の藩主が、之れは藩のために必要である、百姓のために大切であると云ふが如き標準に從つて、資金の蓄積を管理したる代りに、今日に於ては、如何なる事業に投資するが利益であるか、如何なる商品を仕入るゝが有利であるか、と云ふ標準によつて資金の蓄積は資本家によつて管理せられる。而して、それが、間接に國民の必要を滿し得る資金の蓄積となるものである。自然、斯樣な資金の管理は、何かの都合で、國民の必要を滿たし得ない場合が多くある。左樣の場合には、そのものの物價は暴騰して、一方にそのもの丶國民の消費を強制的に節約せしめ、他方にその事業は巨額の利益を生じて玆に一國の資金と勞力を吸收してその生産を增加し、以てその不都合を矯正する。又、その資金蓄積の方法が、國民の需要する所と適合しない場合には、そのものの物價暴落して、その投下せる資金は、一部又は全部無駄となり、資本家はそれだけ損失を負擔し、一

國の資金の利用を他の方面に振向ける。

更に、資本家は元來營利のために資金の蓄積と管理とをやつてゐるのであるから、若し利益の伴はざるか又は進んで損失の伴ふ場合には、社會の必要の如何に拘はらず、折角管理しつゝある資金を放置して遊ばすことがある。例へば、生產品の價格暴落せる場合には、社會は現にそのものゝ欠乏に苦しみつゝある場合にも拘はらず、資本家は或は、操業短縮を行ひ、或は工場を閉鎖し、或は賣止めを行ふが如き、又、社會にはそれに必要の資金が蓄積せられあるにも拘らず、資本家の利益の採算の立たざる一事のために、多くの人は働かんとして働き得ず、餓死線に彷徨してゐるが如き、即ちそれである。否、それが尙ほ一層甚しくなると、折角生產せられた富を燒棄する場合すらある。夫のブラジルのコーヒーはこの點で有名である。斯樣な事實を外にするも、尙ほ、今日の資金の管理の方法は、日常多くの欠陷あることを曝露しつゝある。例へばもと／＼一國の資金は國民大多數の必要を滿す方法に於て利用せられ保管せらるべきであるにも拘らず、それ等の社會的必要を放置して、より利益の多い、少數富豪の奢侈品の製造と保管とに、社會に必要の資金がより多く振向けられてゐる如きである。

若しも、今日、一國の資金が社會一般の福利に最も適當する方法に於て管理され、利用せられんか、今日の日本の資金のみを以てしても、決して震災復興資金に不足はしない筈である。否、それ以上進んで、社會の經濟的進步は驚くべき程度に達成し得られる筈である。それ程、今日の資金蓄積の管理の方法には無駄や濫費が多い。現に、歐洲戰爭中、歐洲交戰國が驚くべき戰費を支辨し、驚くべき軍需品の需要を自給し得たる根因の一つは、政府が自ら資金の管理を行ひ、一國の資金が、贅澤や不急の事業やに投下せられ、又は海外に流出することを防止して、資金を專ら必要事業にのみ利用したからである。兎に角、以上によつて、一國の繁榮上一國の資金の蓄積及管理の如何は重大であるか、それにも拘らず、それが今日の制度に於ては、弊害多き資本家の一存に委ねられて、國民の福利は全く資本家の掌中に握られてゐる事實を理解し得るであらう。

九、資金の代理管理―企業家の管理―

私は以上に於て、一國の資金は專ら商工資本家によつて蓄積せられ、而して彼等自ら之を管理すると述べた。併し乍ら、進步せる資本主義經濟に於ては、右の所說が今尙ほ事實である範圍は法律上の形式に止る場合多く、名實共に資本家自ら資金の管理に當ることは極めて一小部分である。然り、今日實質上資金

の管理を主として司るものは、所謂これ迄の意味の商工資本家ではなくして、新しく發生した企業家である。之を更に砕いて云へば、今日資金の管理を司るものは、その資金の蓄積者であり所有者である資本家ではなくして、その資本家から資金の管理を託せられた企業家――即ち會社の重役等――である。而して、斯の如く、資金管理の方法が變化したわけは、十七世紀頃より漸く發達して、十九世紀に於て急速に進歩した投資制度の革命の結果である。玆に投資制度の革命とは、會社制度就中株式會社制度の發達、並に社債制度の發達を意味する。

これ等の制度の發達以前に於ては、資金の蓄積所有と云ふことと、それの管理經營と云ふこととは、經濟上全く不可分のものであつた。誰かゞ甲工場を所有してゐると云ふことは、當然、彼れが甲工場を管理經營してゐることを意味した。反對に誰かゞ乙事業を經營してゐると云ふことは、當然、その經營者がそれを所有してゐることを意味した。一言に云へば、資金の所有と云ふことと管理と云ふこととは不可分のものであつたのだ。

しかし、斯樣の制度に於ては、一國の資金を出來るだけ有効に利用する機會は最も尠い。蓋し、金と手腕とを併せ有すると云ふことは、極めて稀な出來事であるからだ。玆に於て、資本主義經濟の發達すると共に、資金の所有と管理とを區別して、出來るだけ資金を有効に利用する方法が發達した。その重なるものが即ち株式會社制度と社債制度とである。斯くて玆に有産階級は二つに別れた。即ち(一)は單に資金を蓄積所有するのみにて、その管理を企業家に委託し乃至は讓渡してゐる投資階級であり、(二)は專ら資金の管理に當る企業家である。就中社債制度の發達は、資金の蓄積所有と云ふことと、その管理と云ふことを全く分離して了つたものである。

試に、我國に於ける斯樣な資金、即ち企業家――重役其他――の管理に委せられてゐる資金の量を見るに、左表の如く遂年著増して、去る大正十年末に於ては、拂込資本及び出資額合計九百三十一億餘萬圓、積立金二十二億餘萬圓、社債金約七億圓、總計實に百二十二億圓の巨額に達してゐる。

本邦會社資金及會社社債金額表

年末現在	會社拂込資本及出資額計(千圓)	同上積立金(千圓)	合計(千圓)	會社社債額(千圓)	總計(千圓)
明治三五	八六八、七六三	一四九、一七八	一、〇一七、九四一	―	―
四〇	一、一一四、二三七	二八七、二八三	一、四〇一、五二〇	―	―
大正三	二、〇六八、七〇六	六〇七、五〇五	二、六七六、一五九	一四一、五四〇	二、八一七、六九九
五	二、四五一、二六三	八四一、七三八	三、二九三、〇〇一	一九三、二四七	三、四八六、二四八
六	三、一七一、六五〇	一、一五〇、六二八	四、三二二、二七八	三二七、五四六	四、六四九、八二四
七	四、七〇七、〇八七	一、八二九、四二一	六、五三六、五〇八	二〇〇、七三六	六、七三七、二四四
八	五、九〇五、四九七	一、六九九、七六五	七、六〇五、二六二	五三四、七三五	八、一三九、九九七

九	八、三八一、一六	一、九三二、七八三	一〇、一五〇、八九八	五〇九、九一四	一〇、六六〇、八一三
一〇	九、三二三、〇七三	二、三〇九、七一六	一一、五三二、七九九	六八三、七八八	一二、二〇七、五七七
一一	未詳	未詳	未詳	二七、八六六	──
一二	同	同	同	九六三、二一〇	──

（備考）會社資本及積立金は農商務省調　社債は興業銀行調にて銀行社債を含まず、

顧るに、我國全體の私有國富は、大正八年末の國勢院の調査に由れば七百三十五億余萬圓である。之に對し前記企業家の管理の下にある資金は、已述の如く百二十三億余萬圓である。即ち、我が私有國富の一六%六は企業家の手に管理せられてゐる。しかし、私有國富の中には、約百三十六億圓の土地を含んでゐる。いま之を差引くと、其他の私有國富は合計四百九億圓弱である。然るに、もと／＼企業家の管理に委せられてゐる資金、即ち會社資金の大部分は土地以外の資金であるから、今、之を土地を差引ける私有國富と比較するに、實にその三割迄は企業家の管理の下にある。念のための以上の關係を表示せば左の如くである。

本邦國富と企業家管理資金との比較

本邦國富總計	八六、〇七七 百萬圓	（大正八年末）
內、官公有	一二、五一七	（同）
（イ）私有	七三、五六〇	（同）
（ロ）會社資本及社債	一二、二〇七	（大正十年末）
（イ）に對する（ロ）の%	一六%六	……
私有國富中の土地	三二、六二四	……
（ハ）土地差引私有國富	四〇、九三六	……
（ハ）に對する（ロ）の%	三〇%〇	……

しかも、國富統計を調査せる大正八年末は我が經濟繁榮の頂點であつて、物價も大體に最高位地にあつた。現に當時は少からぬ價格を有せし工場、土地、汽船其他にして、今日はその半額の價値もないものがある。されば、其後に於ける我が國富は、以上の金額よりもそれだけ減少してゐるに違ひない。のみならず、國富統計中には、收益力のない資産、例へば住宅、家財家具等を含んでゐる。然るに、國富統計中の建物、家具家財の合計は百二十五億圓と算するから、この中收益用（例へば工場、商店、倉庫等）を半分と見るも收益資産以外の富は六七十億圓を算するわけだ。この外、國富の統計と會社資本及社債の統計とは、其の性質に少からぬ差異ありて、之をそのまゝ比較し得ざる事情も考慮せねばならぬが、兎に角、以上によつて、極めて大ザツパながら、我國に於ても、一國の資金の三四割以上が企業家の管理の下にあることを看取し得る。加ふるに、企業家の管理に委せられてゐる資金は、その性質から云へば、一國の資金の中最も活動的のものであるが故に、斯樣な資金の實

際のはたらきから見れば、企業家の管理の下にある我が國の資金は、實質上全國資金の過半に及ぶと見て大過ない。

斯様のわけであるから、一國の資金の蓄積の多寡及びその管理の良否は、今日に於ては、企業家、即ち重役の方寸如何に懸る所が極めて多い。例へば、先づ資金の管理について云へば、戰中戰後折角蓄積せられた資金の如何に多くが、或は悪意無責任の會社製造屋の企業家のために泡沫會社となつて消散したか、或は成金熱に浮されて興された多くの無謀の事業會社の株價が、今日如何に拂込を深く割つてゐるか。現に角、企業家その人を得ざりしために、彼に管理を託した如何に多くの投資家の資金が泡と消えたかも知れないことは周知のことである。

更に、資金の蓄積について見るに、例へば、最近我國は、一方に生産減少し國家貧化しつゝあるにも拘らず、依然國民の贅澤なる生活程度革らず、一國全體から見て、收入以上の支出をなし、新たなる蓄積衰へ、他方に已存の蓄積は消費せられ、資金の大欠乏に襲はれてゐるが。實に、この主因の一は、會社重役、即ち企業家の資金管理の無責任にある。

云ふ迄もなく、その事業にして利益を擧げ、新たなる資金を先づ造出しない限り、その事業は一國の已存の資金に喰込むことなしに、利益を配當して株主に一國の資金の消費力を與へることは出來ない。然るに、若しも會社銀行等にして、眞に利益なきにも拘らず、或は僞瞞の決算により表面利益を擧げて蛸配當をなし、或は已存の積立金を喰ひ減らし、或は現に損失を蒙りつゝあるにも拘らず、必要の整理を行はずして表面を糊塗せんか、一國の資金は新に一厘も蓄積され得ないのみならず、已存の資金迄も喰ひ減らされざるを得ない。何となれば、斯様にして配當され、又は賞與され、乃至は不相當に高給を支拂はれたる資金は、一部は無論蓄積もせられるが、その大部分は、宛も新にそれだけ資金が造出せられたる如き假裝の下に消費せられるからである。所が、我が今日の多くの重役どもは、或は株主の歡心を購ふために、或は自己の無能を隱蔽せんがために、無理算段迄して出來るだけ多くの配當を續けつゝある。現に朝鮮銀行、台灣銀行等の特種銀行の如き、多大の損失を來せること公知の事實なるにも拘らず配當を續けてゐる。思ふに、この種の會社銀行は枚擧に遑がない。今若し重役の斯様な不正配當を全部禁止し得て、專ら會社そのもの〻資金の欠陥の穴埋めに重役先づ努力せんか、一方於ては斯様な配當、賞與等を基礎とする國力以上の生活は節約せられ、他方に於ては現に欠乏に苦しみつゝある一國の産業の資金は、自然に急速に涵養せられるであらう。現に角、以上によつて、今日一國の資金の蓄積及管理

上、企業家の演ずる役目の如何に重大なるかを容易に看取し得られよう。自然、一國の資金の消長を見んとする場合には、會社の重役の方策を最も重視せねばならない。

十、資金の間接管理―金融資本家の管理―

資金の管理は、現在の經濟組織に於ては、始め專ら商工資本家自ら直接その衝に方り、次で資本主義經濟の發達するにつれて企業家が主としてその責任をとるに至つたことは上述の如くである。然るに、資本主義經濟最近の發達は、更に資本管理の實權と責任との大部分を、企業家の肩より銀行家の手に轉置するに至つた。他の言葉で云へば、一國の資金を如何にして、如何なる方面に利用するかと云ふ撰擇は、今や、愈々多く、銀行家の左右する所となりつゝあるのである。

元來、銀行は、始め一國の餘剩資金を預り之を資金を必要とする資本家乃至企業家に轉貸し其間に於て利鞘を收めることを目的として發達したものである。であるから、一國の遊資は、いろ／＼の途を通じて、銀行の手に集中せられると云ふことは之れ迄の意味に於ける銀行業の發達の當初から起つた現象である。殊に、前節に於て述べたる如く、近世に於て、新に、投資資本家階級なるものが發達するに及んで、銀行の手に委せられる資金の量はいよ／＼增大するに至つたのである。例へば、これ迄、專ら商工資本家自ら事業を經營せる時代に於ては、その利益は直ちに新に附加せられたる事業資金として利用せられたが、今日の株式會社制度乃至は社債制度に於ては、斯樣な利益は配當乃至社債利子の形に於て所謂投資資本家に分配せられる。而して、投資資本家は、新に有利な投資口を見付け得る迄は之を銀行に預けて資金の管理を委かすものである。否々、最近に於ける投資資本家の傾向は、或は定期預金の形式により、或は信託預金の形式により、或は銀行債券の形式によつて、その資金の利用方法の一切を、より有能の管理者たる銀行家に委任することである。即ち、それだけ、銀行家の資金管理力は增大するに至つたわけだ。

加ふるに最近信用組織のいよ／＼發達するや、銀行の組織を通じて、商品其他の非貨幣資金を貨幣資金化（即ち金融資金化）し得るに至れる結果、（その詳細は紙面の都合上茲に說き得ないことを遺憾とするが）之れ迄專ら商工資本家乃至企業家の管理の下にあつた商品其他の形に於ける資金の尠からぬ部分迄も、茲に銀行家の管理の下に移るに至つた。例へば、銀行は信用の力によつて、他より金錢にて預かれる預金乃至は自己の資本以上の貸出をなし得るが、その結果、その銀行の貸出を的に生產

せられ、仕入れられる商品其他は、銀行の貸出方針乃至手加減一つに、甚しく左右せられる。又、已に生産せられ、仕入れられたるものと雖直接間接に銀行よりの借入金の擔保となつてゐる場合には、そのものは生産者又は商人の自由にはならない。例へば、銀行が物價は下ると見れば、その商品を早く賣つて返金せよと命ずるが如きである。この場合、商人は時期を待てば儲かると如何に信じてゐたにせよ、他に借金を返す方法のない限り、銀行の指揮に從はねばならない。之れ、大正九年春の恐慌の時、及び大正十年秋の中間景氣の反動の時、我が財界の到處に投資が旺んであつたわけであり、又、銀行の貸出に對する態度一つ、手加減一つに、實業家が最も神經を尖らしてゐる根因である

斯様のわけで今日に於ては、銀行家の管理に委せられたる資金の量は、實に莫大の高に達する。いま、試に、單に銀行の管理の下に委せられたる資金の量、即ち資金及債券のみについて見るに、我が國に於てすら、左表の如く、約百十四億八千四百萬圓に達して銀行以外の企業家に委せられたる資金（表中のC合計）よりも七%九多い。更に之に銀行資本を加へたる銀行管理の資金（表中のAB總計）を以てせば、約百三十七億六千萬圓を示し、銀行家以外の企業家管理の資金よりも多きこと約三割である。

日本に於ける銀行家管理の資金調（大正十年末現在）

	千圓
全國銀行預金	一〇、四一五、〇九〇
全國銀行債券	一、〇六八、七九四
A合計	一一、四八三、八八四
銀行拂込資本金	一、六九二、六五〇
同上 積立金	五八二、九八六
B合計	二、二七五、六三六
AB總計	一三、七五九、五二〇
全國會社拂込及出資資本＊	七、六一九、四二三
同上 積立金	一、六二六、七三〇
同上 社債現在高	一、四〇〇、三四〇
C合計	一〇、六四六、四九三
Cに對するAの割合	一〇七%九
Cに對するAB總計の割合	一二九%二

（備考）本表中＊印の會社拂込資本及積立金は銀行拂込資本及積立金を差引いたものである。尙ほ本表の會社社債現在高が前表のそれと異るわけは、本表は大正十年より始めて調査せられた農商務省の調査により、前表は日本興業銀行の調査によつたからである。

併し乍ら、資金管理の實權が、實際に於てどれだけ銀行家の手に移つたか否かは、單に前記の如き資金の量のみの比較では分らない、之れ以上、（一）資金の質と（二）資金の支配力の強弱について見ねばならぬ。例へば等しく資金たるには差はない

が、（イ）工場、原料、商品等の形で百萬圓を管理するのと、（ロ）、金融資金の形で百萬圓を管理するのとでは社會に對して甚なる實力に於て少からぬ差がある。何となれば、（イ）は大體に已に使途が定つてゐるが、（ロ）はこれから何にでも利用せられる。勢ひ、（イ）の支配力は特定の範圍に限られるが、（ロ）の支配力は一般的であり流動的である。それだけ（ロ）の資金の社會に對する支配力が大きい。宛も、等しく美人たるには相違ないが、處女の場合と人妻の場合とでは、その魅力に少からぬ差のある如きである。然るに、企業家の管理下にある資金は前記の（イ）であつて、謂はゞ已に人妻の美人であり、銀行家の管理下にある資金は（ロ）であつて謂はゞ處女の美人である。假りにその管理下にある資金の量が同一であるとするも、その實力に於て、その支配力に於て、銀行家の實權が遙かに大であることとは云ふ迄もない。

尤も、もと〳〵資本主義の經濟原則に基く銀行は、安い利子の預金を、より高い利子で貸出し、その間の利鞘を儲けることを目的として發生したものであるから、若しも、貸手が多くして借手の少ない場合には、貸手たる銀行が假令如何に多くの資金を委託せられ管理してゐるにしても、貸手たる商工資本家乃至は企業家方の實力強くして、銀行業者が競つて資金の使用を依頼するが如き時代、乃至は場合には、資金管理の實權は銀行家よりも寧ろ商工資本家乃至企業家にあつた。然り、一回の資金管理の實權が、專ら、銀行家の手に移るに至つたわけは、以上所說せし事情の外に、更に、銀行の集中乃至聯絡なる組合が生れて、資金の需要供給の掛引上、銀行家の勢力が遙かに商工資本家乃至企業家以上に強くなつたからである。レーニンの著「資本主義最後の階段としての帝國主義」青野氏譯中に「銀行の）集積運動の發展するにつれて、商人が金融の要請をなし得る範圍は縮少され、大産業が少數銀行コンツエルンに對して從屬する地位は增大する。産業が金融に對して示せる內部的從屬關係のために、銀行資本に依存する産業會社の活動の自由は制限されて了つた。」それ故に大産業は、銀行のトラスト化が增大するに對して、困惑の情を以て見送つて居る」とあるは即ち以上の如き事實を他の言葉で語るものである。而して、斯樣の現象を以て、資本主義の最近に於ける發展の特色であると見、之れに「金融資本」の時代と名けて世の注意を惹いたものはルードルフ、ヒルフアーチング氏である。例へば氏は斯の如く云つてゐる。「產業資本にして、而も實際之を使用しつゝある産業家の支配に屬せない部分が、いよ〳〵益々增大しつゝある。產業家は銀行を通じて始めてその產業資本に對する使用權を得、銀行は

斯様にして産業家に資本の管理を代理さす、地方銀行は又、その資金の中、産業に固定さす部分を愈々増大させねばならぬ。斯様にして、銀行は愈々益々大資産家となつて行く。斯様な方法で事實に於て産業資本化した所の銀行資金、即ち貨幣資金（筆者の云ふ金融資金）を私は金融資本（Finanzkapital）と名付ける」と。即ち、銀行の管理の下に、商工資本家等の産業家が、資金を使用する傾向の増大して行くことが、今日に於ける經濟界の特色であることを看取し得る。

試に、いま我國に於ける銀行資金の集中狀態を見るに、左表の如く、僅か十一行の大銀行にて（調査銀行數六百九十六行に對し僅に一%五八に過ぎない）預金總計の五〇%一三を占めて居る。以て我國に於ても、銀行資金の集中傾向が已に少からぬ程度迄進めることを看取し得るであらう。

本邦金融資金集積狀態表（大正十二年末）

銀行名	銀行數	預金額（千圓）
横濱正金銀行	……	四七二、六一三
朝鮮銀行	……	一六三、一四八
臺灣銀行	……	一九七、九七三
安田銀行	……	五六〇、八一六
三井銀行	……	四一七、五五一
十五銀行	……	三五四、七一一
第一銀行	……	三四四、四三五
三菱銀行	……	三〇七、一八二
住友銀行	……	三四四、〇五八
三十四銀行	……	二三一、三二八
山口銀行	……	二一六、三八五
A小計	一一	三、六一四、二〇〇
B全國預金計	＊六九六	七、二一〇、五八九
內譯　普通銀行計	＊六六七	六、〇四三、四五〇
內譯　七ヶ特殊銀行	＊七	一、〇六六、七四六
內譯　農工銀行	＊二二	一〇三、三八一
Bに對するAの割合	一%五八	五〇%一三

（備考）＊印東洋經濟新報社の調査せるもので日銀行現に出る　但日本銀行と貯蓄銀行を除く。

然るに左表は東洋經濟新報社が調査せるもので、全國の銀行を全部含んだものではない。いま、之を大正十年末の全國銀行と比較するに、東洋經濟新報社の調査せるものは、普通銀行に於ては、總計に對し行數は四九%四三、預金は八六%六一である。即ち、右東洋經濟新報社の調査に洩れたる銀行は極めて小銀行なることが分る。若し、右の事情をも考慮せんか、我が銀行資金の集中は、僅々全國銀行數の〇%七內外を以て、即ち千に對する僅か七の割合の銀行數を以て、預金は全體の五割內外を占めてゐることになる。以て我國に於ける金融資金管理の實權が、如何に甚だしく少數銀行家の手に移りゐるかの狀を想見

し得るであらう。

最後に尚ほ一言注意を要することは、斯く、資金の管理が銀行の手に移つたといふも、そのことは決して産業資本家の全部が、銀行家に隷属するに至つた、といふことを意味するものでないと云ふことである。蓋し、産業資本家は銀行の斯様な力を利用せんがために、自ら銀行を經營し、乃至は銀行の支配力（株主となつて）を占めんとする努力を試みるからである。現に我國に於ても、この種の銀行は尠からずある。その最も大なるものを擧げるも、三井、三菱、藤田、古河、十五（松方一家の）等の諸大銀行がある。斯くて大資本による産業獨占の傾向はいよ〳〵增大するのである。（完）

追記、此の論文はいま私が計畫しつゝある金融に關する著述の最初の方にあたる部分の內容をなすものである。

日本の東洋政策に就いて

上海にて　戴天仇

昨年の十一月の末久し振りに孫中山先生に從ひ神戸まで參りまして五日間の滯在をした。其の間に餘りの多忙に苦められた私は、充分に見學することが出來なかつた。それでも多方面の人々から色々な話を聞き詳しくない年鑑等の記載と合せて極く大略であるが此の四五年間に於ける日本の鮮かな社會的進歩と國力の沉衰と云ふ二つの概念を得た。歸來してから年末年始等の雜用と書きかゝつた原稿等を整理するやらで時間をつぶして遂ひ「改造」二月號に寄稿する約束の履行を遲れて仕舞ふたのは誠に濟まなかつた。今稍々暇を盜んで極く簡單な所感を述べて責を塞ぐのだから勿論充分に意を盡すことが出來ないけれども聊か日本國民の注意を求むることが出來ればそれで大いに滿足するのである。

滯神の數日間にあちらこちらで聽いた話は大抵皆な米國聯合艦隊の示威的大演習のことと英國のシンガーポール軍港建築案の復活と云ふ二つの事件に對する憤慨と憂慮とによつて滿たされて居る。此の二つの事件は確に日本帝國に對する威嚇であるに違ひないけれども事實東洋全局に對しての威嚇である。然し此英米兩國の大なる東洋威嚇の行動に對して日本國民以外の東洋諸國民は餘り激昂して居ない、日本國民でも大和民族以外の諸民族は殆ど吾關せず焉の態度であると云ふのは單に此れらの諸國民が知識程度が低い又愛國心が薄い爲であるか、此點如何？　私はそうでないと云ふことを云ひたい、或はそれがあつても重要原因ではないと思ふ。これは全く日本帝國の隆盛を呪詛する心理狀態の沈默時

表示だと私は云ひたい。東洋諸國民に此の心理狀態を有するのは日本國民が大いに怒つて其の自滅的態度を罵るであらう、然し長年の色々の事實によつて構成せられた心理が全然一個の事實であるからいくら怒つても自然に消ゆる事がないから仕方がない。一體此の東洋諸國民の自滅的心理の構成と云ふのは何時からであるか、それも餘り大して古いものではなく日露戰爭後に始めて段々出來たのである。此の間私は古い本箱の中から二十年前に發行した『滿州白話報』と云ふ雜誌を發見した、その記事の内に日露戰爭の開始を報道して次の文句で譯して居る、『露西亞が我國に對して極端な侵略政策を持ち我が領土を占領した、若しこのまゝ捨つて置けば遠からず我が國は全部併呑せられるであらう、日本はロシアの此の野蠻なる政策を不平に思ひ救隣の德義を重じ抑强扶弱の精神を以つてロシア討伐の軍隊を出した、今日既に戰爭が始つて居る、我々は日本の高誼を感謝すると同時に國民の自立自强の精神を鼓舞して日本軍の後援をしなければならぬ、』此の滿州白話報と云ふのは一片田舍發行の小雜誌であるから當時の人心が如何に日本國民に對して信賴して居るかを察せられる又當時の日本留學生間には日本の對露戰爭に加擔して義勇軍を組織する樣なこともあつた、中日戰爭が完つて僅に十年しかないのに支那の國民が日本に對して全然敵愾心を持たないのは實に不思議の樣だが其れは全然東洋に對する歐洲列强の侵略を恐れて日本の維新を東洋の一つの强味だと思ひ多少不平があつても白人の諸國に對しては一致の行動を取らなければならぬと云ふ考へから出て居るのである。故に日本がロシアと戰爭をする時は東方諸國に於いては殆ど一致共同の精神で日本の戰勝を祈つて居つた、それから後滿洲に於いては日本がロシアの横領した利權を繼承したけれども此れは既に一旦失つたものが日本は戰爭と云ふ大なる犧牲をして他人から獲得したのだから支那の國民は別に不正當とも思はなければ日本を怨む樣なこともなかつたのである。然し其の後日本は××××することを敢行した、此の××××と云ふとは日本に取つては如何たる必要があるかは知らぬけれども二度の大戰爭の名義は×××

×××を擁護するにあるにも拘らず戰勝の威力に由つて東洋に於ける日本よりも古い歷史を以つて居る××××たと云ふ事實は東方諸國民の日本に對する信頼心を全然打消したのである。支那に於ける排日思想の發生は實に××××より種したのであつて此の事件があつてからは如何に日本が支那に對し同文同種だ唇齒輔車だと色々な熟語標語を用ひて説明しても事實同文同種であり車の一輪である××と云ふ××日本に×されたのだから決して信ぜられないのは當然である。中日戰爭後に上海から東亞三國地圖と云ふ掛地圖が發行された、心のある人は大抵此の地圖を壁間に懸けて居る、毎日眺めて居る三國の一が突然東洋の保全を叫ぶ日本に由つて消されたと云ふ事實は如何に支那の人心を激昂せしめたのであらう。其の他の東方諸國民は多く既に白色人種の強國に滅され又壓迫されて居る、彼等は皆日本の强盛によつて彼等の獨立運動に援助するのを期待して居る、然し日本はやはり西洋諸國と同樣に人の國を滅すものであると云ふことを見て彼等の希望は竟水泡となつた、故に日本は日露戰爭によつて東方諸國民の獨立運動の機運を促進したが日韓併合によつて東方諸國民の信頼を失つたと云ふことは日本國民が痛切に了解せざるべからざるのである。

其れから後支那に於いて既に排日思想が擡頭して來たけれども又極度には達して居らない支那の新聞なり雜誌なりは尚時々中日親善を鼓吹する議論がみられる、歐洲戰爭の時日本が支那の歐戰參加を排擠し支那國民の排斥する軍閥の專横政策を援助し又其れを利用して二十一條の侵略的條約を結ばせた事件の成立となつて始めて支那の國民が日本を絕對的に排斥しなければならぬと決心した、又此の時日本の海軍が英國に忠義を盡す爲めに陸戰隊の力を用ひて印度と海峽殖民地との革命運動を鎭壓した、此のことは猶更失望した東方諸國民をして日本を怨まざるべからざらしめた、即ち歐洲大戰中に於ける日本の對東洋政策と對支政策とは凡て今日の日本の孤立而して不名譽なる心理的孤立を醸したのである。今日アメリカとイギリスの對東洋政策は單に日本に對する反應であるのみならず若し彼等の政策が果して効果を

與げ成功を博した日は東洋は全滅である、我が東方諸國民は少くとも現在組織的製造力と完備たる戰鬪力とを持つて居る日本を中心として團結し全力を以つて英米の對東方侵略に抵抗しなければならぬ、然し朝鮮併合から始め對支政策と對印度政策の錯誤に由つて東方諸國民は既に日本に愛想が盡きて居る、今日の英米の東方侵略を見て恰も日本のみ一番先に害を受けると思ひ違して居るから一向憤慨をしないのみならず無識のものに至つては反つて悦んで居る次第である。此の腐敗し切つた東方諸國民の神經は如何にして始めて蘇醒して來られるかは依然日本の政策の如何にあり即ち東方諸國民に日本は帝國主義を拋棄して東方諸國民の友となるを自白に表示しなければ東方諸國民の日本に對する信賴心が生じて來ない、隨つて日本を中心としての東方民族の大同團結が出來ないのである。

近代の科學の進歩は實に驚くべきことで十年前と今日とは單に應用方面が非常に進んだ丈でなく物理學なり化學なりは原理原則に於いても既に多大なる變化を示して居る、然し政治に關する學問の進歩と云ふのは又意外に進歩が遲い寧ろ進歩の跡は見られない位である。二千餘年前に於いて孔子が仁義を原則とする政治哲學を組立た、其の後又孟子に由つて孔子の政治哲學を政策に應用する方案を緻密に作つた、其れは今日の科學的形式こそ具備して居らないけれども理論の明晰透徹に至つては實に今日の政治學者等の迚も及ぶとの出來ないものがある。孟子が齊宣王の外交政策に關する質問に對して「惟仁者爲能以大事小、惟智者爲能以小事大、以大事小者、樂天者也、以小事大者、畏天者也、樂天者保天下、畏天者保其國」と答へた、此の聊々たる數語は實に國際政策の根本義を道破して居る、今日帝國主義的諸政治學者若くは經濟學者等は迚も此の大國を以つて小國に仕へる外交策の淵深なる原則を理解し得ないであらう、一般の外交家なり財政家なり實業家なりに至つては眼前の私利私慾に驅られ謂ゆる殖民政策を振かざし小國いじめを能事と心得て居る、此れは實に世界を災し自國民を害する本である。日本が今日の隆盛を致したのは日英同盟の力に負ふことが多い即

ち小國を以つて大國に仕へる智者の取るべき政策の要義を知つた、けれども此れに由つて國が隆盛となり強大となつてから大國を以つて小國に仕へる仁者の取るべき方針を知らなかつたのみならず小國を蹂躙した、故に東方諸國民の人心を失ひ日英同盟と云ふ國際的屏障が無くなつてから絶對的孤立となり英米の壓迫に對しては竟に束手無策になつて仕つふのである。二十年前に日本は五千萬の人口を以つてロシアと戰つた、其の時日本の人口は僅に五千萬に過ぎないけれども一致して居つた、そうして猶ほ東方諸國民は人民の聲を以つて援助して居る、英國は日本に武力の應援こそしないけれども好意的中立に由つて物資の補助なり海上運輸の便利なりを與へて居る、腐敗し切つた露國は孤立の立場に居つて東方諸國民に怨まれつゝ日本と戰つた。此れは日本の戰勝する所以である。今日は如何であるか？日本の人口は總計算は約八千萬に膨脹して居る、然し今日若し外國と戰爭があつた時に果して八千萬の人口の力が全然兵力の上に現はれて來られるか恐らくはそうでなからう、其の時日本は單に日本の本民族の四千七百餘萬人の力丈で戰爭に當るばかりでなく或は×××××××××××××××××××××××××××××を一部分けなければならぬかも知れない、私の此の想像は或は事實と違ふだらうが萬一斯様なことがあればそれこそ日本の存亡に關はる問題であつて戰爭のない今日に日本國民が充分に事實を考究し方針を樹立しなければならぬのである。此れが爲めに私は率直的に日本に孟子の國際政策の採用を推薦し特に以大事小の道を取ることを勸めるのである。尙ほ私の考へを具體的に列擧すれば

（一）對支政策に關しては支那國民の國家的獨立運動に援助し治外法權撤廢と關稅獨立とを列國に勸告すると同時に日本が列國に率先して其の範を示し二十一ヶ條の抛棄を宣言す、此れに由つて兩國の對等的關係を作り同盟の基礎を築く

(二) 日本國內の問題に關しては今までの殖民地統治方針を拋棄して朝鮮及び臺灣の民族的自由を尊重し人民議會召集と自治政府設立を許し各民族の自由なる聯合に由つて統一的國家の基礎を定む、又南洋の日領諸島に於いても人民の自治を許すべく出來得るかぎり土人の政治智識を養成すると共に彼の經濟的獨立を導く政治を施行し以つて民族平等の範を示す。

(三) ロシアと速に無條件にて國交を恢復し、獨逸に對しては列强共同の獨逸人民の經濟的自由を剝奪し獨逸の國家的復興を阻害する政策より獨立して、日露間及び日獨間の自由なる合意的條約を結び以つて日露獨の親善の機運を促進せしめ日本の國際的孤立狀態を除去す。

以上の三個條の內、特に第二項は日本が東方諸國民より怨恨を受ける根源を除く所以にして大國を以つて小國に仕へる仁政の實範を示すのである。此れを實行し得れば日本の鞏固なる統一は諸民族の平等なる聯合によつて築上げ單に國內の平和を齎すのみならず一旦國家の危急の時に際して始めて日本は眞に八千萬人口の實力を殘らず完全に武裝して國家の存立を擁護する戰に忠義を盡さしむるを得るのである。而して對內の帝國主義的殖民政策の拋棄は軈て對外の自由平等なる國際的信義の基礎となり支那及び他の東方諸國民に對して日本民族の帝國主義的野心のないことを信ぜしめて始めて東方諸國民の大同團結は日本を中心として出來上がるのである。過般孫中山先生が神戶にて東洋の王道文化の復興を鼓吹した、あるひは此れは孫先生が日本人の嗜好に投ずる題目を撰んだものだと思はれる人もあつたらうが決してそうでない孫先生は全く近代の國家的民族的道德の衰沈を憂ひ近代の政治哲學の餘りに進步せざるを慨し東洋古代の政治哲學特に孔孟の政治哲學の眞義を高唱したのである。古代に於いては經濟的組織が今日の樣に進步せず國家の形體は尙封建制度に存するのだから孔孟の國家道德は常に君主によつて代表せられるが今日は時代が違ふ故に仁政は民族によ

つて代表せられざるべからざるのである。日本大震災の時私は四川の峩眉山に遊んで居つて當時の事情をよく知らない、一昨年の冬上海に歸來して種々の話を聽き而して震災の內に東京にて××××××××××××をした話を聽いた、孰れこれは震災によつて興奮した群衆が辯別力を失ひ無意識的にやつたことであらうけれども、單に此の一事丈でも日本民族の仁義道德的陶融が缺乏して居ることを證明して居るではないか？私は今孟子の仁を中心としての國際政策即ち以大事小の道を勸めるのは決して單に日本の外交當局又政府に立つ人に勸めるのではなく實に日本の人民全體に勸めるのである、蓋し今日眞に國家の全部責任を背負ひ得るものは國民全體でなければならぬ、政策の改革は國民の思想的改革より始まらねばならぬのである。

講和會議の時日本の全權が人種の差別撤廢案を提出した、此れは東方民族の代表たる日本國民が是非とも主張せざるべからざることである、此の主張は勿論單に日本の利益ばかりでなく實に東方諸國民全體の民族的地位を高め又世界人類の道德的品性を進める正義の聲である、此の日本の主張は少くとも東方諸國民が必死的盡力を以つて後援しなければならぬ、然し其の時支那に於ける言論界の態度は寧ろ嘲弄的であつた、日本の此の提案は餘りに滑稽だと感じた、即ち一方に於いて朝鮮人が日本帝國の政治的壓迫の非を鳴し獨立運動を高唱して講和會議に援助を嘆願した、又一方に於いても支那は日本の廿一ヶ條を國恥國辱だと思ひ國民的運動を興して世界に日本の無理侵略を訴へた、此の兩個の自己矛盾を顧みず日本の全權が人種差別撤廢を講和會議の席で眞面目に主張して居る、土耳問題なり埃及問題なり波斯問題なりは尙だ別として云ふ遑がない、此れならば日本が人種差別撤廢問題に由つて板挾に陷れるのは當然である、今後は日本が若し眞に世界に向つて人種的差別の撤廢を主張せんと欲せば是非とも先に自己矛盾の地位を取除かなければならぬ」而して大を以つて小に仕へる道を踏んで對內對外の方針を定めるのは即ち最も健全なる國策である。

最後に私は日本に對獨對露の方針の改正を勸めるのは此れは單に縱横の策として云ふではなく實に正義の爲めに是非とも取らねばならぬ道だと信ずるからである。獨逸は大戰前には確に一個の帝國主義の權化であつた。然し彼は東方に對する罪惡は尙ほ未だ英國の十分一にも及ばない又日本に對しては只だ所謂三國干渉と云ふ惡意の痕跡があるのみである。然し彼れは既に戰敗した。彼れの帝國主義的罪惡はカイゼルの退位と獨逸帝國の崩潰とに依つて優に償つて居る此れ以上英佛等が獨逸の國民を何處までも罪囚視して彼等の國際的自由を奪ひ經濟的復活の道を杜絕して無罪にして學問にて世界に少からぬ貢献をしてゐる人民を苦めるのは實に人道に反し正義に背く行爲だ。日本は此の講和條約に由つて受ける利益も左程ないのみならず今は國際的に又文化的に獨逸を自由にして平等なる國交を締結する必要があり、超人種的の東方の國家的道徳を世界に示す爲めには是非とも歐米列强の羈絆より獨立して公平なる國際的方針を樹立する必要がある、而して對露關係は不自然にして不必要なる偏見を棄てゝ恐れず誤解せず全く兩國民の正當なる諒解の上に無條件にて國交を恢復し進んで經濟的政治的親善關係を結ぶのは他日日本の國際的立場の上に必ず良好なる影響を與へるだらうと思ふ、又それがなくとも國家間又國民間の關係は他人の國內の政治組織なり經濟組織なりに容喙して無關に邪推して疏遠するは決して計の得にあらざるのである。過去の日本は海洋國と同盟して大陸に於ける優越なる地位を獲得したと反對に將來の日本は大陸國と同盟して始めて海洋に於ける安全と發展とが得られる、此の消息は特に賢明なる日本人の深く考慮せねばならぬ問題である。

我國の勞働組合と農民組合の發展と其の對立關係

勞働組合、農民組合、既成政黨

山川均

□

（一）勞働組合と農業組合とは、如何なる形態を取つて發展するか。（二）兩組合は如何なる關係に立つて進展するか。（三）兩組合と既成政黨とは如何なる對立關係を以つて進むであらうか。これは極めて重大にして困難な課題であつて、この課題に答へることは、やがて日本の無産階級運動の根本問題の殆んど大部分に答へることになる。私は固よりこの大問題に對して、明確な答へを與へることは出來ぬ。況んや今ま、指定せられた極めて僅かな紙數と時間とのうちに爲し得ることは、問題の解答ではなくて、寧ろ問題の提起である。

□

日本の組合運動について見られる最も著しい事實の一つは、純粹な職別的組合（クラフトユニオン）が至つて稀れなことである。たとへば合同機械工組合には、木工たる木型工が含まれて居る、これは産業別組合主義の理論を持つて初めてそうなつたものではなくて、初めから當然のことゝして、そうなつてゐるのである。それだけに、日本の組合運動には職業組合主義（クラフト・ユニオニズム）の精神は發達して居らぬ。之に反して、日本の組合はその反對に、一般的勞働組合へ

の傾向すらも持つてゐる。現に産業別組合よりももつと廣い一般的な勞働組合が、合同組合の名の下に、極めて便宜な形態として賞用せられてゐる。

そこで日本の組合運動に取つては、産業別組合主義(インダストリアルユニオニズム)に移ることは、少なくとも思想的には極めて容易である。たとへば職別組合主義の發達した米國では、産業別組合主義の運動(即ち合同運動(アマルガメイション))は既成組合の大勢力を敵とする運動である。然るに日本では、原則として産業別主義に反對する組合主義者は極めて稀である。

然らば日本には、産業別組合組織の實現を妨げてゐる狹隘な組合心理は無いかと云へば、必ずしも皆無ではない。日本の組合運動の間にも、職別組合主義に代はる對立組合間の狹隘な組合心理が發達する萠さしのあることは、大膽率直に事實を直視する者の見落し得ぬ事實である。

けれども産業別組合組織の實現を妨げてゐるものは、尙ほ他にもある。職別組合が充分に(又は相當に)發達してゐる英國や米國では、既成組合を合同して再組織するだけで、相當に有力な産業別組合が立所に實現する。産業別組合主義の運動が、合同運動といふ形で行はれるのはその爲めである。日本では、今日直ちに産業別組合組織を實現するとなれば、それだけの材料が無い。現在の組合は、それをどう組み合せ、どう取り合はせて見ても、日本の組合運動を有力な産業別の基礎の上に置くには不充分である。そこで日本に於ける産業別組合主義の運動は、單なる合同(アマルカメイシヨン)の運動だけでは充分でない。日本に於いては、産業別組合主義の運動は、一面に於ては對立組合の間に發達し、または發達する恐れのある狹隘な組合心理(職別組合主義にすらも基づいて居らぬ何等の論據のない心理)と鬪ふことであると同時に、一般の組合を分業上的に發達せしめることである。

組合の現狀から、産業別に基づく整理に進む道は、大體に於いて二つの場合が考へられる。第一の場合は、最も有力な組合聯合體を中心として、類似の産業または職業の組合が、一つづつ小刻みに吸收せられてゆく場合であり、第二の場合は、組合が幾つかの大勢力に聚積され、この聚積された勢力が、全國的に接近して産業別にする合同と整理に推し移つ場合である。日本の組合運動の發展が、この二つの場合のいづれを選ぶかは、固より色々の條件によつて定まるものであるが、是等の條件によつて生じた組合間の勢力の分布と權衡の狀態とは、直接にこの問題を定める上に重要なる關係がある。假りに第二の場合が事實となるとしたならば、現在の組合の間に、先づ全國的の聯合が成立することは、必ず通過しなければならぬ唯一の經路で

ある。

最近、勞働組合の全國的總聯合に對する叫びは到る所に聞こえてゐる。これを大正十年の總聯合計畫の當時に較べると、少なくとも次の三點に於いて、今日は總聯合の成功すべき有力な條件が備はつてゐる。即ち第一には、周圍の（經濟上及び政治上の）形勢が、一層、組合運動の力の結合を必要としてゐることである。第二には、組織の原則や政策上の意見に相異のあることが明白に認められた上で、尚ほ且つ是等の諸要素の結合の必要が認められ、結合の可能が認められたことである。第三には、當時と今日とは、組合運動の勢力の分布と均衡との上に、大なる變化を來たしたことである。この第三の條件は、特に注意に値ひするものである。勞働組合の全國的機關（總聯合乃至は組合大會、組合評議會）とこれに照應する各地方的の機關（各地方の評議會）の組織は、日本の組合運動に新しい發展の時代を劃するものである。

□

翻つて農民組合の方を見ると、農民組合には職別主義乃至は産業別主義の問題がない。また勞働組合の場合と同じ意味での對立組合の問題も殆んど起らない。農民組合のおちいる危險は、地方主義に陷入ることであるが、これすらも農民組合運動は、可なり安全に通過する希望を示してゐる。到る所に郡聯合、縣聯合の組織が發達しつゝあるからである。

農民組合運動を勞働組合のそれに較べて、著しい相異の一つは、勞働組合の運動の場合のように、幾つかの有力な中心に聚積せられる傾向が現はれて居らぬことである。然し幾つもの大中心に聚積せられて居らぬと云ふことは、必ずしも全國的に一つの中心に集中せられてゐるといふ意味ではない。大正十二年末の現在農民組合數（聯合團體は一組合と見做し）は千五百、その組合員十六萬であるが、日本農民組合によつて全國的に統一せられてゐるのは其の内の、四分の一（赤松氏の記述に據る）に過ぎぬ。そこで勢ひ四萬人、（四分の一）と十二萬人との關係が問題となるのであるが、この十二萬人を包容した組合は、大體に於いて散在した勢力であつて、今日までのところでは、それが有力な幾つかの中心に聚積せられてゆく徴候がない。そこで農民組合が全國的に集中せられる經路としては、勞働組合の場合のように、幾つかの大中心の結合といふことは、少なくとも今日のところでは考へ得られない。

日本農民組合所屬組合の範圍內では、既に目星しい地方では郡聯合會縣聯合會の組織を見て居るが、更に一歩を進めて、日

本農民組合所屬組合と、日本農民組合以外の組合とを通じた地方的の聯合乃至は組合評議會（郡及び縣）を組織し、更に進んでは之に相當した全國的の聯合組織を促進することは當面の急務であつて、農民組合運動も、同じくこれによつて新しい發達段階に突入するものである。

□

農民組合運動と勞働組合運動とが、如何なる關係を保つて進むかといふことは、日本の無産階級運動の中樞に觸れた問題であつて、日本の無産階級運動はこれを楔子として轉回するものであると云つてよい。

小作農は決して小企業者（外國の小農業者）ではない。それと同時に、小作農と外國の大規模農業に雇傭せられてゐる農業勞働者との間にも、固より相異がある。今日以後に於ける農村の資本主義化によつて、現在の小作農がどの範圍まで、純粋な農業勞働者に變形するかといふ根本的な問題は暫らく別として少なくも現在あるがまゝなる小作農は、小規模經濟の上に立つてゐる。之に反して標本的の工業勞働者は、社會化した大規模經濟の上に立つてゐる。小作農と工業勞働者との間に一致を見出だすことの出來ない者に取つては、この二つの要素を通じた無産階級運動は勿論考へることが出來ぬ。それと同時に、小作農と工業勞働者との間にある差異を全然見落すなら、この二つの要素の妥協と結合とは、却つて其の爲めに危うくされるに過ぎない。農民と勞働者との間には一致と差異とがあればこそ、この二つの要素の間の妥協が必要となり、同時に妥協が可能となる。

最近の大阪の勞働組合會議には、日本農民組合は、勞働組合と全く同一の立場に立つてこれに參加した（新聞の記事による）。幸ひにしてこの方法が成功したならば、農民組合運動と勞働組合運動との關係は、大半解決せられたものと云つてよい。たゞ先きにも云つたように、日本農民組合以外には、分量に於いても之に三倍する農民組合運動がある。これ等の要素を結合するためにも、勞働組合の全國的機關と相並んで、農民組合の全國的機關が出來、更に之に照應した地方的の機關が出來、この二つの機關によつて二つの運動の關係を定めてゆくことは、恐らく自然の成行きであらうと思ふ。

□

工業無産者の勞働組合運動と、農業無産者の小作組合運動とは、無産階級の政治運動といふ共通の事業に反譯した時に、初めて完全に契合することが出來る。從つて今日以後に實現する

無産階級政黨が、兩者の關係を定める上に最も重大な任務を持つことは云ふまでもない。

既成政黨に對立して、勞働組合運動と農民組合運動とがどれだけの力となり得るかは、第一には農民組合と勞働組合とが、一つの無産政黨に結合されるか、それとも工業勞働者黨と農民黨とに分れるかによつて決定する。工業勞働者の政黨と分離獨立した小作農の政黨は(工業無産者と分離獨立してゐるといふ事實そのものによつて)多かれ少かれ都會に對する農村黨(地主の利害をも含めた)となる危險がある。第二には、無産政黨が既成の兩組合を、どの程度まで包容し得るかによつて決定する。組合の大部分が第一の無産政黨の外にあるならば、勢ひ第二の無産政黨の生まれることは豫期せられる。類似した政綱と政策との上に立つ二つの無産政黨が、情實のために分立するならば、(此の場合、情實のため以外の理由がない)、この二つに分かれた勢力は、協力の機會よりも、既成政黨によつて利用せられる機會の方が多いと思はなければならぬ。組合の一部分が無産政黨に包容されないで、政治的無組織の狀態で殘つてゐるならば、先づその全部が既成政黨に利用されるものと見るのが當然である。たゞ之を防ぐ方法は、政治に對する消極的否定の態度に固まつてゐることである。

けれども之は固より、農民組合の場合には不可能である。或る地方の農民組合は、現に既成政黨の勢力下にあるものがある。(尤もこの種の組合も、漸次に政黨關係者の指導を離れつゝあるのは事實である)。假りに日本農民組合以外の組合が無産政黨の組織の外におかれたとするならば、これらの組合の上に、多かれ少かれ既成政黨が影響を及ぼすことは不可能なことではない。否な多くの蓋然性を持つてゐる。若し農民組合運動の四分の三が、一度びブルジョア政黨の毒素に冒されたなら、日本の生産階級運動は、もう一度「政治上の中立」の運動から復習しなければならぬかも知れぬ。

一切の無産階級要素——就中、一切の組織せられた勞働者と小作農——を包容することは、無産階級政黨の目標でなければならぬ。如何なる場合にも、「一切の」要素を包容することは出來ぬ。けれども無産政黨は、苟も無産階級分子に對して——就中、組織せられた無産階級分子に對して——その包容力を限定する必要はない。また限定することは出來ぬ。一切の無産階級要素を包容した、全階級的の大衆政黨、これが無産者政治運動の標語でなければならぬ。

勞働組合と農民組合との關係

堀江歸一

勞働組合と農民組合とは、今後如何なる關係を保つ可きものであるか。前者は都會に於ける工業勞働者の團結であつて、無産者の利益を擁護し、發展することを目的とする。工業勞働者の無産者であることは論を俟たないが、無産者は必ずしも勞働者のみに限らない、所謂知識階級の內にも、無産者として、社會的存立の基礎の頗る薄弱なる者がある。官吏、敎員、書記、事務員の如き、其地位を獲得するに就ては、少なくとも中學校卒業以上の敎育を必要とするのであつて、其知識階級の一員たるは、疑を容れない。此點に於て、勞働者と社會的地位の異なるものありとするかも知れないが、地位の强弱と云ふ點から見れば、共に薄弱なものであつて、不景氣時代に勞働者の解雇失業に由る苦痛を感ずるが如くに、官吏以下の人々亦陶汰の危險に脅かされる。隨つて彼等が團結に依つて、各自の利益を保護する必要の痛切なる其際に、勞働組合が啻に工業勞働者を網羅するに止まらず、是等知識階級中の無産者をも糾合し、眞實無産者階級の一大團體として發展することは、確に一の政策たるを失はない。然し其れとも工業勞働者だけの團結にして置くのを便利なりとするか。此事は勞働運動又は之を廣く云へば、社會運動の將來に橫たはる一の問題である。

假に勞働組合が無産者の一大團體と爲つたとした曉に、地方の農民組合まで、之に網羅されるとしたならば、全國內に無産者團結の組織されることを待望し得る次第であつて、其社會上に重大なる案件となることは、論を俟たない。見方に依つては、全國無産者階級の一大聯盟成立して、階級對立の狀態を現出したと云へるかも知れない。然し斯る事相の生ずるのは、或る時日の後を期しなければならないとして、假に今日無産者團結が都市に於ける工業勞働者に依つて、組織される勞働組合を以つて、其代表者とするとして　一方に此の代表的無産者團體は今日の農民組合と如何なる關係を保つものであるか。此問題を解決するには、今日の農民組合即ち近年諸地方に起りつゝある

る小作組合は純然たる無産者の團結を以つて、見るを得るであらうか。小作組合は其名の示す如く、小作人の組合であつて、而して我國の小作人なるものは、之を其經濟的地位に就て、理論的に解釋すれば、一個の企業者であると云へる。即ち彼等は地主に對して、定額の小作料を納付することを約定し、斯く約定した小作料を年々の收益の內から、納付し、他から資本を借入れて居れば其の利子を引去り、勞働者の賃銀其他生産上の費用を負擔した上で、尙ほ餘れるものを自己の利得とする。自ら資本を所有し、經營上に工夫を凝し、勞働者を使役すると云ふ諸點に於て、將又耕作の收益から小作料以下諸費用を差引いた利益金が時に變動する點に於て、小作人は勞働者と地位を異にすると云はなければならない。而して一方に小作組合の定款を見ると、多くは地主に對抗して、小作條件を維持改善すると云ふことが揭げられて居り、此一個條に於ては、恰も勞働組合に於て、事業主に對抗して、勞働條件を維持改善することを目的とするものと、符節を合はすが如くである。斯くて勞働組合と小作組合とを同一視し、兩者を以て共に共通の利害關係に支配されるものとする說を生ずるのである。

右の說には道理の認め可きものがある。唯實體から云へば、小作組合は何處までも資本家と企業家との間に於ける鬪爭に資するものであり、勞働組合は資本家と勞働者との對抗を眼目とす可きものである。現に我が國に於て小作人が企業家である事實は小作組合の或るものに依つては、其目的の內に、或は小作地の競爭防止に勉めるとか、共同貯金を勵むとか、地主小作人間の協調を謀るとか、資本家的臭氣の紛々たるものあるに徵しても、之を推すに難しとしないのである。然も斯く性質の異なつた兩者の間に、聯合運動の計畫されるのは、何故であるかと云へば、種々の道理がある。第一小作人は實力に於て地主に及ばず、而して其地主と相對して、小作條件を決定すること、第二多年に亙る地主の壓迫に虐げられて、生活上に窮乏を告げて居ること、第三一歩を踏み外せば、田園に於て勞働者となるか、都會に出でて、勞働者と爲るか、測り知る可からざる境遇に居ること、第四小作人は企業者であると云つても、自ら使役する勞働者の數は必ずしも多しとするを得ない、賃銀勞働者よりも、寧ろ自己の家族を使役するを常とすることの諸點は小作人をして勞働者に類似する地位に居らしめる所以と爲るのであつて、其企業家たる要素乏しきの觀なきを得ないのである。

之に加ふるに今日の實際問題として、小作人も勞働者も共により大なる實力を擁する者に虐げられ、又苦しめられて居り、此桎梏を脫するには、各自團結の力を以てしなければならない

と云ふ點に於て、共通の關係がある。現に工業勞働者の爲めに、何年か以前に解放運動の烽火を擧げた鈴木文治君を始め、一派の人々が今日農民組合の爲めに、盡瘁しつゝある事實を見ても、兩者の間に因緣の淺からざることを認めるが、小作人が團結の力に依つて、能く地主に對抗するを得るに至つた後に於て、尙ほ都會の工業勞働者と共通の利害に支配されるであらうかと云ふ問題に對しては、私は大體に於て兩者の一致することを信ずると共に、時に多少利害の反撥するもののなきかを考へる。若しも工業勞働者の組合に於て、勞働者の地位が遂に向上して、工業の經營に對して、請負人の境遇に立つたならば、其勞働者は農業に於ける小作人と同地位のものとするを得るし、又小作組合に於て、小作人が在來の地位を失墜して、作男と爲つたならば、今日の工業勞働者と同一の地步に陷り、孰れの場合に於ても兩者の利害は符節を合せた如くに一致する。然も斯く一致しないとしても、兩者共に、より強大なる敵手に脅迫され、之に對して反撥しなければならないと云ふ點に於て、共通の利害關係を持つのである。

然しながら兩者の間に利害の衝突する場合もあり、其一は小作人が些細の程度に止まるとしても、尙ほ企業家たる立場に居ることから、生ずるのであつて、此事は米價問題に依つて、最も簡單に例示するを得るのである。若し米價が騰貴すれば、都會の工業勞働者が生活に脅迫を受けることは、明瞭なる事實であつて、彼等は自己の利害に訴へて、之に反對するであらう。然も地方の地主は必ず米價の騰貴を希望するであらうし、小作人と雖も、此點に於ては、地主と利害關係を一にする、此場合に地方に於て、都會の工業勞働者と共鳴する者は小作人に使役される作男の輩に止まるであらう。以つて勞働者と小作人と社會上に同一の立場に居らさる所以を解するに苦しまないであらう。次に一問題と爲るのは小作人が地方に於て其地位を保つを得ず、勞働者として都會に適當の職業を求めんとする場合に、勞働組合は斯る新來者に對して、如何なる態度を取るであらうか。勞働組合が純乎たる無產者團體であり、無產者である以上は、其何人たるを問はず、之を迎へて、組合員とする、斯くて工業勞働者と農村に於ける離村者との關係は比較的圓滿なるを得るであらうが、勞働組合が發達の道程に居り、組合員の加入資格に就て、稍や嚴重なる條件を定め、一定標準の賃銀を獲得する能率を有する者でなければ、組合に加入せしめない方針を取るとしたならば、地方に於て失敗した結果都會に於て新に職業に就からとする不熟練勞働者の如きは、勞働組合に對して無緣の人であるのみならず、時に勞働組合の勢力に依つて、脅迫を蒙

ることなしとしない。農村の疲弊は多數の壯丁を地方に於て給養するに難く、其一部を年々都會に送り出して居る。年齒弱く如何なる職業に就いても、之に適應するを得る時代に離村した者は幸に勞働組合に參加するに難しとしないであらうが、農村に生活して、農業に從事すること久しく、愈々生活の苦難に堪へずして、離村の已むを得ざるに至つた者の如きは、都會に出でゝ、如何に生活を送らうとするであらうか。勞働組合が自已存立の必要上、彼等を組合に加入せしめないことも、一の道理と認められるが、斯くて都會に彷徨する離村者の生活は如何に營まれるであらうか、今日より一個の問題として攻究を要する所である。

勞働組合と農民組合の共同戰線

安部磯雄

勞働組合の發達に比すれば農民組合の其れは極めて漸進的であるやうに思はれる。然し種々なる方面から觀察すれば、遠からず農民組合は勞働組合を凌駕する程に發達するのではないかと推測される。

同一工場に働く勞働者でも住宅といふ點から見れば可なり散在して居る。農民は概して一小區域内に住居して居るから、晝夜の區別なく容易に集合することが出來る。鐘を鳴らすとか喇叭を吹くとかすることにより全村の人々を集むることは何でもない。村の小學校とか寺院とかは適當なる集會場である。氣候の宜しい時分ならば鎭守の森を會場とするかも知れない。兎に角小作人が團體的運動を爲すには都會の勞働者よりも遙に多くの便宜を有して居る。これに加ふるに彼等には非常に都合の宜いことがある。其れは田舍に於て警察力の手薄いことだ。都會に於ける勞働者の團體運動は往々警察官のために阻止されたり、或は禁壓される虞があるけれども、農村に於ては此心配がない。

私は其地の農民組合大會に出席したことがあつた。會場は其地の寺院であつて、小作人の集まる者三百人以上であつた。或は其中に私服の警官が交つて居たかも知れないが、制服巡査は一人も居なかつた。組合員は盛に元氣のいゝ演說をやつた上に組合の決議として、小作料の二割減を宣言した。斯の如くして言論の自由は完全に保障されたのであつた。

小作人の主張を貫徹するに當り勞働者の場合よりも遙に有利な點がある。今日の資本家は多少に拘はらず勞働者を搾取して居るに相違ないけれども、其の程度を的確に示すことは容易でない。株主に一割乃至一割五分の配當があつたとしても、これを勞働者の賃銀と比較して、どんな割合になるかを限定することが出來るであらうか。マルクスの所謂剩餘價値說が眞理であるとしても、これを計算することは勞働者に取りて困難なことではあるまいか。兎に角數字的に搾取の程度を知ることは不可能であるかも知れぬ。然し小作人の場合は大にこれと異なる點がある。彼等は其收獲したる主要農産物の五割乃至六割を小作料として地主に納めることになつて居る。此の如き小作料が相當であるか否かは別問題として、小作人は自分の負擔すべき義務を數字的に知ることが出來る。これは農民運動のために有利な點であることを考へなければならぬ。

小作人對地主の爭議が激烈となり、終に小作人が共同して其の耕地を地主に返還することがある。これは勞働者がストライキを宣告した場合に比することが出來る。斯る時にも勞働者はストライキ破りを防止することに努力しなければならぬ。即ち資本家はストライキを試みた勞働者以外の者を勸誘して其工場に働かさんとするのであるから、ストライキ團は晝夜見張番をなしてこれを防止する必要がある。然し斯の如き心配は殆んど小作人の場合に於て見ることが出來ない。小作人が土地を返還した場合、地主が他の地方から小作人若くは農業勞働者を招致した例もあるけれども、勞働者と彼等の間に大なる差異のあることは充分にこれを認めなければならぬ。

更に小作人には勇敢に地主と爭ふことが出來る特殊の事情がある。彼等が萬一小作人としての立場を失ふ時に彼等には都會に於て何等かの職に就くことが出來るといふ希望がある。然るに都會に於て失業した勞働者が農村に於て職業を得ることは容易でない。よしこれが可能であるとしても、既に都會生活に慣れた彼等は田舍に移住することを好まないといふ傾向がある。此等の事情を綜合すれば、將來に於ける農民組合は勞働組合以上の發達を遂げるであらうといふことが想像される。

農民組合に比すれば勞働組合の運動には幾多の障害のあるこ

とを考へなければならぬ。資本家は勞働者の團結に對して大なる脅威を感じて居るのであるから、機會さへあれば、これを沮止することに努力して居る。我國に於て團體交渉權が認められて居ないこと、即ち勞働組合の設立に對して政府が曖昧なる態度を取つて居るといふことは勞働階級に對して大なる不利益である。鈴木文治氏が昨年國際勞働會議に於て團體交渉權公認案を提出して奮鬪したことは大に意義あることゝ信ずる。勞働階級にして若し此關門を通過することが出來なければ、勞働運動は到底我國に於て充分なる發達を見ることは出來ない。私共は今年の議會に於て政府は當然勞働組合法案を提出するものと考へて居た。然るに政府は勞働爭議調停案なるものを提出してお茶を濁さうとして居る。これ所謂パンを與へずして石を與へるものではないか。現今の政治家は多く資本家の傀儡であると言へば其れまでのことであるが、私共は餘りに彼等が時代後れであることを嘆ぜざるを得ない。

然し勞働組合の將來に就ては、必ずしも悲觀するを要しない。資本家階級が世界の大勢に逆ふて何時までも勞働組合の公認を沮止することは不可能である。若し彼等が飽くまでも此不合理なる態度を改めなければ、勞働階級は全部無產階級の政黨に投ずるか、左もなければ益多くストライキといふ手段に訴へるようになりはしないかと思ふ。殊に普選が行はれることになれば、否應なしに勞働組合を公認することになるのは明なることである。

勞働組合と農民組合とは其性質に於て大分異なる點があるから、常に共同運動を爲すといふことは望み難いことであるかも知れぬ。言ふまでもなく組合としては個々別々の存在を維持して行くのが當然であらう。然し無產階級といふ立場から言へば、此二階級はどうしても共同戰線に立たなければならぬ運命を有して居る。農民と勞働者には各異なる幾多の問題があるけれども、終局の問題といふことに關しては、彼等に共通點のあることを考へなければならぬ。

農民と勞働者が生產に必要欠ぐべからざる土地と資本を所有して居ないといふことは、彼等を現在の如き不利益なる位地に陷らしめた大なる原因である。故に農村振興のため如何なる方法が提案されても、勞働者生活改善のため凡ゆる社會政策が實行されても、農民が自ら土地を、勞働者が自ら資本を所有することにならねば徹底的に問題を解決することは出來ない。勿論私共は自作農創定、農村電化、健康保險、失業救濟といふが如きことに毫も反對するものではないけれども、結局×××××の國有といふ點にまで進まなければ徹底的に勞動問題や農村

問題を解決することは不可能であると信ずる。故に勞働者も農民も生産の武器を獲得するために努力せねばならぬ。これが彼等の立つべき共同戰線である。

普選が實行さるれば無産階級の政黨が生れるであらうとは多くの人々に豫測されて居る。而して如何なる形式を取つて左樣な政黨が現はれるかといふことは未定の問題である。農民組合や勞働組合が社會主義を標榜することを好まなければ、農民黨勞働黨の外に社會黨が生れるかも知れぬ。兎角團結心の乏しい日本人のことであるから、無産階級が三つの政黨に分裂するといふことも有り得べきことである。然しこれは無産階級のために果して有利なことであらうか。數の上から言へば無産階級は有産階級の二倍若くは三倍に當るけれども、無産階級の投標が全部彼等の公認候補者に投ぜられるか否かは疑問である。選擧戰に於て無産階級が最も困難を感ずるのは兵糧であるに相違ない。金錢を費さずして多くの投票を得んとするには幾多の不便があることを覺悟しなければならぬ。故に比較的有力なる運動を爲すためには、無産階級全體をして共同戰線に立たしむるより外はない。換言すれば小異を捨てゝ大同を取り勞働組合及び農民組合を中堅とした無産階級の一大政黨を樹立することが得策である。

政黨を組織するのは農民組合や勞働組合が同盟を結ぶことを意味するのであつて、彼等の組合を解散して政黨の名の下に合同することを言ふのではない。即ち農民組合に屬する人は組合員たると同時に無産政黨の黨員となればよいのである。

經濟的立場から見れば勞働組合と農民組合とは多少其性質を異にして居る。從つて其主張にも戰術にも相違がある。然し政治的方面から見れば、此の二階級の間に何等分立すべき理由がないのみならず、寧ろ共同戰線に立つことにより、大なる利益を得ることが出來る。今や生産機關たる土地と資本は少數者の手によりて獨占され、多數無産者は少數有産者の提供する條件に唯々諾々絶對服從をなさねばならぬのである。合法的手段によりて此武器を少數有産者の手から買收し、これを社會全體の所有物とすることにより、無産者は初めて獨立自由の地位に立つことが出來る。これが無産者政黨の大目的であらねばならぬ。

英國の勞働黨は勞働組合を背景として成立して居る政黨であるから、我國に於ても純粹なる勞働黨を組織することが出來るではないかと論ずる人があるかも知れぬ。然しこれは甚に誤れる觀察である。英國の農民は全人口の二割にも達せぬ位である上に、地主の勢力頗る強く、小作人は如何に團結しても到底彼等に抵抗することは出來ない。故に政治上に於ける農民の勢力

は殆んど言ふに足らないのである。然るに我國の農家は全戸數の五割以上を占めて居るから、少くとも無産者の投票の半數は彼等の手に在るものと想像することが出來る。且つ彼等は地主に對して何等遠慮すべき必要を感じて居るのではない。彼等が一たび無産階級の政黨運動に重大なる意義の存することを發見することにならば、其處に全投票數の半數は無産者政黨の候補者に投ぜられることになるかも知れぬ。若し勞働階級が農民階級の實力を輕視するようなことがあれば、私はそれが作戰上の一大錯誤であることを斷言する。

農主工從へ

室伏高信

一

社會主義運動は農民を包含すべきや。農民と工業勞働者との提携のもとに行はれなくてはならぬのであらうか。若しくはこの種の提携が可能であり、或は必然でさへあるであらうか。

マアクスが革命運動の中心を工業勞働者に置いてゐたことは明らかである。彼は農民をもつて第二義的革命の要素、若しくは反革命の要素であるとさへ考へてゐたごとくである。マアクスもエンゲルスも、社會革命の條件は世界の工業化にあると考へてゐたのである。世界が工業化し、人口が都會に集中し、工業プロレタリアの大群の成立することが或は人口のメエルツアルが工業プロレタリアによつて出來上つた時に、革命の條件が成熟したものだと考へてゐたのである。

本來、マアクスは工業主義勃興の時代に生れ、世界をあげて工業化せんとしつゝあるがごとき時代に人となつたためであらう。彼の全思想は工業的偏見によつて固められてゐる。彼の經濟學は都會的經濟學であり、彼の價値說は都會的價値說であり、彼の革命論は都會的革命論である。されば、彼の社會主義

は都會勞働者を誣難することはできるにしても、農民にとつて何等の感激にも價ひしないのである。最初から最後まで、一々マアクス說を引用しきたつて彼の社會主義の正當なことを證據立てようとしたレニンでさへ、遂に農民問題については、一言半句も、彼の師に及ぶことはできなかつたのである。

こゝにおいてマアクス主義全盛の時代においてさへ、それはあらゆる意味において都會的社會主義である。都會を一歩出づると、多くの農民は社會主義に無關心であるか、若しくはしばしば社會主義の敵なのである。それはしかし農民が非難さるべき何ものをもたない。それはマアクス主義の欠陷である。マアクス主義の根本的誤謬の一つを私はこゝに見るのである。

二

私は、農民と工業勞働者との提携が不可能だといふてゐるのではない。それは可能であると考へてゐるものである。その可能を不可能ならしめてゐるのがマアクス主義の禍であると私は考へてゐるのである。

マアクス主義の行はれるところでは、革命の前においても革命の後において二つの革命的要素としての工業勞働者と農民との一致提携は不可能である。農民は「反革命」の分子とならさるをえないのである。

今日のロシヤに、正統マアクス主義が行はれてゐないことは勿論である。就中今日トロツキイの永久革命に對するレニンズムなるものの行はれてゐるのは、マアクス主義が最も甚だしく歪められた形である。マアクス主義がレニンズムとなり、カアル・マアクスが共產黨本部外に立つて今はロシヤ農民に秋波を送つてゐるのである。最初は貧困農民に、そして今日は中產農民に秋波を送つてゐるのである。新經濟政策なるものを實行しつゝ勞働反對を壓迫し、トロツキイを驅逐し、一歩々々マアクスから遠ざかつてきたのである。

それにもかゝわらず、彼等は工業主義を捨てたものでないことは勿論である。彼等はその工業主義の終局の勝利のために、一時的に、農民に膝を屈してゐるにしか過ぎないのである。工業勞働者は依然として中心であり、商工業的國家は依然として中心であり、そして共產黨のネツプブルジョア、內閣のレッドナエピストが城廓を築いて立つてゐる以上、農民は永久に社會主義の敵對者である。何となれば、新經濟政策なるものは、如何なる意味においても農民主義ではなく、農民に對する暴力的搾取から、それの商業的搾取にと變化したものであるにしか過ぎないからである。即ち封建的からブルジョア的へと變化したに過

ぎないからである。農民に對する搾取は依然として廢止されないばかりでなく、却つてより巧妙に、より狡猾に、從ひてまたより有効に行はれることになつたにしか過ぎないからである。

三

農業を工業化することができるとしたら、マアクス主義的社會主義のもとにおいても、工業勞働者運動と農民運動とは一つの一致點をもつことができるであらう。さればレニンは農村電化を說き、ブハリンはそれの工業化をもつて共産主義のABCとなし、カウツキイもまた十年一日のごとくに農業の大規模經營化を說いてやまないのである。それはしかし不可能なことである。不可能であるとともに、反革命的なことである。それは農業をも工業化せんとする運動であるにしか過ぎない。殘されたる唯一の自然人をも機械化せんとする運動であるにしか過ぎないからである。

四

われ〱の求むるところは文明化の發展ではない。文明の合理化、文明の文明化の如何なる運動でもない。商工業主義の瓦解こそわれ〱の求むるところの直接なる目標である。從ひてまた近代的都會萬能主義、資本主義的中央集權主義こそわれわれの戰はんとするところの直接の相手である。從ひてまたわれ〱の求むるところの社會においては、たゞに資本家階級が×××××ばかりではない。工業勞働者もまた多く廢止されねばならぬ。工業的プロレタリアが人口の大多數となるがごとき社會は資本主義の社會である。われ〱の求むるところの社會においては、工業勞働者もまた人口の一小部分となるところの社會である。概していへば、都會人口が全人口の一小部分にと落とされるところの社會である。少くとも Ackerbürgerstadt 以外の都會を承認することなき社會である。カウツキイがいふところの人口十萬以下の都會なる妥協論さへわれ〱にとつてもとより排斥さるべきブルジョア觀念である。農民市場のほかに、われ〱の世界においては都會はなく、農民のための工業のほかに、工業なるものはない。昔の農村における鍛冶屋のごとくに、工業勞働者はたゞ農村に奉仕するところの一職工でなければならぬ。農業は主である。工業は從である。商工業のために農民が存在するのは資本主義の社會である。われ〱の求むるところの社會においては、農民のためにのみ、工業の存在が許容されるのである。工業勞働者の獨裁政治は、そこには不可能であるばかりではない。敵である。權力の濫用である。共産

黨もそこには無用であり、社會民主主義もそこには有害である。天下神器である。こゝには天下神器である。農民自治が行はれて、天下のことに、不可爲也。

depopulation と decentralization ——これがわれ／＼の直接に求めるところである。工業勞働者は彼等の獨裁的野心を拋てさらねばならぬ。彼等は彼等自身の階級を廢止しなくてはならぬ。そして農民的新社會の建設に向つて協力するところの新らしい精神を喚び起し、新らしい價値觀念を創造しなければならぬ。これ新らしき社會を建設するところのたゞ一つの原理であるばかりではなく、また工業勞働者を解放するところの唯一の道であるからである。

要は農主工從である。工主農從の現代資本主義社會の後にきたるべきところのものは、そしてまたきたらねばならぬところのものは、農主工從の社會である。眞正の解放運動は、工業勞働者を中心とし、それの野心を煽動し、それの權力を固めんとするがごとき如何なる運動であつてもならぬ。農民社會を目標とし、農民的經濟、農民的自由、農民的世界觀をとりもどすところの目的によつて立たねばならぬ。こゝに、そしてこゝにのみ、工業勞働者運動と農民運動との一致協調がありうるのである。

最近の傾向と近き將來

青野季吉

わが國の勞働組合運動は、現在どう云ふ方へ動いて行つてゐるか、それを先づ知つておく必要がある。最近の勞働組合運動の傾向を一口で盡すと、整理と集中とに急いでゐると見るのが至當である。例へば日本勞働總同盟内部の問題となつてゐる、産業別組合への組織替への要求などは、整理的傾向の最顯著なものであり、先頃成立した東京の組合協議會や、現在成立しかかつてゐる大阪の組合會議は、集中的傾向の最顯著なものである。

整理の方はまだ一部の要求にとゞまつてゐて、何等具體化してゐないが、歴史的にいろんな事情から、構成上の質を異にした組合を、とにかく産業別的に組織替へして、資本の新攻勢に備へやうとする要求が起り、それが眞面目に論議せられるやうになつたのは、わが組合運動の上に重要な出來事であり、それは本統の整理への第一歩を語るものである。

また、從來組合とさへ言へば、反目抗爭是れ事とするものゝやうに思はれ、事實さうでもあつたものが、とにかく協議會や、會議の形式で、一致の行動への準備にとりかゝつたことも、わが組合運動の上の重要な出來事である。

これだけで見ても、組合運動が現在、一つの大きな回轉期にある事は、誰でも想像することが出來る。すなはち、組合個々に於いては、内部の組織上の整理純化へ、組合間では全國的結合への、一つの大きな回轉を果さうとしてゐるのである。

組合運動がこの回轉を爲すに到つた原動力をたづぬれば、色々ある。しかしこゝではそれに觸れない。たゞ一つだけ重要なものを擧げておくと、經濟上の半恒久的不景氣の結果として、資本が攻勢をとつて來たために、これに對立闘爭するためには、否やでも應でも組合の整理と集中を企ふして、新らしい戰闘力を蓄へなければならぬからである。

私は、現に組合運動に現はれてゐるこの努力は、相當の期間の後には成就するものと思つてゐる。たとへば整理などにしても、既成組合の成立の歴史上の差異や、現在の勢力關係などからして、よほどの困難は伴ふが、一方に、自發的に生じて來る産業別的な新組合の發生や、全國的結合の度合の深化などが助成力となつて、案外早くはかどると思はれる理由がある。

それにまた、普選實施と前後しての、無産政黨の樹立の要求なども、それを促進する大きな力となることは、言ふまでもない。現在、無産政黨樹立の要求も相當強くなつて居りその促進運動も着々功を奏してゐるが、正直に見ると、組織された勞働者、即ち組合に於ける政黨組織準備はまだなにほども固まつてゐない。それもその筈で、政治行動の要求はあつても、これに着手する前には、組合として爲す可き、大きな仕事がある。それがなされない以上は、政治行動に關して積極的に動き出すことが出來ぬのである。即ち今日のてんでばらばらな組合を、内部的に整理し、外部的に集中することである。この一つ手前の大きな仕事」がまだ中途半端で、やうやく物になりかゝつた位のところであるから、政治行動に關して組合が煮え切らぬのも、當然である。しかしともかくも、その仕事が着手され出して來ており、地方政治行動の促進運動も進んでゐるからその仕

事は余り遠からずして成就するものと見てよい。

この仕事が成就された時は、組合運動がとにかく全國的に集中され、その上に立つて組織された無産者を指導力とする無産政黨が生れる時である。

他方、農民組合の方を見ると、こゝには工場勞働者の組合に於けるやうな、整理と集中との準備は必要でない。しかしその代りにそれよりも一層困難でないにしても、同じ程度の困難の伴ふ仕事が、まだ殘つてゐる。それは現在、全國的に集中された農民組合は、日本農民組合だけであるが、それに屬さない農民組合が非常に多い、これを唯一の全國的組織である日本農民組合へ結合することである。この仕事が成就されない以上は、日本農民組合は全國的組織としての機能を果すことが出來ない。その力がない。また政治行動に着手するにしても、困難である。日本農民組合は、既にその仕事の重大性を認めて、それに着手して居り、他方政治行動の提唱によつて、その仕事を助成しやうとしてゐるやうである。これは農民組合運動における回轉期と云ふほどのものではないが、しかし運動にとつて重大な事柄である。

そこで余り遠からぬ期間において、勞働組合運動においては、内部の整理と全國的組織が成るものとし、農民組合運動においては、日本農民組合が、現在の五萬二千の勢力を保留して、全國的に集中された場合の勞働組合の二十萬の勢力に、對抗力を持つものとなるとして、その場合に於ける兩者の關係はどうなるであらうか。

現在の無産政黨の促進運動に於ける、最有力な要求は、そして最も正しいと要望してよい要求は、勞働組合と農民組合とを包括した全國一個の無産政黨を樹立せんとする要求であつて、その提唱者等は、當然の理由によつて、勞働組合と農民組合が別々に乃至は更にそれぞれの間に、小黨を分立的に樹立することを、極力排斥してゐる。しかしこの要求の實現には大きな困難が横はつてゐる。その一つは、主として農民側に於て、まだ階級的意識によつて導かれると云ふよりも、當面の幻惑的な部分的利益に動かされる部分が多く、隨つて、工場勞働者との結合を喜ばぬことである。次には資本主義經濟の下における、都市と農村との利益の表面的背反を利用して、支配階級の手先が、故意に農民を工場勞働者から遠ける策を執ることである。現在に農民組合には、この術策にかゝつて、單獨農民黨の組織を提唱してゐるものさへ見受られる。第三には、既成政黨が、普選實施後に於て、「民衆の支持」を得る必要から、種々なる觸手を製造して、主として農民を籠絡しやうとし、そのために

勞働者との結合を極力防禦することである。これらの事情の正壓から、勞働組合と、農民組合との結合の前途は、容易に樂觀を許されない。

或はよし勞働組合と農民組合とに、「一つ手前の準備」が成つたとしても、その政治行動に於ては、一定の時期、前述の「極力排斥」されてゐる事態が生じないとも限らない。しかしこの危險は主として、右の「一つ手前の準備」の完成の度合の如何にかゝつてゐる。それが比較的完全に近くなれば、その危險は勿論薄らぐけれども、もし幾分でも中途半端なところがあれば、その危險は大きくなると見なければならない。

然し無産階級の全的解放は、勞働者と農民とがしつくりと結合して、統一的行動を執るのでなければ、成就されぬことは、次第に明瞭となつて來るであらうし、經濟の根本力は、強い力を以つて、その方へ兩者を取寄せるに相違ない。

私は、現在の勞働組合に於ける傾向―努力、農民組合に於けるそれを見て、一方に多くの困難を予想すると共に、他方に徐徐ではあるが、爲す可き準備が爲されつゝあると云ふ感を持たざるを得ない。(二・一〇)

政治的勢力としての勞働組合

並びに農民組合の將來

北澤新次郎

一　勞働運動と政治運動

昨年二月十一日の日本勞働總同盟の大會に於て滿場一致で可決された方向轉換の宣言は我國勞働運動史上に於ける劃期的のものである。即ち此の宣言に基きて日本勞働總同盟は從前の「經濟的行動と共に政治的行動を併せ用い、從來極めて消極的であつた改良政策に對する態度は積極的利用に改める」事にした。そこで普通選擧の實施せらるゝ曉には勞働階級の代表者を議會に送り、以て階級的利益の伸暢を謀る事となる。斯ゝる態度の變換は一度總同盟が之を提唱してから、他の多くの勞働組合に

依つて主張され、思想上から見てかゝる態度の更新が殆んどあり得べからざるものと思はれた機械勞働組合聯合會ですら方向轉換を宣明した。

勞働組合が方向轉換をなすに至つた原因は決して單純なものではなく、幾多の要因があるが、其の直接の動機は大震災直後に出現したる山本内閣の普通選擧實施の聲明で、其後淸浦内閣の社會的立法殊に其の國際勞働會議に派遣すべき我國勞働代表の選定に對する政策並びに現内閣の普通選擧法の議會提出準備は我國に於ける支配階級者の民衆に對する態度が時流に强要せられて幾分改良主義的になつたものであると思惟せられたからである。

由來我國の無產階級殊に勞働組合運動者は政治運動に不熱心ではなかつたのである。否彼等は數年前に於ては最も熾烈に政治運動に參加した事があつた。即ち大正八年から九年の初頭にかけてなされた勞働組合の參政權獲得運動は其れである。蓋し大正八年は我國勞働運動史上の一新紀元とも云ふべき年であつた。何故なれば我國に於ける眞實なる勞働組合運動の基礎は同年の所產であるからである。尤も其れ以前に於ても今の日本總同盟の前身である友愛會、信友會其他少數の勞働組合が存在して居つたが、官憲並びに資本家の極端なる抑壓政策の爲めに驥足を伸ばす事は出來なかつた。ところが、大正八年になると我國の產業界が一般に好況に向つたので、勞働者は一齊に其の勞働條件の改善を主張するに至り、其の結果勞働爭議が到る處に勃發すると同時に、あらゆる事業の方面に勞働組合が組織せられ、勞働運動は各地に擡頭した。

更に同年に於ては、第一回國際勞働會議が米國ワシントンに開催せられるので、我國も勞働階級の代表者を派遣する必要が起り之れが勞働階級全般に對して一大刺戟を與へ、ために勞働問題は朝野の注目する一大社會問題となつた。茲に於て、從來政府並びに資本家の壓迫のためにコツソリと勞働組合を組織して居つたものが、公然と名乘るものもあり或は新に組織を起すものもあり、或は資本家の後援を得て資本家のためにする御用組合の如きものも設けられた。更に今まで斯かることに無頓着であつた中間階級者までが、組合を組織し始めた。例へば、かの著作家組合、S・M・U・の如きものが即ちそれである。

斯くして勃興したる勞働組合は、一方に於ては雇主階級に對してその勞働條件の改善を要求し、更に進んでは其の團結權の發露としての勞働組合の公認を主張すると共に、他方に於ては、政治に對して勞働組合運動の障害物である治安警察法第十七條の規定の撤廢を迫つた。

(45)

勞働組合の人々に、斯くの如き觀念を理論化されたものは、

八年頃の勞働組合の政治的行動は、政治運動に依る勞働運動で

依つて主張され、思想上から見てか丶る態度の更新が殆んどあ

足を伸ばす事は出來なかつた。ところが、大正八年になると我

更に勞働組合運動者は、政治上の勢力を獲得することにも甚大の努力を拂つた。即ち、當時我國の政治上の一問題となつて來た普通選擧を實施せんとする在野政黨の主張に共鳴して、幾多の勞働團體は熱心に之れが貫徹の運動に參與し、在野政黨政治家と相提携して或は演說會に或は示威運動に參加して選擧權獲得のために非常な努力を傾倒した。ところが勞働組合の政權獲得運動は、大正九年二月原首相が普通選擧に反對の態度をとり、之れがために議會を解散するに至つてからは、急激に政治運動に對して冷淡になつた。そして其茲に至つた理由は、既成政黨者流の不眞面目なる態度、政府當事者の頑迷なる政策に對する勞働組合の反感は勿論であるが、當時歐米諸國の勞働組合が政治的行動に關する不成績等も亦與つて力があつたのである。其の結果、勞働組合の人々は議會行動の價値無いことを思つて、寧ろ彼等は經濟行動一點張りで行くことが最も有利であると考へるに至つた。例へば、日本勞働總同盟は之れがために、十一年の同大會に於て其の綱領を根本から改正し、從來存在した「普通選擧」の一項を削つて「經濟的鬪爭の全國的協力」なる文句に代へて、其の主力を純然たる經濟的行動に傾注することゝなつた。

勞働組合の人々に、斯くの如き觀念を理論化されたものは、×××××讃美し×××××××××××思想であつて、これは燎原の火の如く勞働運動者の中に浸潤して行つた。それがために、大正九年春頃からの我國の勞働組合運動の色彩は、著しく鬪爭的のものとなり、同時に資本家及び官憲の勞働運動に對する態度も極めて峻嚴を極めた。

然るに、既に述べたる如く山本內閣に至つては、時勢の流れに强要せられて普選即行を聲明した。これは直ちに勞働組合運動者に異常の刺戟を與へなければ已まなかつた。それは數ヶ年に亘つて經濟的行動一點張りで押し通して來た勞働組合は、其の期待に反して資本家階級の實際的勢力が意外に强大であることを感知し、直接行動のみに依る運動は行詰りの狀態にあることを考慮した際であつたから、政府當事者が普選即行の意志あることを知つて、從來の經濟行動に併せて政治的行動をとることが、勞働階級の利益を增進するに有利なることを理解した。それが即ち勞働組合運動の方向轉換となつて現はれたものである。

けれども、昨年來の勞働組合の方向轉換に基づく政治運動は之れを大正八年頃のそれに比較すれば、決して同一の性質を持つたものではないことに注目しなければならない。即ち大正八年頃の勞働組合の政治的行動は、政治運動に依る勞働運動で

あつたが、現在のそれは勞働運動に依る政治運動であると云ふことが出來る。換言すれば、大正八年頃に於ける勞働組合の政治運動は、單に之れに依つて勞働者が政治上の參政權を獲得して政治的勢力を得ようとしたに過ぎぬものであつたが、今日に於ける政治運動は、勞働者の階級的意識に立脚したものであると云へる。何故なれば、今日の勞働組合は普選の實施されたときに勞働階級の代表者を議會に送ることが、勞働階級の解放を達成する唯一の手段であると考へる程無智ではない。數年官憲並びに資本家の抑壓の下に、鬪爭を持續して來た間に精練された彼等の階級意識は、嚴然たる無産階級意識を培養した。彼等が普選實施に伴つて從來の經濟的行動に併せて政治的行動を爲さんとするは、無産階級××××××××××××に外ならないもので、要するに之れに依つて幾分でも支配階級の實際的勢力を無産階級の手中に掌握せんとするの一戰術に過ぎない。

斯くして、政治運動に對する勞働組合の關係的態度は以上の如き段階的進化を見たが、農業勞働者の組織的機關である農民組合では極めて單一的な展開を示して居る。元來、農民の組織的運動は之れを都會勞働のそれと比較すると、甚しく緩慢であることは、普遍的の事實である。殊に我國農村に於ける地主對小作人の關係は、從來溫情主義的傾向が極めて濃厚であつたから、小作人の自發的團體の如きも發生する余地が無かつた。けれども、大正八年に於ける都會に於ける勞働組合運動の勃興は、自づから小作人の階級的意識を刺戟し、從來懇親と娛樂改良の事項のみに沒頭してゐた既存の小作人組合は、漸次地主に對抗して小作人階級の利益を增進することに努力するに至つて、小作爭議は漸次全國的に擴大された。殊に大正十年以後の小作人組合は驚くべき速力を以て發展し、更に十一年に於ては日本農民組合が組織せられて、之れが破竹の勢を以て全國に發展した。

農民組合は其の創設の當初より政治運動に對しては、熾烈なる期待を持つて居た。そして農民組合の此の政治的色彩は、大正十二年に於て愈々高調し、當時改正された農會法に依る農會議員の選擧及び府縣會議員の選擧に於ては、益々農民の政治的行動熱は刺戟を受けた。更に普選即行の聲明を得るに於て農民の政治的行動に對する欲求は全國到る處に於て益々旺盛となり、遂に農民黨樹立の必要さへ力說、主張せらるゝに及んだ。

二　無産階級運動の潛在的勢力

我國に於ける無産階級の集團的運動としての勞働組合並びに

農民組合の組合數及び組合員數は、正確なる調査が無いために不明である。けれども、實際上勞働組合としての實質と形態とを具備してゐるものは、其の總數約四百五十團體で、之れに屬する組合員數は約二十萬と云はれてゐる。そして此數を一瞥するものは何人と雖も、我國の勞働組合數並びに組合員數が如何にも過少であることを痛感するであらう。蓋し此の理由は、從來勞働組合運動に對する官憲並びに資本家階級の峻嚴辛辣なる抑壓と、他方には勞働者全般の階級的自覺が近來に至るまで不足であつたことに因るのである。我國に於ける。全賃銀勞働者は、大正十二年六月末現在の社會局調査に依れば約四百萬人である。だから勞働組合を組織してゐる勞働者の數は、全勞働者に比して約二十分の一に過ぎない。けれども昨年來の勞働組合並びに組合員の增加は頗る顯著なるものがある。例へば、昨年一月から八月までに新に組織せられたるものが、組合四十七、組合支部六十六の多數に達した。之れは蓋し、一部分は勞働組合に對する政府當事者の態度が寬容的になつたことにも由るので、例へば、國際勞働會議に派遣すべき勞働代表の選出を其調したことに依ると同時に、一部分は勞働階級の階級的自覺の高調に基づくものであると云つて差支へない。

そして、此の狀勢は今後勞働階級の階級意識の高調するにつれて、愈々進展することは疑ふ余地がないことであり、且つ近き將來に於て、適正なる勞働組合法の制定と共に勞働者の團結權が公認せらるるに於ては、我國に於ける勞働組合運動は急激なる展開を見るに違ない。そうなれば强固なる無產階級意識に覺醒した勞働組合が、其の解放的手段の一部門として猛然と經濟的行動に併せて、政治的行動を爲すに於ては政治上に於ける勞働階級の實際的勢力は、蓋し甚大なるものがあるであらうと思はれる。

更に、農民組合の實數は大正十二年十二月十六日現在の社會局調査に依れば、小作組合數千五百三十、組合員數十六萬四千人、協調團體數三百四十七、人員數四萬七千餘人である。そして大正十一年に創設されたる日本農民組合は、創立以來三年余に過ぎないのに現在全國の加盟支部は五百余、組合員數五萬人に達してゐる。實に、從來無智と困憊との間に沈淪して居た農民の此の運動の發達率は驚くべきものであると云つて差支ない。そして將來に於ては、益々加速度的の進展を爲すであらうと云ふことは優に推察することが出來る。從つて將來に於ける農民の政治上の實際的勢力が、著しく擴大することは疑ひの余地がない。

三　普選實施と無産政黨

無條件普通選擧が實施せられることになれば、無産階級は其の階級的利益を增進するために、無産政黨を組織するに違ない此の場合に於ける問題は、都會の勞働者と農村に於ける農民が打つて一丸となつて、單一なる政黨を組織すべきか又此等兩種の無産階級者が、勞働黨並びに農民黨なる別個の政黨を創設すべきかと云ふことである。團結は力であると云ふことが眞理であるならば、勞働者並びに農民が合體して單一政黨を組織して、以て搾取階級に對抗することが甚しく效果が多いと思はれる。ところが、從來農民の一般の間には彼等自身の利害關係は、都會勞働者のそれと甚しき差異があるものであるとの有産階級並びに其の偏倚者の宣傳の普及されてゐるために、兎角誤まれる觀念を持つて居たらしい。けれども、都會に於ける勞働組合運動も、農村に於ける農民組合運動も、無産階級の解放的運動としての本質から之れを見れば、何等の相異點はないものである。即ち、勞働組合運動は、單なる勞働條件の改善運動ではなく、又農民運動は啻に小作料輕減を目的とする運動ではない。此等二種の運動は何れも不合理なる××××××××運動であつて、無産階級者が眞實なる人間的生活を×××××××××××××××××といふ究極の同一目標を有して居る。故に、出來得るならば此の兩種の無産階級者が合體して、以て其の政治的行動に於て共同的戰線を施くものではあるまいか。更に、勞働者並びに農民が別個の政黨を組織するに於ては、稍もすると既成政黨者流が其の中間に介在して種々なる陰險卑劣なる手段を講じて、此の兩種の政黨間に反感軋轢を助長さして、之れがために或は無産階級者間に同士打ちの愚を演ずるに至る憂へがないとも限らない。

併し乍ら、都會に於ける工場勞働と農村に於ける耕作勞働との間には、各々其の特殊性があり、從つて其の關係事項は自づから異るものがあることは認められる。故に若し必要上此の兩種の無産階級者が、別個の政黨を通じて政治的行動を採ることを利益とするならば、須らく此の二つの無産階級を代表する政治的機關は、密接なる連絡と提携とを以て共に一致協力して、從來の既成政黨並びに其の背後にある資本家及び地主階級に對して、強力なる共同戰線を張り、以て無産階級全體の解放のために努力すべきであると信ず。（一四・二・一〇）

勞働組合と農民組合の將來

有馬頼寧

勞働組合と農民組合とが、單的に將來如何に成り行くであらうか、又如何に成らねばならぬかといふことを、述べようとするのではない、勞働組合と農民組合とが、關連的に將來如何に成り行くであらうか、又如何に成らねばならぬかといふことを、極めて淺薄な智識と、極めて粗雑な觀察とを以つて書いて見ようとするに過ぎない。

何れの國に於ける組合運動も、其國に於ける文化の流れと同じ様に、都會から農村へ、即ち勞働組合運動から、農民組合運動への經路を取つたことは、日本に於ても同様である、そして農民組合運動が、勞働組合運動に依つて、言ひ換へれば、勞働組合運動者によつて、農民組合運動が誘起され、指導されたことも又言ふ迄もないことなのである、從つて今日農民組合運動の指導者、又其中心人物が、勞働組合運動の指導者であり、其中心人物であることは當然である。

そう考へる時に、勞働組合と農民組合とは離る可らざる關係にあるものであり、又提携して進みつゝあるものであり、又然あらねばならぬといふことも考へ得られることである、併し乍ら、其運動が單なる經濟的な運動である間は、それは必らずしも同一步調であり、同一方向に向つてのみ進むものとは考へられない、其構成分子が同じ無產階級の人々であるといふことだけの理由では提携し得られないのである、なぜならばそれは問題に依つて必しも常に利害の一致するものでないからである。

例へば米價の問題に就いて考へて見るのに、勞働組合の人達は、それは如何なる種類の組合に屬する人であつても、米價の低廉なることによつて利益を得、又しかあることを希望する點に於て何等の相異を見ないのである、然るに農民組合の人は原則として米價の低からざることを利益とし、又しかあることを希望するからである。

農民組合の人達が、米價の低廉でないことを欲して居るといへば、私が農村の實狀に疎い者だといふ非難をされるであらう

と思ふ。それは今日の小作階級の人々は、賣るべき餘分の米を持たぬからして、米價の高きことによつて、何等の利益を得るものでない、寧ろ飯米を買入れる樣な狀態にあるところの、小作階級の人々は、寧ろ米價の低きを望んでゐるといはれるであらう、併し其議論は、今日の小作階級の狀態を前提としての議論であつて、早計な結論であると思ふ。

なぜならば、農民組合を組織し、其運動を爲すの目的が那邊にあるかといふことを考へて見るときに、それは小作階級の人々のより多き取得を目的とするものであるからである、農民組合が小作階級の人々をして、各自の取得を多くすることを目的とするものであると考へるときに、其運動が効を奏して、小作階級の人々の取得が增加された場合を考へる時に、そこに賣るべき餘分の米が生じ、從つて米價が或程度の高さに保たれることを以つて喜びとすることは當然であると思ふ、そうした考へ方が若し誤りでないとしたら、此二つの組合運動が相當の効果を持來した曉に於て、兩者の利害が相一致せぬといふことは、首肯出來ることだと思ふ。

勿論今日の實狀に於て、勞働階級の人々が組合運動によつて、資本家に搾取される不當なる部分を奪還せんとし、小作階級の人々が農民組合運動によつて、地主に奪取さるゝ所の不正なる收益を取戻さんとする場合に於ては、兩者の利益が一致し、兩者の立場が同一であることはいふ迄もない、併し各の組合運動が、相同じき其運動の目的を、同じ樣に達し得た場合を考へて見るときに、都會と農村の利益が相反し、工業と農業との勝目が併行し得ない樣に、兩者の行動は相伴ひ得ず、寧ろ相反するの狀態に立ち至るものであると思ふ。

併し乍らそれはかなりに遠い將來に現れ來る場合のものであつて、資本家及地主に對する勞働者及小作人といふ今日の實狀によれば、それは有產階級に對する無產階級として相提携し、相協力して行かるべき狀態にある、又しかあらねばならぬ境涯にあると思ふ、然るに今日迄の實狀を見ると、必しもそうであるとは思はれない、日本農民組合の關係者が多くは勞働總同盟に關係のある人であるといふことはあるけれども、組合として兩者が當然結合し、相提携して總ての問題に當つては居なかつた樣である、提携せねばならぬものが提携せず、協力せねばならぬものが協力せなかつたといふことに就ては、種々たる事情もあり、又原因もあつたであらうと思ふ、併し今はそれを詮議立てするのが目的ではないからである。

かうした際に於て兩者の關係を密接にし、相近づかしむることに有力な原因を爲したものは政治上に於ける無產階級の勢力

伸張といふことだと思ふ。今日の政治は要するにブルジョア政治である、都會と農村の間に於て、又商工業者と農業者の間に於て、相爭ひ、相競ふものがあつても、それは要するに有產階級の間に於ける爭奪戰に外ならないのである、或政黨は商工業であるといひ、或政黨は農民黨であるといふても、それは何れも、或は都會に於ける又農村に於ける有產階級の利益を代表するといふに外ならないのである。

今日の政治家が、口を開けば或は國民の利福といひ、或は國民の聲だといふけれども、それは要するに有產階級の利益であり、又選擧民の聲なのであつて、決して、大多數の利益でもなければ、全國民の聲ではないのである、併し乍ら普選の實行された曉に於ては、多數の無產階級の利益と聲とを無視しては、何事をも爲し得ぬことゝなるのである、從つて今日の政治家と雖も、普選實行の曉に於ては、其主義政綱の上に相當の變化を見ることは當然なことである、今日の政治家の思想が、普選實行の爲めに急速なる變化を來すといふことは考へられぬけれども、當選することを以つて必須的要件とする衆議院議員は恐らく其主張に於て著しき變革を爲すであらうと思ふ。

普選實施の曉に於て、無產階級の代表者が、議席を占むるに至つた時、議場に於ける論議は甚しく變化するであらう、そしてそこに、階級を背景とする痛烈なる論爭が戰はされるであらうと思ふ、さうした政治上に於ける階級戰の開始といふことが、從來提携すべくして提携しなかつた處の、勞働組合と農民組合とを融合せしめる有力なる楔子となるであらうことを想像するのである。

併し乍ら、勞働組合と農民組合とが、政治上共同戰線に立つの理由を以つて、兩者が合體し得るものとは考へることが出來ない、又譬へ出來たとしても、それは必しも有効な方法ではないと思ふ、前にも述べた樣に、兩者は其根本に於て相容れぬものを持つが故に、兩者は飽く迄も別箇のものとして存在し、唯共同戰線に立つことが必要であるといふことの論據によつて、飽く迄も提携し融合して行かねばならぬものであると思ふ。

勞働組合が其運動の奏効した曉に於て、又農民組合が同じ樣な狀態に達した時に、兩者の間には相容れぬものが存在するといふことは避けることの出來ぬことだと思ふ、併し勞働組合は勞働組合のみの運動によつて其目的を達することは出來ず、農民組合も亦それのみの力によつてそこに到達することは出來ない、殊にそれが政治上に於ける勢力の伸張を考へる時に殊に然りである。

假りに普選實施に於ける總選擧に於て、農民組合は農民の代

表者を一人にても多く出さんとし、勞働組合が一人でも自分等の代表者を多く議場に送らんとするの結果は、必らずや無産階級の敗戰に終るであらうと思ふ、從つて若し勞働組合の代表者を出すことが農民組合の代表者を出すよりも容易である事情のある場合は、農民組合は當然これに力を集注し、これに援助を與へなければならないのである。

若し假りに勞働組合の代表者のみが選出され、農民組合の代表者は一人も選出されぬといふことが生じたとしたならば、其結果は農民組合に取つて甚しく不利なる結果を齎らす様に考へられるかも知れない、併して之は誤りだと思ふ、假りにさういふ結果が生れた爲めに、勞働階級の利益のみが議場に於て主張されたとしても、其結果は勞働階級が何等か獲得する所のものがあつたとしたら、それは當然小作階級の上にもよき結果を齎すことを信じて差支へないと思ふのである。敗戰の原因は主としてそれが味方の分裂にあるといふことを考へる時に、目前の利益はそれを捨て、遠大なる目的の一致に向つて協力、邁進すべきものであると信ずるのである。（一月十日夜）

農民運動の自立

那須皓

一

ダヴィースは其の近著「土地國有論」の劈頭に於て、「社會改造論者は概ね都人士である、田舍に居住して居つても多くは都會行きの汽車定期券を有して居る人々である、田舍の問題は此等の人々によりて適切妥當に取扱はれざるの憾みが多い」との旨を述べて居る。此の憾は誠に東西其の軌を一にするものと云へよう。而して斯かる事情の生ずるには亦相當の理由がある。

都會は其の多くのものが市場又は港津より發達したと云ふ歷史に鑑みても推察せらるゝ如く智慧と流動との中心である。急

進主義の社會運動は多く都會の自由なる空氣の中に育くまれる。之に反して土に根ざせる農民生活を基調とする田舍は常に保守的であつて容易に動かない。都會を水に譬ふれば田舍は山である。都會から出立した社會改造運動の大波は屢々田舍の山に逢ふ時に或ひは碎け或ひは方向を轉ずる、丁度勞農ロシアの社會革命運動が農民の反抗に逢ふて其の方向を一轉したように。

併し乍ら此の鈍重、山の如き田舍も時としては動き出すであらう。然る時は其のモーメンタムは恐るべきものである。大地が搖るゝ時、地上一切のものが從へるが如く、何物も此の遲々たる、さり乍ら原始的力强さを有する運動を阻止する能はざるものがあらう。而して此の運動は固より田舍獨自の要求に基き其の獨自の方面を取つて進まねばならぬ。然も之に先ちて田舍を動き出さしむることに對して、換言せば田舍自身の內部に存在する緊切なる要求に目醒めしむることに對して、外部よりの刺戟は時として甚だ有効であり又必要である。此の故に都會居住社會改造論者の田舍啓蒙運動の意義も決して之を無視する能はざるものがある。只彼等は田舍の一度動き出したる曉には、之に對する親切なる助言者として留まるべきものであつて、決して運動の方向を決定すべき指揮者の地位にあつてはならない。約言すれば經濟的にも思想的にも田舍を都會に隷屬せしめてはならない。

これ丈けの序詞を述べたる時、讀者は既に農民組合運動と工業勞働者組合運動との接點又は反撥點に關する余の結論の如何なるものなるやを推斷せられるであらう。我が國近時の農民組合運動と工業勞働者組合運動とは其の成立の當初より甚だ面白き關係に立つて居る。即ち勞働總同盟の幹部諸君の多くが同時に日本農民組合の幹部たる關係より、此の兩者は甚だ親近たる間柄に存して居る。而して過般無產政黨樹立を日本農民組合關係者が協議せし時、組合幹部の人々中には農民が工業勞働者と大同團結を爲して同一の政黨を作るべきことを力說したものが多かつたのである。組合幹部諸君が斯かる態度に出づべきことは、固より我等の容易に豫想し得る所である。

二

偖て日本農民組合は系統農會以外に於ける農民の實際的運動團體として今日最も著はれたるものであつて、其の會員も全國に亘つて數萬を算し得る。併し乍ら之を我が農民の總個に比すれば、そは固よりものゝ數にも足らぬ少數である。大多數の我が農民は日本農民組合の存在すら知らない。彼等はその少數な

る急進的同胞の傍らに默々として別途を歩んで居る。彼等にも不滿があり要望があるが、而も其の內容形態は尙鮮明を缺いて居る。日本農民組合以外に種々の團體も存するが、此等は多數農民を打つて一丸とする程の力に未だなつて居らない。大多數農民は今日尙混沌裡に彼等の摸索を續けて居る。玆に方向の判明せざる一の大なる力がある。玆に潛在せる我が農民運動の主潮がある。

想ふに日本農民組合は此の主潮に棹さゝんと試みつゝあるものであらう。併し乍ら、そは未だ適確に大多數農民の時々に要望する所を把握して之を明示したりと云ふを得ない。耕作權の確立及び最近附加せられたる土地國有論以外には、我が國の農業の經營、農民の社會生活、都鄙間の經濟的利害の衝突等に關する具體的建設的綱領を吾人は未だ日本農民組合より聽かない。單なる現狀打破は都市工業勞働者の胸を躍らしむることがあり得るかも知れぬが、保守的にして質實純眞なる農民の心の琴線には觸れない。彼等は只批評を耳にしたのみで父祖傳來の農法を變ずるものでなく他の農法の具體的効果を實見して始めて其の心動く所の現實主義者であるが故に、明確なる建設的手段を伴はざる社會改造論に對しては共鳴することが少ない。此の意味に於て日本農民組合の運動なり主張なりは未だ大多數農民の要望を完全に具體化せるものと見る譯にはゆかない。それは農民運動の前衞ではあるかも知れぬが、未だ其の主潮を代表するまでに至つては居らない。大多數農民の目覺めざる要求を洞察把握し、實行的建設的なる綱領を設定して此の潛める主潮を表面に導き出し、活潑々地たる農民運動を起すべき人々は正に農民階級自身の中より出ねばならない。此の農民運動の機關として改造せられたる系統農會が利用せらるゝや、又は今日の農民組合が發達して其の任に當るや、或ひは別個なる第三の團體が現はるゝやは固より一の疑問である。其のいづれにもせよ、眞の民衆運動として農民の要望を表現すべき機關は、都會式社會改造論者によりて賦與せられたる色彩より離脫せるものであらねばならぬ。勿論斯く云ふことは眞に農民を理解し農民の友たる若干の知識階級者が熱心にして而も謙遜なる助言者の役割を演ずることを否定するものでない。只都市工業勞働者と農民とを無差別に取扱ふ如き妄斷を避けんとするに外ならぬのである。

三

論じて此所に到れば、余は當然農民運動と工業勞働者組合運動との異點を述べざるを得ない。而して此の重たる、農民と工

業勞働者とが其の生活環境に於て、其の勞働條件に於て、其の習慣並びに心理に於て、最後に其の經濟的利害關係に於て種々相異る所あるに基因して居るのである。

先づ生活環境に就て見るならば、人口疎なる村落に住して日常自然の風物に親しむ農民の生活と都會の喧騷裡に日夜躑躅する大多數工業勞働者の生活とは大いに趣きを異にせること云ふまでもない。前者の基調は悠久であり後者の特徴は目まぐるしき速度と變遷とである。次に勞働條件を考ふるならば、農民は器具機械を使役するが風土氣象等の天然的要素の支配下に立つに反し、工業勞働者は機械に使役せらるゝものであるが天然的要素の支配を被ることは少ない。又有機的生產を司る農業勞働は季節的であり非分業的であるが無機的生產に關與する工業勞働は非季節的であつて分業的である。前者は之を監督すること甚だ困難であるが而も勞働は單なる手段たるに止まらずして創造的活動を表現するものとして直ちに生活目的の一部となり得るに反し、後者は之を監督すること比較的容易なれども大機械の奴隸となり了せる多くの工業勞働は單なる賃銀獲得の手段としてのみ意味を有する。前者は家族共同勞働を許すが後者は概ね家族員を分離せしむる種類の勞働である。勞働時間制に就ても農業に於ては賃銀勞働者以外の農民は之に大なる興味を有せざるに反し、工業勞働者に取りては勞働時間の短縮は實に「自由民たるべき時間」の獲得を意味する。勞働の手段たる資本に就て見ても農民（賃銀勞働者以外の）は各種の器具、家畜、農舍等を自ら所有し土地も亦之を所有するもの少なからず又之を有せざるものと雖も土地獲得の見込は決して稀有ならざるに反し、工業勞働者にありては家內工業、其他若干を除けば、生產手段たる器械類況んや工場を所有する者は殆んど絕無であり又之を將來に於て有し得る希望も甚だ薄いと云はざるを得ない。此の間只僅かに工業勞働者消費組合の工場經營の存するありて一の新曙光を與へ居れる事實に屈指すべきのみである。要するに農民の多數、殊に本邦の如き小農國にありては其の大多數は純然たる賃銀勞働者ならざるに反して、都市の工業勞働者は概ね賃銀勞働者であることが各種勞働條件の相違を導き出して居るのである。

而して以上に叙述せる生活環境及び勞働條件の相違は當然の歸結として農民と工業勞働者との慣習並びに心理の相違を導き出だす。之に就きては玆に詳論する暇がないから、只簡單に農業者は保守的であり綜合的であり又生產者たる自覺強きに對して工業勞働者は急進的であり分析的であり又消費者たる自覺が強いと云ふことを述べて置かう。經濟的利害の相反する點に就

ては農產物又は工產物の價格決定は結局農民と工業勞働者との間に賣手と買手との關係を齎らすものであると云ふことを注意するに留めて、課稅制度や國家の各種施設が都鄙間に而して總て農民工業勞働者間に微妙なる利害關係の衝突を齎らすものであること等に就ては一切茲に言及しないことゝする。

然も斯の如く農民と工業勞働者との間に各種の異點ある以上は、其の各自の階級的集團的要望にも亦自ら相違あるべきことは云はずして明かである。此の要望が屢々正反對の方向を取り得ることを知るには米價問題を一考するのみにて充分である。果して然らば農民組合運動と勞働組合運動とは無產階級としての自覺促進や資本主義的掠奪者に對する戰線の布設等の抽象的概括的部分に於てのみ共同し得るものであつて、更に一步を進めて細密なる具體的建設的政策の樹立に入れば兩者は必しも常に一致すると云へない。少なくとも現在の所、此の兩者の利害を一層高き見地に立ちて調停融和せしむる如き雄大なる經濟政策なり社會政策なりは兩者何れの陣營にも之を見出すことが出來ない。又階級的戰鬪熱に充ち充ちたる人々の手によりて斯の如き包括的總合的政策の建設を期待し得るやも一の疑問である斯の如く考ふる時は農民組合運動と工業勞働者組合運動とは其の未だ幼稚なる時代に於ては一身同體となりて活動し得る事もあるであらうが、發達するに伴ひて、當然袂を分つて各々獨自の途を步むに至るべき筈のものである。無產階級政黨の如きも當初に於ては農民及び工業勞働者を其の大傘下に入れ得べしとするも、終ては當然分離の運命に陷るものではなからうか。

四

以上に於て余は農民組合と工業勞働者組合とが、其の主張する所に於て常に必ずしも一致するものにあらざることを說いた。併しながらそれは兩者が共に無產階級、又は少產階級の中樞機關として出來得る限り多くの點に於て步調を一にして相提携して進むことを非とするものではない。兩者各々特異性を發揮しつゝも提携するの途は絕無ではない。而して此の事は兩者に均しく種々の卑近なる實益を齎らすであらう。農民殊に小作農にありては之によつて階級的意識を鮮明ならしめらるゝの利あるべく、工業勞働者側にありては農民生活程度の上進は自家の勞働條件の低下を誘ふべき潜勢力の除去を意味し、又農民組合と工業勞働者との聯絡は工業勞働者の同盟罷業に際して田舍より同盟罷業破壞者(ストライキブレーカー)として農民の來らざることを意味するであらう。これ實に英國の勞働組合聯合が其の組成分子として農業勞働者組合を設定せる一因である。近時獨逸の農業勞働者

も工業勞働者の勞働時間制確立維持を助くる意味にて農業賃銀勞働の時間制を可とする旨を議せりとの事である。種々の事情を考慮すれば農工兩者の提携は寧ろ工業勞働者により大なる利益を與へるものでないかと想像せられる。

最後に余は獨自なる農民運動の將來に就て一言したい。余は此の運動の進展は必然的に遲々たるものであると信ずる。性急なる改造論者は自家理想の實現の容易に來らざるを見て焦慮に堪へぬであらう。併し乍ら田舍の特色と偉大さとは實に此の徐徐に而も確實なる歩みの中に含まれて居るものであり、國民性の堅實味も其所に現はれる次第である。大多數農民の思想なり感情なりが都會の流行唄の如く一二年の中に急變するものであるとしたらば、其の社會の基礎は甚だ不安なものと云はねばならぬ。低きに居て重きを荷ふ土臺石は濫りに動かぬ。動く時は之に應ずべく上層建築物も亦動かねばならぬ。而して土臺石を失つた家が容易に顚倒するが如く農民を失つた社會は容易に顚倒するであらう。むかしローマの國の亡びし實例が示すように。されば農民運動の健實なる發展に、將來の社會的發展の全部が係つて居るとも見得るのである。　（大正十四年三月十日稿）

くれなゐの梅ちるなべに故郷に
つくしつみにし春し思ほゆ
——子規——

その子二十櫛にながるる黒髪の
おごりの春のうつくしきかな
——晶子——

横田歿後と三派提携の將來

横田千之助の死

城戸元亮

一

死屍に鞭打たずとかいつて、形式に流るゝまでに死者を讃むるのは、日本においては美風の一つとされて居る。別に、鹿爪らしく異を樹てるにも及ばぬ事ではあるが、その當人が死んだからとて、手の裏をかへしたやうに、きのふまで氷炭相容れずとし、犬猿の間柄にあつた政敵までが、最上級の形容詞をならべて、無條件に讃め上げるのを見ると、をかしく無い事も無い。

司法大臣横田千之助氏は死んだ。さうして例の如く讃められ且つ惜まれたが、氏の場合は、讃めらるゝ理由において、或ひは惜まるゝ意義において、今まで繰りかへされたそれとは、多少異るものがあるやうである。

二

横田氏は、事實上の政友會の柱石であり、三派聯立内閣の椅子であり、好々爺高橋氏を裸かにし、政友會の看板を塗り換へた芝居の作者であり、さうして亦、背景を境に何程かの變化を見るであらう政界に、既成政黨を棹さゝしむる最も優秀な水先案内の一人であつた。從つて、その智、その略、その手腕は、寧ろ將來に待たるゝ點多かつた。讃めたくも讃めやうに困る凡庸政治家の多い今日、比較的年齒弱く、經歴淺い氏が、嶄然頭角を拔いたは所以なしとせない。

蓋、今日の我が政界は、小手先の利く者、腹藝のある者、腰力の強い者などに、必ずしも乏しくないが、時勢の流れに耳を澄し、よく五年の後ち、十年の後ち、二十年の後ちを見る目を持つ者は尠い。否、將來の五年どころか、顧望低徊、兎もすれば過去に囚はれ、背後に向つて歩まんとする。政治は勢ひであり、洋々たる大河の流れを遮ぎる何物もあり得無い以上、これに棹さし、これを導きてこそ穩健着實ともいはるべきに、これに逆抗し、これに楯ついて事をむつかしくし、おこがましくも穩健着實の本家顏をして居る者さへある。この間に伍して我が横田氏は、黨弊の家元であり、民衆の怨府であつた政友會に起死回生の術を施こし、あの大芝居を打つてのけた。立憲政治は、政黨を道具として行ふを最も策の得たる處となす以上、横田氏の芝居は、よしんばそれが一面政友會の爲の芝居であつたにせよが、私義無しとはいへぬのである。

小手先、腹藝、腰の力に加ふるに、同儕に一歩先んずる目と耳を持つて居た點が、横田氏の強味であり、今その死に際し、特に深く痛惜さるゝ所以でなければならない。

三

政治は勢ひである。流るゝものをして、揆急宜しきを得て、流れしむる處に政治の妙味があり、眞諦がある。横田氏が、幸ひにそのコツを知つて居た。同時に亦横田氏は、流れを遮ぎる亂杭逆茂木の類を、いかに巧みに扱かふかを知つて居た。即ち、彼れは耳を澄して新勢力の騒きを聽く一方、深き根を張る舊勢力の呻きにも耳を傾け、その騷動に對するに最善の努力を以てした。これは或ひは、彼れが最も傾倒した原氏から讓受した秘傳であつたかも知れない。兎も角も、特權内閣打破の第一線に立ちながら元老の信任を失はず、貴族院改革を絶叫しつゝ研究會の諸氏と款扉相通ずる道を鎖さず、傍ら普選と同時に治安維持法の製造に骨を折るなど、矛盾といえば矛盾、奇々妙々な放れ業を平氣の平左でやつて居た。まして況んや左したる醜聲を洩らさずに、最も多額の黨費を稼ぎ出したり、興津への途を熱海へ枉げて三浦老を丸めたり、右手で壯士の頭を撫で、左手で水平社と握手し、機に臨み變に應じ、鐵道建 費増額問題や義務教育費一件等に、窮するを知らぬ策師振りを見せたなどは、彼れとしては朝飯前の事であつたであらう。

春秋五十六、政治家としては決して長しといへない横田氏の生涯は、かくの如く、舊勢力と新勢力との間、昨日と今日との間のつたとして費やされた。そが爲めに彼れは亦、目的の爲めには手段を選ばず、あらゆる機會、あらゆる方便を利用——寧ろ濫用した跡さへあつた。これを結果から見るとき、マキヤベリズムの信奉者で無かつたか、と思はれる節のあるのも已むを得まい。然り、彼れは手段としてならば、學究以上の理想家にもなつたであらうし、一歩横に外れて煽動政治家(デマゴーグ)としても、存外の強味を見せたであらう。同時に亦、陰謀を恣まるにする醜名も、必ずしも辭する處で無かつたに相違無い。しかも、それは遂に手段の範圍を出なかつた。彼れの眞骨頭は、かうした手段を活用するが、それに溺れず、一路己れの目ざす標的に向つて進むとにあつた。彼れに壽を假し、大成した横田千之助なるものを見る事に興を持つもの〻多い所以、蓋、こゝにありはせなかつたらうか。

四

星、原二氏を母胎として産れ出でた横田氏が、その持ち味に、仕事ぶりに、兩氏の傑を偲ばしむるもの〻あつた以上に、更に時流に一歩を先んずる叫をもち、稀れに見る傑れた機會主義者(オポチュニスト)として、大衆を背景の芝居に序幕だけに顔を出して世を去つたのは、確に惜まるべき事に屬しよう。而して亦た、こゝまで漕ぎつける彼れが、目的の爲めに手段を選ばず、マキヤベリズムの色讀者の如く見らるゝのは、彼としては餘義無い處もあつたらうと思はるゝ節もある。

即ち、なまなか一歩を先んじて見るの明を持つてゐた彼れは、新勢力と舊勢力と——元老と貴族と官僚と黨人と新に擡頭して來た大衆の力との揉み合ふ中に身を投じて、人一倍の苦勞をあへてするを餘義無くされた。その爲には餘計な事とも見なるゝ策略も必要であり、惡辣に近い仕事もせねばならなかつた。否、むしろそれ故に彼れの健康は擦り切らされ、彼れの死は早められたとさへ見らるゝものもある。物は見方であるが、彼れが一部の或者に好まれない所以は、彼れの環境——一寸類型の見出されない日本の政界といふ彼れの環境が、彼れをして爲さしめたと見られる事も無い。然り、謡境からは窺き得られない日本特有の政界の魔訶不思議は、彼れをしてマキヤベリの使徒らしくもすれば、彼れの蔭をも、何程かは鎖めたのである。

さもあらばあれ、横田氏は死んだ。

横田氏の死によつてあいた三派聯立内閣の司法大臣の椅子は、經験だけでは遙かに先輩である筈の小川平吉氏が坐り、一と通り、局面はおさまつたかの觀もある。が、果して事實はその通りであらうか。

前にも述べたやうに、横田氏は、いはゆる特權内閣打破第二護憲運動の急先鋒であり、政友會看板染め換へ劇の立作者であり、そして亦、その結果生れた三派聯立内閣の楔子として、貴族院改革問題その他幾々の難問題に直面し、普選後の政界に臨まねばならなかつた。横田氏に代つた小川氏とて、固より練達老功の士ではあるが、單に司法大臣の身代りとしてならば兎も角、横田氏に期待した全部を小川氏に期待するは、期待するものゝ無理である以上、横田氏死後の政界は、遙かに豫〇を許さぬものがある。

六

しかし豫測は遂に豫測であり、當るも八卦當らぬも八卦の範圍を出でない。從つて、横田氏を爆彈視し、いつ寝がへりを打たれ、得意の放れ業を演じらるゝか圖られずと見て居たものが、その死に依つて、却つて現内閣の自壊的分子が滅じたとするのも一つの觀察であらうし。これに反し、三派聯立の楔子を失つた現内閣の破滅遠からずと見るのも亦、一つの觀察であらう。その他、いろ／＼なる立場におけるそれ／＼の觀察は、いづれも一應は尤もである。まして、英雄崇拜的氣分の失せぬ日本において、そこに人向ふ的情調すら醞醸され、多大の興味を懸けらるゝは、當然といへば當然であらう。

だが、更にこれを大觀するならば、生前横田氏その人が最も諒解して居たやうに、政治は勢ひであり、成り行きである。大勢の赴く處、よく一人の以て抗し得るものではない。從つて、結局は落ちつく處に落ちつくのであつて、横田氏いかに鬼才であつたとはいひ、悠久なる國家の進運の上からいへば、その死は、どれ程騒がるべき價値をもつものであるかは多く言を須ゆるに及ぶまい。

七

たゞ、この機會において、われ等は、これだけの事をいつて置きたい。――

横田氏は確かに時流を抜き、一歩先を見るの明をもつて居た。さうして舊勢力を片手にあやなしつゝ、新勢力の上に基礎を据ゆべく最善を盡した。これは横田氏が、同僚の間に嶄然頭角を出した所以ではあるが、しかも、それは實にたゞ一歩を先んじたに過ぎなかつた。即ち、彼れは特權内閣の打破を呼び、大衆を背景に、大衆の心を心とした政治であらねばならぬとする境地には漕ぎつけたが、大衆それ自體の中に飛び込んで、大衆の生活を生活とし、政治即生活とするまでには、可なりの距離があつた。これ彼れが、普選斷行や、綱紀肅正や、行政整理などの外に、貴院改革までを題目とする事は爲し得たが、遂に、對物價政策に、對失業問題に、當然手を出すべくして出し得なかつた所以であらう。

首相の加藤氏、農相の高橋氏は兎も角として、横田氏在り濱口氏在る現内閣が、國民の耳にピリツと響き、大衆の心を躍らしむる如上の國民生活に最も緊密なる諸問題で、富豪或ひは資本家の代辯の如く見られて居る武藤山治氏に一矢を酬いられ、鷺を烏といひくるめる外なかつたのは、われ等の滑稽視せざるを得ない處である。

八

繰りかへしていふが、横田氏は死んだ。

横田氏死後の政界の豫測は、それ／＼の人々に一任するが、若し、横田氏の後ちに横田氏以上の第二の横田氏が現はるゝとすれば、それは當然、横田氏の及ばざりし處、――國

民生活に緊切なる諸問題をとつて題目とし、これに目鼻をつける事を資格の一つとせねばならぬであらうくらゐの豫測は、われ等といへども、あへて公言して憚からないやうな氣持ちがする。　——二月九日——

議會主義者への打撃

馬場恒吾

横田法相が死んだので、加藤内閣の基礎が弱くなつたとか、政本合同の容易になつたと云ふのは、ほんの鼻元思案である。それよりは、今一層重大である所の、將來日本の政治の變り行く形に、道程に、手段に影響する所があらうと思はれる。政治の變化が舊式政治の許るす方法を取つて、幾日の間にか自然に變化して行くか、或は少くとも新舊と云ふべき二大勢力の激烈な衝突と云ふ形を採るかの差がある。

◎

彼は日本從來の政治の型を守つて行く人であつた。彼は原敬氏流儀の黨略を用ゆる人であつた。彼は實際政治に金が必要である事を了解してゐる人であつた。彼れ自身が剽悍そのもの丶權化である如く政治は力であるとの信條を有する人であつた。それ丈は皆實際政治家として有つべき必要なる條件であつた。所がそれ以上に彼れには實際政治に滿足せざる一つの氣分があつた。實際政治家である彼れは滅多に其理想を公言しなかつたけれども、彼れほど改革氣分を多量に胸に藏めてゐた者はない。大正八年頃原内閣が漸く普通選擧に反對せんと試みてゐた時分、彼は普通選擧は避くべからざるものだと云つてゐた。法制局長官であつたとき貴族院は改革せねばならぬと云つた。政府の官僚的氣分を打ち破る爲めに文官任用令を改正せねばならぬと唱へた。後には因襲打破だと云つて水平運動にも手を染めた。昨年清浦内閣が出來上つて以來、貴族院改革の急先鋒であつた。それが爲めには彼は政友會を分裂せしめ、高橋總裁を裸にする事をを辭さなかつた。彼は形式の上に於ては舊式政治家であつたが、本質的に云へば改革氣分を包んだ火の玉であつた。

◎

それだからと云つて彼れを以て加藤内閣の爆烈彈と見るのは皮相の觀察である。彼は敵として強い代りに、味方としても強い。彼が「よろしい、引受けました」と云つたときは金輪際引受けたのである。彼は三派連合で普選と貴族院改革を實行せんと決心してゐた。だから、政友本黨に向つても、此内閣の政策に贊成するなら歸つてこいと云ふ。加藤首相も彼を信用し、彼も亦此内閣の爲めに盡くさうと決心してゐた。世間では彼が陰謀などゝ噂してゐたが、自己の屬する内閣を裏切る事は、然諾を重んずる彼の性情の許るさぬ處であつた。

◎

彼は改革氣分の外に、舊式政治家に共通する一の理想があつた。それは日本を列國間に立つて、押しも押されもせぬやうに富國強兵の實を擧げしめんとする希望であつた。そして彼は自分に此の希望を實現する決心と腕力があると信ずるのみならず、自分以外に其抱負のある人を發見するに苦んだ。彼は此大

使命を有して居る自分を、天が今時分殺ろす筈はないと思つた。彼が息を引取る一二時間前迄も俺は死なぬと云つてゐたのは此信念があつたからであらう。

○

彼が心の底に此理想と抱負があると云つても、彼は所謂理想政治家ではなかつた。語多くして實行が少ないと云ふ意味の理想政治家でない。寧ろそれとは反對に、理想を語らずして實行して行くと云ふ型の政治家であつた。だからして、若し彼をして今十年生きて居らしめたならば、今純粹の理論家が唱へてゐる所の多くの改革は、舊式政治の型に依つて、世間を余り多く騷かす事なくして行はれたであらう。それが比較的壯年にしてこの世を去つたのは惜しい。

○

尤も彼れの理想である富國強兵と現代の社會に横溢する所の國家の將來に關する理想とはかなり大なる隔たりがある。強兵は措き、富國と云ふ意味にも差がある。既成政治家の云ふ富國とは產業を盛んにして多くの金持ちを作る事である。現代人の目から見れば、多くの金持ちを作る事は、一層多くの貧困者を作る事であると解する。そして富の集中は富の浪費を意味して、決して國の富を增すものでないと云ふ所の、一世の經濟的事實をすら解する事も出來ないのである。だから横田氏の改革氣分が何處迄徹底するのであるかは將來を見ねば分らぬ事であつた。

○

併し彼れは口癖のやうに、民衆の心を開かずして政治は出來ぬと云つてゐた。民衆が社會改造を叫ぶとき、彼も亦・彼れ一流の實行出來る手段で、社會改造を實行し得たであらう。況んや欠点はあつても、彼は實行の人であつた。改革の一先鋒であつた。此意味で彼れの死は日本將來の政治の行き方に少なからざる影響がある。少くとも彼の死が議會主義者に採つて痛たき打撃である事は爭はれない事である。

レアルポリチカアなるもの

室伏高信

レアルポリチカアなるものがある。權力によつて黄金を集め、乾兒を養ひ、壯士を使ひ、それによつてまた權力への道を開拓してゆく。權力から黄金へ、黄金から權力への軌道を往復することにおいて、政治の實在を見るもの、これをレアルポリチカアと名づける。

彼はたしかにレアルである。黄金と權力とは最も多くレアルである。黄金と權力との間に立て總つてゐるものは最も多くレアルである。人々がレアルポリチカを讃美する。近代社會人の二大理想、權力と黄金とが、彼に於ひて具象されてゐるからである。

レアルポリチカアの一人が死んだ。皮肉にも臨終の床に阿彌陀佛を夢みながら、レアルの國から涅槃の國へと旅立つた。レアルは夢にと化した。人々がレアルだと信んじてゐたものは、瞬間にして夢にと化した。レアルが夢にと化して、夢がこゝには現實である。永久の國に旅立つたその人は、その旅立つ瞬間には、レアリズムからアミダ主義へと改宗するのほかはなかつたのに、殘された人々は、尙ほレアルの國を永久の國でであるかのご

とくに信んじてゐるのである。

横千逝いて小ガ平きたる。死に榮えもなく甦りぶえもなければ、政治上に何のかはりもないであらう。昨日は心傷ける未亡人が白無垢にて靈前に額づく姿を見、今日は新大臣の新夫人が、祝ひの酒を前にして厨房に輝く顏を見る。政治フヰルムは昔も今も敢て他奇あらず。

逝くもののきたるもののもレアルポリチカアである。たゞ黄金と權力とが彼等を鼓舞するだけである。内閣はかくして完全に株式取引所の重役室となつたのである。

大局に影響なし

倉辻白蛇

ヴヰクトル、ユーゴーが、其椽大の筆を以て、ウオタールローの激戰を敍述した一節に、那翁の戰術を指摘高調した一節がある、それに依ると、砲兵科出身の那翁は、眼中唯だ砲兵がある許りで、騎兵も、歩兵も、工兵も、彼の眼には一個の砲彈としか見へなかつた、晴れの決戰に、愈よ最後の五分間が迫つたときも、彼は取つて置きの豫備隊を放つて、雌雄を一擧に決しようとした、まつしぐらに、競ふて丘を降る騎兵隊の一箇々々は、正しく砲身を離れた肉彈として敵營の中に打ち込まれたのである、此那翁得意の戰術こそ、微々たる一砲兵士官をして、遂に皇帝の月桂冠を戴かしめたと同時に、常勝將軍をして、忽ち一敗地に塗れしめたのであつた。

今死んだ横田法相を那翁に比較することは、何れの點から見ても當を得ないであらう、唯だ那翁が攻城野戰に、得意の戰術として用いた用兵の秘法が、政權爭奪の政戰に於ても、我が横田法相に依つて用いられつゝあつた事實は、玆に之れを見逃す譯に行かぬ。卽ち幾度か政戰に臨んだ故法相は、何時も味方を砲彈として使用し、又それに成功した、故法相の出世藝と云はるゝ大浦事件の摘發にしても加藤總理の珍品問題にしても、砲彈の役目を承つたのは村野常右衞門、廣岡宇一郎の人々で、其砲彈を巧みに敵營に放り込んだのは故法相である、近くは昨年の護憲運動に見ても、彼は先づ高橋總裁を丸裸とし、一箇の砲彈として清浦内閣に發射すると共に、政友會を打つて一丸となし、大に其威力を示し得たのであつた、故法相の眼には、周圍の凡てが砲彈の如く見へ、又砲彈として巧みに使用さるゝ如くに思はれる。

○

法相の死に依つて、政友會の受くべき打擊の大なることは云ふ迄も無い、政友會は事實上の支柱と、ヴイタル、パワーとを喪ひ、砲彈を發射すべき砲身を喪つた、併し或意味から云へば、動もすれば、自からの力を以て自己を粉碎せんとする危險の淵から、一歩を退き得たと云ひ得られぬでも無い。

法相の先輩たる原敬氏は、此點に於て全然故法相と行方を異にして居た、原氏は大兵に將として平押しに進むを原則とし、努めて奇兵を用ふることを避くるの風があつた、時に奇兵を用ふることがあつても、それは正道を守つての許であつた、永年妥協政治に甘んじて居たのも、他日の大成を期する所があつたからである、然るに故法相は、目的の達成に急なるの餘り、先づ政友會分裂形勢を激成

し、更らに分裂後に於ては、多年の政敵と握手する横紙の手段に出た、死中に活を[illegible]なるは余儀ない成行であつたとしても、横紙は權謀として政黨が永久に活くべき所以の道で無い、三派協調の如きも、早か遅かれ、破綻を生ずる時は來よう、若し合流を選んだ政友會が、一歩を誤れば、千仞の斷崖に墜ちねばならぬ危險があつた。

那翁を常勝將軍たらしめた得意の戰術も、之れを用ふこと度々なるに及んで、終にウエリントンの看破する所となつた、偶然にも那翁と戰術を同ふした故法相が、那翁同樣の末路を見ずして斃く此世を去つたのは、寧ろ法相其人の幸福であつたかも知れぬ。

○

原氏の兇刃に斃れたとき、早くも政友會の分裂を豫言するものがあつた、そして其豫言は、半年ならずして不幸實現した、今度横田法相の急死に際しても、世間には殆んど直覺的に政本合同の實現を豫言するものがある、漫然野に放たれたる解ではあるが、此豫言も亦萬更捨つべからざるもので無いかと思はれる。

試みに三派の協調にして永續すべからざるものとすれば、政友會は、如何なる道を選んで協調破綻後の活路を求むるか、吾人が個人の見る所は、政本の合同を實現して、再び原時代の政友會となるを最も安全且つ賢明なりとするもの丶如くである、假りに法相が健在であるとしても、恐らく合同の空氣は日を逐ふて濃厚となり、何人の力を以てするも、此大勢に反抗することは不可能となるであらう、況んや法相の死は、從來合同の障礙と認められた[illegible]を一掃して、合同への進路を開きたらしめた觀あるをや、世人が今にして政本合同の實現を豫言するのも、必ずしも偶然ならずである。

若しそれ法相の死が、直接目下の政局に對して如何の影響を及すやと云へば、吾人は躊躇なく、其影響の特に指摘するに足るものなしと云ひたい、三派は協調の有力なる楔子を喪ひ、政友會は其中心勢力を喪ひ、會内の一群は其親分を喪ふたとしても、政治の大局から見れば、其影響は素より云ふに足らぬ、日本の政局は、一人一箇の生死に依つて動揺し、轉換すべく餘りに複雜である、法相の死は、所詮歴史の一隅に光つて消へた稀光と見るの外はない。

政本合同の色濃くなる

澁谷作助

横田君は個人としては余り[illegible]の方ではないが、不斷の努力と天賦の才能とで、いつとはなしに政友會の中心勢力となつてゐた。黨内には岡崎や野田といふやうな元老はゐるが、實質上の中心勢力としては、一段と闘力の強い、そして經綸の才に富んだ横田君を推すの外はなかつたのである。殊に分裂後の政友會――絶對多數黨から僅かに第三黨の地位に顛ち、ともすれば崩れんとする黨勢を辛くも維持し來つたのは何といつても横田君の力であつた。然るに政友會は今や此中心勢力を失つたのであるから、其打撃は決して尠少でなく、自然黨の前途に就ても大なる問題を

提起されたのである。原敬君の死に際に政友會をして二分せしめたが、殘つた政友會は横田君の死によりて更に結束力を疑はるるに至つた。主義政見に基く團結といふよりは、寧ろ人物を中心として形成されてゐる現在の政黨に於ては、斯の如き現象も亦不思議ではない。

○

三派内閣の一脚を爲す政友會の此打擊は、内閣其ものにも勿論甚大の影響がある。法相の後任には同じ畑の小川君を据ゑ、三派の比率は之を動かさず、三派依然協調の觸込で押通すとしても、横田君と小川君とは其代表せる政友會内に於ける地位が異つてゐる。小川君は固より黨の長老ではあるが、横田君ほどの强味はない。大政黨を孤柱たらしめ遂に分裂に至らしめたほどに餘り强味のあり過ぎた横田君は、或は閣員としては寧ろ憲政會側の手にあまる人物であつたかも知れぬ。或は三派協調の癌であつたかも知れぬ。内閣の爆彈は犬養君でなくして横田君であつたかも知れぬ。しかしもと〳〵不自然に出發した三派内閣としては、癌であり爆彈であるものゝ存在するが爲に却つて加藤總裁危機を脱し破綻を免かれたかも知れぬ。それに加藤首相は憲政會側としては、對政友會策を講ずるにしても、横田君をさへ對手とすれば、又其黨内の事情を顧慮するの必要がないといふ便宜があつた。對横田策は即ち自ら對政友會策となつてゐた。小川君に對して此筆法では無理であらう。

○

要するに横田氏の死によりて、政界に二個の問題が提起された。一は政友會の前途、一は内閣の前途如何といふ二問題であつて、此二問題は互に離る可らざる因果關係を持つてゐる。而して前問題には政本合同といふ問題が直接絡まり、後問題にも亦其半面に政本合同が影の如く添ふてゐる。尤も現内閣が政本合同の影と聲に脅かされたことは今日始まつた事でないが、横田君の死によりて此影がいよ〳〵濃くなつて來たのである。若し果して横田君の死によりて現内閣の癌がとれ爆彈が除かれたとすれば、其結果却つて衰弱は加はり、抵抗力は減退し、惡夢冷汗ます〳〵多い不良な容態に陷つたものと診斷するの外はない。

○

尤も呉越同舟ともいふべき三派内閣が、いつまでも續くものでないことは、三派互に最初から承知したものゝ、此意識をしていよいよ明確ならしめたものは横田君の死だ。而して此意識が明確となるにつれて、三派は夫れ〳〵決裂の場合に處す可き準備に熱心となる。即ち内閣がいよ〳〵持續し難く、三派決裂となる場合　何れにしても自己に有利なる形勢を作る可きは、内閣運命の意識の結果として當然起る可き作爲苦心であらねばならぬ。但し三派は是迄と雖も、此問題に付て全然放心してゐたのではない。内閣の持續策と同時に、一方では決裂の準備にも内々苦心してゐた。憲政會としては、議會解散、單獨内閣實現の如きも其秘策中の一つであつたらうし、又政友會の裏をかいて憲本提携を企てようといふ奇拔な策を廻らす策士すらあつた等である。政友會側でも其準備では後れは取らぬ。政本合同の地の手もあれば、時勢に適する好題目さへあれば、何時でも内閣を壞して新局面を展開しようといふ意氣込すら仄めかしてゐた。合同の障礙とされてゐた横田君すらも、最近では合同必ずしも不可ならずとの意向であつたと傳へられてゐる。政本兩派は固より策士揃ひの事とて、是等の畫策に拔かりのある可き筈はない。要するに三派は是迄と雖も内々は夫れ〳〵引揚の準備を整へて

ゐたに違ひないが、今後はいよ〳〵共苗策に熱を作ひ、內閣指紛策よりも、先づ此方に熱心になりはしないか。

○

此政局の渦卷きの中にありて、ます〳〵影を大にすべしと見らるゝは政本合同問題である。政友會の內部でも、本黨の內部でも合同の氣勢は一層あがるであらうが、外部即ち研究會あたりの促進運動も愈々猛烈となるであらう。之と共に是迄は横田氏あるが故に、合同を輕視せぬまでも、實現は容易でないと見てゐた憲政會側も、自然其對應策を講ずるの必要生ず可く、而して豫策の歸する所、單獨政權の一策となつて行きはしないか。横田君の死は、要するに政本合同の空氣を濃厚ならしむると共に、又憲政會の決心を固めしむる結果をもたらしたやうである。

流動的彈力を失つた

中野正剛

横田千之助君が華盛頓會議の所謂御目附役を終へて歸つて來た時、井上敬次郎君と自分と三人鼎座で一夕歡談したことがあつた。自分は横田君に曰うた。「どうです日本の外交など、全然氣魄がないでせう、貴方が外務や陸海軍の專門家を外交技師として隨へ、自身大使として出席されたら、少しは外交らしくなるでせう。貴方は所謂外交通ではないが、人間に氣力がある。歐米人も却々人間の品定めには最も利いて居ます、徳川公のやうた人と外務省の役人達と、貴方のやうな横着者と、面相を一座に並べて見て、どの男が一番手ごたへが有りさうか歐米政治家に質問したら、二つ返事なしにあの小男の眼玉のギヨロ〳〵した横田が手怖いと答へるでせう。ロイド・ヂヨーヂだつて神戸が何處にあるか、函館が何方に向いてるか知りはしない、それでも極東外交に對し立派に發言してゐませう、貴方がたも歐米事情なんか左樣に詳しくなくともよい、政黨政治で叩きあげた其の武者振りで氣魄ある彈力ある應答をして頂きたい。外交の談判なんか、選擧競爭の地盤協定を大掛りにやる位の態度で丁度よいでせう」と横田君は聽きも終らず膝を打つて、踊躍するやうな氣持で曰うた、「さうです〳〵、大にやらなければなりません。今日の日本は外交、內治も技師や番頭や丁稚でやつて居るやうなものです、胸中に哲學ある大政治家が大局から經綸を立てねばなりません。……何々僕にも哲學はあるまいと曰ふのですか、哲學とは單に書物の上で死んだ文字を辿るのではないでせう。僕なんか之でも自由黨以來はらわたに燒金をあて、世路の鐵槌で鍛ひあげてるのです、生クラとは違ひます」と。

横田君は其頃確かに日本に立脚して、世界の英雄と肩を竝べるといふやうな氣持を感じて居たらしい。

横田君の新築の西洋館の玄關上の眞正面に大きな黄金色の玉が輝いて居る。何だか淺野總一郎の黄金の門飾りのやうに餘り上品な趣味でないと思はれてならぬ。併し聽いて見るとあれは横田君の抱負を語るので、黄金色の大玉は日輪の象徵で、日輪を夢みて孕まれたと傳へらるゝ豐太閤の故事になぞらへたものださうである。横田君には太閤さん位の氣持

になれぬ人と見ゆる。

横田君には大なる野心があつた。横田君の所謂胸中の哲學が、發していて萬丈の氣焔となつて居るのでなく、野心を縱橫に行使する原動力を求むべく自ら哲理の涵養を要求して居たのではあるまいか。

横田君は所謂大經綸を行ふ爲には、何でも手段として之を利用する。高橋總裁を傀儡にし、政友會を叩き割つて、本黨を踏み潰すかの勢を示すかと思へば、一方で部下を操縱して政本合同を醸して居る。貴族院改革の斷行を揚言して、大に民衆の心を繋がんとするかと思へば、裏面に於ては大木伯其他前内閣系に屬する貴族院のチヤキ／＼連と屢々會合して何事か他日に備へて居る。三派の協調を力說しては居たが、何時か並び大名に等しき、横田君の眼から見ては、閣僚連に一泡吹かして、憲政會を蹴散らしてやらうと云ふやうな事を考へて居た。横田君は實に八面六臂の活動家であつた。

横田君は胸裏に哲學を收めて居たであらう。而しそれは漸く飢えんとする活動力を補塡するが爲にであつたらう。哲理より出發する理想、理想より出發する一定不變の方針、而して此の理想、此の方針を達成貫徹せんが爲には成敗利鈍眼中になしといふ風ではなかつた。横田君はあの嗅覺敏捷なる鼻で世の風向きを嗅ぎ歩き、あの感受性強き頭を働かせて、此の位の見當で進むことが事宜に適するだらう、所謂大經綸は此の邊で行ふに限ると云ふ風に測定するに忙がしかつたであらう。而してその感ずる所の風向きなるものは、日に月に、否極端に云へば一日の中に何回も變るといふ風ではなかつたらうか。あの人は羅針盤を定せざるも、漕ぎ手を揃へた船のやうな人物ではなかつたらうか。是を以て横田君の行動は、自らの經綸の爲にするに外ならぬであつて、社會國家に奉仕する爲に一身の榮達を犧牲にするものとは見受けられなかつた。

此の横田君が亡くなつた事は、内閣の爲に柱一本を損したやうに見ゆる。併し同時に懷中に入れて居た爆彈が不發の儘に取り去られたやうな安堵をした人も少くあるまい。

小川平吉君が横田君に代つて内閣に入つた。久しく憧がれて居た閣臣の地位、小川君に取りて居心地が惡くはあるまい。小川君は横田君に比し聊か充らぬ憾みはあるが、その代りに横田君のやうな破壞性もなく、老成の妙を得て居るかも知れない。乃ち内閣の擁護、三派協調の維持に就ては、公共心からも一身の立場からも、隨分力を盡すに相違ない。内閣は確かに横田君の力を失つた代りに、其の爆發の危險を取り去つたであらう。

三派の協調は三派の理想が合致した爲とも云へるが、又同時に三派の指導者が圓熟し過ぎて苟合偸安に流れ易いからとも見える。仲よく一致して行く所は頼もしいが、其の間足が遲いとは如何にもモドカしい。政界には今後風波が多い。三派が如何に協調しても、外に動き出した人心と協調しなければ何の功德もなくなるであらう。

横田君が健在で居たら、兎に角世の變遷につきて氣を利かせて、自ら移り變ると共に力を致したであらう。三派は横田君を失ひて協調力を増したらうが、同時に流動的彈力を失つたに相違ない。

旅での話

田中紀

——（旅での話）——

旅に出て、恰度それが二ケ月だつた。別にこれと云ふあてがあつたのではなかつたが、毎年、四五月の若葉時になると、やたらに旅に出たくなる私は、それでもその年は、目をつぶるやうにして家に引きこもつてゐたのだつたが、じめ〳〵と降り續く梅雨が霽んで、世の中がまたからりと晴れ渡ると、私はもう一日も家の中にぢつとしてはゐられなくなつてゐた。

「えゝい、出つちまへ。萬事は出ちまつてからだ」

そんなつもりで、小さいトランク一つ提げて、行くさきも決めないで家を飛び出したのだつたが、から〳〵と暑さうに晴れた空を見上げては、どうしても東京驛に出る氣になれなかつた。

「兎に角、上野ステイションまで行つて貰はうか」

不決斷に俥の上で言つたのが、私が、その一夏を、東北の山の中で過ごすことになつたそも〳〵だつた。

私は先づ福島に行き、山形に行つた。それから、しばらく、その附近の温泉地を經廻つてから、最後に、陸前の鳴子温泉に行つて、しばらく足をとゞめたのだつた。

が、かうして言つて見れば先づ氣まぐれに、未見の土地へあてもなく出た旅ではあつたが、私の身邊は割りに賑やかだつた。その頃、私は、大阪の或る新聞へ續きものゝ小説を書いてゐた。別に骨の折れる仕事ではなかつたが、習慣で、一日に一回以上を書きためることが出來なくなつてゐた私は、何處へ行つても、その日課を背負つてゐた。何處ででも書いた。汽車の中では勿論だが、停車場の待合室、路傍の氷水屋、そんなところでも、二十分三十分の時間を惜んで、原稿紙の上に鉛筆を走らせた。そして、新らしい土地へ着けば、先づ、宿屋に行く前に、郵便局に寄つて、書留に托するやうなことが多かつた。

「中は何ですか」

さうした地方では殆ど誰も利用しないらしい書留別配達の、而も開き封の異樣な郵便物を手にする若い局員に、私の顏をち

ろ〳〵と眺めながら、屹度、さう言つて訊きたゞす。

「原稿です。小說の原稿です」

私が答へると、局員は、急に、職業的なしら〴〵しさに返つて、

「あゝさうですか」と、何氣なさうに答へるが、しかし、それから二時間とはたゝないうちに、もう、私――と云ふよりも、小說書きといふ異樣な職業を持つ男の出現が、町ぢうの若者たちの間に知れ渡るのだ。

「小說をお書きになるさうでございますな」

夜になると、宿屋主人が、さう言ひながら入つて來る。ひどいのになると何時の間にか、封書の中味までちやんと知つて居る。

「大阪の時事新報とかへ月光の曲と云ふ小說をお書きんなつとるさうでございますな」などゝ話しかけて來る。

翌晩には、昨日の局員が、すつかり私の知己になつて居る。何時の間にか、頭にてか〳〵と櫛目を入れた彼につゞいて、五六人の青年が、遠慮勝ちに私の部屋に入つて來る。

話しはきまつて、先づ、月光の曲だ。それから、ちぬの浦浪六だ。そして、尾上松之助だ。しかし、浪六も松之助も知らない私は、答へるすべがない。

「小說と云ふものは、一體、自分にあつたことを書くんですか。それとも、かう、頭の中で考へて、自分で作つて書くものなんですか」

そんなことでも訊いてくれるのは、まだよツぽど出來の好い方である。

が、さうした私が、周圍の愚鈍に參つてしまつてゐた時、思ひがけなく、私の部屋に明るみを持ちこんで來て呉れたのが、岸本君だつた。

それは、私がまだ山形地方の或る高山の中腹の、小さい溫泉場にゐる時だつた。

戶數は二十餘戶。それが、もう數百年の以前から、一戶の增減もない。多くも二三代を溯れば、すべて血緣につながつてゐる。而も、古い起源を持つ、近鄕に聞へた名湯を唯一つのなりはひの料にしてゐるこの村では、昔ながらの、殆んど共產村のやうな平和が、持ち續けられてゐる。無論、そんな處だから、旅館なども非常に不便利で、客自ら煮焚きをしなければ、めし一杯だつて口に入れることは出來ない。純然たる木賃制度だ。旅客はみんな、米、味噌を背負つて、山を上つて來るのだ。勿論、だから、浴客の無聊を慰めるやうな設備は何もない。僅に、村の小學校に備へつけられた一台のピンポン台と、村はづ

れの沼のほとりに位町者が營んでゐる特殊部落然とした二三軒の小料理屋――そこには、村の者からいゝると呼びなされてゐる娼婦たちがゐた――が、それ／＼その向きの客の用を充してゐるに過ぎない。

私は、午後、その日の仕事を濟ませると、よく小學校に行つた。若い校長さんの部屋で、集つて來た少年や少女たちと一緒に、終日遊び暮すやうなことが多かつた。

或る晩だつた。僅な晩酌のあと、その頃は少し湯疲れも出て、私はぐつたりと机の前に寢そべつてゐた。三階の廣間では、盆踊りでも始まつたらしく、男たちの胴間聲に、きやつきやつと云ふ女の笑ひ聲もまじつて、座が落ちるやうな足拍子が、頭の上で響いてゐた。五六日前からこの近郷の村長たちの會議が、こゝの三階で開かれてゐた。恰度、彼等の部屋の隣室に、三人の女工が來てゐたが、二三日すると、彼等は隔ての襖を撤してしまつたのだ。そして、昨日の朝、老人たちが下山すると、あとに、これも恰度三人の若い村長が居殘つて、昨夜から大つぴらに、うぢやうぢやけてゐるのだ。

「やつてゐるな」

私は、心の中で微笑しながら、ぴん／＼と揺れる暗い電燈を見つめてゐた。と、どや／＼と、梯子段を上る音が近づいて來た。

「おやすみですか」

さう言つて廊下の側に立つたのは、今日も學校でピンポンをした、この村の青年たちだつた。

「いや」私は急に起き上つて言つた「まア入りたまへ。少し疲れちやつてね。今、三階の騒ぎを聞いてゐるところなんだ」

「ほう。まだやつてすな」と、机のそばに坐りながら、まだ少年の一人が、天井を見上げて言つたが、ほかの一人を顧みて、

「あの女ら何ぢやい？」

「××のもんでな、東京の紡績から歸つて來たんぢやと。今日の無料浴場の騒ぎ知んねすか？」

「知んね。何うしたへ？」

「三人がな、湯ん中へふんぞりかへつて、われるやうな聲でね淫な歌うたうとするとな、あの村長が來てな、寫眞撮るちうだ。

それから湯のかけつこが始つてな、人だかりがしたぞい」

「しかし、去年も一人、ひどい奴がゐたすな」

「あゝ、あいつはひどかつた」

今年、この地方の高等學校に入つたばかりの青年が言つた。

彼もやはり、この村の或大きい旅館の息子だつた。

「うむ、あれは、春治さんとこに泊つてゐたつちやなあ」

「どんな女だつたの」

私も漸く興を覺へて訊いた。

「なんでも、福島あたりの可なりな家の娘らしいのですがね。まだ二十か一二ぐらゐの女でしたが、それが一人でやつて來て、ちよつと十二三日僕のところにゐる間に、少くとも七八人の男には關係して行きましたよ。なにしろ、何處の部屋へだつて、男一人の部屋へは、平氣でどん／＼押しかけて行きますしね湯殿では、誰彼の差別なく背中を流したり、よごれ物の洗濯してやつたりするんですからね」

「しかし、それは、そんなことを商賣にして居る女ぢやなかつたの？」

「え。うちでも初めは、そんな女ぢやないかと思つて注意してたものですから、その女が歸つてから、二三のお客樣に聞いて見たのですが、別に被害を受けたやうな人はゐなかつたです。宿料なども綺麗に拂つて、そりや、さば／＼した顏をして歸つて行きましたよ」

「しかし、あの女には、春治さんも怪しかつたつてぢやねえか」

「莫迦言へ」

春治君が、急に顏を赤らめて對手を睨めつけたが、私には、可愛しいほど狼狽して居るのが讀めた。

が、かうした少年たちの話しに、快く頭を安めてゐる時だつた。突然、階下の方で、

「先生は何處だ。先生は何處だ」と呼んでゐる聲が聞へた。私はまた客だなと思つた。が、もう幾度か、さうした不時の無遠慮な客に襲はれて、すつかり田舍馴れた私には、格別な期待もない代りには、また憤りも起らなかつた。

「誰だらう」

「さあ、誰でせう」

「誰すべ」

顏を見合せてゐるうちに、どん／＼と、梯子段を上る音が響いて來た。

「やあ、岸本さんだ」

廊下に顏を出してゐた少年の一人が言つて、私の顏を見た。

「岸本さん？」

私が言ふと、もう障子のところに迫つて來たらしい客が、

「ほう、お前たち、もう來とるな」と言つたが、すぐ「今晩は」と、障子の陰から顏だけ出して、にや／＼と笑つた。

客は見憶へのない男だつた。が、兎に角、部屋の中へ招じ入れると、急に、改まつたお禮儀をして、

「や、先生ですか。わたくし掛木と申します」と言つて、じろじろと私の顔を見てゐたが、

「實は、わたくし、今日學校で、ちよつとお目にはかゝつたのですが」と言ひ始めた。

なるほど、さう言はなければ、今日小學校で子供たちとピンポンをしてゐる時、浴客らしい男が二三人入つて來たが、恰度ラケットを持つてゐた私と二三合打ち合ふと、「や、とてもかなはん」と言つて歸つて行つた、その一人がたしかにこの男だつた。その時には、この地方にしては珍らしい、中がたの粋な浴衣をひつかけてゐたが、今は、黒つぽい縞ものに、これだけは東京ものらしい絽の角帯をきちんと締めてゐた。

「あゝ、さうでしたね。やつぱり、湯治にゐらしたのですか」

「えゝ、まあ、親爺のお供をして每年來るものですから、今年もやつて來たのですが……先生、一ついかゞです」

男は不意に、障子の陰から、酒瓶を引き出して、私の鼻のさきにつきつけた。この地方の到る所に見る、何正宗の一升瓶だつた。

「いや、有難う。僕はもう、ちよつとやつちまつたところですから」

が、客はなか／＼承知をしなかつた。手早く懐から出した大きな平つたい盃に酒を注ぐと、また、私の鼻のさきへつきつけて、

「まあ、好いでせう、一杯ぐらゐ。そりやア、東京の酒を召し上つてちやア、この地方の酒なんか、とてもお口には合ひませんでせうが」

が、さう言はれると、私も、飲まないわけには行かなかつた。ぐいと一口に飲み干して返すと、

「や、有難う」

彼は、置き注ぎに、重さうに瓶を取り上げたが、半分ばかり口をつけると、

「や、どうも、こんなところであなたにお目にかゝらうとは思ひませんでしたよ。なに、初めは、小學校の校長さんだらうと思つたんですがね、よく見ると、どうもこんな村の校長さんにしちやア少し上等過ぎるし、と云つて縣の役人か何かにしちやあ、ピンポンが巧すぎるし、實は誰だらうと思つてたんですが……や、もう一杯いかゞです」

客はまた、私に盃を差し出した。彼はもう、可なり醉つてゐるらしかつた。

これから一時間ばかり後には、私は可なり醉はされてゐた。勿論、客も、少年たちが可笑しがるほど、醉つて來た。醉ふと、

客は、先輩に少年たちをこき使つた。

「おい、お前、これをちよつと、階下へ行つてお燗して來て呉れやい」

「おい、お前、ちよつくらわしが宿まで走つて、わしがさう言つたちて、煙管を一つ取つて來て呉れやい」

私は初め、その田舎紳士らしい振舞ひが、ちよつと不愉快だつたが、少年たちが、言はれるまゝに、快くその男の命を果してゐるのを見ると、また、彼れに對して、別の興味を感ずるやうになつた。

客の語るところによると、彼は、こゝから餘り遠くない近在で、醬油の釀造を業としてゐるとのことだつた。若い頃から、天秤棒をかついで働き通した父親は、漸く少しばかりの小金をためると、すぐ金借しに商賣換へをした。それが、その頃、不作續きだつたその近在の山林や田地を、父親の手に收めさせるもとになつた。父親は、引き續いて味噌から醬油、醬油から酒造へと手を出したが、それもとん／＼拍子に當つた。で、この岸本君が中學を卒業した頃には、近郷でも指を折られるほどの資産を作つてゐたので、兄弟のうち一人だけはと云ふので、末の子の岸本君が東京に學問に出されたのだつたが、もと／＼目に一丁字もない父親の下に育つた彼には、學問に對する興味などは全くない。豫定の如く商業學校の入學試驗をしくじると、翌日からもう法被(はつぴ)を着て、知り合ひの炭屋の番頭になつて、車を引いて東京市中を步いたが、そのうちに、その炭屋の娘と好い仲になつて、結婚すると間もなく歸鄕して、今のところで醬油の釀造を受け持つことになつたと云ふのだつた。

客は、醉ふに從つて、早口に、そんなことをしやべり續けた。

「ぢやア、君の今の妻君は、まあ、繼女房と云ふわけなんですね」

「いやア、繼女房となんのと云へる代物ぢやあありませんがね」客は、上機嫌に、頓狂な聲を立てて笑つたが、「その頃はまだ、江戸ッ子を女房にすると云ふのが、村あたりでもなかなか巾が利くやうな氣がしましてな」と言つて、何故だか頭を掻いた。

「東京の人なんですね」

「え、妻の親許は今でも、深川に店を持つて居りましてね、私のところの醬油だの酒だのを賣つてゐますが、――どうも、この地方と東京ぢやあ、客の口がまるで違つて居りましてな」

でも、さうして東京との取引きがあることは、少なからず、彼を得意にして居るらしかつた。

「ぢやあ、東京にはちよい／＼出かけますね」

「え。一年に一度や二度は出かけますが、どうも、私の東京に出る目的がその、あまり善良でないものですからね。つい、氣が引けて、長くは滯留もしないのですが」
「善良でないと云ふのは、好いことがあると云ふ意味なんですか」
「いや、別に、好いことがあるわけでもでないすが、なにした、女房がもう四年も患つて居ましてな。脊髓が惡いのですが、コルセットをかけて、寢たつきりなもんですから、つい、たまには遊びたくなる。遊ぶにしても、この近所でやつたのでは、すぐ女房に知れますし、女房に知れると、やつぱり、しないでも好い心配をしますからね。それが可愛さうで、こつちではまあ品行方正にしてるんですが、實際、東京の遊びはさつぱりしてゐてよござんすからねえ」
それから客は、一人で東京の遊び場、と云つても、おもに神樂坂だの富士見町だのと云つたところのことをしやべり續けたが、一升の酒が盡きると、足をふら／＼させて歸つて行つた。
翌日から、岸本君は、殆んど毎日のやうに遊びに來た。狹い土地で、もう散歩にも飽きてゐたから、自然、酒になることが多かつた。一二度は、一緒に、沼の小料理屋にも出かけたが、何時行つても、べと／＼に溶けかゝつたやうな鮨をすゝめられるので、我慢にもそちらには足が向かなくなつた。
「おやあ、今日はこれで一杯やりませう」
何處から捜して來るのか、大きい鯉を手桶に入れて持つて來て、自分で器用に料理して、食膳を作つてくれたりする。私と同年だが、萬事によく氣が附いて、不精な私の世話などをしてくれるので、私も何時か、氣の置けない、好い飲み對手にしてゐた。
飲めば、彼は、何時でも、彼の家の話しをした。山林が幾つあつて、田地が幾町歩あつて、小作人が幾人ゐて、酒が幾石出來て、醬油の年收が幾らあつて、所得稅を幾ら取られてなどと。それは自慢で言つてゐるではなかつた。そんなことよりほかに、彼には話題がなかつたのだ。
が、或る日、彼は、突然、私にこんなことを訊ねた。
「トルストイと云ふ人がありますな。ありやえらい人ですか」
「ええ。そりや、非常にえらい人ですが、それがどうかしたんですか」
「やつぱり、あれも文士なんですか」
「ええ。文士も文士も大文士ですよ。世界ぢゆうで一番えらい文士かも知れませんよ」
「華族ださうですね」

「まあ、ロシアの伯爵だつたんですがね」

「しかし、本統にえらい人だつたのですかね」

「僕はえらい人だつたと思ひますよ。しかし、それがどうしたんです」

「いや、そのトルストイに、實は、僕の兄貴がひどくかぶれてましてね、ちよつと、家でも困つてるのですが」

「へえ。しかし、どうかぶれてるんです」

　私は、思ひがけないところに、思ひがけなく近しい問題が起つてゐるのに驚いて、岸本君の顔を見つめた。

「なにしろ兄貴は變人ですからね。そのトルストイと云ふ人に言はせると、人間はみんな百姓にならなきやならんのださうですね。それを兄貴が實行しようと云ふので、去年、兄貴一人で住むための百姓小屋を一軒建てたりしたものですから、親爺は親爺で、兄貴は家業をおろそかにすると言つて怒るし、嫂の里ではまた、兄貴の女嫌ひが高じたのだらうと云つて心配しますしな、しよつちう家の中がごたついて困つてるんです」

　岸本君は、それから、この兄のことをいろ／＼話した。そして、結局、坊主にでもならなければ收りがつかない兄だと斷定した。

　無論、この兄のことは、少なからず私の興味を引いた。また二十代の世間を知らない青年ならば、ごく僅かな讀書から得た暗示が、一時の熱を掻き立てると云ふことも有り得る。が、この人は、聞いて見ると、もう四十を越へてゐるのだ。子供の二三人もある男なのだ。而も、資産家の長男であるとは云へ、近代的の教養からは全く離れて、子飼からの百姓として、中年からの商人として、健全に育つて來た男なのだ。私は、この兄がさうした方面に心を向けるやうになつた理由について、いろいろ岸本君に聞きただして見たが、岸本君は、嫂の品行について、幾らかの疑惑をほのめかしただけで、ほかのことは何も語らなかつた。

　それから十日ばかりして、私は、岸本君と前後して山を下つた。そして、山形でまた一週間ばかりを過すと、鳴子温泉に發つて行つた。

　無論、岸本君とは、別れるまで一緒に飲んだ。明日はいよいよ、山を下ると云ふ晩には、岸本君のほかに、村の校長さんだの、青年團の團長だのと云つた人たちが、てんでに酒肴だの鑵詰だの持ち寄つて、思ひがけない賑やかな酒宴になつたが、岸本君は最後まで居殘つて、別れを惜んで呉れた。

「ね、君、鳴子へ行つて手紙を呉れ給へ、ね。此度訪ねて行くから。今度は、僕のうちで出來る酒を持つて行く。是非切り

上等の奴をね」

岸本君は、もう幾らか廻らなくなつた舌で、何度もしつこくさう繰返した。

が、さうした旅人の心ほど、うつろひ易いものはない。

山形に行つて、その土地の或る大きい料理屋に、客ともなく食客ともなく迎へられて、久しぶりに、女たちのはしやぎ廻る聲などを、廊下つゞきの奥の間で聞いてゐるうちに、私は、忘れるともなく岸本君のことなどは忘れてしまつた。

「兄さん、何時歸つて來たのつしや」

何時の間にか、私が山から降りて來たことを聞いて、この家の抱へ妓たちが、私のゐる母家の一室に集つて來る。

「うむ、先刻。何うしたい？今日はいやに嬉しさうな顔してゐちやないか」

「私？」

「うむ。誰だい、お客は。船橋さんかい？」

「莫迦なこと」女はちよつとつんと澄した顔をして見せるが、すぐに私の方へ寄つて來る。

「でも、兄さん、顔の色が白くなつたわね」

「そりや。素地が立派だアね」

「なにを」

が、その時にはもうからだを半出ばかり襖の外に出して、「ぢやあ、またあとから來るわ」と言ひながら、廊下に忙がしさうな音を立つて、座敷の方へ消へて行く。

私はまたがくりと、床柱にせなかをもたせかけて、もう暮れがたの廣々とした庭を眺める。あちらこちらの座敷から、音締めの音がゆるやかに流れて來る。その、置き去りにされたやうなのが、また何となく好い氣持だ。と、夕暮の一しきり、さわついてゐた座敷の方が、ぴたりと一時靜まる頃に、この家の若主人の鄕之助君が入つて來る。俳句なども作る、はしつこい青年である。酒好きで、道樂者だが、きかぬ氣の、一こく者でもある。彼がこの料理屋の經營を父親からまかされたのは、彼がまだ二十二の一昨年のことだが、父親から引き受けると同時に、彼は、自分の家の抱へ藝妓たちに、お座敷以外の一切の行動の自由を許したのだが、一年とたゝないうちに藝者たちの半數以上が、えたいの知れない父なし兒を姙んだと云ふのである。

「無論、對手が解つてゐるのもあるんですがね。しかし、幾ら解つてたつて、それが自働車の運轉手であつたり、縣廳の雇ひ書記であつたりしたんぢやしようがありませんからね。結局、と以前の束縛されてた時代の方が、自由にされた時代よりも幸福

なんですよ。僕ももうそれに懲りましたから、この商賣に關する限りは、理想だのなんだのは捨ててしまつたのですが」

　彼は何時かそんなことを私に言つたことがあつた。

「や、どうも失敬しました。夕方になつて、急にちよつとした宴會の申し込みがあつたものですから」

「いや。僕はうつちやひとひて呉れたつてよござんすよ」

「しかし、おなかがすゐたでせう。また、鰻でも食べに行きませうか」

「しかし、君、もう好いの？」

「え。もう好いんです。行きませう。僕もおなかがすいちやつた」

　二人は、絃歌の音にそむいて出かける。が、勿論、鄕之助君は鰻だけでは濟まない。

「これから對山樓へ行きませうか」

　彼がさう言ひ出す頃には、もう酒氣が顏に出てゐた。

「對山樓？でも變ぢやないかね」

「なに、構ふもんですか。酒はやつぱり、敵地に入つて飲まなくちやうまくない」

　對山樓と云ふ料理屋と、鄕之助君の家とは向ふが政友會派、こちらが憲政會派と云ふので、何かにつけて犬と猿とのやうな間柄になつてゐるのだつた。

　が、そこでも、鄕之助君の尻は落ちつかない。よい加減亂杯に皿小鉢をつゝき廻すと、彼はまた別の家に俥を命じる。

「菊の家ア、菊の家ア」

　かうして、彼は、殆んど夜が白み始めるまで、料理屋と藝者屋とを泳ぎ廻るのだが、翌朝、私が、寢不足の重い頭で廊下に出る頃には、彼はけろりとした顏をして、帳場で帳尻を合はせてゐるのだつた。

　が、かうした亂暴な一週間な後、鳴子には、また、清澄な朝夕が私を待つてゐた。

　まだ夏のさかりだつた。これまで、あの高山の上で、時々どてらをひつかけてゐた私は、此處に來て初めて夏に入つたやうな氣がしたが、それだけにまた、朝夕の凉氣が身にしみて嬉しかつた。私はまた新らしい元氣で、續きの仕事にかゝつてゐた。

　と、恰度、こゝに來て十日目ばかりの頃だつた。或る朝、食事を濟して、庭つゞきの裏山に登つてゐると、下の方でぱちぱちと手をたゝく音が聞へた。ふりかへると、私の部屋の廊下に立つてゐる女中が、しきりに私を招いてゐた。

「なんだ？」

私の叫んだ聲だ。向ふの砂山から、こだまになつて返つて來た。
「お客様」
「お客様」
またひやかし客だなと思つて、ゆつくり細い途をひろひながら降りて行つたが、近づくと、女中が、にや／＼と笑ひながら立つてゐる。
「誰だい？知らない人だらう」
が、女中はなか／＼答へない。漸く、私が廊下に上ると、
「あなたも隅に置けませんね。何時の間にあんな別嬪さんが出來たのです」と言ふのだ。
「別嬪さん？知らないよ。どんな人だい」
「昨日ですよ。知らばつくれて」
「いや、全く。知らないんだよ。どんな人？娘さんかい？」
「おやあ、ほんとに知らないんですか」
「知らないとも。そんなおつき合ひがあらう筈がないんぢやないか」
「へえ、でも、さきでは、田中さんいらつしやいますかなんてさも／＼知つてゐるやうに言ふんですがね」
「へえ、誰だらうね。何と云ふ人さ」
「さあ、それに、もう御存じたんだらうと思つて聞きませんでしたが、そりや、綺麗なお嬢さんですよ」
「えツ、お嬢さん。しめたツ」
私はわざと頓狂におどけて見せた。
「ぢやあ、兎に角、通して見ませうね」
「うむ、早速通してくれ。そんな綺麗な人、勿體ないからね」
「まあ、この人、嬉しがつてるよ」
女中はさういつて、げら／＼と下等な聲で笑ひながら出て行つたが、待つ間もなく、なるほど綺麗な、と云ふよりも、一見清楚な感じのする娘さんが、梯子段のかげから現れて來た。勿論、私には初對面だつた。何處の誰であるか、どう云ふ縁故で訪ねて來たのか、すべて解らなかつた。が、
「初めまして」と言つて、障子の外に膝をついた瞬間から、私は、何故ともなく、もう長い知人に對するような親しみを感じた。それが、このあたりには珍らしい、小ざつぱりした、東京の女學生の普段着と云つたやうな風俗であつたためか、それとも、多少病弱には見へるが、眼などの生き生きした、何處か人なつこさうな顔だちのためか、それともまたそれらとは別な理由によるのか、兎に角、初めて女に會ふ時の幾らかの堅苦しさや警戒やが、さらりと私の心からぬけてゐたのは事實である。

「初めまして。まあ、こちらにお入りなさい」

私が坐蒲團をすゝめると、娘は、これもまた何の遠慮もなささうに、すなほに部屋の中ににじり入つたが、すぐ、涼しさうな眼で、私をまともに見つめながら、

「あの、岸本春治を御存じでゐらつしやいますか」と言つた。

「あゝ、岸本君」私は漸く、この娘が訪ねて來た緣故が解つたが、それにしてもこの宿が何うして解つたのだらうと思つた。

「あなたお存じなんですか」

「え、私の家とはちよつとした親戚になつてゐるのですが、昨日春治さんから手紙が來まして、こちらにゐらつしやるから訪ねて見よと申して來たものですから」

「あゝ、御親戚ですか。しかし、僕の宿がよく解りましたですね」

「あの、山形でお聞きしたのださうでございます」

「で、あなたは今どちらに?」

「もう一月ほど前から、母や妹と一緒に赤湯の方に參つて居りますの」

「赤湯。さうですか。好いところですか」

「いえ、ほんとにつまらないところなんですけれど、母が好きなものですから」娘は、さう言つて、ちよつと言葉を切つたが

「あの こちらに春治さんから御手紙が參つたでございませうか」

「いえ。なんにも」

「このお盆が濟んだら、こちらに參るさうでございます」

「さうですか。それは。ぢやあまた此度も賑やかになりますね」

「ほんとに、私たちも、すつかり退屈してたのでございますが……」

それから、娘は、二三時間も腰を落ち着けて、晝すぎるまでも話して行つた。別に文學に對する嗜好があるわけでもなかつたし、私もそんな話しは避けるやうにしてゐたので、自然、話しは、岸本一族のことや、彼等の村の生活のことなどに落ちて行つたが、娘ははにかみもせず、と言つて、人擦れのした樣子もなく、自然のまゝの心易さで、ぽつり／＼と話して行つた。それは田園の靜寂裡に、何不自由なく、おつとりと育てられて來た女のみが持つ、自然な落ち着きとでも言つたやうなものだつた。

「なるほど、好いな」

彼女が歸つた後で、私は、漠然とした意味で、さう呟いた。都會の娘たちのやうに、これと云つて目立つたものがないかは

りには、また、厭なところがなかつた。あゝして半日近くも話しこんでゐながら、僕のやうなものにさへ、何等の邪心を感じさせないところは、大したものだと思つた。

四五日後、たうとう岸本君がやつて來て、私の部屋の客になつた。約束通り、彼は、彼の酒造場で出來ると云ふ一斗樽を背負つて來た。

「これがまあ、私のところで取れた一等好い酒なんですがね。どうです、味は」

何はともあれと云つた調子で、彼は、自分で細心に燗をつけて私にすゝめたが、なるほど、飲んで見ると、それはすばらしく芳醇だつた。全盛時代の剣正の特製と云つた味のものだつた。

「なるほど、これア大したものだ。しかし、何故もつと盛んに賣り出さないのです」

「いや、しかし、そんな酒はたまにしか取れないのですよ。まあ、たまに、まぐれ當りに出來ることがあるんですね。それを取つて置いて、親類ぢゆうに分けるんですが、分けてゝも一向有難がらないのが多いですよ。東北では一體に、こんな酒はこくがないと言ひましてな、あまり歡迎されないです。やつぱり、どぶろく程度の酒が一番口に合ふらしいですから、自然、商人も、どぶろくばかり造ることになるんですよ」

岸本君はさう言つて笑つたが、それでも、彼の自家自慢が私に通じたので、ひどく得意らしかつた。

翌日、私たちは、山の上の舊噴火口で、今は大きい池になつてゐるのを見物に行つた。そして、夕方、へとへとに疲れて歸つて來ると、先日のおけいさんが、十四ばかりの娘と一緒に私の部屋で待つてゐた。昨日、岸本君が着いた時、電話で、向ふの宿へ知らせてやつたのだつた。勿論、私たちはすぐに酒にした。前の山の中とはちがつて、此處では幾らか食糧も豊富だつたし、料理も取れたし、その上に、久しぶりで樽酒にありつけたので、酒もおのづからすゝんだ。

「おい、おけい、お酌しろ」

岸本君は、例のぞんざいな調子で、お酌をさせたり、料理屋に走らせたりしたが、おけいさんは、平氣で、にこにこして、私たちの用を足した。そんなところは、ひどく從順な、むしろ啞のやうに從順な娘だつた。

「どうも、やつぱり、物足りないな」

私は、先日、あれほど感心した娘さんだつたが、今日、醉つて來ると、そんなことが、頭の中で呟かれ出した。髪にもどか

しい寄立たしさが感ぜられた。そして、たうとう彼女たちの存在を忘れるまでに醉つた。……

翌朝だつた。昨夜飲み更した割りには早く起きた二人は、向ひがはの砂山を登つて、それからゆつくりと歩きながら、測候所あたりまで散歩に出かけた。まだ露の乾かないうちだつたが、それでももう、今日の暑さを思はせるやうな油蟬の聲が、そこここの杉林から起つてゐた。岸本君は、例によつて、自分の一族の内輪話し、殊に長兄の變人ぶりや、嫂に對する非難などを私に訴へてゐたが、突然、意味ありげな微笑を浮べて、

「時に、昨夜のおけいをどう思ひます」と言つた。

「どう思ひますつて、どう云ふ意味？」

私は訊きかへした。

「つまり、お氣に入つたかどうか……」

唐突な質問なので、私はちよつとどぎまぎしたが、取りあへず、

「おとなしい好い娘さんぢやないですか」と答へた。

「昨夜あなたは隨分醉つてしまつたな」

「あゝ、醉つてたやうですね。しかし、醉つて、僕が何か變なことでもしましたか」

私は内心ひやりとしてゐた。今日になつては自信が持てないほど、私は昨夜醉つてたことを思ひ出したから。

「いや。あなたがむしろ、餘り變でないので、僕がかへつて面喰つたのですが、僕は昨夜、おけいをあなたと一緒に寢かせやうと思ひましてね、ちやんとその用意をしたのに、あなたがおけいさん歸れ歸れつて言ふものだから、先生、何だか變な顔をして歸つて行きましたよ」

「へえ」と、私は、岸本君の顔を見た。かりにも親戚の娘を、そんなことをする彼の意中を計りかねたからだ。

「しかし、君も亂暴だな。そんなことをして」

「なに、構はないんですよ。あれはもう結婚なんぞ出來ないからだですし、あなただつてさうして旅をしてゐらつしやれば不自由ですし、どちらにも都合が好いわけですからね」

岸本君は平然として言つた。

「ぢやあ、おけいさん、何か病氣でも持つてゐんですか」

「え。一昨年、腹膜を患ひましてね。不姙なんですよ。そのために、その頃まとまりかけてゐた縁談が破れて、今でもあゝしてるんですが、初めから不姙と解つてちやあ、田舍ではちよつと貰ひ手はありませんよ。やつぱり、何處の家でもあとゝりを欲しがりますからね」

岸本はさう云つて、その後、彼女に、或る小學教師との縁談

あつたことなどを話した。これはすでに妻子のある男で、岸本の一族では見て見ぬふりをしてたのだつたが、男の妻君の嫉妬が烈しいので、たうとう男の方から逃げて行つたのだとのことだつた。

「なるほどね、面白いし話があるものですね」

私は、さうした戀物語り自身よりも、それに對する周圍の人々の態度に、或る興を覺へて言つた。實際、彼等には、自他の本能生活や享樂生活に對して、無駄な拘束は何もないのだ。そこにはたゞ、放埒なほどな自然さと、必要に對する好意と寛大さとがあるばかりなのだ。

「だから、あなただつて何も遠慮は要らないのですよ。現においなんか、昨夜はそのつもりでゐたのですからね」

岸本君はさう言つて、穩かな微笑を浮べた。

その後、一週間ばかりを、私は、岸本君と一緒に過した、その間には、二三度、おけいさんが訪ねて來たし、私たちがおけいさんを訪ねたこともあつたし、時には一緒に、川渡溫泉に出かけたことなどもあつたが、私たちはたうとう、岸本君がすゝめたやうな結果にはならなかつた。それは、必ずしも、彼女の過去が、私の興味を索然とさせたからではない。要するに、彼女が、禁斷の果實でなくなつたからだ。禁斷の果實は、これが禁ぜられて居るといふことだけで、誘惑の力を持つて居るのだ。……………

この旅の後、一二年ばかりして、私は偶然、東京でおけいさんに會つた。恰度春のことで、上野では何々博覽會が滿都の人足を集めてゐる頃だつたが、その會場の或る大きいバラックのカフエーで、私はエプロンをかけてゐるおけいさんを見出した。相變らず、昔通りの、無邪氣な、呑氣さうな顔をしてゐたが、たゞ當時の紅玉が鎌鉾形の結婚指輪に代つてゐるだけが、昔と今との違ひだつた。私は、飲みたくもないコーヒーなどを飲みながら、しばらく、彼女と、岸本君の噂などをしたが、彼女の今の身の上については、一ことも觸れなかつた。實際、それに觸れる必要もなかつた。私には、彼女がかうして、この都會の渦卷きに流れこんで來た經路が解り過ぎるほどはつきり解る氣がしたからである

「では、おついでの節、岸本君によろしく」

私はさう言つて、彼女のテーブルを離れた。

孫逸仙物語

宮崎龍介

孫文氏について數々の思出を、玆に書き連らねなければならなくなつたことは、私にとつて最も大きい歎きであり悲しみである。

北京からの私電によると、孫氏は手術後屢々生死を疑はれたにも關らず、尙ほ生命を保つてゐる。最近では段々良くなりかけてゐるといふのであつた。幾分安堵はしたもの丶、尙ほ不安は去らない、それは到底再起出來ないだらうとも云はれるからである。去年十一月下旬、孫氏北上の途次、神戸に立寄つた時、私は氏と相見えて、白色を加へてその頭髮と、幾分小皺を增したその顏貌とに、氏も大分年寄られたことを感じた。然しその席に上るにこやかな微笑と、一日に二三十人の接客に應對しながら少しも疲れる樣子がないこととから察して健康は大丈夫だと直感したのが、僅か旬日ならずして生命を脅かすほどの恐しい病魔がそこに潜んでゐやうとは思ひも寄らぬ事であつた。孫氏が天津に着いて間もなく、氏が病床にあることを公にされた時、それは何か政略上の駈引きのためではないかとまで疑つたが、天津からの私信は孫氏が輕からざる病のために病床にあることを傳へて來た。不安と心配とに驅られて問合せたのに對する孫夫人の返事では『孫氏は近頃肝臟を病んで絕對安靜が必要である。まだ床に起き上ることは出來ないが、段々と良くなりつ丶ある』（英文）とあつた。そしてなほ天津は氣候が惡いから卅一日には北京に行く積りであると書き添へてあつたのである。お丶孫氏は本當に病氣をしてゐるのであつた。そしてそれは難症肝臟病であつた。孫氏が北京に移つた後孫氏の側にある汪兆銘氏からの手紙には「惟因病勢非輕故非多假時日不能完全起色也……孫先生之病狀有惡意的推測以〇〇報爲尤甚請注意勿輕信……」とあつた。北京通信機關の中には、特に孫氏の病狀を惡ざまに報道する傾向のあることを注意された私は日々傳へられる孫氏重態の噂が必らずしも眞相に觸れてゐないことを知つて、尠からず安心してゐたのである。然し凡てこれ等の希望的な解釋も今では悉く裏切られてしまつた感がある。吾が敬愛する孫氏は今北京に生死の程も氣遣はれる病床にあるのだ。

孫氏が神戸を去らんとするその朝オリエンタルホテルの廣間で紀念の撮影をした時、戴天仇氏は『二十年後は我々の時代でなければなりません。その時は孫先生は居られないかもしれない』と、私を顧みて云つた、その何となく云はれた言葉は二十年を待たないで實際とならうとしてゐる。

□その生立

時勢が人を作るといひ、また人が時勢を作るといふ。果して

その何れであるかは知るよしもない。然し時勢は常に人を要し、人はまた常に時勢を打開いて進んで行く。十九世紀末葉の支那にはひとりの「人」孫逸仙氏の生れ出づべき機運が醸成されてゐたのであらう。

孫氏の名は文、逸仙といふのは字名である。彼は西暦一八七六年を以つて廣東の香山縣に呱々の聲を上げた。父は道川といひ、母は揚氏の女であつた。世々農を以つて業とし、その家は極めて貧しかつたけれども、所謂琴瑟相和し、鴛鴦の契は深く、三男二女を擧げた。彼は即ちその季子である。

出來長兄は溫和に、季子は多く腕白だと云はれる。然しその理由に反して、長兄は却つて年少氣鋭、父祖の業を繼いで鍬鋤を友とするを喜ばないで、去つて布哇に渡り、身を商賈の群に投じ、頻りに辣腕を揮つて萬金を獲得し、幾何もなくして、その地に一大家をなしたのであつた。だが次兄は不幸にして夭折したので、彼は二姉と双親との傍にあつて僅かにその業を助けながら、專ら奉養に努めてはゐたものゝ、閑さへあれば彼は近隣の群童を率いては山野を驅け廻り、常に自らその頭首となつて、模擬戰をするなど、食を忘れ夜の至るをも知らなかつたことが屢々あつたといふ話である。

抑々孫逸仙氏の支那革命思想は、何處から生れたのであらうか。この事に就て彼自ら答へて云つたことがある『予が革命思想の組織的な成案を得たのは後日のことである。然し革命の初一念を作つたものは幼年時代に郷關の宿老から聞いた談話であつた』と。この宿老とは彼の長髮賊の亂として知られてゐる洪秀全が泰平天國の軍に從つて敗殘の一老雄であつたのである。

龍は二寸にして氣を呑むとか、孫氏はまだ三尺の童子であつたけれども、英氣は其眉宇に溢れ、膽量は既に群を抜いて居た。勿論この老雄はこの氣魄ある少年をいたく愛し暇あるごとに諄々と當年の戰狀や洪氏の爲人を物語り、興至ると『汝よく第二の洪秀全たれよ』と訓すのであつた。かくして逸仙氏は心私かに第二の洪秀全を以つて任ずるようになり、宿老の革命談を聞くことを以つて無上の樂しみとするようになつたのである。

逸仙氏の幼年時代は實に貧困と此の革命的老雄との雰圍氣の間に育まれてゐたのである。彼は土地問題を論ずる毎に何時も曰ふ『若し予が生れて貧困な農家の兒でなかつたならば、或はこの重大問題を等閑にしたかもしれない』と。全く彼が革命家としてのその出發點は理論上の發見にあつたばかりでなく、當時その身邊に迫つてゐた政治的な抑壓と經濟的な貧困との實感から來てゐる。彼が自らを思索し得る年齢に達した時、第一にその腦裏に浮んだ疑問は、自己の境遇であつたのである。やが

て彼は『予は如何にしてこの境遇を脱却することが出來るか』といふことを考へた。そして自らの境遇を脱却して、更に進んで多數の民衆をその永生的な奴隷の境遇から脱却せしめようとする血と涙の革命的努力に進んで行かうとしたのである。

彼は十二歳にして家兄の後を逐つて布哇に渡航した。蓋し自分の懐いてゐる疑問を解決しようと考へた爲めである。即ちその永生的な奴隷の境遇を脱却するの道を講ぜんが爲めであつた。布哇にあつて彼は家兄の勸めによつて英文學堂に入り、天禀の英才を以つてそこに三年の勉學を積み、もはや呉下の舊阿蒙ではなくなつたのであるが、當時彼は早くも人間生死の疑問に逢着して、耶蘇をその解答者として信奉し、遂に耶蘇教徒となつた。けれでも家兄は逸仙氏が耶蘇教徒となつたのを非常に忌み、幾度か改宗を勸告したのであつが、彼はその勸告を聞かず却つて其教義を説いて、家兄を耶蘇教徒たらしめようと勸誘したので、家兄は怒つて、とう〳〵彼に郷國に歸るべきを命じた。依つて彼は詮方なく家兄の許を辭して郷關に立ち歸り、再び舊の境遇に戻つて、鋤鍬を採つて父母の業務を助けてゐた。

逸仙氏はその當時の心情と感想とを語つたことがある『予が郷里に歸つて父母の膝下に至ると、村の宿老や竹馬の友が予をとり圍んで、予が國外にあつて見聞した處を聽き度いといふので、逐一之を物語つたところ、彼等はとう〳〵予を推して長老會議の議員に推薦して了つた。そして自治行政の事は多くは予の議を採用するに至つたのである。例へば道路改修の事、街道に夜燈を點ずる事、盜賊を防禦するために順番交代を以つて壯丁の夜警團を設くる事、此等の壯丁に銃を携へしめる事、などは皆予の發案に依つて實行したのであつた。當時若し予が今日のような思慮を有つて居たならば、乾坤一擲の壯擧に出づるようなことをせず、漸次此の信用と實力とを擴張して、縣より州に及ぼし、州より省に進み、隱忍持久して名を共同自衞に籍り、兵器を輸入し、又壯丁を訓錬して、機を見て蹶起したならば、大事は或は成し易かつたかもしれない。然し年少血氣の予には久しく長老會議に安んずることが出來ず、家居一年の後、廣東に一醫學校の設立されたことを聞き、父母に乞ふてその學校に入つた』と、此時に逸仙氏の歳は僅かに十七であつた。

醫は仁術といふ。彼が醫術を撰んだのは仁術を行はんがためであるか、また永生的な奴隷の境遇を脱するために最も便利な方法として之を撰んだのか、その何れであるかは知ることを得ない。然しともかくも彼は玆に廣東の中西醫學堂の學生となつたのである。そして依然として彼が「第一の洪秀全」であるこ

とには變りなかつた。彼は逢ふ人每に支那革命の談話を交はした。教師であれ生徒であれ、又商人であれ、工人であれ、その贊成、不贊成、解、不解を問はず、逢ふ人每に語り合つた。之れで逸仙氏を目して一般の人々は革命狂だとまで云つた。當に官權の如きすら彼を「革命狂」として看過してゐた位である。たゞ同窓の學生中、眼光何となく陰に輝き、擧動頗輕な一壯年があつて、常に熱心に逸仙氏の論議を傾聽し、同情を以つて彼に敬事してゐた。然し自らは口を噤んで曾てその主張を語つたことがなく、絕えて胸襟を披かうともしない。逸仙氏もその如何なる種類の人であるかを知ることが出來なかつたが、私かに奇な人物として、深くその人を愛重してゐた。そしてこれが三合會の頭目として秘密結社に重きをなしてゐる鄭弼臣氏だとは、彼は夢にも想像しなかつた。まして後日相提携して革命の陰謀を企てるなどゝは少しも思ひ及ばなかつたことであつた。

其頃廣東に區氏といふ耶蘇教の傳道師があつた。逸仙氏は常に此の傳道師の許に行つては耶蘇教の教理の研究をやつたが、その度ごとに逸仙氏は革命談を傳道師に語つてゐたのである。と云つて固より何等實行的の相談をしたわけではなく、常に一場の快談を試みてゐたに過ぎない。然し異日逸仙氏が總頭目となつて、實行計畫を運んだ時、この區氏は實に會計長となつて彼が計畫を援くる人となつたのである。

世事の多くは期して而して成ることのみではない。偶然にして成ることも亦屢々である。逸仙氏が革命を談じてゐたのは決して同志を作らんが爲めではなかつた。たゞ自分の云はんと欲した心事を率直に述べてゐたばかりである。或る者は彼を目して狂人とした。けれども鄭弼臣氏は逸仙氏を目して決して狂人とはしなかつた。そして常にその言動に注意し、その他日必ずや有意の人たるべきを觀取して、心に銘記してゐたのである。それでも不用意なる逸仙氏は一向に之れを知らず、唯一奇人として鄭氏を記憶してゐたゞけであつた。區氏は老成の人であつたが、年少氣鋭な逸仙氏の革命論を聽いて喜んだ。そしてその人物を看て必らず有爲の器たることを認めてゐた。それでも尙ほ容易に自らの胸中の秘密を漏らすことはしなかつたのである。從つて逸仙氏が區氏の人物の如何を知り得よう筈はなかつた。當時の逸仙氏は全くたゞ一人支那革命の豫言者であつて、四五年の後實行的革命黨の中心であらうとは、恐らく彼自身すら之れを豫期してゐなかつたのであらう。彼は廣東の醫學堂に來て、既に二人の重要な同志を得てゐたのであるが、彼自身少しもこれを悟つてゐなかつたのであつた。

廣東醫學堂はまだ純然たる歐洲風の教育法を採つてはゐず、

半は支那流の教育を施してゐた。もと〳〵逸仙氏は文明の學問に觸るゝの意が切であつたので、此の學風を厭つてゐたが、他に理想的な醫學校がないために、たゞ革命論などを主張してそこに殆ど一年を暮した。時に偶々香港に一醫學校の新設せらるゝを聞いて、忽ち廣東醫學堂を辭して同醫學校に入學したのである。

香港の醫學堂は博濟醫院の附屬として創設されたものであつて、カントリイ博士が之れを主宰し、その他在留の洋醫の重なる者は皆來つてこゝに教鞭を執つたので、萬端の整備してゐることは到底廣東醫學堂の比ではなかつた。逸仙氏も窃かにその處を得たことを喜んでゐた。然し悲しいことには、彼は一貧農家の兒であつて、先に廣東に遊學した時、毎日郷家から得るところの學資は僅かに六金に過ぎなかつた。そして布哇にある家兄は逸仙氏が耶蘇教徒になつてゐるために、その學資を助けてくれないので、彼の苦しみは一通りではなかつた。然し辛くもそこに一年の學期を過し得たのであるが、香港に來てからは、諸物價は高く到底六金を以つてしては一ケ月を支ふることが出來ない。それで彼は一方には友人達に頼んで多少の助力を得たり、或は又、學校の事務を採らして貰つたりして、自給の道を開いたのである。これで漸く目的の學問を繼續して學ぶことが出來るやうになつたのである。そして此の間にも彼が豫言的革命論者の態度は少しも變らなかつた。寧ろその實行的革命の急先鋒となるべき要素はこの在學中の後半期に熟して來たものらしい。

逸仙氏は曾て其當時の事を話して『予が香港醫學校に轉校してから一二年足らずのうちに、同窓生の中に革命の同志が三人も出來た。それは尤氏陳氏及び楊氏のこの三人であつた。皆その主張を同じくし、閑さへあれば寄合つて放言高談に時を移し、近所近邊の人々が目を見張つて見ることもあつたが、そんなことは少しもお構ひなしであつた。是等の友達とは終には寢るも起きるも出るも入るも一緒にした。それこそ兄弟よりも仲よく固く結んで、一小團をなした形があつた。それ故他人は吾吾のことを四大寇と呼んで居た。其當時鄭弼臣はやはり廣東醫學堂にゐたので、時々やつて來ては四大寇の中に加はつた。斯うして段々交りが深くなつて來て初めて、彼鄭弼臣が三合會の頭目の一人だといふことが解つたのである。そしてまた、今日迄の支那の秘密結社なるものゝ内情も知ることが出來たのである。お陰で大に予の實行的考慮に參考になることがあつた。予が議論時代から實行時代に移る動機はこの鄭氏に負ふ所が甚だ多かつた』と。

また陳氏が其の時分の事を話した時に『予が逸仙氏と同學窓に居た頃、彼は常に書籍を探つて革命主義を唱へてゐた。予もこのお陰で得る所があつて、遂に結んで倶に語ふやうになつた。當時予が彼逸仙氏に敬服した處は、その議論ではなくて寧ろ彼の實行にあつたのである。彼が時に自分の勞働から學資以外の金でもとれると、誰彼を問はず料理屋へ連れて行つて皆に御馳走して自分も嬉しがつてゐた。金が無くなると校門から一歩も外へ出ないで、日夜机に向つては他のことは何も意にとめてゐない樣子であつた。こんな風な彼の性質が皆を推服させる處が多かつた』と。

それから彼の宗教的信念は何うであつたらうか。或時彼がその事について話した時に『予が耶蘇教の信念は科學の研究と共に薄弱になつてしまつた。予は香港の醫學校に在學中、耶蘇教の甚だ論理的でないことを感じ出してから、何となく不安を覺えたので、遂に哲學書を讀み初めた。その時は大分進化論に傾きかけたけれどもまた耶蘇教を全く捨てゝしまふ處には至らなかつた』と。

逸仙氏はこの醫學校に五年の苦學と革命的予言者の生活を續けてゐた。――そして遂に優等の成績を以つて外科醫術得業生」の稱號を得た。

□廣東の隱謀

香港から船でも一時間程、廣東河に近い處に小さな島がある。澳門といふのだ。僅に三百七十年來葡萄牙の領地となつてゐるけれども人口の大半は支那人である。所謂葡萄牙といふ一部の歐人は僅その三分に過ぎない。此地は氣候が良いので熱帶地方人は樂園だと稱してゐる。今や一外科醫術得業生となる彼孫逸仙氏は此の樂園に來て醫院を開業し初めたのである。彼の友人で其地の病院に奉職してゐた支那人達はこの新開業醫の爲めに色々の便宜を計つて、遂に病院の一室に彼の自由に使用させ、その上そこに備へつけの藥劑や醫療器械までも添へて、彼が自由にその腕を發揮することの出來るやうにしてやつた。

こゝで彼はともかくも少年時代の水牛的な奴隷の苦境遇から一變して、獨立自主な民となつたのである。そして「第二洪秀全」たることは依然として彼が腦裏を去つてゐなかつた。彼の醫者としての名聲も一時に盛になつた。同時に「洪秀全」たるの名も擧つた。彼は其の醫術的盛名に依つて富豪の家に招かれることもあつた。彼はよく治療し善く取り、亦よく革命を論じた。彼が又仁術的盛名に依つて勞働者や貧困者に尊重され崇拜

されたことは云ふまでもない。彼は取らずして病める者を治療し、貧しきを憐し、且つ其上革命を囁やいてゐたのである。彼の勢力の伸びることは全く旭日昇天の概があつた。これは彼としても、恐らく予期以上の收穫であつたであらう。そして彼はそろ〱と大事に取りかゝらうと考へ始めた。曾て醫學同窓の友で亦革命の同志である鄭弼臣氏や尤列氏、陳白氏など時々來ては逸仙氏を援けた。醫療を助けると云ふよりも寧ろ多く革命主義を援けたのである。意氣は投合し、黙契は成り、遊説は初まり、運動はいよ〱秘密となつて來た。そして其の勢力は廣東香港にまでも及ぼして來たのである。此時突如として一問題が持ち上つた。それは葡萄牙醫生達の嫉妬的な攻撃である。

元來葡萄牙の法律では本國政府の認可狀を持たなければ、其の領地内で醫者を開業することが出來ない規定があつた。醫者の開業ばかりでなく處方箋を持つてくるものに藥の調劑をする自由すら許されてゐなかつた。逸仙氏の名聲が餘り盛んな爲めに、葡萄牙人は支那人の癖に生意氣なといふわけで本國政廳に申請したものであるから、政廳から逸仙氏に申し送があつて、彼は止むなく同志と相携へて廣東省城へ轉居しなければならなくなつた。

廣東省城に轉居して來た逸仙氏及び其の同志は表面は醫術を標榜してゐたが、も早内實は革命運動を主として居た。そして既に中産階級や勞働階級の間に幾多の同志が出來てゐた。のみならず三合會の鄭弼臣氏とも相通じ相結托した。殘る處はたゞ官吏軍隊ばかりになつてしまふのである。併し彼等は陸海軍の軍人中にも出入して革命を宣傳した。

彼等は斯くして既に多數の同志を得た。も早や一團を形成すべき時期に達したので、一同秘密會議を開き、主張綱領を定め、公選を以つて孫逸仙を頭領に推し、之を興中會と名づけた。廣東地方の聯絡は既に出來た。然し彼等の目的は廣東の革命ではなくて、實に大支那の革命である。それ故に逸仙氏はこの聯絡を擴張するために、自ら諸國を遊説して歩いた。行く〱遊説し、聯絡を作つて天津に來た時、一大警報は彼の耳朶を貫いた。それは日清談判破裂して宣戰がされたといふのである。彼は傲然微笑して曰つた『千歳一遇の好機失すべからず』と。彼は早々に天津を出發して上海に出で上海から日本に渡つてそして布哇に行つた。彼はこれまで人と革命との結合に努めてゐた。今は早や兵士の中にも同志がある。その指揮官も、參謀も、行政官も多士濟々指腕を扼して時期の至るを待つてゐる。事茲に至つては唯機會と、革命に必要な武器を得るだけである。恰もよい一大機會は突如として天外から落ちて來た譯である。殘

るものは唯武器だけである。例へ同志は幾百萬あつても武器がなくては革命は出來ない。そしてその武器は金で得られるのである。彼はこれを何うしようとしたのであらうか。

彼は澳門の醫術開業によつて多くの金が手に入つた。それを彼は右手でとつて左手に散じたのである。勿論貯蓄など少しもありはしなかつた。然し自身に貯蓄はなくとも、各地に散在してゐる富裕な同情家が　その財布の紐を解いて他日の時を待ち望んでゐるのであつた。その富裕な同情家とは外洋に出稼してゐる商人等である。

支那人の外洋に出稼にゆくものは無數であつた。中にも廣東人はその多數を占めてゐた。是等の商人はその本國にゐるよりは生命も財産も兩ながら安全であつた。上に暴官汚吏の壓抑があるではなし、下に盜賊や强盜の心配は殆ど無いからである。然し是等の人々にも本國在住の人の知らぬ心の惱みがあつた。それは外國人の輕侮である。彼等は一面この國民的汚辱に直面し。他面には常に親しく歐米の文化に接觸してゐる。顧みて自らの立場を考へた時何人かの英雄の出現をその本國のために待ち望んでゐないものがあらうぞ。

逸仙氏は能く此間の消息を知つてゐた。のみならず早くから多少の連絡をもつてゐた。南洋に鄧氏なるものがあつた。彼は久しく布哇にあつて巨富を擁んでゐたが　逸仙氏の擧を賛して、其の家財を擧げて廣東の陰謀に投じた。彼がいふのに「自分は已に革命の爲めに全財産を盡してしまつた。殘るところは此の老軀だけだ。たぶんもう餘命も少からうから、この上は革命の大渦中に身を投じたい」と。逸仙氏は海外に是等富裕な同情家を持つてゐたばかりでなく　香港にも廣東にも多くの友を持つてゐた。だから金錢問題の爲めに多くの時間と苦勞とを費さずにすんだのである。唯殘る所は武器の輸入のことである。幸ひ香港は自由貿易港であつて、稅關の設がない。從つて貨物の檢閲のないのは望外の便宜であつた。布哇から歸つて來た逸仙氏は自分で香港へ出て來て武器の購入に着手した。

武器の購入は左程困難な仕事ではないが、事の秘密を要せるものであるが爲めに、商人がこれをよいことにして、巨利を貪られるのは止むを得なかつた。丁度富有な同情家を持ち合せてゐた逸仙氏は彼等商人の利欲を滿足させて、巧にこれを買收することが出來たのである。次の仕事は之等の武器を無事に廣に輸入することであつた。

香港は自由港であるが、廣東は嚴重な稅關の設けがあつた。稅關吏は一々臨檢して遺す所がない。逸仙は如何にしてこの難關を突破して多くの武器を輸入したであらうか。是れ實に難事

中の難問題であつて、殊に又興味のある問題であるが今玆に悉しくこれを記述することを止めて置かう。唯何時の間にか六千餘挺の武器と、之れに必要な彈藥と、多數の爆裂彈とが、廣東省城の彼等の本部に堆積されたか、この事の爲めに半歳以上の時日を費したことから考へても如何にこれが爲めに苦心と犧牲とが拂はれかは推側され得るであらう。

逸仙氏の先づ最初の腹案では、百人の實行委員を精擇して、これを以つて一夜の中に總督以下の長官を斃して、黎明と共に新政府を布告し、一先づ民心を安定させて置いて、玆に假設民政局と共に、一部の陸海軍を駐め、右手に擁て秘密に通じてある官兵を提げ、左手に同志の兵を率ひて、直ちに進んで中原を攻略しようとするにあつた。然しその時の大勢は到底この胸中の計畫を一變しなければならぬ狀態となつてゐた。

日清の戰役は非常に彼等の活動を助けたのであつた。殊に滿軍の敗報は一般の人民と共に官兵の心を動かし、彼等は潮のようにこの秘密團體に押寄せて來たのである。それは實に時の大勢であつて何うともすることの出來ない流れである。やがて彼等は其處の酒樓に一團を作して革命を談じ、彼處の旗亭に會飲して謀叛を叫けんだりした。官吏は漸く警戒を加へて來た。逸仙氏以下の本部員は噴火山上で計畫をしてゐるような境遇に立ち至つた。

丁度その時猶一二三の民衆を激昂せしめた事實があつた。その一つは當時日清戰爭が終つて、一部の兵員だけは留置され、其他は除隊された。だがその除隊兵たるや、彼等は無職の游民である。差當り糊口の道のない者ばかりである。そこで不平なきを得ない。彼等は叫んで曰ふ「總てを除隊せよ、然らずんば總てを入營せしめよ」と。固より當局者は此言に耳を傾けなかつた。そして彼等不平の徒はいつかこの革命の潮流の中に合流してしまつたのであつた。

其時兩廣總督の李瀚章（李鴻章の兄弟）の誕生日があつた。氣の毒な官吏達は皆長官の御機嫌をとる爲めに、種々の手段を盡して民財を絞取した。その結果は富裕な商人に對して强制的の約束や、强奪などをやつたのは勿論であつたが、一學位を五百元で公賣したことは、「秀才叛を謀る三年すれども成らず」と蔑視された文弱の士をすら憤怒せしめたものであつた。

情勢はもはや斯ういふ風に迫つて來た。積んだ薪の上には油を注がれた。今は唯一本のマッチですら革命の火を擧げるに充分であつた。此時一般の酒樓や旗亭は益々賑つた。そして一般民衆は日毎に相集つては會食しながら時局に對する措置を議してゐた。斯ういふ處へ巡査の一隊が其の制服を脫いで市民の中

に遣入り掠奪を行つた。怒つた民衆は之を捕へて會館に拘留した。それで他の一隊がその同僚を救ふために會館に詰かけた。格闘が始まつた。民衆と秘密團とは殺傷する。彼等は委員を選んで官衙に行つて事情を訴へると『斯の如きは長官を威嚇するものであるから謀叛を以つて之を目すべし』といふわけで重立つた者を捕へて獄に投じ、他は皆逐ひ返してしまつた。こゝで革命の暗流は愈々急になつて來た。

逸仙氏の最初の胸算は先に述べたやうであつたが、今この事急となつた潮流を支えて自分の計畫通りに行ふ事は不可能であると思つて、今度は正々堂々陣を張つて一擧廣東城を攻略する策を採ろうとした。それで陰謀本部を省城の中央に移した。そして逸仙氏以下の參謀は皆此處に在つた。彼等は先づ爆發の日と時とを定めた。そして軍を三隊に分けて、一隊は汕頭方面から、一隊は西河方面から、そして他の一隊は援軍として香港から、定めの時刻に廣東省城に攻め入らうといふのである。同時に省城の同志も銃劍を提げて立うとするのである。若し官軍が進んで汕頭方面か西河の方面か又は兩方一時に激擊するの擧に出たならば、省城の同志と、香港の援軍とは其の虚に乘じて省城を攻擊しようといふのである。これがその計畫の大要であつた。

いよ〳〵定日定刻は近づいて來た。官軍は市街を距ること四時間行程の處まで來た。茲に駐軍し、三十人許りの走行隊を省城に遣つて翌朝の準備の報告をさせた。陰謀の本部は萬事を整へ時の到るのを待つて居た。其時行進軍は中止され、革命運動は無關係となつたといふ意味の電文が本部員の手に落ちた。そして參謀の一人の陸皓東は市中に捕縛されたとの急報が來た。續いて官兵は早くも本部を探知して逆襲しようとしてゐるとの情報が齎らされた。本部員も今は狼狽し始めた。すべての事が斯うなつては逸仙氏も策の施す可からざることを察して、皆に思ひ〳〵逃亡することを命じ、自分は獨り留つて部下を督勵し、事由發覺の旨を香港にある委員の許に電報させたのである。そして書類は燒き捨て、銃器は之を轉還し、鄭弼臣氏と一所に本部を出て、雜踏に混ぎれて河口に出て、輪船に乘つて澳門に行つて、そこに一晝夜だけ止り、更に船で香港に逃げた。悲しいことには香港四百の援軍は事由發覺の電報の到着する數分前に既に解纜して航行の途中にあつた。そして滿腹の希望を抱いて廣東埠頭に到着すると同時に、彼等の運命は窮まつたのである。即ち此の一隊の委員、朱貴全と邱維四とは即時に捕縛されて牢獄に投ぜられ、日ならずして死刑にされてしまつた。斯くして大事は遂に去つてしまつた。

此時の事を後で鄧弼臣氏が語つたといふ『予は常に孫氏の見識と宏量とに服してゐる。然しその膽力に至つては未だ曾てよく知らなかつたが、彼の敗亡當時の擧動で初めて之れを實見した。最初行進軍が革命軍と關係なしとの電報が本部に來るや否や、一座の者の狼狽は一方でなく、續いて陸皓東捕縛の急報に接しては皆色を失つて了つた。その時孫氏は直ちに皆に逃亡せよと命じて、予一人を留め置いて部下を督しながら武器を隱匿し、自分で各所への電文を草して、或は市中の重な同志に通告の手續をしたり、重要書類を燒き捨て本部を清掃してから、悠々と予を誘つて出て行つた其の落ち付きようは實に恨らめしい程であつた。予は初め心世話しくいつそ彼を置き去りにしようかとまで思つたが、彼の泰然たる擧動は予をして危險の自分の身に迫つて來ることを忘れさせてしまつた』と。

□亡命と幽囚

天未だ支那に革命を許さなかつたであらうか、將に人事の盡しおほせなかつたためであつたらうか、日清の役後絕好の機會を捕へ、非常な苦心と巧妙な準備とを以て計畫された、一千八百九十五年十月の廣東陰謀の一幕は、まだその花々しい舞臺も見せないうちに、瑣細な缺陷から破れ初めて孫逸仙とその一味は、遂に慘憺たる運命の支配を受けなければならなくなつた。

孫逸仙幕下に、その人ありと云はれた參謀の一人陸皓東が市中に捕縛されたるを始めとして、黨員の面々續々官憲の手に縛せられ、今は逸仙の身邊にも危險は刻々に迫つて來た。實に風前の燈火よりも危い運命を彼は何うして切り拔けようとするのであらうか。大膽な、そして明敏な彼の頭腦には混亂した廣東の市中と、其の間を吹きまくつてゐる殺氣と、其處に苦鬪する多くの同志の有樣とがあり〱と映ずるのである。事茲に休しても彼には第二の計畫がある。然し萬策盡きた今に及んでは不撓不屈の精神を抑へて一先づ亡命を決心し、他日を待つより外はなかつた。

捲土重來、此の結論を摑み得た彼は九死の中に一生を得て香港に逃れ、取りあへず二三の友人を訪問した後、舊師カントリイ氏を訪づれ、事の由を物語り、我身の危險を說いて取るべき處置を相談した。カントリイ氏は深く彼の境遇を心配して、新に其友デニス氏を紹介して法律上の判斷をなさしめたが、デニス氏は一時も早く逃亡するの最も得策なる旨を諭したので、彼は再びカントリイ氏と面會する遑さへ惜み、直ちに逃亡の準備を整へ陳白氏と共に日本汽船に乘つて亡命の途に上つたのであ

る。

回天の偉業まだならず、同志は或は捕はれ或は逃れ、己れも亦空しく身を異郷の船に托して故國を辭せねばならぬ。故國の前途と、國民の休戚とを憂へて立つものは實に眞平の「人」にである。而も敗殘のこの「人」獨り熱涙を呑んで故國の山川に別れねばならぬとは、是とても亦天命なのであらうか。

彼は船中陳白氏と一室に接座して過去を語り、將來を談じて、共に再來の機會を想像しては互に相勵ましなどして、船中週餘の時日を送り、事もなく神戸に着いた。孫陳二氏は神戸に留ること二日、更に横濱に航し、茲に上陸し辮髮を斷つて洋裝に身を固め、純乎たる洋風の紳士となつたのである。

當時は二氏共にまだ日本人の朋友を持たなかつた。唯、舊師カントリイ氏の友人で、宣教師たる一英人某氏の横濱にあることを聞いてゐたので、取り敢えずその宣教師を訪ね、その時その宣教師の紹介で日本人の一牧師と相識ることが出來たが、これが即ち逸仙氏の日本と切つても切れない緣を結んだ始めである。

二人の中陳白氏は暫らく足を横濱に駐むるに決し、逸仙氏は單身航海を續けることになつた。そして直ちに布哇に渡つてそこに暫らく居をトした。即ちそこは彼の老母及び家兄の居る所、逸仙氏の母子も亦早くからこの地に逃れて來てゐたのであつた。彼にとつては布哇は第二の故郷の感があつたであらう。

布哇に止まつた逸仙氏は、日頃の憂愁を散ずべく、或日杖をホノル、街上に曳いて居たのであつたが、何處ともなく女の聲がして頻りに彼を呼ぶものがあつた。不審に思つて振り返つた彼は、その聲の主は幼兒を抱いた一人の日本人であることを知つた。その女は日本語で早口に喋舌るけれども、彼は少しも之を解し得ない。女は始めて彼が日本人でないことを知つたやうに、いと恥しい面持ちで陳謝してゐたが、熟々見てゐると、その女は香港にゐたカントリイ氏の婢に生き寫しである。逸仙氏は益々不審で堪らず、暫らく彼女に見入つて居たが、けたたましく街上を走る車の音に顔をあげた逸仙氏は、その女の後を追んで來る二人の男女に氣が付いた。而も思ひきや、その二人が正にカントリイ氏夫妻であらうとは、何たる奇遇であらう。夫妻は逸仙氏の變裝によつて彼を見忘れたのであつた。何たる奇緣であらう、彼等は歸國の途中、この地に立ち寄つたのであつた。三人は思はぬところに會合して互に無事を祝福しあひ、固い握手に衷心の喜びを交はした。

逸仙氏は布哇に止まること半歳餘、去つて米國桑港に到り、逗留月餘の間、大に在留支那人間に革命を鼓吹して歡待を受

け、進んで米國小都市の視察に二ケ月の日を費し、更に進んで、英國倫敦に渡つた。時に西暦一千八百九十六年である。

倫敦に到つた孫逸仙氏は、ひと先づ海岸通りの一旅館に投宿し、翌日ポーランド街に、カントリイ氏を訪ふた。カントリイ氏は彼の郷國に於て相結んだ師友である。而も彼は師の郷國に渡つて亡命の孤客となつた。

カントリイ氏夫妻は彼を恰もその愛兒の如く慈しみ、彼も亦親子の禮をもつて夫妻に感謝を表はしてゐた。後幾何もなくして居をカントリイ氏の附近に移して、日夜往來し、愉快なる生活を續けてゐたのである。

世界的大都市の眞中に來た逸仙氏に取つては、事物一つとして耳目を驚かさぬものはない。然し彼の胸中には動かす可からざる主張信念が動いてゐたので、此の英京の繁華や、諸般の盛大なる設備やを見、物質文明の盛大などとには無論驚いたには相違ないが、その政治組織を見ては尚ほ窃かに、冷笑を禁ぜずにはゐられなかつた。彼は政治問題に於ても、人生問題に於ても、既に業にその本領とするところを有つてゐるのである。彼の耳目を聳動せしむるものは皆採つて以つて其の本領の資とするものたるに過ぎず、また彼は一方物質的進歩の狀態を研究したけれども、その期するところは、革命以後の支那にそれを活用するために外ならなかつた。マンソン博士は當時既に倫敦に歸つてゐたので、時々往訪しては舊情を溫め、併せて新研究をも續けてゐた。

斯くして逸仙氏は樂しき異郷の生活に馴れ、平安な月日のみを送り、やがてその身邊を襲ふ恐るべき運命のあることは氣付かなかつた。

米國駐劄の清國公使は守舊派に屬する人であつた。公使は逸仙氏が米國を出立した時、早くも駐英清國公使に電致して、逸仙氏を捕縛せしめようとしたのであつた。然しかりそめにも英國政府がこの事を知るならば、干渉必らず來つてその目的を逆することが出來ないものと考へ、その手續きは極めて内密に運ばれてゐた。神ならぬ逸仙氏は如何でか之れを知ることが出來よう。

逸仙氏は日每にカントリイ氏の邸を音づれることを樂しみにしてゐた。或日彼が同氏の家族と食卓を共にした際、カントリイ氏は彼を顧みて戯れた。

『貴國の公使館は此處から程遠からぬ所にある。君往いて訪問しては如何』

と云つて笑つた。すると夫人は喫驚の色を示し、目を見張り頭を振つて、

『行き給ふな、行き給ふな、その附近に行くだけでも猶危險である。一歩を過またば、彼等は君を捕縛してその本國に送還するであらう。夢にも忘れて近づき給ふなよ』

と、一座は爲に洪笑し、興湧いて別れたことがあつたが、遂にその戲言は讖をなして遠からず妖災は逸仙氏の身邊に懸つたのである。

× × ×

日曜の朝逸仙氏はマンソン博士及びその家族と共に教會に禮拜するのを常とした。丁度十月十一日の日曜が來たので彼は朝十時半を過ぐる頃マンソン博士を訪ふべく、デボンシャイア街の方に歩を移したのであつた。その時、後から一人の支那人の流暢な英語を以つて頻りに話しかける者がある。

『君は日本人なるか、はた支那人なるか』

とその語氣はさも馴れ〳〵しい。

『予は支那人だ』

逸仙氏は何氣なく斯う答へた。その男はなほ語を續いて、

『何省の人なりや』

『予は廣東から來たのである』

逸仙氏の答を聞いてその男は嬉ばしげた、

『然らば吾等は共に同國同郷の人である。私も亦廣東より來たので、久方振りに故國の事でも談じて見たい。私の假寓に立ち寄り給へ、粗茶なりとも進ぜよう』

と、偶々他の一支那人が來て逸仙氏の左傍についた。逸仙氏は今左右に人を得たのであるが、彼には未だ些の疑念をも浮ばなかつた。彼等は切りに逸仙氏のその寓に立ち寄らんことを慫慂したが、氏は教會の定刻に後れることを恐れて之を斷つた。既にして第三の支那人が又現れてくると、第一の支那人は立ち去り、殘りの二人は親切氣に逸仙氏を誘ふのである。萬里の異域に同郷の人と相逢ふては氏も情に堪へず、二三歩行くとはなしに歩みを移したのであつた。天運非なるか、その途端に俄然、扉は開かれ、半は戲るゝ如く、半は强ゆる如く逸仙氏は門内に押し入れられてしまつたのである。而も彼は未だその家の何たるかを知らなかつた。

此時まで些の疑念も浮べなかつた逸仙氏の心に懸るのは、たゞ定刻に後るゝの一事であつたけれども、久方振りに同郷人と談ずるのも亦一興ならんと思ひ、彼等のなすがまゝに門内に入つていつた。ところが逸仙氏が門内に入ると見るや、番人は忽ち後方の扉を鎖し、錠を鍵けてしまつた。すは一大事と彼は忽ち驚ろき忽ち恐れたが、もう時既に遲かつた。此の家は通常支那人の住所としては餘りに大に過ぎ、且つその中には支那人

の往來するもの甚だ多く殊に公使館はデボンシャイア街より程遠からぬ處にあることを聞き知つてゐた彼は、今更の如く樣々に思ひ合はせて、その公使館なるべきことを推測した。

彼は軈て土間の一室に移され、次に左右の二人が誘ふがまゝに二階に上り、其處の一室に閉ぢ込められたのである。然し此處をさへ不便と思つたのであらうか、彼等は終に逸仙氏を三階の一室に移した。そしてその待遇の尋常の客人と異なるは勿論、今や彼は疑もなき囚人となつて了つたのである。

幾何もなくして鬚髪雪白な西洋の一老人がやつて來た。その老人は田舍者らしい顔付きをして氏に云ふには、

『此處は君の爲めには支那國である。今君は支那國にあると同樣なのだ』

と是れ正しく詰問の冒頭であつて、老人は斯く云ひつゝ腰を椅子に下して、先づ彼の名を問ふた。氏は、

『孫』

と答へた。老人はなほ語をついで、

『君は孫文であらう。吾等は駐米清國公使の電信によつて、夙に君がマゼスチツク號に搭じて英國に來るべき由を報せられ、又君を捕縛することを依托せられたのである』

この時逸仙氏は憤怒の色をなして口を切つた。

『何たる失敬なことを云ふのであるか。予は殆ど汝の言葉のを了解することが出來ぬ』

老人は容儀を改め得々然として云つた。

『君は往日一片の改革請願書を草して北京の李鴻章に致し、皇帝に執奏を願つたことがあつたらう。その請願の意たるや實に良かつた。夫れ故、李鴻章は一度君と相會むことを希望してゐるが、それは皇帝の允許がなくては叶はぬことであるから、皇帝より何等かの沙汰があるまでは君を此處に留置する積りである』

と、彼は穩やかな語調を以つて答へた。

『予は今、友人に予か此處にゐることを通告したいと思ふが、差支へはないであらうか』

『いけない、いけない。但し君の書簡を宿所に送つて荷物を取り寄せることは差支へない』

と、老人は斯う答へた。

茲に於て逸仙氏は、マンソン博士に書簡を送らうと欲する旨を述べた。すると老人は人をして筆と紙を持ち來らしめて彼に與へた。それで彼は直ちに博士にあてゝその身が現に支那公使館に留置されてゐることを報じ、併せてカントリイ氏に彼の行李を送りくるゝ樣依頼狀を認めたのであるが、老人はその書簡

山の「留置」といふ語を他の文字に改めるようにと要求したがで之を「居」の字に變へた。すると老人は暫し默然としてゐて、やがて再び口を開いて、

「君は友人の處に書簡を送るの必要はなからう。直接旅館に書簡を送つて君の行　をとりよせ給へ」

『予は旅館にゐたのではない。余の居處を知るものはカントリイ氏のみだ』

此の老人は彼の書簡を手受にしてその受信者を知り、之れによつて支那人の共謀者を探知しようとの狡猾手段を弄せんとしたのである。逸仙氏は書簡を認めてその檢閲を求め、封筒に納めて受信者の住所番地姓名を認め、必らず到達すべきを確信して老人の手に渡したのである。

斯くてかの老人は逸仙氏の書簡を手にして室を出で、扉を閉ぢ、錠までもかけた。彼は愈々鎖鑰の中の囚人である。やがて扉を打つような音がしたと見れば、それは正しく更に錠を附加して警戒を嚴にしたのである。哀れむべし彼は實に籠中の鳥となつたのである。

戸外に佇立する番人は西洋人、一人は支那人であつたが、時としては他に一人が加つて三人となることもある。幽閉の後、初めの一週間ばかりは支那の番人が時折來て逸仙氏のところに雑誌などを置いて行きなどしたけれども、その番人は[illegible]て彼が幽囚された理由を知らぬ樣子であつた。逸仙氏も亦幽囚の理由に就ては、何等の質問もせずに過したが、唯彼を幽閉し去つたかの英國人ハリデイ。マカルトニイと呼ぶ公使館の顧問であることを、その番人から聞き知つた。

彼が一室に幽閉された後數時間にして二人の番人が來て、

『今、馬閣下は僕をして卿の身邊を搜索せよと命じた』

と宣言して、逸仙氏の持つてゐた鍵と鉛筆と小刀とを奪つて立ち去つたのであるけれども、幸にしてポケットに入つてゐた小切手は氣が付かなかつた。番人等は氏に如何なる食物を要するかを問ねたけれども、彼は單に牛乳を求めてそれを飲んだ。

晝間は必ず二人の英人の僕が來て、暖爐に火を點じ、石炭を運び、室内を掃除などしてくれるのが常であつた。彼は最初に來た僕の一人に書簡の送達を頼んで見たところが、その男は承諾の旨と答へたから、直ちに一枚の手形にデボンシャイア街四十六番、カントリイ氏と宛名した一書を認めて之を渡し、次に來た僕にも同樣の一書を托したのである。この手形の送達さるゝや否やは、實に彼の運命に大關係を有するので、二人の僕はたしかに發送したと云つたけれども、彼は尚ほ半信半疑の中にあつたのみで、まだ全々欺かれてゐたとは知らなかつた。

彼が幽閉された日曜の夕頃、一人の英國婦人は彼の爲めに臥床を運んで來たが、彼はその婦人に對しては一言も語らなかつた。斯くして倫敦の夜は窓の外に更けてゆくのに囚はれた身の一睡だも得せず、彼は着衣のまま身を横へた。

翌十月十二日、日曜日、英國人なる二人の僕が再び來て、石炭、水、食物などを運んで來た。一人は逸仙氏が托した手形を送達したといい、コオルと呼ぶ他の一人は外出の隙が無かつたため送達することが出來なかつたと云つたが、彼はなほ半信半疑の中にあつた。

十月十三日　火曜日、彼はコオルに非ざる年若き方の英人の僕に、果して手形をカントリイ氏方に送達したか否かを問ふたところ、僕は慥かに送つたと答へた。彼が疑の色をやつて目を見張つたとき、更に語を續いて、自らカントリイ氏に面會してその一書を手渡しカントリイ氏は之れを受けとつて好意を謝したことを誓言した。でも彼は之を確信することが出來ず、殘片に既に燒きつくされて無いため、手巾の隅に鉛筆を以て走り書きをして再びその送達方を依頼して、同時に五元の金貨を握らしたのである。

越えて十四日、水曜日とはなつた。當初彼を誘拐した唐姓なる支那人が彼の處にやつて來たので、彼は憤つたような語調で、その男を詰らうとしたが、唐姓は諂ふやうに、

『僕の君を誘つて此處に到らしめたのは職務上止むを得ない。君は早く孫文だと言ふことを自白した方がよからう。如何程隱しだてをしても益なきことである。君に於ては、既に萬事休してゐるではないか』

唐姓は尚ほ醜赤的語調を以つて、

「君の盛名は既に支那に遍く轟ろいてゐる。皇帝も亦李鴻章も君の經歴を御承知である。君は壁立千仭の壮挙を致したもの、死も亦憾みなき筈である。君の此處にあるのは、生死の境に立つてゐるのであるが、君は之を知れりや否や」

逸仙氏は自若として、

『何故に生死の境に立つてゐるといふのであるか、此處は英國であつて、支那ではない。君若し予を本國に送還せんとするならば、先づ英國政府の允許を得なければならぬ。予は信ずる、英國政府は決して予を見捨てぬであらうことを。』

唐姓は答へて、

『吾等は君を正式に本國に送還しようとはしない。準備は總て既に整ひ、船も既に定つてゐる。一旦時刻が到來すれば君は手足を縛せられ、口は緘せられ、最も安全な方法によつて船に乘せられ、その船が香港の外に到つたなら、支那の砲艦は

直ちに來つて君を運び去るのである。君はやがて廣東に送られ、此處に死刑台の露と消えねばならぬのだ』

彼は船中英人と交通するの機會あることを説いて、唐姓等の採らんとする方法の拙劣なる點を數へ上げた。而も唐姓は之を否定して云つた。

『君の船中にある間は、現に此處にあると同じく嚴重に監視せらるゝから、他人との交通は到底不可能である』

氏は船員中にあるものは、唐姓等の如き無智酷薄なる者のみでなく、その中には必らず多少の同情者のあるべきことゝ、彼の拘禁を船員に知らしめざることは到底不可能なことを訴へた。唐姓は飽くまでも語を繼いで、

『汽船會社はマカルトニイ氏と親密の關係があるので必らずかゝる憂はない』

と主張した。

唐姓は氏の問につられて思はずも汽船のグレイン航路をとること、及び公使が船の費用を許んで最初荷物を積込み、然る後旅客切符を購ひ、逸仙氏と監視人とを便乘せしめん心算なることまで白狀し、且つ次週の其貨物を船積して後、彼を便乘せしなる手筈なることまで附け加へたのである。

氏の一身は既に虎口にある。その一命は正に風前の燈火よりも危くなつて來た。氏が口を極めて彼等が死刑を行ふことの困難なる理を説いたとき、唐姓は、

『若し君がいふ如き困難があるとすれば、吾等は現に此處で君を殺してもよいのである。公使館内は支那國と同一であるから何人も干涉は出來ぬ』

唐姓は意氣揚々として猶ほ續けて云つた。

『君も知る通り、朝鮮の亡命客金玉均は久しく日本に流浪してゐたが、その本國人洪鐘宇の爲めに上海に誘ひ出され、その者のために英國居留地内で暗殺されたではないか。その死體は支那政府の手に依つて朝鮮に送られて六斷の重刑に處せられ、而も下手人たる洪鐘宇は厚く賞せられて、高貴な位置をさへ得たのである』

笑止や、唐姓は氏を殺して厚く賞せられ、高位に敍せられんことを熱望してゐるのである。氏は余りのことに嘲りを發して云つた。

『君は如何なれば、斯くまで殘酷なことを好むのであらう』

唐姓は平然として、

『是れ皇帝の命である。能くこの命を果したならば厚く賞せんとは皇帝の誓ひ給ふ處である』

茲に於て氏は、金玉均暗殺事件が端なくも日清戰爭を惹起し

たことを說き、彼の英國に於ける就縛と、死刑とは更に淸英兩間の重大事件を惹き起すべき所以の理を、國際法上の見地から立論說明し、且つ斯くなる上は、英國公使が支那公使館員を嚴重に處分すべきことを力說し、併せて唐姓とその家族は不幸にして氏と同鄕なるが故に、必らず逸仙の與黨のために、極惡なる報復を受るであらうことを說明した。性來憶病な唐姓の驕慢なる態度と語氣とは玆に至つて一變し、

『僕の行動は總て公使館の命令のままに出てゐるのである、僕は自己の地位に對して忠實な警戒を爲してゐるに過ぎぬ。願くは個人の行動としては見給ふな』

と、彼はまたより多くを言はないで立ち去つた。

其夜又十二時近くなつて唐姓は再び來た。而も氏と唐姓との間には數時の會話が取り交された。

『君若し、予が親友であるならば、如何にしてか予が現況を救ふことは出來ないであらうか』

『僕の深更玆に來たのは、斯の問題のためである。僕は特に全力を擧げて君を救ひ出す方法を講じようと思つてゐる』

唐姓は聲を秘め、

『僕は既に鐵工に命じて合鍵を作らしめてある。公用の鍵は公使の忠僕が之を預り、他人をして用ひしめないのだから』

氏は反問した。

『厚意は多謝す。全體君は何日頃予を救ひ出さうと思つてゐるのか』

『明日までは難いが、金曜までには救ひ出すことが出來よう』

唐姓は去るに臨んで、金曜までには是非逃亡の準備を整へておくよう彼に言ひ殘して出ていつた。

その翌日。即ち十月十五日、木曜日の午後唐姓が再び入つて來て、以前逸仙氏に對する公使館の方針を漏したる故を以て酷く譴責せられた旨を訴へた時、逸仙氏は唐姓に救出に就いて何等かの希望があるや否やを問ふた。すると唐姓は意氣昂然として答へた。

『希望は大にある。然し君は僕の忠言に服從しなければならない』

忠言とは何といふのであらう。唐姓は逸仙氏に公使に對する嘆願書を呈出せよと命じたのであつた。彼は承諾の旨を告げ、唐姓は直ちに英人の僕コオルに命じて筆紙を持ち來らしめた。氏はその嘆願書を支那文で起稿したが、唐姓は英文で書けといふ。氏は不審に堪へずその理由を問ふた。唐姓は公使は虛位にあつて實權は凡てマカルトニイ氏にある旨を答へた。氏は改めて如何なることを書くべきかと問ふた時唐姓は答へて、

「君がなした廣東の陰謀に對しては一切書かないがよい。唯官憲の爲めに誣訴せられたので、その寃を雪がんが爲めに公使館に出頭したる旨を書き給へ」

氏は唐姓の前に於て、その注文通りに書簡を草してこれを封じ、マカルトニイの宛名を記して之を唐姓に手渡した。唐姓は此の書簡を持つて出た。何事だその以後此の姦人は再び氏のもとに來なかつたのである。

氏は疑もなく唐姓のために飜弄せられたのである。唐姓は氏を欺いて彼が唐姓のために誘拐されたのではないことを證明させられたのであつた。逸仙氏は自ら彼の爲めに計られたる馬鹿らしさに獨り腸を斷つの思ひをして、竊かに怨涙を拭つた。水に溺れては朽ちたる繩をも摑む。斯る境遇に陷つて人の爲めに欺かるゝは蓋し已むを得ないところである。

唐姓は氏が二人の僕に托した書簡や、殘片の悉く捨てられたことを傳へた。あゝ彼や今は絶望の淵に沈む瀕死の人となつたのである。

然し氏は全く靜存して天命を待つことは出來ない。なほ心を勞し思ひを焦して、萬一を僥倖しようと試みた。彼は絶えず殘片や手布を小さく切つて己れの現狀を認め銅貨を包んで重力を加へたが、街路に向つた窓がなき爲め、初めは僕婢に賴んでそれを投げ出さしめてゐたのであつたが、これは皆彼等に沒收されてしまつて一度として氏の願は叶はなかつた。氏も今は百方なく自ら力を盡して投げ出して見た。殘片は辛うじて唯一つ隣家の屋根に留まつただけである。然しなほ心を安するには足らない。幾度となく投げては投げ、遂に銅貨も盡き果つるに至り、更に一圓銀貨を包んで力限り投げて見た。天運既に盡きたのであらうか、その投げたる殘片の一つ位は人手に落つべしと思ひの外、悉く番人等に拾ひ取られ、彼等はその內容を館員に密告したと見え、外間との交通機關たる唯一の窓さへ今は密閉せられて了つて、氏の希望は全く絶えるに至つたのである。

彼は既に絶望の深淵に沈んでしまひ、早や外援は到底賴むことは出來ない。賴む可きは唯彼自身あるばかりである。定に今彼は籠中の鳥であり俎上の肉である。生は固より期す可もない、求むるところはまだ心の平安ばかりとなつて、彼は獨り靜座默想して運命に安んずるの工夫を凝らした。四隣寂として聲さへなく、草木も亦眠る深更に、彼の心は天に通じ、天また彼の心胸に宿らんとする。彼は冷たき臥床の上只管運命を念じ恍惚として夢に入るのであつた。彼忽然、さなきだに圓かならぬ夢より醒めたと思つた時、英人の僕コオルはその眼前に立つてゐたのである。

彼はコオルを見上げながら思ひ切つて救助を求めた。

『君は何とかして予を救ひくれることは出來まいか』

氏の言葉に驚かされたコオルは反問した。

『君は全體何人であるか』

『予は支那人の政治的逃亡者である』

氏の答へは彼に餘りに高尙にすぎたと見え、コオルは良くそれを理解し得ないやうに見えた、彼は更に言葉を改めて、

『君は亞爾米泥亞人に就いて聞いたことはないか』

コオルは素朴な語氣で、

『ある』

と答へた。故に氏はその物語を續けた。

『見よ土耳古帝は基督教徒を喜ばなかつたが故に、亞爾米泥亞の基督教徒を盡く慘殺しようと企てたではないか、之れは亞爾米泥亞の虐殺として世界に名高い事實である。わが淸國の皇帝も基督教徒を喜ばない。文明の政治を好まない。予は基督教徒の一人であつてまた政治の革命を企圖する政治家の一人である。故に皇帝は予を捕へて殺さうとする。曩に亞爾米泥亞に同情を寄せて、土耳古帝の措置を憤つた英國人にして、若し予が現在の境遇を知つたならば、必らずや滿腔の同情を表はして救助に盡力して與れる筈である』

氏の言は悲壯であり熱烈である。彼は涙を揮つてコオルに說いた。

コオルは默然として彼の物語を聞いてゐたが、顏を傾けて云つた。

『英國の政府が君を救ふか否やは疑問ではあるまいか』

氏は答へた。

『否、それは決して疑問ではない。確實である。試に思へ、淸國公使館がかく嚴重に予を幽閉するのは、英國政府の干涉を恐れるからだ。さもなくば、支那公使は公然英國政府に交涉して、法律上の刑罰を執行することが出來る筈ではないか』

コオルは尙ほ默然として答へず、頭を傾けて何事をか考へつゝある樣子、氏はコオルの返答を待つ迄さへないものゝ如く、猶も語を續けた。

『予の生命は君の掌中にある。君若し予が現狀を外間に傳へられたなら、予は生き、然らずば死刑台上に運ばれねばならぬ。人の生命を救ふと、奪ふと何れか善だと思ふや。天帝に對する義務と、主人に對する義務といづれが重いと思ふや。正義を尊ぶ英國政府と殘虐を事とする淸國政府といづれが尊いのだ。君よ願くば之れを熟考して與れ。そして君が再び此

の牢に來た時確答を與へよ』

コオルは黙然として去つた。而も深更に及んでも一向に來らない。吉か果た凶か、彼の心は其結果を知らうとして燥せり、一縷の希望は忽ち生じたが、同時に却つてその心の平和は破られた。不安の念に動いた。然り生を欲するの一念動いて、死を恐るゝの心は切である。生の望みの全く絶えた時、死に對する恐怖も亦去るのである。

翌朝コオルが來つて石炭を爐中に投じながら紙片を指示した。此の時氏の心臓は思はぬ鼓動を刻んだ。彼の運命は一に懸つて此の小紙片にあるからである。吉か凶か、コオルは匆々出で去つた。氏は強いて心を鎮め恐る〱その紙片を拾ひ上げ、左の如き文字を黙讀したのである。

『僕は試みに君の書簡を貴友の下に傳達せん。但し君書簡を草する時は、須らく臥床に横はりたるまゝにて爲す可く、決して机上に於てすべからず。番人が外にありて時々鍵穴より貴君の動靜を看守して居るのだから』

逸仙氏の希望の綱は繋がれた。彼はコオルの注意に從つて臥床に横はり、頭を壁に向けて密かにカントリイ氏に宛てた一書を認めた。

正午になつてコオルは再び來た。氏は書簡のあるところを指示し、コオルはそれを拾ひ上げた。天佑は氏を棄てないのであるか。それとも亦彼の一心天に通じたであらうか、一縷の光明を望んで氏は衷心の喜悦を禁ずることが出來なかつた。彼は當時金二百元を懷中してゐたのであつたが、その一切をあげてコオルに與へ、コオルは平然として室を出た。吉か果た凶か、氏の心は猶ほまだ安じないのである。

カントリイ氏の返信は石炭箱の後に置かれ、コオルは意味ありげにそれを指した後で、出て行つてしまつた。氏は恐れながらにその返信を拾ひとり一氣に讀み下した。

『愉快々々英國政府は今貴兄の爲めに交渉中である。安せよ。貴兄は數日の中に自由の身となるであらう、』

氏の感情はこの時一擧に高調し、涙を揮つて遙き思はず天帝に感謝したのであつた。

彼は幽囚の身となつて以來、この友人の返信に接する迄は、一度も衣を脱して安息することが出來ず、時として僅かに睡魔の襲ひ來ることがあつても、そは唯束の間であつて、絶えて安眠することが出來なかつた。この愉快な返信に接するに及んで、初めて心身共に安息するを得るに至つた。

凡そ人の生きてゐるのは、希望あるが爲めである。希望がなくば生と死と何ぞ擇ばん。氏の希望は唯支那の革命に存する。

彼が生死の間に立つて、一喜一憂する所のものは、皆革命に關聯するところがあるからだ。彼は自ら支那に送られ、刑場の露と消ゆるに至つたならば、支那革命の氣勢に一頓挫を來すべきことを信じてゐたのである。彼はまた旅館にある荷物が若し公使館の沒收する所とならば、累を同志友人に及ぼすものの多いことを深く憂へてゐたが　それは幸にして思慮深きカントリイ夫人の注意によつて安全なることを得たのであつた。夫人は自ら逸仙氏の旅館に到つて書類を取り纏め內から丁に交付して與れたので、多くの同志の秘密は滿洲官憲に知らるゝことなくしてすんだのである。

* * * * *

英國の領內、殊にその首都に於て、清國公使館が亡命客を幽閉する是れ英國の國權を無視するの暴擧であつて、英國政府の干涉を惹起すべき問題であることは疑ひないとするも、清國公使も亦豫め玆に留意して、始めから極めて秘密に事を運んだのであつて、清國政府は勿論、氏の友人すらそれを知る由がなかつた。氏が幽閉の事實を外に知らしめようと苦心した所以も實に玆にあつたのであつて、彼の苦心の結果は終に素朴なるコオルの心を動かし、幽囚の眞相を師友カントリイ氏に通ずるを得せしめたのである。

此の驚くべき事實を知つたカントリイ夫妻と博士マンソン氏とは直に警察に交涉し、タイムス紙に投書し、またマカルトニイ氏の居宅を搜索し逸仙氏の搭載さるべき汽船を看守せしめ、進んで外務省に訴へて、遂に英國政府と清國公使館との交涉事件たらしめた。然し幽閉中にある逸仙氏は固より外間の運動の進行を知る筈もなく、唯十月二十二日の木曜日にコオルが携へて來たグロッブ新聞の切拔中の、

「驚くべき話!! 倫敦に於て誘拐されたる謀叛人!! 清國公使館に於ける禁錮!!」

と題せる一項を讀んで、その生命の漸く光明に向つてゐることを推知し得たばかりであつたが、勿論、その放釋せらるべき時日に至つては知るに由もなかつた。一夜明くれば十月二十三日金曜日となつた。彼は依然として幽閉の人である。時は正午に近づいたと思はれる頃、英人及び支那人の番人は走つて來てマカルトニイ氏の面會を希望してある旨を告げ、長靴を穿ち帽子を被り外套を着く可きと命じた。氏は今更ながら恐れ惑つて、是れは外間に於ける救助運動の激甚なるがために、更に幽閉の室を變ずるのではあるまいかと考へた。やがて彼等は氏を地下室へ導き入れた。彼は計らずもカントリイ氏と他の一人外務省より派遣した警部ジヤビス氏のあることを知つた。マカル

トニイは逸仙氏より沒收した種々の物品を返し、警部ジャビス氏を顧みて云つた。

『予は公使館の特權及び外交上の權に於て何等の干渉を受けざるの條件の下に此の人を引き渡す』

と、氏に向つて宣告した。

『君は今より自由の人なり』

と何たる無禮の言であらう。而も友人と英國政府の盡力に依つて九死に一生を得た孫逸仙氏は敢て一言の抗議もなさず、警部の護衛と師友の暖かい手とに導かれて支那公使館の裏門を出たのである。

門外には彼の爲めに用意された馬車を圍んで人の山を築いてゐる。新聞記者等は幽閉の顛末を聽かうと欲して彼に肉迫した。氏の一行は辛ふじて圍を脫し、馬を走らせてスコットランド・ヤアドの一料理店に立ち寄つたが、此處にも既に數十名の新聞記者が待ち構へてゐたので、彼は卓上大略の事情を語つたけれども、記者等は尙ほその詳細を聽かんと迫つた。カントリイ氏は機を見てその場を逃れ、氏を伴つて自分の家に歸り、氏は玆に初めて自由の身となつたのである。

若し氏の友人及び英國政府の盡力にして一日を寛ふしたならば、彼は已に船に移され必死の運命を遁るることは出來なかつたのだ。

氏は英國政府と、英國人士との厚意を謝せんが爲め幽囚の顛末を記述した"Sunyat Sen kidnaped in London"と題した小冊子を公にして英國を辭し、單身日本に向けて航行したのである。

堺利彦傳

堺利彦

第二期　東京學生時代

（一）上京の途中

明治十九年三月（?）、私は初めて生國豐前の地を離れて東京に『遊學』した。その頃、東京に『遊學』するのは、今日、ヨーロッパに『留學』するのと、殆んど同じくらいの珍らしさを感じたので、昂奮、緊張、歡喜、勇躍、十七歳の少年が洋々たる前途の希望に燃えた。

所が、其の希望に燃えた、得々たる田舍少年の姿は、さぞ見すぼらしかつた事だらう。年弱の十七で、而かも小柄で、要するに貧弱なチビで、それが土色（もしくは煤色）の顏をして、手製のシヤツを着て、まだ帽子といふ物をかぶる事も知らずにゐた。連の杉元平二君（今の神崎平二君、三井信託專務取締役!）も同年で、同じくチビで、私より少し色の白いのが僅かの取りえくらいなもので、大抵おなじやうな貧弱さだつたらう。而も其の二人の少年が、私の養父と養母と、外に二人の同行者とに交つて、立派な田舍者の一行を作りあげてゐた。

この田舍者の一行が小いさな汽船に乗つて神戸の港に着いた時、彼等はそこで初めて電氣燈といふものを見た。神戸の船宿で朝早く目が覺めて、ボオー、ボオーといふ汽笛の音が碇泊の船々から幾つも幾つも引き續いて聞いた時、それがどんなに珍らしく私の心をそそつたか。私は今でも折々、寢ざめに汽笛の音を聞く時、薄霧のかゝつた神戸の港の景色を思ひ浮べる。

斯くて、貧弱な二秀才を交えた田舍者の男女一行は、初めて汽車といふものに乗つて神戸から大阪に出で、京都を見物し、大津から小蒸汽で琵琶湖をわたつて伊勢に參宮し、四日市から汽船に乗つて横濱に着いた。その頃、東海道にはまだ汽車が全通してゐなかつた。私は船に弱くて、遠州灘あたりで、ヘドの

吐きつゞけだつたが、それでも船室の丸い小い窓から、遙かに雪の富士を浪の上に望んだ時、神戸のボオーに劣らないほど、珍らしさの昂奮を感じた。

一行は横濱から汽車で新橋に着き、それから人力車で市谷に向つた。私は其の車の上で、久しく戀ひこがれてゐた東京が、大して『花の都』とも見えないのに、先づ失望した。只一つ、途中の濠ばたで見かけた人々の中に、脊の高い、袴をはいた、二十餘りの學生らしいのが、饅頭の上に房の玉をつけたような帽子をかぶつて濟まして行くのが、極めて異様に感じられた。

（二）同人社、神樂坂

一行の車がおろされたのは市ケ谷佐土原町馬場素彦邸であつた。これは私の養父の弟で、陸軍中佐、徴兵課長として陸軍省に出仕してゐる人であつた。中佐と云へば、今日では安つぽく聞えるが、その頃の佐官は大したもので、馬場邸は可なり堂々たる邸宅であつた。

私の養父母は間もなく歸國した。私は馬場の叔父の監督の下で、近處の下宿屋に杉元君と一緒に下宿して、小石川の同人社に入學した。同人社はスマイルスの『自助論』の譯者として有名な中村正直氏の創立した英學塾で、江戸川のほとりにあつた。私は初めて東京の櫻を江戸川で見た。同人社では、坪内雄藏さんのクライヴの講義が、軍談か講釋を聞く様で面白いといふ評判だつたが、私の級ではまだそれが聞かれなかつた。私は只、そこで初めて西洋人から英語の會話を教はつたのが、嬉しくて堪らなかつた。初めての會話の時間に、其の西洋人がゴールド・フイツシユと云ふのを聞いて、ハハア金魚の事だなと思つたほど、それほど私は聰明だつた。

同人社には、私等の外に、同郷の友人がまだ數人ゐた。私は初め主としてそれらの人達とばかり交はつてゐた。その頃では、同郷人といふ事に餘ほど深い親しみが感じられてゐた。あの男は他縣人とばかり交際してゐるなどと、多少批難らしく噂される人もあるくらいであつた。殊に私等は、小笠原家と豐前出身諸先輩との保護の下に在る、育英會の貸費生であつたので、其の育英會關係者の間には、自然一種の親しみがあつた。

育英會では、官立學校の生徒、若しくはそれの志望者に限つて貸費するのであつた。それで大體貸費生は士官學校を志望する者と、帝國大學その他を志望する者との二種に別れ、前者は成城學校に入り、後者は同人社その他に入つてゐた。前にも云つた通り、國の先輩には軍人が多かつたので、士官學校志望が大いに奬勵されてゐた。馬場の叔父なども、私の大學志望を餘

か喜んではゐなかつたらしい。殊に私が何かのついでに、國會議員になりたいと云つた時、叔父は餘ほど不興であつた。軍人を志望しないまでも、せめて官吏を志望して欲しかつたのだらう。

私の東京生活の最初の半年間は、神樂坂を中心としたものであつた。下宿は三四回もかわつたが、皆な神樂坂の近處だつた。初めて寄席を聽いたのも神樂坂だつた。初めてアンパンを買つたのも神樂坂だつた。初めて蕎麥屋にはいり、初めて牛肉屋にあがつたのも、皆な神樂坂だつた。今でも私は神樂坂を通るたびに、變に懐かしいような、センチメンタルな氣持がする。

それもその筈だらう。初めて父母に離れ、初めて故郷に離れて、大都會の間に下宿屋生活をしたのだもの。如何に前途は洋々でも、まだ子供氣の失せない少年の心は寂しかつた。或日の夕暮、私は下宿の二階の窓から西方の空を眺めて、何とは知らず泣きだした事がある。

（三）　共立學校

其の年の夏、私は第一高等中學校の入學試驗を受けたが落第した。その時、同郷者の間で及第したのは私等より少し先輩の大森藤藏君一人だつた。其のお祝ひとして私等五六人は本郷の越知勝で牛肉をおごられた。（大森君は今、故郷の豐津中學の校長をしてゐると聞く。）

其の秋から私と杉元君とは神田淡路町の共立學校（後の開成中學）に轉じた。同人社は有名な學塾ではあつたけれども、實質上には既に衰運に向つてゐる事が發見されたのであつた。それで或者は東京英語學校（後の錦城中學）に行き、或者は共立學校に行つた。共立學校の校長は鈴木知雄といふ人で、高等中學の英語の教師だつた。從つて共立學校から高等中學への入學率が最も多いといふ評判だつた。然し實際の入學率は、東京英語學校と伯仲で、兩校が丁度同じほどの人氣を持つてゐた。

或日、鈴木校長が、腹の馬鹿にふくれた、チョット西洋人らしい所のある、大きな紳士を私等の教室に案內して來て、これは高橋是清さんと云つて、本校の爲に色々世話をして下さる方ですとか何とか紹介した。あの人が此の學校の金主だそうだと、あとで皆が噂してゐた。又、あの人は非常な冒險家で、南アメリカに行つて奴隷に賣られた事があるそうだといふ噂も傳はつた。それが後に總理大臣になる人だとは、思ひもよらなかつた。

共立學校の先生には大學の學生が多かつた。後の文學士長澤市藏さんはトドハンターの代數などを教へてくれた。僕は哲學

が專門だけれど、數學も中々出來るんだよ、などと云つてゐた。非常に好人物だといふ感じが殘つてる。後にニューヨークの總領事か何かになつてゐた宮岡恒次郎さんは、スキントンの文法を教へてくれた。宮岡さんは好男子で、發音が非常に好かつた　私は先年來、折々宮岡さんを丸の內あたりで見かける。今ではたしか辯護士をやつてゐられるやうに聞いた。今でも好男子で、キチンとした洋服姿だが、髮だけは白くなつてる。)今どこやらの大使か何かになつてゐる日置益さんは、英語を教へてくれた。讀み方の氣取つてるのが評判だつた。柿崎さんといふ先生が、寒くなつてからも夏服の金ボタンでやつて來るのが、又一つの評判だつた。それが多分、大阪で有名な辯護士になつてる人だらうと思ふ。西洋人の先生のミスク、コックスは、いつも呆れた樣な顏をした、實に愉快な好人物だつた。

學生の中には、清野長太郎君(今の神奈川縣知事)、小原駩吉君(前の內匠頭)、桑木嚴翼君(今の文學博士)などがあつた。先年何處やらで桑木君に出會つた時、昔の話をして見たが、桑木君は私を記憶してゐなかつた。然し私の方では、當時まだ東京に來て間のない田舍者として、東京育ちらしい、活潑な、可愛らしい桑木君を、羨ましいくらゐに思つてたのだから善く覺えてゐる。小原君は、その頃はまだ男爵では無かつたけれども、頗る貴族的であつて而も野蠻な、我儘であつて而も邪氣な坊つちやんで、學生仲間には『專公』として有名だつた。彼の當時の名は、駩吉でなく、專吉だつた。馬場孤蝶君も丁度その頃、この學校にゐたさうだが、級が違つたものか、おたひに記憶がない。(尤も、その時の私は堺姓でなく、中村姓だつた。)

其年の秋、國から犬塚武夫、橫山直楨の二友人がやつて來た。私は半年ばかりの先輩として、二君の引廻し役を務めた。二君も共立學校にはいつた。それで前記の杉元君と私と、四人が同鄉同年同學の仲好しになつた。而も四人が四人ながら皆んな脊ひくだつた。橫山君だけがほんの少しばかり高かつた。(犬塚君は後に不動銀行の重役になり、今はたしか東京府民銀行といふのを經營してる。橫山君は何んでも久しく朝鮮の銀行に居ると聞く。杉元君は前にも云つた通り、先には三井銀行に居り、今は三井信託にゐる。當年の私の相棒は、どういふわけか、斯くて皆な銀行屋になつてゐる。)

共立學校はずいぶん汚ない學校だつたが、然し、私等は非常に愉快だつた。何しろスキントンの萬國史、マコーレーのクライヴ傳、グードリッチの英國史、アーヴイングのスケッチ、ブックなどいろ〳〵六かしい英語の本を讀むのが嬉しくて堪らなかつた。ロビンソンの算術、トドハンターの代數、ジョーヴネ

ーの縁何など、總て英語でやるのが、それが亦非常に嬉しかつた。或時、學校の紀念日か何かに、或る先生が演説をやつて、『今にこの共立學校の塵埃の間から幾多の人傑が輩出する』と云つたので、私は其の後、教室にほこりの多いのが餘り厭でないような氣がした。

私等の生活舞臺は斯うして牛込から神田に移つた。駿河臺鈴木町の崖の上の下宿屋から九段の方を見晴した景色は本當によかつた。その頃、すぐ崖下の三崎町一圓はまだ練兵場だつた。或日、降りつゞいた雨の中に其の景色を見晴らしてゐると、崖に茂つた樹木の青葉に、大小の蝸牛が無數に這ひずつてゐるのが、非常に面白く私の目にとまつた事を覺えてゐる。翌年の春頃には錦町の武藏屋といふ新築の大下宿屋の六疊の一室に、例の四人が一緒にはいりこんだ。六疊に四人は勿論少し窮屈だつたが、それで無くては、三圓五十錢の豫算で此の新らしい堂々たる下宿屋にはいれないのであつた。

或時、共立學校で、或る學生が『ソワレーに行く』といふ話をしてゐるのを聞いて、其の『ソワレー』が何の事だか分らなかつた。あとで聞くと、夜會といふ事だつた。丁度その頃、政府の當局が條約改正に骨を折つてゐた時で、歐化主義が盛んに奬勵され、鹿鳴館の假裝舞踏會などいふ事が流行してゐた。其の流行の波の一端が、私にソワレーといふ言葉を覺える機會を與へたのであつた。

又或時、同じく共立學校で、或る學生が『一里半なり一里半』といふ歌を歌つてゐるのが私の注意を引いた。あとで聞けば、その頃、帝國大學の外山正一氏等の主唱で『新體詩』といふものが試作されてゐた。そして右の『一里半』は即ち其の一つで、イギリスの詩の反譯だと云ふので、何だか無性に有りがたくなつた。それから學生間にそれの原詩が流行して、『ユアース、ナツト、ツー、リーズン、ホワイ』『ユアース、バツト、ツー、ヅー、エンド、ダアイ』などゝ得意になつて暗誦してゐた。

(四)　當時の物價

當時の下宿料は三圓五十錢内外が普通だつた。私が杉元君と一緒に初めてはいつた牛込の下宿は二圓六十錢だつたが、それは破格で、思ふに、馬場家から我々の爲に然るべき下宿を探してやる事を命ぜられた人が、出來るだけ安いのを然るべきと解釋して、忠義顔に坂下等の處を擇んだのだつたらう。

當時の物價の標準としては、理髮と湯とが各一錢三厘だつた。然し、それを今日に比べると、前者は約八倍、後者は約四倍の騰貴だが、どういふわけのものだらう。

私が初めて西洋料理といふものを食つた時、それが一人前十七錢だつた。それでもスープ、パン、コーヒー、ケーキの外に、二品か、三品かの皿があつた。紺足袋が一足十八錢には驚いたが、眞黒い紺足袋をはかないでは書生の體面に關するので、奮發して買つてゐた。

小川町に五錢五厘で食へる牛屋があつた。肉が一人前四錢、飯と新香が一錢五厘だつた。或時、例の四人組が其の牛屋でたらふく食つて歸らうする時、勘定方を受持つてゐた犬塚が、何か譯ありさうに、早く〳〵と頻りに急ぎ立てるので、皆がドン〳〵梯子段を降りて、下足を待ちかねて表に出ると、犬塚はドン〳〵眞先きに走り出して、駿河臺の方に行つてしまふ。何だか譯は分らないが、我々も其あとについてドン〳〵走つて行つた。すると、戸田の邸の邊まで行つて、モウ大丈夫だと云つて犬塚が話すのを聞けば、三十幾錢かの勘定に對して五十錢銀貨を出したら、女中が二十幾錢かの釣を持つて來たと云ふのであつた。つまり四人で十錢もうかつたので、向ふの奴の氣のつかない内に姿を消したわけだつた。

その頃學資は月七圓ぐらひが標準で、私は育英會から五圓づゝ貸費され、外に二圓、或は二圓五十錢、馬場家から貰つてゐた。それを君はらくだと云つて、或人からは羨まれた事すらある。實際、五六圓でやつてゐる者もあつた。

私が國を出る時、實家の母が、まさかの時の用心にと云つて一圓札を一枚くれた。私はそれを内證金として、後生大事に持つてゐた。所が或日、神樂坂で友達が四五人よつて、ぜひ牛肉が食ひたいと云ひだした時、とう〳〵それが「まさかの時」になつた。私の大事な一圓が忽ちにして半分以上、飛んでしまつた。

（五）　寂しい心

學校と、下宿屋と、飲食店以外に於て、私が人の家にはいる機會は幾許も無かつた。

第一は云ふまでもなく馬場家。こゝは叔父の家で、而もそこの娘の一人が（まだ僅かに七八歳ではあつたが）私の將來の妻になる筈で、國元に連れて歸られてゐるといふ關係であつたが、然し幾人もの書生が世話になつて出入りする家の事だから、それらの釣合上、私をも他の書生並に取扱ふといふ申渡しがあつて、私は叔父さんに對しても、叔母さんに對しても、別だん深い親しみを感ずる事が出來なかつた。私は馬場家に於いて家族的に飲食させられた事は殆んど無かつた。馬場家の人々の中で、只ひとり私が親しみを感じたのは、玄關番の竹中清君

であつた。(竹中君は後に大阪毎日新聞の有名な訪問記者として久しく神戸で働らいてゐた。)

奥保鞏さん(今の元帥、そのころ少將)は私の養父の甥に當つてゐた。これも牛込に大きな邸があつて、私も幾度か行つた事がある。或時、おばさんが御病氣だと云ふので、私は其の見舞に行つた。病室に通されたが、外に幾人も見舞客はあるし、極りがわるくて、私は只一つお辭儀をしたばかりで、何も云へなかつた。結局、無言のまゝで、又一つお辭儀をして引下つた。こゝにも何等の暖か味が無かつた。

間宮家は麹町の番町にあつた。おぢさんは陸軍の監督(大佐相當)で仙臺の師團に行つて居り、おばさんが其の留守をして居るのであつた。こゝには私の大おば(父のおば)も居り、多少の親しみを感じたが、それでも毎度出入りする程の關係には成らなかつた。外に一二の親族つゞきもあつたが、それも大して心安く成れなかつた。

小笠原伯爵家に對しては、まだ何となく特別な敬愛を捧げる氣持であつた。市谷河田町の邸に御年始に伺候して、大勢の同藩人と共に伯爵の謁見を賜はり、其あとで膳部を下されたりしたのは、大へん嬉しかつた。

本吉の兄は慶應義塾に來てゐた。彼は英語を學ぶべく、長崎に行き、福岡に行きしてゐたが、矢張りどうしても東京で無ければ駄目だと云ふので、強いて内の許しを得て上京したのであつた。其の時にはもうお浪さんと結婚してゐた。私は折々兄を慶應義塾に尋ねたが、日比谷の練兵場を横ぎつたりして行く道がずいぶん遠かつた。然し兄と一緒に食ふ、塾の寄宿舍の暖かい飯はいつもうまかつた。兄は間もなく國に歸つた。家庭の事情が永く遊學を許さないのであつた。

自分にはハツキリ氣がついてゐなかつた樣だけれども、その頃の私の心は寂しかつた。

(六) 第一高等中學校

二十年の夏、私は第一高等中學校の入學試驗に及第した。その頃、例の四人組は本郷あたりに分散して、私は元町の下宿にゐたが、入學試驗の成績の發表される日、早朝から見に行くのも餘り慌てた樣で殘念だと云ふ氣持もあつたゞらう。ゆつくり朝飯を食つてブラ〳〵出かけると、水道橋の邊で、たしか大塚が向ふから來るのに會つた。どうだと云ふと、君の名と杉元の名はあつたと云ふ。そうかと云つて平氣な顏はしたが、實は先づ善かつたと大きに安心した。實際、その時の心持は、意外な樣でもあつたし、又當り前の樣でもあつた。

その時、國の者で及第したのは、杉元君と私と、外に小關雅樂君と加來源太郎君とであつた。小關君は豐津中學で私より大ぶん先輩で、秀才として有名な人だつた。前にかいた異人館志津野は即ち小關君の家だつた。私が漢詩の本の事で父から叱られたのも、小關君の眞似をすると云ふわけであつた。小關君は私に取つて、半ば崇拜の目的物だつた。私が共立學校にはいつた時、小關君は既に東京英語學校の最上級にゐた。ナゼ小關君が其の前年に、大森君と共に及第しなかつたかを、私は不思議に思つてゐた。加來君は同國人ではあるが豐津中學出身でなく、東京では三田英學校にゐたのだつた。加來君は珍らしく少し其の顔にアバタがあつて、性質も極くおとなしく、才氣の現はれないジミな人だつたが、それだけに英語の『學力』などは出來てゐるのだつた。私は加來君が、兩方の袂に手先を入れて殊勝らしく歩いてゐるのを見て、其の古風な作法に驚いた事がある。

斯樣に小關君の樣な秀才が一年も二年もおくれて及第する、加來君のやうなジミな人が存外及第する、又杉元君や私の樣な比較的年少者が打揃つて及第する。試驗は迚も當にならないと思はれた。それで私等より多少年長で、駿河臺鈴木町の下宿に一緒に居たりした人達は、方向を轉じてしまつた。即ち堀富太郎君は高等商業學校に、中野德一君（後に柏木姓）は札幌農學校に向つた。犬塚、横山の二君も矢張り高等商業に向つた。第一高等中學と高等商業とは、一橋外に向ひあつて、當時の少年が志望する、最も人氣のある二つの登龍門であつた。（堀君は後に八幡の製鐵所で失敗をやつた人で、當時新聞紙上に『元兇』だと歌はれてゐたが、私には矢張り懷かしい舊友だ。柏井君は近ごろ福岡縣あたりの中學校にゐる事を聞いた。）

第一高等中學校は即ち元の大學豫備門であつて、當時日本に只つた一つの『大學』に進む、只つた一つの道だつた。だから何しろ、そこにはいれたと云ふ事は、大變な誇りとなり、大變な羨みを受ける事だつた。私は勿論、非常に得意だつた。早速、橘の徽章を買つて來て麥藁帽子につけた。實は其の徽章のついた帽子をかぶつて國に歸りたかつたのだが、それは馬場家で許されなかつた。それで其の夏休み中、少々ヤケ氣味で、犬塚とふたり毎日碁を打つて暮した。初めて少し碁がわかつて來た。或時は、えんどう豆のゆでたのをウント買ひこんで、二人で上野公園に行つて、木蔭の草原でそれをムシヤ〳〵食つたりした。又、この夏休みに、私は初めてチッケンスの小說『オリヴア・トキスト』を少し讀んだ。初めて學校の制服を着た時の心持は、何とも云はれぬ昂奮狀態だつた。黑色の木綿のジャケツ

で、色も艶もない物だつたが、初めてそれを着て神保町あたりを歩いた時、人が皆な自分一人を見てゐる様な氣がした。

　九月になつて學校が始まつた時、大きな堂々たる建物の中に、それを自分の物としてズン〳〵はいつて行くのが得意だつた。然し又、建物が餘り廣くて、幾つもの廊下、幾つもの梯子段で、道に迷つたりしさうなのに、少々氣おくれがしないでもなかつた。

　學校の課程は五年で、豫科が三年、本科が二年であつた。中學卒業生は初めから上級にはいれる筈になつてゐたのだけれども、實際上、英語の學力などが足りないので、私等は矢張り豫科一年にはいつたのだつた。豫科一年がＡＢＣＤの四組に別れて各組が五十人ばかりだつた。學科は總て中學校の繰返しで面白くなかつた。只、數學とか、地理とかいふものを英語でやるのが少し嬉しかつた。今さら十八史略など讀まされるにはウンザリした。英語としては、スマイルスのセルフ・ヘルプ、ジョンソンのラセラス、チエンバアの第五讀本などがあつた。ラセラスは非常に面白いと思つた。初めて少し深遠な思想に接したやうな氣持がした。學校の中で一ばん困つたのは圖畫だつた。一時間もブツとほしでやらされてゐるのに、私は三十分かそこらで粗末なのが出來あがる。それ以上、どうにも念の入れ様がない。殘る一時間半をマゴ〳〵して、手持無沙汰で過すのが非常な苦痛だつた。

　先生の中では、今ま記憶に殘つてるのが幾許もない。校長は古莊嘉門。古苔のはえた岩のやうな、如何にも熊本人らしい頑固親爺だと思つた。漢文の先生の岡本監輔さんは、田舍親爺のやうな好々爺に見えたが、あれで大變えらい人だそうだと云はれてゐた。幾何の先生の小林好吉さんが、レツト、アス、ドロウ、ツー、パラレル ラインス、ＡＢ、アンド、ＣＤ、などゝ日本流の英語で、ゆつくり〳〵やつてくれるが、兎にかく善く分つて嬉しかつた。英語の先生では、まだ若い粟野健三さんが、『そうぢ無いです』と、我々の考へを斷乎として退け、極めて明晰な譯解をして與れるのが、非常に賴もしかつた。會話の先生のミスタ、ストレンジは、『アツテンシヨン！ボーイス』などゝ我々をボーイ扱ひにするのが甚だ癪だつた。それについて思ひ出す事がある。ストレンジ先生が出席簿を讀みあげる時、我々は銘々『プレゼント！』と答へ、缺席者があれば、其の隣席者が『アブセント！』と答へるのだつたが、私の隣席の末延直馬君は大のどもりで、右の手で膝頭を叩きながら、プ、プ、プ、プとやりかけるが、どうしても『プレゼント』が出て來ない。そこで私が見かねて、プレゼントの代辨をやると、サア先生が承

知しない。ナゼ本人が返事をしなかと云ふ。本人はどもりです
い辯解したいのだけれど、其の『どもり』といふ英語が分らな
とで非常に困つた。

（七）一ツ橋の寄宿舍

私は學校が始まると直ぐ寄宿舍にはいつた。寄宿舍の生活は珍らしかつた。第一、椅子テーブルが嬉しかつた。二階の寢室のベッドも嬉しかつた。賄料は下宿屋より少し高かつたが、毎日一度は牛肉を食はせるのが嬉しかつた。日曜にはパンと玉子を辨當に呉れるのも嬉しかつた。冬になつてストーヴを焚くのも嬉しかつた。ストーヴの薪が足りないので、夜ふけてからよく盜みに行つたものだつた。便所が西洋風で、四角な箱の上に丸い穴のあいてるのも、珍らしくて嬉しかつた。

寄宿舍の一室には八九人づゝ入れられてゐた。私の室には、菊地忠三郎、西加二太、末延直馬、加來源太郎、高田采松、横井逸郎、里村敏吉、柴野是公、などの諸君がゐた。

菊地君は水戸の産で、肉づきのいゝ、ドッシリした、馴れやすい人だつた。(後に後藤新平氏の秘書官になつてゐた。今は何處やらの保險會社の社長さんだと聞いてゐる。)西君は胃弱で瘦せてゐたが、『ひてい、ふつか』などといふ斷片語が私の記憶に殘つてゐる。(後に久しく夕張炭山の技師長か何かになつてると聞いたが、近年の事は知らない。)末延君はどもりの愛嬌者で、大きな額の大きな鼻をうごめかして、どもりながら一口淨瑠璃をやつたりしてゐた。彼は土佐人で、末延道成氏の弟だつた。彼はよく、これからベルリン會議を開くのだと云つて、ストーヴを赤くして皆を其の周圍に呼び集め、英國の全權アール・オヴ・ビーコンスフィールドを氣取つてゐた。(今は北海道で然るべき役人をしてゐる筈。)加來君は前に云つた私の同國人で、溫厚な長者だつた。(久しく檢事や判事を務めてゐたが、現在は知らない。)高田君は脊の高い上品な人、横井君は八字髭の可愛らしい人だつた。(二人とも消息を知らない。)里村君は岐阜の人で、貧家に生れた秀才だと云ふ事で、醫科の志望で、少し出つ齒の、おとなしい、好い人だつたが、中途で病沒したと聞いてゐる。柴野君は二年ばかり上級生だつたが、何かの都合で私等の室に來てゐた。笑ふ時には愛嬌もあるが、默つてる時には恐ろしい樣な、六かしい顏の人で、折々醉ばらつて歸つて來ては、私等の椅子やテーブルを放り投げたりした。たしか西君と同じ廣島人だつた。(これが今の東京市長中村是公君だ!)

他室の同級生では、例の小原專吉君を初として、清野長太郎、俵孫一、池内卓二、松田三彌等の諸君を善く覺えてゐる。小原

君は戸川伯爵家の元の家老といふ家柄で、後に男爵になつたほどの小貴族であるに係はらず、前記『尊公』の尊稱の外、更に『インデヤン』の敬稱を有してゐた。蓋し色が黒いからであつた。俺は大學を卒業したつて、エライ者なんかになりたくはない。俺は只、鐵砲をかたげて獵をして歩きたいんだと云ふのが彼の抱負だつた。或時、岡本先生から『梅』といふ作文の題を出された時、小原君は、『予が祖父鐵心、梅を愛す』といふ書きだしで、大いに家系を現はし、岡本先生を驚かしたと云つて大ぶん得意だつた。小原鐵心と云へば、維新の際、國事に功勞のあつた一英雄であつたのだそうだ。清野君は共立學校で、小原君や私などより上級生で、物が出來るといふ評判だつた。たしか宇和島の藩士で、舊藩主の貸費生だつた。我々同級生の間では一ばん老成の方で、多くの者から兄分あつかひにされてゐた。俵君は色の白い、然しながらニヤケ氣味のない好男子で、清野君等と共に最も有望な人物と目されてゐた。（果して、彼は、後に北海道長官に出世し、近ごろ山陰道から代議士に出で鐵道省の政務次官になつてゐる。）池内君は强度の近眼で、非常に善良な、溫厚な、親しみいゝ人だつた。たしか清野君と同國で、清野君を崇拜する樣にしてゐた。池内君は何んでも僕のする通りを眞似るので困つてしまふと、清野君が云つてゐた。僕がセルフ・ヘルプを讀むと、池内君もセルフ・ヘルプを讀む。僕がアルゼブラを始めると、池内君も直ぐにアルゼブラをやりだすと云つて、清野君が笑つてゐた。それほど池内君はまじめで人が好かつた。（彼はたしか、後に宇和島の中學校の校長になつてゐたが、今は知らない。）松川君は私の二倍もあつたらうかと思ふほど脊の高い人で、これが又、無類の好人物だつた。何んでも、婚約の人の事について頻りに可愛らしい煩悶をして生まじめな顏で清野君あたりに相談を持ちかけてゐた。（彼は後に立派なお醫者さんになつてゐたが、今はどうしてゐるやら。）

今一人、杉山君といふ、おとなしい人を思ひだす。杉山君は色の青い、肉體的にも、精神的にも、如何にも弱々しく見える人だつた。性質の善良な事は、池内君松田君よりも又一層上で、馬鹿にするのも氣の毒なと云ふ程だつた。所が或日、その杉山君が只つた一人で、室内に勉強してゐる時、誰のいたづらだつたか知らないが、野良猫をつかまえて來て、それに赤いんきをぶちかけて、如何にも大怪我をしてゐるかの樣に見せかけ、それを杉山君の室に放うりこんで、善良な杉山君がどんなに驚いて其の猫を憐れむかを見ようといふ計畫を立てた事がある。それが何處まで實行されて、どういふ効果を示したかは覺えてゐないが、兎にかく當時、我々の間で有名な話になつてゐた。

その外、同級生の中で覺えてゐるのは、老成な三好愛吉（後に有名な教育家になつた人）、鼻眼鏡の川村金五郎（後に宮内次官になつた人）、美少年の林倖雄（後の醫學博士）、櫻色の好男子田中尚（？）（後の工學士）、田丸兄弟（欣哉および卓哉）、小野塚喜平次（今の帝大教授、これは其の古風な名前で記憶してる）の諸君であつた。

（八）　運動、遊戯、心の寂しさ

暫らく居て見ると、學校はサツパリ面白くなくなつた。英語以外には一つも樂しみになる學科がなかつた。末延君のベルリン會議に列席した事、上級生の企てた略征伐に參加した事、折々神保町の川竹亭に圓朝を聞きに行つた事などが、せめて其の頃の慰みだつた。但し、圓朝の出る頃には、いつも門限が切迫するので、滅多に聞く事は出來なかつた。

運動や遊戯は餘りやらなかつた。兵式體操は最も嫌ひだつた。例の脊ひくで、私より左側に並ぶ者は只つた二人しかなく、而も其の一人は既に不具と目される人だつた。自分が僅かて不具たる事を免れてゐるのだと自覺するのは、餘り嬉しいものでなかつた。何處かへ行軍の催しのあつた時、私は教室のボールドに『アンチ・コーグン・リーグ』（行軍反對同盟）と英文で書いてゐる處を、先生に見つけられて大いに弱つた。それは『アンチ・コーン・ロウ・リーグ』（英國の穀物條例反對同盟）をもぢつて見たのだつた。勿論、私は行軍に加はらなかつた。器械體操も少しはやつて見たが、餘り善く出來ないので、好きにはならなかつた。テニスがはやつて、大森兵藏君などがやつてるのを善く見かけたが、あれはどうも女の遊び事のような氣がして厭だつた。只すこし好きなのは大弓とボートだつた。ボートで言問ひの團子を食ひに行くのは非常に面白かつた。

或る冬の夜、只つたひとり學校の庭にたゞずんで、澄みわたつた星の空を眺めた事を覺えてゐる。宇宙の絶大、人間の微小などゝいふ事を初めて痛感して、非常にセンチメンタルな氣持になつた。その頃、同級生の中に、日曜毎に教會に行く人のある事を聞いて、非常に羨ましく感じた。耶蘇教といふものに就いては少しの智識もなかつたが、只だ教會に行く人達は、地位とか年齢とか性とかを論ぜず、皆な親しい友達になるのだと聞いて、それが無性に羨ましかつた。私の心は誠に寂しかつたのである。これで若し其の頃、何かの機會があつたら、私も他の多くの青年と同じく、少なくとも一時は、殊勝なクリスチヤンになつてゐただらうと考へられる。私の一面には、さういふ處もある樣に思ふ。

（九）飲む事と遊ぶ事

明治廿二年、十九歳の春、既に飲む事と、遊ぶ事とを覺えてゐた。私の體質は發育のおそい方で、十七八にはまだ殆ど子供の姿であつたが、十八の冬から十九の春にかけて、初めて少し丈も延び、稍や大人らしい骨組になつて來た樣に思ふ。從つて又、酒色の欲が丁度その頃から發達した。

たしか十八の冬であつたらうと思ふが、忘れもせぬ、眼鏡橋のそばの牛肉屋に、杉元君と横山君と三人で行つた時、彼等二人はいつの間にか既に吉原の智識を持つてゐて、その晩、私を其の悪事仲間に誘ひこむ計畫を立ててゐた。私は不安を感じながらも、敢て親友の勸告を拒絶するものではなかつた。つまり、それから遊びといふ事を覺えた。四人組の中、犬塚君だけは用心ぶかくて（或は臆病で）、當分はこの仲間に加はらなかつた。あいつは話にならんと云ふのが、三人組の結論だつた。

それから三人の間に『英學雜誌』を發行するといふ、人眞似の計畫が立てられた。これも横山、杉元、兩先輩の智慧から出たもので、蓋しそれに依つて遊びの費用をもうけださうと云ふのであつた。私は無論、直ちに贊成して、それには寄宿生活は不便だと云ふので、三人一緒に美土代町に下宿した。そして金策などは、主として兩君がやり、編輯には私が幾分の才能を現はした。兩君としても、私としても、正に三つ子の魂であつた。それで兎にかく薄つぺらな雜誌が出來て、市内の雜誌店に並べたのを、ソツト見に行つた時の心持は、恥かしいやうでもあり、恐ろしい樣でもあつたが、何しろ大膽な、無茶な仕事だつた。勿論、その結果は、多少の收入を飲んでしまつて、大ぶんの負債を殘したに過ぎなかつた。

こんな事からして、私等の酒飲み癖と、遊び癖と、金使ひ癖とがついた。杉元君と私とは、最下等の成績で辛うじて二年級に進んだが、學校の成績などはもう二人とも問題にしてゐなかつた。二年級からは將來の分科を定めて、それに依つて第二外國語を獨逸にするか、佛蘭西にするかを決する事になつてゐたので、杉元君も私も、政治科で獨逸語といふ事にした。然し其の頃はもう缺席がちで、殊に獨逸語の最初の時間をはづしたので、非常に困つた。それで其の頃、私の得た獨逸語の唯一の智識は、イヒ、カン、ニヒト、フエルステーエン（私には獨逸語は分らない）といふ事だけであつた。

（十）立派な放蕩者

其の年の夏休みには國に歸る事を許された。國では、實父

堺は既に豐津を引きあげて、小倉に移つてゐた。平太郎兄は小倉の銀行の簿記係として、可なりの地位になつてゐたらしかつた。家も中々立派で、父と母は二階の四疊半の小坐敷を居間にして、御隱居樣らしく暮してゐた。本吉の乙槌兄も豐津から來て、兄弟三人が久しぶりで落ちあつて、盛んに飲んだ。私も既に一人前の飲み手になつてゐた。平太郎兄は眞白い皮膚の、まる〳〵と太つたからだを、越中褌ひとつになつて、上機嫌で私等に飲ませた。私はその時、乙槌兄と二人で、門司から馬關へかけて一日遊びあるいたが、その時の門司はまだ一面の鹽濱で、四五軒の藥屋があるばかりだつた。乙槌兄は國に歸つてから、福岡日々新聞に小說を書いてゐた。蓋し坪内逍遙さんの『小說神髓』の隨喜渴仰者であつた。

養家（椎田の中村家）では、酒ずきの父が毎日、肴の趣向に苦心して、晩酌を人生唯一の樂しみにして、私にも其の相作をさせた。然し父は年のわりに健康が衰へて、私の學校卒業が待ち長いと云つて嘆息してゐた。馬場から連れて來た小い娘のお力さんは小學校に通つてゐた。其の小學校の先生に、私と同期で豐津中學を卒業した大森君がゐた。父は大森君を招いて、一夕、小宴を開いた。お力さんの可愛らしい東京言葉が田舍言葉に變つてしまふのが惜しかつたと、大森君が話してゐた。

私はそんな事よりも何よりも、東京に拵へてある借金の事が心配になつてゐた。何とか口實を設けて、少しばかり臨時の金を貰つて行かねばならぬのであつた。思ひやりのある平太郎兄が來て口添をして吳れたりして、ヤツト幾らか貰ふには貰つたが、これだけでは杉元横山二君の手前誠に面目ないのであつた。

それで東京に歸つて來ると、いろ〳〵な燒け氣味で、忽ち又た遊ぶ癖が募り、年末の頃までには、正に立派な放蕩者になつてしまつた。金ぼたんの外套を嬉しがつたりしたのは昔しの事で、今は寒空に夏服を着て、ズツクの破れ靴をはいて吉原の廓内をさまよひあるいたりした。國で母が丹精をして拵へてくれた博多の帶も、奉書の羽織も、糸入の袷も、悉く質屋にまげられてしまつた。

末延君も酒好きで、私は此の先輩からも其の道の指導を受けた。末延君の同鄕の友人に川村藤吉君と云ふのがあつた。それが末延君に、寄宿舍に誰か語るに足る人物があるかと云つたのに對し、末延君が私の名を擧げて答へたと云ふので、私は川村君の下宿に連れて行かれた。この川村君は私より二つばかり年上で、既に何處かの法律學校を卒業し、今また辯護士の試驗を受ける爲に勉强してゐるのだつた。然し彼は、飲む事と遊ぶ事とに於いては既に多大の經驗者で、末延君と私とを指導するには

十二分の資格を備へてゐた。殊に彼は、强情我慢、小男ではあるが精悍の氣が眉宇の間に溢れて、人を威壓するに足るものがあつた。私は彼を一代の英傑だと信じてゐた。彼が盃洗で酒をあほる時、私も亦それに倣はずにゐられなかつた。彼が路傍の鍋燒饂飩の屋臺店を蹴とばしたりする時、私は一面にその亂暴を厭ふ氣持がありながら、一面には亦た其豪快を喜ばずに居られなかつた。末延君と私とは全く彼の追隨者になつてしまつた。

（一一）除名、離緣、歸國

明治廿二年二月十一日、憲法が發布された。その日、私は川村、末延の二君と共に、小川町の牛肉屋で、雪か雨かの中に大盃を擧げて祝意を表してゐた。川村君は土佐の自由黨氣分を多量に持つた人で、苟しくも憲法發布の日に、飲まずにはゐられないのであつた。所がそこに文部大臣森有禮暗殺の號外が來て、我々の醉は悲壯淋漓の感を漂はした。

その時、私は既に、月謝不納の故を以て學校から除名されてゐた。そして馬場家からは離緣の申込を受けてゐた。私は馬場さんに對して、中村家が私を東京に遊學させたのだから、離緣するなら私を國に歸すが當然だといふ理屈を云つて、歸國の旅費を請求した。馬場さんは止むなく旅費として金十圓を出し、玄關番の竹中君をして私を新橋停車場まで送らせて、私の出發を見屆けさせようとした。然し竹中君は、私に對する同情からか、或は恐怖からか、兎にかく其の任を果し得る見込がないと云つて斷つた。私は直ちに其の十圓を飲んでしまつた。

實家の父からは、叱責と嘆息との手紙が幾度も來た。利彦さんについて惡評が多いと、間宮から云つて來たと云ふのであつた。父としては、「惡評」といふ言葉に甚大の苦痛を感じたのであつた。その時、母は、道樂も仕方がない、學校をしくじるも仕方がないが、若しや困つた餘りに、ツイ、盜みでもしはしまいかと、それぱかり氣遣つたといふ話を、後に聞いた。

こういふ間に、或日、國から電報が來た。平太郎急病死去、直ぐ歸れと云ふのだ。理由も何も分らないが、私は間宮家で旅費を貸して貰つて、早速出發した。但し、間宮家では（馬場家と同じく）私が素直に歸國するか否かを危ぶんで、長男の直道さん（平太郎の友人）が、私を横濱まで送つて來てくれて、私の乘船を見屆けた。

此の乘船の月日がどうもハッキリ分らないが、まだ少し寒かつたと思ふ。私は或る友人から貰つた糸入の單物を着て、其の上に川村君から貰つた双子の羽織を着てゐた。そして懷には、尾崎紅葉の「二人比丘尼、色懺悔」を一冊入れてゐた。

夕靄

木下利玄

早春

山畑の白梅の樹に花満てり夕べ夕べの靄多くなりて

山畑に満開すぎし梅の花黄ばみ目に立つ夕靄ごもり

土間より直かに杏芽もたげつゝこれ等の[illegible]茎の太短かさよ

小春日和

満開の淡紅色山茶花かつこぼれ芝生匂へる花びらの数

庭芝に山茶花こゝだ落花せりおのおの保つ咲き癖の反り

むら雲

あたゝかき冬日かげする一むら雲風かさ〳〵と笹生音さす

折にふれて

寂しさを思ひ開きて枕邊の草花鉢を私かに愛づる

夢うつゝに落ちゐし厳しき怖ろしさ覺むればしづけき深夜こほろぎ

紅葉

木の下の毛氈に坐りさし蔽ふもみぢが枝と何ぞしたしき

身近くの一木の楓枝ぐみのみやびやかさよもみぢ葉つけて

椽臺に帽子を脱ぎて仰ぎ見るその紅葉の木このもみじの木

紅葉の重たりふかみ夕日かげ透りなづみて紅よりも紅

印度洋

齋藤茂吉

いのち死にしのちのしづけさを願はむか印度のうみにたなびける雲

汗にあえつゝわれは思へりいとけなき瞿曇も辛き飯くひにけむ

日のひかりつよくかがよふ錫蘭のあかき道のべに牛たちにけり

この洋にかなしきかなやあさみどりしづかなるみづを抱く島あり

椰子の樹のしげれる見ればおのづからミニコイ島はあはれなる島

聖フランシスコ・シャギエル出生の地

木下杢太郎

一、サン・セバスチャン

西班牙領に入つて予の第一に迷ひこんだのは、思ひもよらぬ立派な海水浴場であつた。尤も早朝ボルドオを立つて後のピレイネエ以南最初の西班牙の都會はイルンであつたが、あまり小さな新開地であるから電車でここまで來て見たのである。「天井には手が屆かぬ。」「四年毎に二月は廿九日である」といふベルリツ仕込みの西班牙語は早速の役に立たなかつた。が然し數字のことばの知識の爲めにひどい赤毛布を演ずることはなかつた。

ここは佛蘭西のニイスのやうな町で、イスパニヤとはいひながら、ボルドオが西班牙に似る以上、佛蘭西に似て居る。わかい女は全く巴里風であり、青年は巴里の人よりも更に一層ハイカラである。深山のカフエ、立派なカジノ孰れも巴里又はモナコに見るが如くである。然しカフエでくれる珈琲は到底巴里のそんな店では飲まれぬ好味である。

が、強いて地方色を求むれば、建築の様式、男の大黒帽また華かな服裝の兵隊や巡査にそれを感ずることが出來る。殊に兵士が群をなし、町の表面の生活の主要分子をなしてゐるところを見ると、已にこの國の國情を想像することが出

來る。この點甚だ支那の都會と似て居る。

陸地は狹い口を殘して巾着の如く海水を包む。それでこの灣は貝殼の名を有する。狹い岸には旅館、カフエ、カジノ等が櫛比してゐる。

予は夜行でマドリイ市に行くことを好まなかつたからこの町に止つたのだが、今日家の人から聖フランシスコ、ハギエルの出生地にゆく道を聞いてからはそこへ往くのが義務であるかに感じられ出した。マドリイに往く切符を買ふべく停車場に向つたが、その前の橋の上に立つて思案して、つひに明朝パンプロナに行くことに決心した。

ハギエルの城に昔の面影のないことも聞いてゐる。そして其地は聖フランシスコの生活には或は重大な意味を有つてゐなかつたかも知れない。然し日本人としては多大の好奇心を抱く土地であり、且つや邦人のここに參詣したものは甚だ稀である。これらの事情が予のそこに到る決心を促すもととなつた。

カフエの外に此所の菓子のうまいことも附記する價値がある。それは佛國に近い故であるのか、それとも昔からの傳習であるのか。

二、ハギエルの城

Xavier 上人の名前はいろいろに發音することが出來る。その出生の地を今イスパニヤ語では Iavier と書き、ハビエルと讀ませる。西語のVは強くBの如く響く。古文書には同じ名が Xabierre, Ssavierr, Exavier, Exaverre Xavierrと書かれてゐるさうである。語義は Casa nueva 新家であると云ふ。

その昔日本に於ては此のパドレを何と呼んだことだらう。當時日本に於て尤も廣く行はれた外國語は、ポルツガルの

語であつた。上人自身もしばしば此言葉で手紙を書いた。それで予は新村博士に倣つて上人をシヤギエルと呼び奉ることにしよう。

上人出生の地には、近ごろ新に城と禮拜堂とが建てられた。土地の人は之をカスチイヨ、ハビエルと呼んでゐる。この城に詣るのには、ピレネエ山脈の南方の都會パンプロナを過らねばならぬ。即ちサン、セバスチヤンを朝七時四十分の電車（であつたか輕便汽車であつたか）に乘ると、午前の十時過ぎにはパンプロナの市に着くのである。

この市は千五百十二年にカスチイヤ（即ち今の西班牙人）に滅されるまでは小いながら獨立國のナヴルラ王國の首都であつた。そして上人が出生せる頃までがその盛期であつたのである。父の Juan de Jassu（フワン・デ・ハッスウ）はボロニヤ大學出身の法律學士で、この王國の重要なる臣（始めは大藏卿後には宰相）であつた。

所がフランシスコが物心付く頃からこの王國は不幸に襲はるることになつた。そして一揆、敵襲、離散、破壞、追放、監禁の一も闕けぬ騷動が起つた。即ちこの王國とカスチイヤ國との間の戰爭が彼の六歳の時始まつたのである。法王ジユリオ二世が佛王（ルイ十二世）と爭ひ、カスチイヤ（フエルナンド王）は法王に左袒した。ナヴルラ國は兩者の間に中立を保つことが出來なくなつて、遂に佛王に與するや、パンプロナの市は西兵の砲火に破れ、市民は法王より破門せらるるに至つた。ナヴルラの王はフランスに逃げた。

フワン、デ、ハッスウはその後も故國の恢復については努力を怠らず、フエルドナンド王に見え、またメヂナに旅行した。然し彼の夢は實現せられなかつた。そして千五百十五年の十月にはこの世を去つた。ソス、サンゴエツサ等に於けるハビエル家の所領は公賣に附せられた。そしてナヴルラ王國も亦西班牙に併合せられたのである。ここにフランシスコは孤兒となつた。

その後三月でフェルナンド上は死し、カルロス五世の世となり佛蘭西ではルイ十二世没後フランソワ一世が継いた。ナヴルラの王も異域に死して、ここに戯曲の凡ての人物は一掃したのである。

然しアスピルコエタの城（母方の家族の所領）には王黨のものが残留して居たので、僧正ヒメネスがナヴルラ國中に在る不要且危險な城砦を毀たしめた。始めにはアスピルコエタの城、次で亦、ハビエル城の塔が破壊せられた。ハビエル城に在つては塔は毀れたが、居形の方は残された。が、砲眼を備へてゐた其外廓は取崩された。其他小城砦並に揚橋も壊され、凡て城廓の觀を與ふる部分は凡て取去られたのであつた。そしてそこに西班牙兵が止まつて監視の役をした。

パンプロナも同様の運命に會し、カルロス五世はここに城廓を築く爲めその用材をばナヴルラの舊臣家から集めたのである。ハツスウの居形も取毀たれ、その材木は、取り去られた。

この悲哀に遭遇した時フランシスコは十一歳になつてゐた。

聖フランシスコ、シヤギエル上人は慓悍なるバスク族の血を承けてゐる。そしてその少年時代にはかくの如き世情を見た。而もその幼年時代には嚴肅な宗教的教育を受けた。後世の彼の勇敢な傳教事業も之を考へると其精神的の聯絡を知ることが出來るやうに思ふ。

パンプロナからハギエル城に行くまでに、前に言つたサンゴエスタと云ふ小な町がある。所でそこに往く電車は午後二時五十分でなければ出ない。そこでここの一旅館に行李を預けて市街の見物に出かけた。ホテルは佛蘭西名を有つて居り Maison neuve といつた。是れが Xavier の語の意譯であつたことは後に始めて知つたのである。この町の

「コンスチツシオンの廣場」と呼ばれる處はイスパニヤに固有な廣場の體裁を爲してゐた。即ち中央に方形の空地あつて、その四周には二列にアカシヤの樹を植ゑ込み、それを取り圍んで建てられた家の最下層は、廣場に對して柱列を作る。此種の市街設計は、予は始めて之をクウバ島のハバナに於て見、奇異の感を抱いたことがある。即ち予が少年以來空想した歐羅巴といふものが、空想以上に强烈に其形を現はしたからであつた。その後予は英佛の諸都會を見たがハバナほど歐羅巴らしく感じた所はなかつた。この地はハバナから見れば本家に當るものであるが、その富をも、その珍奇な植物をも持たぬが故に、そつけなく、うら寂しく感ぜられた。

折柄葬式の歸りと見えて、黒の絹帽上下ともに黒のフロツクコオトを着けた人々の通るのに出會つた。かかる片田舍にも似ず、その服裝は正しく且つ淸げである。邊幅を修める趣味がこの國民にあることを予は段々と知るやうになつた。

わかき女たちの着附けは全く佛蘭西風である。後頭に高き櫛を挿し、頭巾をかつぐ風は甚だ稀にしか見られぬ。それに反し男の小さい、黒又は紺の無縁の丸帽を被るものは甚だ多く見た。フランスでベレエと稱するものである。建築は大したものがなかつたが、偶然或家の入口の兩側を飾る軒燈が注意を引いた。それにはアラビヤ好みの金具がついて居り、曾てはモハメツト族を住ましめた、此地の地方色を濃厚に印象するものであつた。

サンゴエスタまでの電車線路は風景に乏しい。唯一箇所だけ、溪水が高い水成岩層を貫いて造つた奇怪の絶壁があつた。車が隧道を拔けると、數十丈の斷崖が鐵道の上に立ち塞り、近き崩壞の跡さへ見えて、氣味わるい限りであつた。

サンゴエスタは失はれたる小村、遊士の心を凄愴たらしめる。イタリイのシシリイ島邊の小村落に似るがそこの様な

く、そこの快活な、、暴く且つ寂しい。ここから馬車を傭うて、八キロメエトル許りの行程、ハギエルの城に着くのである。

耶蘇會のブルウ師のシャギエル傳にはかう書いてある：「是より（即ちサンゴエスタからは）新鮮にして陰多きバスクの郷土を離れて、人はエブロ盆地の蕭條たる風物中に入る。其後なほ一里ばかり、小石を渡り、砂土を踏んで、馬上田畝の間を横ぎる。已にして山間の小徑淡々たる谿谷に導き、彼方には日に焼け、乾きたる連山廣闊なる地平線を成す。北面して波形を畫く傾斜の上に一小部落より、十餘の小屋と貧寺及び荒廢せるカスチイヨ其間に佇立す。是れはハギエルの郷である」。

目睹の光景は全くその通りである。途中しばしば雷鳴し、沛然たる驟雨が來た。その明とその暗とが、丘陵の面に色彩上の變化を與へなかつたなら、そして時々の風が、麥の畠の麥の穗の上に、海湖の面と同じやうな波紋を畫かなかつたら、この車行は退屈の極みであつたらう。草さへも斑らにしか被はぬ丘、いたいたしき麥、小さき葡萄の列、その他には數へるほどの樹しかない。樹もアカシヤと橄欖（?護謨樹?）、まづこの二種類である。

この風物の裡にフランシスコの少年時代を入れて考へることは、寧ろ心を痛めしめる。たとへ其時代なほ立派な邸宅があり、城廓が立つてゐたとした處で、荒涼單調な山水は、このままであつたに違ない。

この郷は彼が母方の所領であつた。母の名は Maria de Azpilcueta フランシスコは、彼女とフワン・デ・ハッスッとの間の第六子で、千五百六年四月七日の聖週の火曜日に生れたのである。六歳になるまではこの郷土に於て、幸福に、且つ宗教的に嚴格に教育せられた。

目のあたりこの土地を見て、そして耶蘇會の事業を考へると、兩者の間に、その氣分に於て、相近する所のあるのを

見出すのである。

車が城前の坊に着いた時は、支那の田舍を旅行して古寺前の客桟に着いたと同じ心持がした。此地は全く歐羅巴の山西省である。人の數よりも畜類の數の方が多く、驢馬の悲しい喚聲は、この村落の重要なる生活記號であつた。

今のハギエルの城(カスイヨ)はブルウ師の記す所と同じではない。それは數年前に一貴族の夫人の喜捨に政府の補助を併せ之を新築したからである。そし生々しい紅煉瓦造りの宏大なるものとなつた。で實際見るよりも空想に畫いてゐた方が增しだつたと思はれた。

それでも日のあるうちにと城の見物に出かけた。予を案内してくれた僧侶は二十餘年間印度に於て布教に從事してゐたと言つて、片言の英語を話すことが出來た。お互の話、要領を得ない。この建築のうち、昔のままであるものとては石の階段と、二枚の鐵の扉、家族の禮拜堂（少フランシスコが此裡に祈念したといふ）それからその本尊たる十字架像であるといふことであつた。

石の階段は本物らしいが、そこをば煉瓦壁、窓、鐵の欄干などで飾つたから、好い感じは起らなかつた。そしてその壁には、近年日本の信徒から寄附した三幅の繪、一本の旗などがあつた。畫も字も田舍人の筆で、頗るひどい代物(しろ)であつた。「侯爵夫人カルメナ・デ・ヰラエルモサに獻ず」とある可き「獻」の字が「健」に代つてゐる爲めに、おかしなことになつてゐた。旗の方には大友義隆の三百五十年忌の記念として寄附するといふ意味の文句が記されてあつた。

それから昔のままであるとか云ふ禮拜堂、その本尊たる十字架上の耶蘇は、神秘的といふよりも黒く煤けて氣味のわるいものであつた。

もう日は落ちて、室内は暗くなつた。そこを立ち出でて城の胸壁から四圍の丘陵を眺めると、自然の淋しさ、旅の寂しさが身に逼つた。

ポサダ（宿屋）の窓から見る寺院前の廣場はこの村全體の夕方の營みを展開してゐた。其一隅には石垣の下に水道と家畜の水かひ場があり、その爲めに、古風な水瓶を持つて女たちが水を汲みに集まる。牛、馬が水を飲みに來る。其他犬、猫までも夕方の空氣を吸ひに外に出て來、山羊、羊及び既に記した驢馬がてんでに散策を試みてゐる。人と畜生とが共同して世帶を持つてゐるやうな村である。

一夜明ける。

前夜はすばらしい雷鳴で、寢室の天井あたりへ雷が落ちるのではないかと懸念せられたほどであつた。雷鳴の爲めに睡眠が出來なかつたなどとは、生れて初めての經驗である。然し今朝はもう好く霽れた。

朝十時ごろ又バジリカを尋ねると、こんどはそこの主座のフランシスコ・エスカラダといふ人が會つてくれた。自國語の他には拉丁語しか話さず、唯々顏を見合はす許りである。そのうちに、彼の呼びにやつた尼さんが二人來た。一人はわかく、一人は年取つてゐた。二人とも佛蘭西語を好く話すが、本來フランス人であつたのである。どうしてフランス人がこんなイスパニヤの僧院などに居るのか、事情が分らなかつた。

この主座の僧にはこの城に關し、又聖フランシスコ上人に關して二三の著述がある。その爲めの參考書を見せるとて人をやると、少時して、一人の少年が大籃に一杯の本を持つて來た。就て見ると、さして珍品でもなく、クロス、バジエス、グスマン、デブラス、バルトリの程度のものであつた。

主座は予を導いて、再び舊き禮拜堂、又新築のカテドラルの內部等を見せしめた。後者の禮拜堂の壁には日本人パヴロ・マキ、ホワン・ゴトウ、ヂエゴ・キサイ（?）等のモザイコ像が、他の殉教者と同列に並べられてあつた。孰れも其手に十字架と椰子の葉とを持つてゐる。

予は主僧及び二人の尼さんたちに分れて宿坊に歸つた。宿の構造や食物のことなど話すと面白いが、說明が煩はしい。ただ魚肉、羊肉を調理するに多量の橄欖油を用ゐることだけを告げて置かう。一種の味と一種の臭がある。

午後はパンプロナに歸り、ここに一宿した。きりぎりすの聲がこの町には聽かれるのであつた。歐羅巴に於て此蟲を聽くはこの時が始めてである。ゴオチエの書に西班牙の人は鳴く蟲を飼ふと書いてあつたことを思ひ出す。つまらぬ事ながら、この國の言葉で商店の事をアルマセンと云ふのがおかしく思はれた。天草の田舍の店で物を買ふと、有るものを「ねい」といふのと好一對のしやれである。

食後コンスチツシオンの廣場に行くと、そこには人々が雜踏してゐた。カツエに腰かけて、その群を眺めてゐると、混雜のうちにおのづから規律のあることが段々と分つて來た。彼等は皆廣場の一隅を步いてゐるのであるが、皆二人、又三人の橫列をなして居り、それが更に縱隊を成し、此約一中隊ばかりの男女の群が、その廣場の中心に近きは左に進みその外側のものは右に進むのである。即ち或る一點に於てはその行列は方向を換へ、側を異にして逆步するのである。予は嘗つて、ペース、アイレスに此風習のあることを傳聞した。で今、ははあ、是だなと思つた。青年男女の相識るには好機會である。

十時半ごろ宿屋に歸ると、食堂は予の喫飯せし時よりもこみ合つて居た。予のフランス風の夕飯時間は、この國の習慣より一二三時間も早かつたのを氣が付いた。　（いすぱにや・ぽるつがる記の一節）

圖畫教育私見（承前）

岸田劉生

○見學法　附、手法教授

兒童に美を知らしめる方法として、只自由に畫を描かしめるといふ事は消極的である事は前項に述べた通りである。美を知らしめる爲めには、人間の美意識によつて造られた美術品を與へそれに親しましめ、心と心とを通はしめ、生命と生命とを通はしめる事によるのが重大なる效力を有つと思はれる。

美術品の美も、觀るものにその眼がなければ、結局美でも何んでもないと云ふ事は事實であるけれど、これを自然物象の美と比べる時、美術の美は能動的であり、自然の美は受動的であるといふ事は又否み得ない、即ち、自然の美は、こちらから美意識を投げかけてそれを美と感じる點で受動的と云ひ得るのに對し、美術の美は、先方から人間の美意識によつて確立された形而的美の法則が働きかけて來てゐる。それを受け得ると否、又如何に受け得るかは別として、その美的法則には客觀性がある。それだけ、美術の美は自然の美に比べて能動的に先方から押して來る。こゝに心情への感化の力がひそんでゐると云ふ事が出來るのである

先日或る圖畫教育の新聞をみてゐたら、鑑賞教育と云ふけれど、それは「型」を教へる事になり易い、さういふ型に依る事が「美」なのだと解し易いといふ反對の意見があつた。これは或る種の自由畫論者のよく云ふところであり相當根強い經驗から生れた言であると首肯出來る。しかし、たとへ一時型に支配される樣に見へ、又兒童が、美よりも「型」を解するものゝ樣に見へても、さうしてゐる中に不知の間に蒙る心情の美的薫育の力を否む事は出來ず、この事が圖畫教育としての最大の目的でなければならない。

子供といふものは、一面には、物の眞髓を見る力のないもの

であり外形的な事に引かれ易いものではあるが、又一面には、三兒の魂百迄もといふ通り、その心情は非常に鋭感に事物の「心」を知る。即ち子供は知識的には物の眞髓にふれ得ないが事物の眞髓が子供の心に與へる感化、或る「芽生へ」の力は又大きい。

胎教といふ事は本當にあり得るか否かはよくは知らぬが、まだ意識なき胎兒時代から、事物の「心」「感じ」等を重じなければならぬと、人に考へさすのは何を語つて居るであらうか。又胎教といふ事が可能であるといふ風に考へ得る力を子供自らの中に認め得る事を否む事は出來ない。

美術といふものは、立派な美術品であれば、必ず子供のさういふ、心情に何等かのよき感化を與へる筈である。少くとも「美」は不知の間に子供の心に滲み込む筈であるが美術の形式ばかりを模す樣になり、かへつて美を知る事の邪魔となるといふ樣な心配は、指導の仕方によつては大して問題とはならない事と思はれる。

又只徒らに形式の模倣といふ事を邪道視し恐れるといふ事も必ずしも當つてゐる事とは云へない。新しい美術、即ちゴツホ、セザンヌ等の近代美術等はその美的價値はとも角として、兒童には難解である。これは一種特異な形式を持つものであつて素直な美的形式ではない。これに比べて、古大家の素描等、即ち、レオナルドや、デウレル等の作品ならよし兒童が、その形式を模したり、又かういふ風に描けば、「美」なのだと思ひ込んだにしても、大した弊害はない、むしろそれによつて美をさとり得るとも云へる。そして美さへ覺れば、次にはもつと自由な天地が開けるのである。そして、兒童に難解なるが故に必ずしも近代美術の美的價値が深遠なるものと云へないし、兒童に解り易いからとて、古畫が淺いものとも云へない。本當に深い事は兒童には勿論解らないが本當に深いものを藏してゐる作品は、兒童に應接してゐる中に必ず兒童の心情に暖かき贈物を爲す力を藏してゐると云ひ得るのである。

だから兒童はどうせ形式を模倣するものとして、それに弊となるものはこれを省き、その素質を更によく生かし利用し得るものを與へる樣にすればいゝのである。これは指導の法の一つであるが、まだ〳〵、一寸した注意一つで、いくらも、兒童が只單に型に墮す位の弊は除き得るものと思へる。又美術が持つ感化力といふものと兒童の心情の上にも認める以上、それを、顧みないのはよい事ではない。これを基礎として我等は何等かのよき方法を考へる可きである。

一體近代の人は獨創とか、個性とかいふ言に感心し過ぎる樣

である。世の中で獨創や個性といふ云ふものはさして尊いものではない。「美」が尊いのであつて、美は主として獨創的な個性によつて生まれるからこそ獨創や個性がいゝ事になるのだが、獨創や個性のない民族藝術にだつて實に立派な「美」が宿つてゐる事が多い。民族藝術は個性藝術に比べて「深さ」には乏しいが、深いものばかり生れる事を要求するのは無理だし、又その必要もない、只必要なのは世界からなる可く多くの醜や惡を驅逐し、なる可く多くの美や善をたとへ淺くとも小さくともふやしたい事である。又個性々々と云つて、その事ばかりを重じる時には對他的に異を樹てる事を尊重する事となり易い。美を直接に知らしめればそれがつまり本當の意味での個性の目覺めとなるのである。美を知らぬ又は美を持たぬ個性は、只對他上の性質上の類性的相異といふ事に外ならず、これは勿論兒童教育上無視してはならぬが、又これを強いて增長させる樣に教育するのは醜態である。

　他人（古大家）の描いたものを示しても、個性を失ふといふ樣な考へ方は、個性偏尊主義とも云ふ可きものであつて、兒童の個々の性質はそれによつて善導され、各々そのまゝの性をよりよく生かすといふ事は考へ得るが、そのために兒童の箇々の性質が束縛されるといふ樣な事は少々無理な考へだと思はれる。

　又美術上に於ける模倣は一面獨創への第一步である。美術を造らうとする所謂製作衝動の素因には、自然からうける美的啓示への模倣欲と、他の作品によつてうける美的啓示への模倣欲との二つがある。そして美術上の、「美」を知る上には、どうしても、先人の造つた美術上の作品から直接に「美術」といふもの、美術の美といふものを敎はるものである。近代の人はともすると、概念的に、模倣といふものは惡い、何でも獨創が尊いといふ風に、考へる樣であるがこれは深く、美術上の經驗なしらず、又反省してみないからの事で、美術といふものは、美術を描き造るのであつて、自然を描き造るのではない、美術を眞に知らずして、本當によき美術は生れず又、本當に深き美を得る事は出來ない、この事は獨創を蔑にする事ではなく、眞に深き又眞に根強き獨創は、他を容れず他に學ばざる事によつてやうやく獲得し得る底の獨創ではなく、他と出來る丈け共通し、他の長を出來るだけ知つて猶獨自ならざるを得ない底のものである。古大家の作品は皆それであつて、彼等は決して獨創といふ事を意志せず、むしろ彼等にとつての古大家に近づかんとして、師の敎へに忠ならんとして猶且出藍の力自づとほとばりし出でたものである。これを近代の獨創意識の發達した時代の一見露骨にみてる獨創的味覺の強い作品と比べる時、その獨創力

のしんねり强さ根强さ深さの雲泥の差あるを知るものは知るであらう。

美術に於ける本當の獨創といふものは、むしろ、他の美術品のいろ〳〵の美しさを知り、それに牽かれる事により自然と深きものになり、强きものとなる。獨創は目的ではなく、より深き美の結局であり又手段である。美術家は獨創よりも美に牽かれるのが本當である。それは自然的で、他の美術品の二つの美である。そして、眞に美術上の美を知るのには自然よりも、美術の美をより深く知り學ぶ事が大切である。

これ等の事は美術修業上の問題であるが、これは又同時に、圖畫教育の上に於ても云ひ得る事である。即ち「美」といふものを兒童に知らす上に於ては、自然の美の受動的なのよりも、「美」そのものによつて築かれてある美術の殿堂に參せしめる事がより有効である。そして、兒童の持つ反對本能や模倣本能を、さういふ、美ばかりによつて築かれた國の中に於て充分に生かす事は、決して兒童の個性を殺す事にはならず獨創を妨げる事にもならず、むしろその反對にその個性より美しくより强く生かし、その獨創をより深くより强きものとする事にもなるであらうと思はれるのである。

だからその與へる鑑賞の對照によつては、たとへ兒童が他の形式を模倣してもさしつかえないのみならず、時によつては、それを有る意義の下に臨模する事も決して惡くない。(この事については後に述べる。)かくて、我々は兒童にそれに適した鑑賞の對照の撰擇をする必要があり、今後の圖畫教育上の重大なる問題の一つがこゝに存する事を思ふものである。

かくて次に考ふ可き事は、その鑑賞教育の實際上の方法である。これに關しては教育上の實際にたづさわらぬ私の如きは何も云ふ資格のないのを感ずる。しかし何も云はないのは無責任の樣でもある。尤も、私としては鑑賞教育といふ事の可能と必要との理論を述べれば足りるのであつて、あとは他の人にまかせてもいゝ譯ではある。しかし、二三私の氣づいた事を云はせてもらへば、兒童用の、美術讀本と云つた樣な、課外讀本風のものを、發行する事。これはしかし、眞に美の事を深く知り實感し得る人によつて編まれる必要がある。なまじつかなものを造られては困る。私は微力乍らいつかさういふものを編んでみたいとは思つてゐるが、本職が多忙で中々實行出來ないのは殘念である。

その內容は。讀むところは、古、近、東西の大家の美術上の逸話、製作上の面白き話。美術史のやさしいもの、美術についての子供にわかる事で最も大切な事、美を愛し、やさしき心を

養ふろに役に立つ様な文章、自然の美を知らす様な文章、美術家の經驗、さういふものを面白く、子供が興味を持つ様に書く事、勿論、尋常三年位から最上級迄、一年一册か二册ですむ様にする事。

そして、文の他には、古大家のいゝ作品寫眞版の挿畫とし、又讀みものゝ種類によつては、今日のいゝ畫家にいゝ挿畫を描いてもらひ入れる事。とも角手に持ち、目に見て常に、美しく、たごやかなる本とする事、この事は大して金をかけずとも出來る様に思はれる。この讀本は讀む事よりも、むしろ見る事に重きをおく様にしてもいゝと思はれる。但しこれを造る事が誠に困難であつて、私がこんな事を云ひながら自分でやらぬのは卑怯の様だが、今一寸出來ない。只人さへあれば、可能の事で又有益の事だといふ事をこゝで云つておけばいゝと思ふ。

次には一種の畫手本である。後章。慶應義塾に於ける圖畫教育のくだりに（殘念乍ら本誌にはこれは書きません、近刊圖畫教育論の中にかきます）述べる通り、慶應義塾に於ては河野通勢君清宮彬君が兒童に圖畫を教へてゐるが、一種の自由臨畫法を用ひてゐる。これは誠に面白い事で、その手本さへよければ、兒童が一定の美の出た形を臨模する事によつて、美を探りあてる事の可能を示してゐる。事實不思議に慶應の生徒は「美」といふものを知つてゐる。河野君及清宮君は私の友人であるが、畫家としても私の最も信ずる人々であつて、その美に關する質感及び知惠は稀にみる豐富さである。かゝる人を師とする慶應の子供は誠に幸だと云はなければならない。

美を子供に知らす上に於て鑑賞の教育の必要なるは既に述べた通りだが、それをもう一渉進めたのが私の言ふ自由臨畫の法である。自由臨畫とは第一に、何も手本の通りに形式的眞に近づく様に模寫させるのでない事、第二に、なる可く子供に自發的に興味本意からその畫を好ましめ、模寫さす様に指導する事、等である。そして、なる可くは、その手本の美を、他の自然物象の美の中に發見さす様に指導し、それを描いた古大家の自然の見方、美の發見のしかたを知らしめる様にする事が大切である。即ち、その手本によつて、自然の美の觀照上のヒントとなす事、たとへばダヴインチの草の素描を見せ、それと似た草を見せ、二つ置いて模寫せしめる事等はその一方法である。これは前にも述べた通り指導の方法さへよければ決して、形式のみを呑み込む事にならず、美をそれによつて知る事になると思はれる、個性獨創等の事について少しも有害となるとは思はれない。

古大家等の描いた優れた美術品の筆跡をたどるといふ事をも

し子供の中からさせられたら、如何に幸福であらう。それは美を探りあてる實際上の最上の方法の一つである。

しからばその手本は如何なるものを造つたらいゝか、如何にして作る可きか、何を選む可きか、これ等、又至難の問題である。氣づいた事を言へば、幼稚時代は臨畫用としては手本を與へず、讀本もむづかしくて讀めまいから、手本と讀本とを一緒にした樣な鑑賞本の本を與へ。教師用にはそれについての談話とか、教案とかをつける位にしたものを造つたら如何かと思ふ、そしてその畫の程度は決して、幼稚だからとて遠慮する事なく、相當位の高い作品を用ふるがいゝ、但し、靜物とか、近代繪畫とかは上級になつてからがよからう。やはり、一種の宗教畫とか、人物畫、動物畫、花鳥畫風景畫等の優秀なものを入れるがよからう、殊にルネサツンス前後のマリアの像の如きものゝ優れたもの、ヴインチの素描等は幼稚時代に是非常にみせたいものと思ふ。後章、我子の圖畫教育のくだりにもかくが、（殘念乍ら本誌には載せ得ず。）私の子供は幼稚時代から自然と、エス樣の本〳〵と云ふてはクラシツクの畫本を好み、私の書齋に上つて來ては一人で永い事ながめ〳〵してゐた。自分の子供の事を云ふのは變だが、彼女の美意識は今日では中々進んでゐて、鑑賞眼等、ヘマな大人より進んでゐるところがある、勿論まだ十一の子供の事とて、一方に極めて幼稚ではあるが。

とも角も、幼稚時代には、描かれた對照にも、易解的な美又は善の感じのあるものが解り易いし、さういふものだとて決して通俗なのではなく、高く深いものが中にあるのだからさういふものを選んでみせたいものである。フアアンゼリコの天使の畫や。マリヤ、基督等の畫等はそれには持つて來いのものであらう。

それと同時に幼稚兒童が日常家庭又は往來等で常に見、親しむところの草木、動物等の圖のよきものもこれを入れるがいゝと思ふ。これは鑑賞と觀照と相助け相俟つて、美を知る樣にする方法である。

又、風景畫等も自然の美を知らしめる上に必要であるが、風景畫として、よいものに西洋畫では近代美術に多く、古大家のものでは殆どない、レムブラント、ルーベンス等は造つてゐるが、近代美術の樣な本當に自然の美を獨立的に見たものとはちがふ。ところで近代美術はどうも幼稚時代には難解である。これは少々困つたものであるが、支那あたりの古畫山水は又むづかしいし。しかし何とかなるであらう。

それから、幼稚時代には先づ西洋美術から入る方がよい樣である。西洋の美術は、美の意識が露骨で、すぐにみへ、素直で

あるから、但し裸體畫、殊にギリシヤの男子等の局部迄彫刻したもの等は子供に不思議な感じを起させ、又教師がそれを説明する譯にも行かぬから困るかとも思ふ。しかし幼時からそれになれて別に不思議に思はぬ様になればかへつていゝかとも思ふ。宅の子供などは赤坊の時から裸體畫を見てゐるから不思議がらない。

東洋美術は一と通り西洋美術によつて、美が分つてからでないと一寸解り難からうと思はれる。澁さ、さび、卑近美等の、美が主であつて、又可なり抽象的な掴みどころのない様なところがあるから子供には少し無理であらう。しかし、澤山みせてゐる中には解る様にはなる。宅の子供等は、浮世繪の初期のものは味を或程度迄解し、それに似せて中々味の濃いものを描く（後章揮毫參照）しかし、全然、それを入れないのは又考へものだ。美を知らしめる上に、東洋美術の美をも子供の時から見せておく事は決して無駄ではない。稍長じてから宋元あたりのよき山水や、花鳥の寫生畫、明清、又は日本の南畫のよきもの又は浮世繪の中適したもの等を選び、これを手本に入れるのはよからうと思ふ。讀本の方には勿論、これを入れ、その味やその作者の話など語るのは結構だと思はれる。

次に鑑賞法として殘るのは、美術品實物觀覽の法である。即ち、古寺社の建築、博物館の見學、千代紙等の撰擇、服、飾器具等の審美的養成、（物質的にならず趣味的になる樣に）名勝舊跡への旅行、これは實物ではないが東西名畫のよき複製の掛額、（時々掛けかへる可し）生徒作品の展覽會、公私展覽會の訪問等、まだ〳〵いろ〳〵あらう。但しこの展覽會の訪問は實は私から云はすと行つて益になる會より害になる會の方が多いのである。しかし行つて益になる會もあるのだから只さういふことわりつきで錄しておく迄である。

しかし乍ら、私は屢々、博物館等を、先生に引きつれられて、何の感興もなく、亂暴に歩きまわつてゐる小兒を見る時、この美術品觀覽法の至難を實に思ふ。これも一重に先生によるところだ。先生の本當の美を愛する人だつたら生徒の注意をそつちに引く事がどうにか來さうに思はれる。しかしこれは萬人に望んで詮なき事である。しかし、アコギが浦に引く網も度重なれば何とやらと云ひ、又讀書百遍意自ら通ずで、根氣よく兒童に美術を示す中にはいつかに意は通ずるであらう。希くば義務的でなく、幼時の教育の最も大切なる一つであるとして、この鑑賞法をつとめて頂き度いものである。子供の心に、美術や美といふものに對する、愛がおこれば、進んでもさういふものをみに行き度がるであらう。とも角も前述の二三の方法のみ

阿部次郎著（改訂版）

學藝論鈔

定價貳圓貳拾錢　送料十七錢

學徒の必讀著書

歐洲思想界乃至文壇の大家十數氏の深き思索の諸論文に對し、特に著者が愛着を感じて愛誦、玩味する數十篇を飜譯し、抄錄したる文壇の一貴重品。本書を一讀するによりて西歐思想界の壓搾されたる各藝術を味ふことの出來ると共に、我文壇の第一人者たる阿部氏の芳香比びなき深き趣味にも涵ることの出來る近來の一快著。學徒、藝術家の味讀に俟つ。

阿部次郎著

北郊雜記（十六版）

定價壹圓九拾錢　送料十五錢

發行所　東京市芝區愛宕下町　振替東京八四〇二番　改造社

香山蕃著

（改造社運動叢書第四篇）

ラグビー

男性的快技ラグビー・フットボールは、今や囂然たる好評裡に我が新時代的スポート界に迎へらるるに至つた、著者香山蕃氏は斯界のオーソリチイとして萬人の悉知する所、その永き雌伏は何をか語る、今此處に十數年の研究を發表し、併せて英國諸先進の所説を引用して論じたる、未だ我國に此種の書の皆無の時、この一著こそ我がラガーのオアシスと云はなければならない。

四六判 上製 定價貳圓五拾錢 送料拾九錢

平井左門著

（改造社運動叢書第五篇）

山岳スキー

ウインター・スポートの白眉、山岳スキーに關する我國唯一の權威ある良書。嚴そかなる冬の山岳こそは人の世の惱みを淨化し、神域に引き入るる崇高なる殿堂である。著者平井左門氏は斯界の第一人者たる事は萬人の識る所、その多年の經驗と微細の點に渉る科學的研究を極めて用意周到なる準備の下に論じたるもの、今や山岳スキーの活動期に當り此の一著を幾多スキー・ツーリストに贈る。

四六判 上製 定價貳圓五拾錢 送料拾九錢

發行所 東京市芝區愛宕下町 振替東京八四〇二一番 改造社

改造社重版書

著者	種別	書名	體裁・定價・送料
法學博士 穗積重遠著		離婚制度の研究	菊判上製 定價拾圓 送料參拾六錢
板垣鷹穗著	美術史論集	表現と背景	菊判上製 定價參圓八拾錢 送料拾九錢
文學博士 松本亦太郎著		心理學講話	四六判上製 定價四圓貳拾錢 送料貳拾壹錢
高濱虛子著	隨筆	朝の庭	四六判並製 定價壹圓七拾錢 送料拾參錢
賀川豐彥著		星より星への通路	四六判上製 定價二圓 送料拾五錢
河東碧梧桐著	隨筆	二重生活	四六判並製 定價壹圓貳拾錢 送料十三錢
中澤臨川著	小說	嵐の前	四六判上製 定價壹圓四拾錢 送料拾參錢
芥川龍之介著	小說集	沙羅の花	四六判上製 定價貳圓八拾錢 送料拾七錢
山本有三著	戲曲	嬰兒殺し	四六判上製 定價貳圓 送料拾七錢
武者小路實篤著	小說	第三隱者の運命	四六判上製 定價壹圓九拾錢 送料拾七錢

發行所 東京市芝愛宕下町 改造社 振替東京八四〇二 電話高輪四九九三

成功者は何れも熟慮果斷の人！

煙草の害を知りつゝ永年禁煙の出來なかつた人も

一度「カロット」を口にすれば斷じて再び煙草は吸へぬ、乞ふ明かなる事實に聞け!!

實業之日本代理部と榮川堂主人

先年十月十三日煙草代用品「カロット」發賣元の榮川堂へ電話があつて實業之日本社代理部から「カロット」の御註文がありました店員が此事を主事に報告しますと主事は「明日私自身で代理部へ上つて「カロット」を御說明申さう」と云て主人は翌十五日午前十時「カロット」一組を携へて實業之日本社代理部を御訪問申しました、丁度社員の諸君は熱心に執務の最中でありましたが快く迎へて異れました、其處で榮川堂主は自身來社せる所意を述べて「カロット」發賣に至る迄の苦心と確信を申上げました、そして先づ一社員の煙草好な方に御試しを願ひました、すると其社員の方は早速「カロット」を取上てお試しになりました、暫くして其方は「カロット」を口より放して今度は卷煙草をお吸ひになりましたが社員の方、やつ、之は驚いた、之は全く煙草が吸へない、煙草がいやになりましした到底煙草等吸へないですね――、驚いたと仰有いました。此時迄發賣主の言葉に對して半信半疑の眼を持つて見てお出になつた他の社員の方々も「どれ僕も一つ」「僕もやつて見やう」「僕も」と云ふ風に各社員の方が總立ちになつて「カロット」を取上げてお試しになりました。

「やあこれでは煙草は吸へませんね――」「全く煙草が不味くなつて仕舞つた、驚いた」と口々に御賞贊下さいました、其處で更に店主は口を開いて「カロット」を御用ひになれば何等の努力を要せずして斷じて再び煙草は吸へなくなると云ふ事と、幸ひに近來「カロット」が多くの人に認められて來た事の本懷を述べて暇乞をして參りました。歸るに先だつて社員の方々は此品の將來に對する御奬勵の言葉を述べて下さいました。

特徵

外見人も卷煙草を用ゆるに異ならざるを以て手持無沙汰の事なく適量朝鮮人蔘の精氣を含有せるを以て朝鮮人蔘が具有せる諸效用と凡てを身體に與ふると同時に溫雅なる香氣と忘れ難き淸涼なる甘快味とは輕き刺戟と快感とを永く口中に殘し一度之を口に試みたる者は全く煙草に對する惡き嗜好は必ず離れて斷じて再び試みざるに至る殊に口中惡臭を發する時又は食後夜中に至りて口中「ねばり」を生ずる時其他散步等に之を常用する者は身心の健康期して待つべく且永年の「ニコチン」中毒を完治すべし。

カロット（凡百日分）

パイプ	ベークライト製付	壹組 貳圓五十錢
パイプ	象牙製サック入付	壹組 參圓五十錢

送料	內地	十八錢
	臺、朝、樺	四十五錢
引替送料	內地	三十錢
	臺、朝、樺	五十五錢

御註文は振替利用を便とすれども御都合によりては　にて御申越次第引換小包にて發品可仕候

東京府大森入新井町不入斗四五一

榮川堂

振替東京五二九壹壹

東京市京橋區瀧山町十三番地

代理店　天下堂

ならず考へて尚いろ／＼のよき方法を得てこれを實施したきものと思ふ。善き美術の中に育まるゝ子供は誠に幸である、アルブレイト・デウレルは十三歳の時、非常に美しい自畫像を描いてゐる。この事は何を語つてゐるか、享保の才筆と云はれた山崎龍子が十一歳頃描いた美人畫を私は所持してゐるが、その味は驚く可きものである。これ等のことは何を語つてゐるか、時代の美的環境の幸福を語るものでなくて何であらう。彼等は日常手に取る畫本、目にみる美術悉く逸品中の逸品であつたのである。不知の間に彼等は高き美術の殿堂に遊び、線、色、形の法則を呑みこんだのである。これは「自然の美」の教化ではない。正によき鑑賞教育の結果である。

次に考ふ可き事は手法教授の問題である。この問題は圖畫教育上の自由を尊重する考へと憧着するかの如き觀があるがしかし、或る意義の下にこれは爲されてさしつかへなく又爲さねばならぬ場合もある事を感ずる。

しかし、それはどこ迄も積極的でなく、消極の域を超えてはならぬ。即ちそれは分り切つた事だが、描畫用材の使用法の指導も一種の手法の教授である。これは當然なさせばならぬが、しかしこれは別に問題とはならない。問題となるのは、技術上の指導をしていゝか全然排す可きかといふ事にある。しかし、たとへば南畫法の米點法だとか、四君子法だとかは手本の優秀なもの、(例へば、十竹齋書畫譜とか、芥子園畫傳とかを複製して)さへ與へ得ればこれを臨模せしめる時に、一と通りその筆の運び方法は教へる必要が生じやうと思はれる。全然自由模寫にさせても面白いが、又筆法そのものを知る事によつて知る「美」もないではないのだから、たとへ先生は美をよく知らずとも、その運筆法さへ暗示すれば、又兒童の方が却つてその眞に子供なりに至るかとも思はれる。其他素描に於ける線の引き方や交錯等もあまり不秩序なのは、醜態でいけないから、これを消極的な意味で注意するとか、とも角も、先述の用材資料の使用法を一歩か一歩出た程度位迄、或る時に應じて注意することはさしつかへなく又その必要に必ず迫られるであらうと想像出來る。

しかしくれ／＼も、先生の主觀で「美」を出すための方法を教へないで欲しい。例外の場合は別として、一般にはこれは非常に危險で、それこそ兒童の自由を束縛し、個性をきづつける事になるから手法教授といふ事は全然悪いからと云ふのでまるで生徒を野放しにしすぎ、先生は楽をしてゐるといふ様な事を時時聞くので只注意迄にかきそへた項目であつて、別に大した事ではない。要は兒童に、美術といふものを知らしめ得ればいゝ

のであつて、要するに鑑賞教育の一助としてそれを見るのであるから、もし非常に有害の樣なら全然これは省いてもいゝのであるが如上の程度ではどうも必要の事となるであらうと云ふのが私の考である。

とも角、兒童をもし少し美術に親しめ度いと思ふ。美術讀本でなくても何でもいゝ、方法は問はぬから、子供の環境にもう少し、美術を殖したいものである。

○裝飾法

裝飾法といふのは、物を裝飾するといふ本能から、子供に、美を内から誘出し發育せしめ樣とする方法である。

一體、美といふのは、不均齊や亂脈、不整頓不統一を生理的に嫌ふ生物的本能から出發してゐると私は思つてゐる。即ち吾々は、片ちんばな箸を持つ時、不安定感を感じて不快である。それは生理的にさうである。それでこれを一方を短かくするなり、長くつぎ足すなりして、整頓する。又亂雜に物が散亂してゐる時同じく不快を感ずる。即ちこれを整頓し、統一して安心を得る。この本能は生物の、形而的法則とも云ふ可きものであつて、これが消極の域を越へて、積極に進むとし、即ち、「不快でない」といふ域を超へて、更に「愉快なる形式」を欲する時に、裝飾の欲が生ずる。即ち均齊、調和をより複雜に求めより積極的に要求する。こゝに美の第一歩が初まり、その究極が、永遠無限の最高美感に迄連つてゐる。即ち、均齊感を、じつと深く感ずるならばそこに無限感永遠感の靜寂を感ずるであらう。不統一、不整頓の狀態は即ち、いつ迄たつても動いてゐる形であつて、人の心はその中にあつては不安でならない。その動亂を、整頓する時「靜」が生ずる。しかし、只に消極的に、その動を止めたゞけの靜は停止の形であつて、生きて來ない。そこで、それをもつと積極的に、生きて感ぜんが爲めには、靜が動いて働きかけてくれなければならない、靜中の動、動中の靜とはこれで、即ち、單一に統一してしまつたものをもう一度動かし、相働かしめて其處に「靜」を生ぜしめる時、その靜は永遠に人に働きかける。裝飾とは即ちこれである。

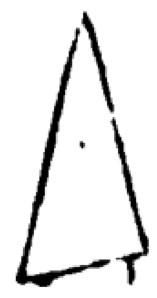
かくて、一切の美術はこの裝飾の意識を基礎としてゐる。美は即して裝飾とも云ひ得る位である。この原理？から、出發して、即ち、子供に、物を裝飾するといふ興味を盛ならしめ、裝飾品等を注意せしめる方法を私は圖畫教育の可なり重大なる方法の一つとして提出する譯である。

これは子供も割合に興味を持つだらう。殊に女兒の教育には一層これが必要だと私は考へる。その方法としては、幼稚時代

にやる「積み木」切りぬき紙の方法等はこれをうまく生かせば最も有效であらう。圖案を描かす事もいゝが、これは後に述べる。裝飾法に於ける鑑賞教育と相俟たないと、ともするといや味なものになりやすい。何しろ大切なのは內から、美を誘ひ出す事にあるのだから「松葉の圖案」を造つてみよとか、團扇形を與へて中に模樣を描けとか云ふ樣なこれ迄のやり方だけではどうも概念的になり易くて、子供の心を潑溂と生かす事が出來難いと思ふ。近來或る人々が、自然物だとかそこらにある品物、たとへばマッチの棒等を子供に與へて、裝飾的なものを造らせてみる方法を試みてゐる樣だがこれも面白いと思はれる。或る人は、そんな汚いものでなく、材料からして美しいものを與へよと云つたが、それも必要だが、又、日常手にふれるところのつまらぬ品物を、美の法則に置かしてみて、其處に何等かの感じが出た時子供の味ふ心持ちも結構であると私は思ひ、その兩方をとる事がいゝと私は思つた。とも角もかくの如き事が一般に注意されて來た事は喜ぶべき事だと思ふ。

其他に、實際に日常使用する器具を美術として造らしめる事、即ち、工藝美術品のやさしいものを造らせる事等は兒童はことに喜び興味を持つてやる事と思ふ。手工といふ課目の持つ意識の中には、美育としての意義もあるが、それと同時に、又はそれ以上に一般工作上の智育としての意義があり、私はこれは可なり大切な事であつて、手工はやはり智育としてもよく仕込んでおいてもらふ方がいゝと思はれる。がそれと同時に、これを、美育の方にも應用し、たとへば染物等をもつと盛にし、袋物、クッション、座蒲團等日用品を造らす事等もいゝと思ふ。尤も、その裁縫の方は主として女兒に限られるだらうが、染ものゝ方は小さい男兒にやらしても結構だと思ふ。幸な事には、近來、クレオン染めといふ簡易な、子供には持つて來いの染色材料が出來て、價格も安く可なり自由な仕事が出來、その上作つたものも、よく出來たものは日常用ひて不體裁でない程度のものである。使用法は私はよくは知らぬが、宅の子供等はこれを大喜びで用ひて、手提袋や何か造つたりしてゐるが、これ等は自然に、裝飾教育を子供に施すのには持つて來いのものである。何と云つても、多少玩具らしいところもあり、趣味も、澁さとか、苦さとかいふ樣な進んだものは求められまいがこれは仕方があるまい。さういふ方の美の教育は又別の方法によつても出來るし、これはこれで兒童の裝飾本能を生かし、助長せしめるには今のところ可なり重要な用材の一つだと思はれる。

清宮彬氏等が以前から唱へてゐるところの切りぬき紙の法は又可なり兒童の裝飾教育法として有益であり面白いものであ

る。くわしい事は同氏が其の中その事を書いた本を出す樣にも聞いてゐるからそれについて見られるなり、去年あたりかの新家庭や、其他時々家庭雜誌等に書いて居られるのをみられると解るが、つまり、紙を形に八つに折り疊み、これによく切れる鋏を持つて、模樣を切りぬき、ひろげてみると圖形の美くしい模樣が出來る(單行本とする時、こゝに清宮氏の文を轉載し參考の挿畫を入る可し今そのひまなし殘念也)これは可なり偶然に出る味があるから一層面白いのでつまり、から切つたならこんな味になるだらう等、美的又は裝飾的想像を働かせて切りぬき、さてひろげてみる時、的中してゐるところと、全然豫期しなかつた味とが出たりし、此處で一層、形、美、裝飾といふものを認識する樣になる。少くともそういふ感じの中に注意が向くといふ事は誠に結構の事である。材料も、千代紙、色紙、鋏等があればそれでいゝのであつて、簡易である。

切りぬきで思ひ出したがムシリ紙といふものはどうも感心出來ない。紙をむしらせて、他の紙の上にはりつけ、裝飾的な意識も、寫生的な描寫もない、只物の形を造らせるやり方がそれだが、これ等は第一に、美と何の關係もなくむしつた紙の汚さ等に無頓着なのはかへつて美的教育としては有害な位である。これは一種の特殊の教育にはなるが、そんな事はしなくともよからうと思はれる。

が方法については私は讀者にその研究をまかせやう。私は圖畫教育としての裝飾法を提示し、その意義を明らかにすればいゝ樣である。かくて次に考ふ可きは、裝飾法に於ても鑑賞教育の必要なる事である。これは何も別に裝飾的美術のみを見せよといふ事ではなく、一般美術品の鑑賞の教育と相俟つてお互に生かし合ふ可きだと云ふのであるが、しかしそれのみならず、工藝品の美、服飾、器具に關する審美的批判上の教育も可なり必要の事である、たとへば太田胃散の鑵の圖案の如きものの病的な醜さや、森永ミルクキヤラメルの箱の圖案の如きものゝ雜駁無味の不快感等を、無意識のまゝにしてゐる國民は決して教養あり文化ある國民ではない。一國民の趣味といふものは人々の考へてゐる程輕んず可きものではない。

これ等の教養は如何にしてなしたらいゝか、やはりいゝ工藝美術品の寫眞や實物をみせたり、又、日常の品物を安くてもいゝから感じのいゝものにしてやると云ふ事が大切である。幸に日本は昔は工藝美術では世界に冠たる寶を多く持つてゐる。博物館の陶器の室へ子供をつれて行つて、寫さしてみるのもよし田舍で出來なければ、寫眞でもよい。とも角も其美術品の鑑賞の間に工藝美術の鑑賞といふ事又は臨模といふ樣な事を入れる

事は相當必要な事であると思はれる。しかし、どつちかと云へばこの裝飾法は、兒童の內から美を、本能的に誘發し、生育させやうとする方法であるから、鑑賞法と對立した立場を持つ事も事實である。しかし、これ等はお互に相助ければ一層有效なのは言を俟たない。

如上で、圖畫教育の目的とその方法に關する私見の大體はそれをのべ得たと思ふ。これを引きくるめて、その大體の方針を云へば、圖畫教育はどこ迄も、子供に「美」を知らしめ、兒童の內なる美を啓發誘導し、內から美的な心情を生育せしめる事を主とす可く、そのためには、これ迄よりも圖畫教育といふものに重きを置き心から眞實目にこの事に當つて頂き度い事、そして時間等も、これ迄は誠に冷遇されて少かつたがもう少し多くして寫生に、鑑賞に、裝飾に、皆それ／＼によき時間を與へてもらひたき事、兒童が心から美術を好む樣になる樣な指導法を考へたい事、但し、淺薄な藝術至上主義の概念や、センチメンタルな半可通の概念を絕對に排す可き事、子供に、藝術々々と餘りに吹聽せず、藝術でも何でもなく、「美」をあたり前の事の樣に親しましめる事等が最も大切である。

私は子供の心を、美によつて、內からやさしく美しく、從つて「美」に導く樣にとてこの圖畫の教育を盛にし度く思ふのであるが、それと同時に、この事が生半可な、不精な藝術青年を生む事を反動として可なり恐れるものである。もう二三年も前の事ではあるが、某縣の新しい教師が子供を連れて奈良へ旅行し法隆寺の金堂の壁畫をみせて、その感想文を書かせたのを送られて見て、誠に不快を感じた事があつた。即ち、そこには子供らしからぬ、半可通な藝術觀が有のまゝ吐きだされてあり、「永遠の美」だとか「深い藝術」だとか云ふ樣なキザな言がならべてあつた。それを書いた子供のコマシヤクレた感じは美ではなくて醜である。その教師が奈良迄生徒をつれて行つた事は悪い事ではなく、法隆寺の壁畫をみせた事も、少しむづかし過ぎるけれどこれ又、必ずしも間違つてはゐない。只、その教師の奈良の壁畫を撰んだ動機には半可通な醜さがある。更に子供にそんな文をかゝせる樣な教へ方をし、それを以て喜んでゐるのは誠に困つたものだと思つた。同じ縣の同じ先生仲間の生徒の書いた文の中に、親が野良仕事に働きに出よといふのを、藝術至上主義的な動機からだつたか生意氣な口調で拒んでゐるのがあつたり、他の異分子とされてゐる普通の先生をからかつて得意になつてゐたり、へんに反抗的で、醜い感じの生徒の多い事を讀んで知り不快を感じた事があつた。だから自由教育や藝術教育は本當に、心から內から「美」を知らす樣にしないと、外か

ら忠義孝子の話を聞かすよりもつとずつと無意義であり更に有害でもある。

美的教育をする上にはくれぐ\もこれを大體の方針とし、よく他の智育、德育とも調和をとり、中庸をとり、然かも、妥協せず、内から子供の心を醒めて行く樣にしたいものである。

鑑賞法にあげた、讀本や手本はその中、きつと誰れかいゝものを造るだらうし、もし出來なければ、知友の中信用おける人と相計つていつか何か造つてみたいと思ふ。

三　兒童作品の審査標準に就て

圖畫教育の目的と方法を考へた後に、當然起る可き問題として、如何に兒童の作品を撰ぶべきか、その標準は何かといふ問題が生ずるのは當然である。これは圖畫教育の實際上の問題として可なり重大な事である。

ところで、兒童の作品を審査し、その優劣を定める事は一寸むづかしい問題である。仍ち美術的作品として、これに對する事は全然間違つてゐるし、上手下手を問題としても困る。又畫家がよく興味を持つその稚拙味等や思ひ切つたやり方などに無暗に感服して、それを標準にしても困る。

ところがこれ迄ともすると、兒童の作品を撰むのに以上あげた三つの標準が多く用ひられて來た樣に私には思はれる。これは圖畫教育の目的がはつきりしなかつたからで、兒童をつかまへて、美術上の美を要求したり、技術上の巧妙を要求したり、更に近頃はまづい事を賛美したりする樣になるのである。

一體兒童には充分な美的認識はないので、その芽生へがあるからその芽生へを兒童の中に枯らさぬ樣、これ迄よりも大切に立派に育て上げ樣と云ふのが眞の圖畫教育の目的である。だから、兒童の描く畫に、美術上からみて、いゝ畫、價値ある畫というものは先づないのが本當である。前述のデウレル其他の少數の天才は別として、子供の描く畫に先づ藝術的作品といふものはないと云つてもよろしい。こんな事は解り切つた話だと言ふ人があるかもしれないが、ところがこの解り切つた樣な事が中々解らない爲めに大なる間違ひが生じてゐるのを私は度々見る。よく人々は子供の描く畫が匠んでなく謝まはずに描けてゐるので、これは兒童の無邪氣さ、天眞爛漫さが發露したものだと云ふ。しかし、兒童に、自己の「内」を表現する力があるだらうか。匠まず、謝まはずに描くのは、それより描けないからら、又匠めず、謝へないからの事で、さういふ點では兒童よりは犬猫の方が一層天才であらう兒童の繪を見て、大人よりその無邪氣さ天眞爛漫さに感服する事は賛成であつて一應ではないが

それは大人が、こちらから投げかけて、それを感じるので、兒童の力でない。これを兒童の力なるが如くに云つて感服するならばそれは明らかに間違ひである。又兒童の作品を審査する場合、美術的作品を審査するのと同じ立場から、もしこれを扱ふなればこれも明らかな間違ひであるが、今日の大體の圖畫審査の標準は兒童だからといふ割引きをして、この標準に從つてゐる。この事は注意しなくてはならぬ間違である。先に擧げた兒童の持つ稚拙感等を賛美するのにこの標準の一態であるといふ事が出來る。即ち、その稚拙感は、何等かの藝術的味覺と一致する法則に偶然あるからの味であつて、此處に求められたものは一種の完成された藝術的魅惑である。兒童の無關心と幼稚なる手工が偶然にも、消極的ながらそういふ法則に行き當る事が多いために、人々は兒童だからといふ無意識の割引をしつゝそれを、兒童の生んだ味として喜び貪ぶ。これを一つの美的味覺として味ふ事は嘘ではなく、間違ひでもないのだから更にこの味を兒童に、何等かの指導によつて、認識せしめ生かす様にする事は惡くはないが、徒らにそれを喜びかゝる作品を優とする事は兒童の作品を美術品としてとり扱ふ事の一つであつて、間違つた標準と云ふ可きである。

かくて今、一般に普通いい作品として擧げてゐる標準をあげると左の三つになる。

一、面白い畫、

二、巧みな畫、

三、面白く、巧みな畫、

この中、一は今述べた様な稚拙感の出たものを指す、これが美術上の美でもなく從つて、美術でもない事は、前に述べた通りであつて、これ等は何等兒童の心理に美的經驗なしに生れ出るのである。

第二の巧みな畫とは、從來の官學派の人々が賛へて來た、智育としての圖畫教育上の標準である。面白い畫を賛へる方にはまだ美的教育として圖畫教育をとり扱つてゐる感じがあるが、この上手な繪をとる方針は、手藝として、智育として圖畫教育を解するからの事で、器用、才、等のものを獎勵する事になり、内容的でなく、外形的で、心的でなく唯物的である。だからこの方針なり標準なりが全然間違つてゐる事は論をまたないのであるけれど、しかし、こゝに注意す可き面白い問題が生ずる。

即ち一方「美」を又は内容を重んじるとされてゐるところの面白い畫を賛へる人々の傾向として、多少奇警なもの、器用なものを無反省に排する傾きを見る。ところで、再びよく反省し

てみる時、一般兒童といふものははじめから中々美などの見へるものでもなく解るものではなく、奇麗とか、汚れてゐないとか、さういふ手先きの器用、即ち、肉體的整頓から美を感じる。これは美の最初の第一歩であつて、それ自身ではまだ美ではないが、それが精神的領域に至れば、仍ち、不潔不整頓を正し、清潔、整頓を欲する域から積極的に、均齊調和を欲する域に至れば即ち裝飾が生じ、美が生ずる。これは前の裝飾法の條にのべたからくりかへす迄もないが、とも角、器用、とか奇麗とかはつまり一種の整頓感、清潔感であつて、美に至る第一歩である。そして兒童の如き、心的力量の少弱なものは先づ美をさういふところから解すのが自然である。これを外面から云へば、畫の好きな子供は、美はとも角として、總じて繪は巧い。これを逆に云へば、繪のうまく描ける樣な器用さを持つ子は繪が好きであり、どこかに、心に纖細なところを持つてゐる。だから導き樣によつてはぢきに「美」を覺る樣にもなれる。つまり、繪のうまい子供は畫が好きで、從つて、美を、不識の間に好むか好む素質を充分に持つてゐると云ひ得る。今日畫家で立つてゐる人の中子供の時から繪がうまかつた人は大多数と思はれる。これが自然である。

だからこの「巧い畫」を賞美する事は間違つてゐるが巧い畫を描く子供には充分の注意をし、それを賞揚する事を忘れてはならない。そしてあまり、拙い畫を描く子はどうかして、少しでも、うまくなれる樣、デリカシーの教養を注意する事を忘れてはならない。

それと同時に、小器用といふ事の、醜さをよく知らせ度いものと思ふ。小器用は小才子に通じる。小才子は醜いものだ。しかし、或る器用さは中々大切なもの故この邊のところは一寸難かしい。しかし、あまり小才の利いた感じや、氣取つた事をやりたがる場合にはその事の醜さを内から知らしめるのはいゝと思ふ。と云つて不器用を奬勵しては困るが。

第三の巧くて面白い畫は、つまり子供としては相當描けてゐるが、どこかに稚拙感があつて面白いといふものと、中に器用に描けてゐて、一寸畫かきらしく描けてゐるといふ樣たものに多いが、これ等も要するに推賞してはたらない。

然らば如何なるものをよしとす可きか、これは別にむづかしい事ではない、即ち、前へから操り返し述ぶるところの兒童の心情の美化としての圖畫教育の目的にかなひしもの、即ち、何等か、兒童の心が美に注意し、形の快感を味つてゐるといふ事の證されてゐるところの作品を注意し、さういふところを賞める事がその標準とならねばならない。

又想像力や、事物に關する記憶等は自由畫の條に書いた通り、兒童の一種の愛情の表出と見る事が出來る故にこれをよく注意し、そこに兒童の心が生きて、よく兒童としての微を摑んでゐるものはやはりこれをよしとする必要があると思ふ。

これ等の事についての實例は後章、我子の圖畫敎育のところで、くわしく說明してみたく思ふが、二三の實例をこゝに語るならば私は先年、或るクレイオン商會主催の兒童作品展覽會の作品を鑑別する事をたのまれてみてゐる中に、女の子の作品で、少女が後向きになつて窓によつて立つてゐる寫生圖にぶつかつた。ところがその畫は、形はあまり正確ではなく一寸稚拙なところがあるけれども、よく見ると中にしつかり物を見てゐて、筆も相當に動く質である。ところで案の條この畫は他の撰者の撰にはもれてゐた(主として官學派の人也)が、この畫は只それだけでいいのではなく、その子供の着てゐる羽織が實に樂しんで寫してあるのである。しかもその樂しみ方が、決して外から敎はつたものではなく、自分が本當に奇麗だと思つて、そしてその羽織を寫し、よく似せて描くといふ事に興味を持ち、其處に洒然と小さい乍ら本質的な美感が生き愛が働いてゐるのである。だからその羽織は、正に子供の美的經驗からそれたもので、これ等こそ云はゞ「兒童の藝術」と云へゐものであらうと思つた。モスリンらしいわりに細かい柄の友禪染の味が中々よく、(もとより稚拙ではあるが)素質に、しかも固くならず寫されてあつた。

かういふ作品は今日ではあまり數多くみない。しかし時々はぶつかる。先日京都の高島屋であつた兒童畫の展覽會に偶然行つてみて小川と木々をかいた風景に遇然ではなく、たしかに子供心に、美しいと感じられて寫されたと思ふものを見た。其他、靜物畫がいいのがあつたがこれはたしかに先生が或る程度迄眞に美を知つてゐるために描けたものと思へる樣な作品であつた。つまり、構圖の與へ方、描く可きものゝ撰び方が當を得て居り、生徒もそれをよく解してゐるのを感じて喜ばしく感じた。其他先述の運動會の繪の記憶畫などは、學友の着物のがら、先生の顏つき、紅白の球の美しき記憶等がよく生きてゐて、よく描かれてあつた。形はあまり上手ではなかつたが、たしかに意義ある作品だと思つた。

後章にも述べるが、慶應義塾での作品の中には、よき鑑賞敎育及び臨畫敎育のよき効果の表はれた作品の多い事は誠に慶す可き事である。先月號かの雜誌「技藝」にそれ等の事について淸宮君、河野君等が執筆してゐてそれに挿畫として二三の作品がのせてあつたが其の中、北呂繪(一寸アンリー・ルソー式の味

のもので、幕末に土佐絵具を以て油絵まがいに單純な強い味で江戸風景など寫生したもの）の味をよく解し、それを模倣してかなり、いゝ東京風景を描いてあつたのには一寸驚いた。かゝる模倣は全く、よき獨創の母である事、美を眞に自由の眼で知る事のよき母である事を一層はつきり證された樣に思つた次第である。

これを要するに、兒童の心情の美化の表はれ方には、鑑賞によつて、美化されたのを示すものと、兒童自身の見た、外界自然事物象の美的經驗の示されてゐるのと二つある。即ち、美術品の美的感化をうけた事を示すものと、それを示さず、ぢかに自然事物の美に對する愛と理解を示すものとの二つである。裝飾的作品の場合にもこの兩者を見得る筈である。

ところで、この二つの中、**いづれが必然性と根據とに富むかと云へば、後者、ぢかに自然の美をみる方は**どうも多少美としては消極的で、偶然性を持つ。だからさういふ作品を作つた時これを充分に認め賞めて、さういふ美に對する注意を意識せしめる樣にしたいと思ふ。それと同時に、さういふ兒童には更に美術の美を知る可能性がある事を注意しそれをよき鑑賞教育によつて助けるならば、その兒童の内なる美は一層確立され深められるであらう。

次の問題は兒童の心が美的感化に浴せりや否やを如何にして教師が知る可きやといふ問題である。これは誠に難かしい問題で、結局こゝに歸着するから圖畫教育の問題が面倒になるのである。が必ずしも法なきには非ずである。それは兒童畫の企圖的な展覽會の開催を盛にし。相當の美術家を招いて、（但し圖畫教育に理解ある）個人審査をしてもらひ、そのよしとし、惡しとせるものゝ理を說いてもらふ等の事は教師の圖畫教育としては誠によき方法であると思はれる。

又信用ある圖畫教育雜誌を發行し、（應に圖畫及び作文の雜誌「智惠」ありよき雜誌なり）教師が御互の美的訓練をする事、出來るならば美術家を招いてその誌の兒童畫の鑑別をしてもらふ事、それに倣ひ、自己も勉めてよく兒童の心の美的經驗**を知る樣にする事、其他圖畫教師は常によき美術上の師を求め**て、畫を勉強し、美術をよく見てより深く美を覺る事等勿論の事とす可きであらう。がとも角も、前述の展覽會を開き信用のおける人々にその審査をたのんで、それによつて啓示をうける等は最も實行しやすく、又最も有效の事であらう。まだ他に何かよい方法があるかもしれないが今の處氣がつかない、が審査に關する如上の論は、審査といふ事をするならばといふ事の上に立つた論であつて、審査といふ事は勿論、その人さへあれば

出來る事であり、又、する方が兒童に方針や標準を示す上に於ても、勵みを與へ得る點に於ても有益な事ではあるけれど、これは絶對に必要のものでもない。

もし、兒童の作品を間違へて雜評し、賞貶する等の事があるならばそれは可なり兒童に美を知らしめる上に有害の事と云はねばならない。或る學校に於ては先生が半分通な、新しい畫風にかぶれてゐるために、生徒の審美的本能を滅茶〳〵にしてゐる。

かゝる例は珍らしくない。かうなると一層學校では圖畫には點をつけない方がいゝと云ひ度くなる。事實、圖畫の教育は專心に自由畫法、裝飾法、鑑賞法等を施してもらへばおのづと子供の心が美化して行くとは思ふ。しかし、全然、點なしでは子供も淋しからうし、出來るなら點がある方が子供に兒童自身の作つた美を鑑賞せしめ得るのだから更に又別個の效を持つ筈である。がまあこれは危險をともなふからやめるならやめた方がいゝかもしれないのである。只私は圖畫教育の一つの問題として、兒童の作品の價値標準の一種の原理を明らかにすればそれでいゝのである。これ以て解り得る人もあると思ふから。

如上で大體圖畫教育私見は筆を擱いて

四　描畫用材の批評

今日一般に兒童圖畫教育の描畫用材は、鉛筆、クレイオン、水彩の三種で、パステル、木炭、チョーク等を用ひるところもある。

これ等の中近來最も盛となつたのはクレイオンである。クレイオンは自由畫の唱導とともに興隆したかの感があるが、これは從來の色鉛筆よりずつと、自由に描寫、表現が出來るために非常に歡迎され、圖畫の殆どすべてはこれを用ふる樣になつた。

ところでこの用材は如何なるものであらうか、先づ第一にその味覺はどうしても、眞の藝術的作品を生むには應しくない。その味は何と云つても子供用の域を脱せず、繪畫としての味から云つても安價な感じで、水彩、日本畫具、墨、又は油彩、パステル其他の如き美術品用材らしい味を持たない。

しかし乍ら、こゝ注意す可き事は、かゝるが故にクレイオンと云ふものが、兒童の圖畫用材として最も適してゐるのであるといふ事が一面に於ては云ひ得るのである。即ち、圖畫教育とはくりかへし云ふ如く、決して、美術家養成の教育ではなく、德育の一つの手段として子供に自然、及び美術上の美を

らしめる事にあるのであるから、必ずしも純美術品的味覺を持つ用材を用ひる必要はなく、子供用のものを以て、子供としての作品を作るに應しい用材があれば結構である。

かく云ふと、兒童に美術を作らすのでないにしても、何も味覺の下品なもの、安價感を持つ用材をよしとするには當らない。それは美に於ける味覺上の教養を輕んずるものであるといふ反說が生ずるであらう。これも尤もの說であつて、かるが故に私は一面に於て、クレイヨンとゝもに、水彩、筆墨、更に進んでは油彩、日本畫法等の教養をすゝめたいのである。

がそれはそれとして、成程クレイオンの資料としての質的味覺は、安つぽく、子供らしく玩具らしいものであるけれども、それと同時にこれがその故に子供のかく畫に實にぴつたりとする。つまり子供は實によく大人よりもクレイオンを生かすといふ事をも見逃がしてはならない。子供が用ひたクレイオンは又質に一種の、強い他のものでは出ない味を出してある。これは美的品としてみる時は安價で、子供らしいものであるにしても、子供の表はす一種の「子供の美」にはこのクレイオンが可なりよく適合する。

それのみならず、價値の安い事、色の自由な事、使用法もやさしく可なり自由なやり方も出來る事等はクレイオンが兒童用の用材として適してゐる事を語るものである。

が、先にも述べた通り私は、いろ／＼の意味からクレイオンの他に水彩、筆墨、鉛筆又は、木炭、チョークの素描、油彩等を子供に學ばしめる事をすゝめたい。即ち先にも述べた、味覺の教養の上から云つてもクレイオンのみを用ひる事はいけないし又、幼時から水彩繪具等を自由に大膽に用ひさしてみる事は非常に有益である。後章、我子の圖畫教育中の挿畫に、私の娘が四五才の時描いた水彩繪具を用ひた繪があるが、これ等の色彩や筆觸や味はクレイオンでは出ず、幼い子供の時からかゝる味を一方に知る事は美を知る上に有益の事と思ふ。

只寫生用としては水彩はクレイオンよりは使用法が復雜で稍むづかしいから尋常科の幼稚時代には寫生用、寫實用としては不向であらう。しかし想像畫や、裝飾畫等には是非度々水彩畫具（安ものでよろし）を用ひさせて貰ひたいと思ふ。

鉛筆其他の素描はこれは古大家のよい作品の自由臨畫には是非欲しいものである。しかし、普通繪畫研究所等でやる樣な、形やモデリング等の練習用としての、美と何等の交涉なき、單色素描（いわゆるデッサン）の練習といふものには私は全然、反對であるさういふために鉛筆其他を用ひる事は不贊成である。普通寫生用としても、其他想像畫用としても、鉛筆畫はあ

まり好ましくない。それより筆や墨の方がよろしからう。鉛筆はどうも、子供にはうまく使へないし、へんに堅くなり冷たくなり弱々しくなるきらひがあると思はれる。

日本畫用材は、東洋風の美を知る上にも是非これを少し大きくなつた子供に用ひさせたい。用材品質の高雅、澁味等をよく知る様な方法によつて、又自由臨模等もこれによつてやらせてみたく思ふ。

油彩は、高價なのと、子供に一寸用ひ難さうにみへるのとで、一寸用ひゐるのが憶怯の様であるが、これは何と云つても一番用材としては結構である。近頃、一本十錢位のチューブ入のものも出來、宅の子供等に用ひさせてみたが、子供用としてなら、結構のものである。(後章我子の圖畫教育挿畫參照)主として、寫生に用ひるが結構だと思はれる。

もつと精しくかく可きだがもう時日がないのでこの邊で筆を止める。

如上で大體圖畫教育私見は筆を擱いていゝ様である。

これ以外のいろ／＼の考へは又章をあらためて書く事としたい。私は八九年來自分の娘に(三つの時から繪を描いて今年十二歳)或る種の圖畫教育をして來た經驗を持つ。この事は後章に語らう。其他まだ二三語る可き事を持つ様である。(この章終り)

大正十三年歳暮二十日於島擱筆

○附記

前號、現今の圖畫教育の項中所謂藝術教育を評した條に、自由ダンスといふものはあるまいと書いたが後にそれのある事を知つて今更今日の藝術教育の惡趣味と概念的なのを不快に思つた。何とかにつける藥が欲しいものだと思つた。子供が音樂につれて、自分自己流で變な身ぶりや表情をするといふ事は決して美的感情の誘發にはならない。困つたものだ。相當の理屈を云ふのであらうが、實感のない人間に會つては敵はない。本當に何とかの妙藥が慾しい世の中である。

○因みに

本誌にはこれで打ち切るがこの外に○慶應義塾幼稚部に於ける圖畫教育、○我子の圖畫教育、其他一二章を加へ、挿畫として私の娘の三四歳頃からの作品と、それに感化を與へた美術品とを對照し説明を加へ、又慶應幼稚舍生徒の作品其他參考になる挿畫を加へ、改造社より今春出版するつもりでゐる。他章は挿畫が必要なので本誌に載せられないのは殘念である。

又終りに例により多忙で一切私信の返事、講演等失禮する。又自分で書き乍らで失禮だが兒童畫の審査も當分御斷りする。とも角も圖畫教育に關しては本論文及近著だけで私としての時間は無理やりにさいてあるので何分あしからず御かんべんを乞ふ。(劉生附記)



成吉思汗傳奇 (2)

露伴學人

憤恨種子

第四折

場處。斡難河の豁兒豁納克、主不兒、即ち斡難河に注ぎ入る小河の河原。山間に濶く打開けて、傾斜いと緩き河沿の廣野。中央に齡高くして、枝々凄まじく張りたる齡知れぬ大樹の、葉は却つて繁らずして下蔭暗からねど、其の鬼々しく嚴めしきさま人を壓するばかりなのが立ちて、遠くより目標となる。一帶の地、草は肥え、流は清くして、四方の山々美しく、游牧者に取りて心樂しき地。

人物。前折の俺巴孩の前の汗（王）の合不勒の子の忽圖剌。忽圖剌の弟の合答安。忽圖剌、合答安等の兄の把兒壇把阿禿兒の子の捏坤太司。其弟の也速該把阿禿兒。又其弟の荅里台斡赤斤。其他一族多數。俺巴孩と共に擒へられて、將

に刑せられんとして赦されて還りし巴刺合赤。其他蒙古族の巴阿禿兒（勇士）薛禪（智者）の面々。壯丁多勢。

人々の服裝は土俗に隨ひて別に異なりたることは無けれど、平日よりは皆嚴めしく取繕ひて、絹緞の類の衣を有つものは例の筒袖の仕立ながら、此を被て威儀を取繕ひ、忽圖刺、也速該なんどは、統治者の標旗なる禿黒といふ旄牛の尾を竿に附けたる牙旗を從者に持たせて從ふ。人皆弓箭を帶び、劍戟を腰にせること言ふまでも無く、何衆すべて勇威を含み、肅然として靜なる中に、燃え出さんとするが如き心の火を包む風情。やがて也速該巴阿禿兒威風凛々として禿黒を押立てたる勇卒を從へ、群衆を拂ひ通りて、彼の大樹の根方の小高きところに立つ。從卒其後に禿黒を突立てゝ威を示し、今日の大會合の今將に也速該巴阿禿兒によりて開始せられんとするを思はしめる。群衆よき程に居並びて、意を一にして也速該の方を瞻る。

也速該巴阿禿兒。大不兒罕の神山の阿々、斡難、克魯倫、土喇、色楞伽の川々の畔々に榮えて、其川々の水の東西南北に走るが如くに此世に廣がり行く吾が蒙古の人々！

ト大手を擴げて一同を呼びかけ、音吐朗々と勢よく語り出す。一同屹度其方を仰ぎ視る。

也速該巴阿禿兒。我等勃兒帖赤那の末、勃端察兒より漸く榮え、近くは合不勒合罕によつて、朝日の森を離れて天に輝き、諸の鳥の悦の聲を揚ぐる如くに勢づきたる吾等蒙古の人々！　吾等は吾等の祖先の爲に努め、而して又榮えねばならぬ、吾等は吾等の子孫の爲に努め、そして又榮えねばならぬ、吾等は又最も切實に最も當然の事として、吾等の自身の爲に、吾等の今日の爲に、吾等の生活の爲に、吾等の榮譽の爲に、吾等の幸福の爲に、十二分に努め働かねばならぬ、而して又吾等は十二分に榮えねばならぬ。これは固より吾等の何人も知り盡し覺悟し盡して居ることで、そして吾等の友の國の者であれ、又吾等の敵の國であれ、何者も遮り遏めることの出來ぬ強い強い根の力を有つてゐる

ところのことである、吾等自身と雖も、これを何様ともすることの出來ぬものである。此の生命のあるといふこと、生きてゐるといふことが、即ち是此なのであるからである。それ故に吾等も人々も努めて居たのである、努めてゐるのである。合不勒合罕も吾等蒙古の人々のために努めたのである、そして吾等蒙古の人々を榮えさせようとしたのである。俺巴孩合罕も合不勒合罕の後を承けて、同じく努めたのである、同じく吾等を榮えさせることに力を盡したのである。然るに世の中には「敵」といふものが無いわけには行かぬものであるか、「敵」といふものに勝ちきらぬ以上は、「敵」といふものが無い譯にはならぬものであるか、吾等は敵に出會つた。吾等を壓し潰さうとする敵に出會つた。吾等は吾等の廣がり行くことを妨げようとする敵、吾等の悦の聲を揚ぐることを妨げようとする敵に出會つた。吾等の祖先の爲に、吾等の子孫の爲に、吾等の自身の爲に、吾等が努め、吾等が榮えようとすることを妨げ害つて、吾等を永く長く懶惰で無智で、そして萎けて、榮えずに生活させようとする、惡い意と憎い心とを有つて居る敵に出會つた。人々は知つて居らるゝであらう!。合不勒合罕は何様いふ目に會つたらう!合不勒合罕は阿勒壇合罕（金國皇帝）の爲に殺されうとしたでは無いか。幸にして合不勒合罕の暗達（刎頸の友）の賽亦杜夕が贈つた駿馬の爲に其危きを逃れ・また合罕の婦の蔑客火脅剌思と其の部衆との力で・追つて來た金の使者一行を殺したので・纔に金國の酷い毒手を免れたでは無いか。合不罕殿の正妻呼阿忽郛斡翁吉拉特の弟の賽因特斤の事によつて・塔塔兒族と我等とは仇敵になつて居たとは云へ此度塔塔兒の爲に捕へられた俺巴孩合罕を金の奴等は受取つて慘らしい刑を加へ居つた。俺巴孩合罕といひ、合不勒合勒といひ、或は殺され、或は殺されようとしたことは、何様いふことである?・金國では飽まで吾等を榮えしめまいと企んでゐるのである。吾等をして其代股に領無く、其身體に首無く、四分五裂で、何時までも何時までも・永く長く愚昧にして貧しき・光榮無き民たらしめようと、吾等の敵は企んでゐるのである 吾等は敵

に出會つた。憎い意を敵は有つて居る。憎い憎い心を敵は有つて居る。吾等は敵の企圖の穽に陷つてはならぬ。十分に用心して自ら守り、そして何時かは敵を打負かさねばならぬ、イヤ敵といふものを無くして終はねばならぬ。俺巴孩合罕の最期の念も必らずこゝに在つたことに違ひ無い。憎い敵國の手に渡されて、盡きることの無い憤怒と怨恨とを抱いて、火のやうた血を迸らせて、氷の稜角に夕日の光を宿らせたやうな眼を瞋らせながら、憤り死に死なれたであらう我が俺巴孩合罕の最期のさまを、あらゆる吾等蒙古の人々、誰か涙の水と燃え立つ胸の炎とに心の劍を淬がせずに居られようか。吾等が心の劍をば鋭くさせられた！吾等が心の劍は鋭くならずには居られぬ！吾等が心の鐵は爛るゝ者を指斷たうとして居る！幸にして今こゝに別速惕の巴剌合赤が居る。巴剌合赤は俺巴孩合罕に隨つて、其最期のさまを目のあたりに見、其最期の言葉を口づから受けたものである。巴剌合赤！吾が蒙古の方々に合罕最期のありさまを語り、合罕最期の御言葉を傳へよ。合不勒合罕に名指されて合罕の後を襲いだる俺巴孩合罕から直々に最期の教令を聽くと思ひて、吾等人々眞心に聽かれよ。

ト云ふ。皆々愈々緊張して、中には既に悲憤の涙を含む者もあり。也速該の態度言語に感激して、非常に崇敬の念を起すものもあり。沈默の中に感奮の情溢る。也速該、手を以て巴剌合赤を招く。巴剌合赤歩み出で、也速該の前に來り、其指揮を得て也速該の前を少し斜に一同に向ひて立つ。

也速該巴阿禿兒。巴剌合赤！遠慮に及ばぬ。言葉は假令不束なりとも、自由に大膽に、有體の一部始終を人々に語れ。

巴剌合赤。ハツと答へて、人々を見渡し、物言はんとすれど、はや逼り來る感情の沸湧に言葉も急には出來らぬを辛く堪へて、

巴剌合赤。憎い、塔塔兒の奴原。兀兒失溫河原。だしぬけに打つてかゝられ。殘念。皆々打死。此の巴剌合赤も

ト、云ひ掛けて、左の臂、右の膝を指し、

巴剌合赤。箭を食つて打倒れる。俺巴孩合罕も多勢に一人、とう〳〵御縄に。口惜しい。

ト齒を切る。

巴剌合赤。憎い奴、塔塔兒め。阿勒壇（金）へ渡す。阿勒壇の役人め、長い難僻いことを呶々と云つて、合罕を木の馬、樸材で造つた木の馬へ乗せて、骨の節々を其馬に釘付け。釘を打つ鎚の音！血の滴り！合罕の苦み！偉い！合罕は木馬の上で身を伸して怒つた！阿勒壇可汗（金主）を罵つて云はしつた。卑怯だ、だまし打だ、恥を知らぬ、可汗（帝）として世に立つ器量で無い。アツハ、ハ、ハ、、阿勒壇の世ももう末だ、俺は殺されて死ぬ、しかし俺が死んだなら、合不勒の子の忽圖剌、合答安、また其孫の捏坤太司、也速孩把阿禿兒等が仇を取らう、その時思ひ知らせて與れると。それから此の巴剌合赤を呼びかけられて。忽圖剌、合答安、捏坤、也速該、彼等に屹度申傳へよ。塔々兒の民、阿勒壇の君は我が仇ぞ、汝等五つの指の爪を磨耗すまで、十の指の皆壞れて無くなるまで、必ず我が爲に讐を報ひよ。と恐ろしい眼を睜開つての御言葉でござつた。それから………

ト語塞がり、涙に咽ぶ。人々皆激して、

人々。それから

ト後の言葉を促す、

巴剌合赤。ウ……

人々。それから

巴剌合赤。ウ……

人々。これから

他の人々。巴剌合赤！弱いぞ！云へ！しつかり云へ。

也速巴阿禿兒。構はぬ、有體に云ふに斟酌はいらぬ。

　巴剌合赤思ひ切つて且又激しく涙の面を揚げ、

巴剌合赤。仕置の殺人は右左から俺巴孩合罕の腹より胸へかけて、穂先き上りにグツと突込むと、嗚呼、何と云ふ儚い合罕だらう、鎗を突込まれながら、刮と眼を睜開いて、巴剌合赤！言傳を屹度頼んだぞ、との仰せ。頼まれました、と申す。鎗は抜りまはされる。合罕は兩眼を見張つたまゝ、齒を切つたまゝ………

ト、夢心地に看たる其當時の光景の今反つて鮮やかに心に浮び出づるに堪兼ねて踉蹌となる。人々皆拳を握り齒を切る。

也速該巴阿禿兒。巴剌合赤、太儀であつた、もうよい。休め。

　巴剌合赤退く。

也速該阿禿兒。人々！巴剌合赤が今物語つゝ通りに虚言も飾りも無いのは、巴剌合赤が恨みと憤りとに心が迫つて、言葉さへ自由に出ぬのを見ても合點される。我が俺巴孩合罕は然樣して終られたのである。何といふ殘念なことであらう！何といふ悲しくもまた腹立たしいことであらう！金の奴等、塔々兒の奴等は何といゝ、憎むべき奴等であらう！俺巴孩合罕の最期の言葉は、巴剌合赤の身を經て吾等の耳に響き胸にこたへる。誰か其の言葉を忘れ得やう！吾等が五つの指の爪の磨耗るまで、十の指の皆破れてなくなるまでも、吾等は此の恨みを報いずには居られぬ。吾等は俺巴孩合罕の爲に、合不勒合罕の爲に、吾等の祖先の爲に、吾等の子孫の爲に、いや、吾等自身の榮えの爲に、生命の爲に、

吾等を不幸の中に陷れやうとする憎い者共の勢を挫いて吾等の前途を進まねばならぬ。今吾等は敵の爲に身體の頭を奪はれた、衣服の領を奪はれた。然し勃端察兒の賢い言葉の如く、身には頭があるが宜い。衣には領があるが宜い。吾等は敵の爲たまゝになつて居てはならぬ。直ちに吾等の前頭に立つて吾等を率ひ進む勇者を、吾等の頭として戴き、吾等の衣領として有ち、そして吾等を整へ、吾等を治め、吾等を榮えに導く人を得なければならぬ。俺巴孩合罕は元來合不勒合罕の子では無かつた。合不勒合罕の父の敦必乃薛禪の父の伯升豁兒多黑申の、其弟の察剌孩領忽の子の想昆必勒格の子であつたのは、人々の知つて居る通りである。但し合不勒合罕は俺巴孩合罕を吾等の首領として其後を襲がしめられた。それは俺巴孩合罕が其時に當つて吾等の中で最も勝れた力を有つて居たからである。今俺巴孩合罕は亡くなられた。合罕の遺言の第一には、合不勒合罕の子の忽圖剌殿が名指されてある。忽圖剌殿は元より合不勒合罕の子では有り、剛健で正直で、元より吾等の中の優れた大丈夫である。合罕となるべき人である。吾等の首領たるべき人である。吾等は今忽圖剌殿を仰いで合罕とし、吾等の首領としようと思ふ。思ふにあらゆる蒙古の人々、吾等の榮えを願ひ、吾等の仇を報ひ、吾等の爲さねばならぬ戰を爲し遂げて、吾等の敵を亡ぼさうと思ふ吾等蒙古のあらゆる人々は、これを喜ばぬものは有るまいと思ふ。

ト一同を威壓するやうに見渡す。瞬間の沈默の後、衆人さわめき立ちて、同意の聲々、彼方此方より起る。

人々。忽圖剌合罕！

人々。忽圖剌合罕！

也速該の兄捏坤太石。人々は皆忽圖剌殿を合罕とするを喜んで居られる。

忽圖剌の弟合答安。人々の心は一つである。

忽圖刺の兄把兒壇把阿禿兒。忽圖刺はまさに合罕となるべきだ！

也速該把阿禿兒身を動かして、把兒壇把阿禿兒、合答安、捏坤太石、其他重立ちたる者等と共に忽圖刺の前に行き、忽圖刺を圍繞して大樹の前に導びき立たしむ。歡聲雷の如くに起る。

也速該把阿禿兒。あらゆる吾等蒙古、及び泰赤烏特の人々は、今こゝに忽圖刺合罕を仰ぐことになつたを喜ぶ。合罕の剛勇は人々の知つて居るところである。其聲は七つの嶺を隔てゝ猶能く人を指揮するに足ると云はれて居る、其力は大なる男を折つて兩截とすると云はれて居る、一度の食事に一匹の羊を盡し、一臂の力は能く馬を泥濘より拔くに足ると云はれて居る。是の如き剛勇で、そして合不勒合罕の子で、俺巴孩合罕の第一に名指された忽圖刺殿を吾等の合罕としたことは、吾等の榮えのしるしである。吾等の深い恨と怕とを報ひることとの成るしるしである。

ト云ふと人々哄然と歡呼する。忽圖刺其の偉大なる體軀を身じろがせ、大なる兩手を伸べて人々を招き從へると同時に、忽圖刺に隨へる從者、其の大なる纛を地響させて突立てる。洪鐘の如き聲にて、

忽圖刺合罕。あらゆる蒙古泰赤烏特の、把阿禿兒（勇者）薛禪（智者）及び誠實なる人々！吾等は活きて居る。吾等は永く、強く、活きよう。吾等は榮えて居る。吾等は大きく、廣がつて榮えよう。吾等の敵を吾等は亡ぼして見れよう。吾等が五つの指の爪は磨り耗るまで。吾等が十の指は皆壞れて無くなるまで。力だ、力だ、力を出せ、力を出せ。力を出せば、力は出る。力を齊むものは力を失ふ。塔塔兒は蹂躙さう、阿勒壇は攫み挫がう。戰だ！戰だ！、狼が血に厭くことは無い！男の一生は戰だ！生命のある間は男は戰だ！戰つて勝ちきらぬ中は戰だ。前を見ろ、敵があれば戰だ。我が戰はずとも敵が戰つて來る。指に爪の有る間は戰だ。手に指のある間は戰だ。戰はう、戰う、戰つて戰ひきる。戰ひきつて戰ひ勝つ。吾等は然樣無くてはならぬ。然樣しよう吾等は。

ト爛々たる眼より火を出すばかりになつて宣べる。人々激動して先づ壯者より踊り出す。手の舞ひ足の踏むところを知らずなりて、一同狂的に踴躍環舞する。

人々。戰はう。

人々。戰はう。

甲。有つたぞ！戰はう。

群集の一人、左の手を突出し、手の甲を上にして爪を視、

ト踊る。皆々眞似て同じ事を爲し、

乙。丙。丁。有つたぞ！戰はう。

戊。己。庚。辛。有つたぞ！戰はう。

又他の一人、掌を反し五指を撒開して、其指を視、

子。有つたぞ！戰はう。

ト踊る。皆々眞似て同じ事を爲し、

丑。辰。巳。午。有つたぞ、戰はう。

一同盡く手を振り足を擧げ、

人々。有つたぞ。

人々。戰はう。

ト亂舞になり、山川鬨動し、鬼神來り助くるの觀有るに至り、ワーツといふ聲天地を圍咽す。

第五折

場處。斡難河畔の小流小丘交錯せる一地。

人物。也速該把阿禿兒。三十歳に近し。

其從卒二人。

篾兒乞特族の也客赤列都。二十六歳。

其從卒二人。

斡勒忽訥特族の月倫。二十歳ばかりの美女。

時節。春の末。

也速該把阿禿兒、馬上に輕快の裝束、鷹を臂にして狩に出たる態。從卒二人同じく馬上。一人は同じく鷹を臂にし、一人は獲物の鴨雁を鞍の後輪に縛し付けていづれも徐に馬を打たせ居る。

從卒の甲。禽は些兒見えなくなつたやうだ。

從卒の乙。こゝらの處は何時も禽には遇はぬサ。路が水邊から少し距たつて居るもの。

甲。然樣さナ、何樣しても大川添の方が禽は濃い。また少し先へ行くと出會すだらう。

也速該把阿禿兒。イヤもう其樣に禽の欲しいことも無い。今日は朝から運が好うて、身を勞らすほどの事も無くて樂々と面白い目を見て居るから、もう歸り途にして、汝等を休ませてもよい。

甲。有難うございまする。が、斯樣いふ運の好い時に、獲れるだけ獲つた方が宜うございまする。獲れない時には何程

骨を打つても挫れないものですから、挫れる時にウンと挫ら無くては詰りません。

也速該。ハヽヽ、勝戰に威勢の有りたけを出さうといふのだナ。

乙。ハヽヽ、然樣でございますとも！ほんとの強い人は骨の打れる戰になつたら猶更強くなつて勇むのでせうが、我々は勝戰と決すると大層に勢が出て、いくらでも追驅け追詰めてやる氣になります。

也速該。ハヽヽ。正直なことを云ひ居る！それでは忽圖刺殿が合從になられてから、塔塔兒の方へ働き掛ける度毎に、大勝利といふほどの事は無くても、何時も勝戰だから、大分に汝等も勢が出て強くなつたらう。

甲。強くなつたか何樣かは知りませぬが、勢は出まして、戰が好きになりました。

乙。察喇合の老人や脫朶延吉兒帖殿のやうに御用立つほど走り廻りは出來ませんでも、塔塔兒の奴を追り付けるのは嬉しくてなりません。

甲。追散らす段になると、まるで疲勞も何も致しませんから。

也速該。ハヽヽ。塔塔兒にも潤端巴喇合、札里不花の二人が居る。早く彼奴等を打取つて終ふやうな大勝をして、汝等にも大威張に威張らせてやりたいものだ。人は物を獲り損ずれば惡くなる。首尾よく獲れば獲るだけ勇む。人も事を爲て手柄をすれば、手柄をするだけに勇んで良くなる。面白い道理だ！始終汝等に勝戰をさせたい！自分で然程偉いものとは思つて居らぬ汝等でも、百人の長、千人の長、萬人の長の大將にも、成らう場合には、成れもするし、又成りもするものだ。

甲。乙。ヤ、有り難い！

ト與に亦大聲を出して悅び、馬上に身を搖がす途端に路の左の低地の雜々茂りたる物蔭より雉一羽驚いて飛立つ。

乙。ソレッ立ちました。

甲。だから獲れる時に獲るが宜いのだ。

ト馬を進める。也速該慌てず馬を駈けさせて、莞爾としながら臂を振り鷹を放つ。鷹羽を搏つて高く天に上り、雁の上より身を落して其頸を攫み、打重なつて落つる。也速該馬を馳せて其方へと小丘を登ると、彼方より淡黃色の駿馬に客貌好き若物の跨りて、黑き車の前守に女を載せたるを從へて此方へ來かゝるに會ふ。彼方も一寸馬を駐めれば、此方も一寸馬を駐めて互に相見る。車上の女の、身に相應はしき好き裝着て、凉しき眼を上げて此方を瞻たる、眉のかゝり、面の色、たゞ是春の山の人の心を和め、林の花の人の眼を惹くが如きに、也速該恍然として我を忘れて立盡す。也速該の從卒甲乙は、ひたすらに鷹の落ちたる方を心ざして、主人の傍を駈拔け、路を外れて林薄の中に去る。也速該猶其儘に立つて動がず、淡黃色の馬の上の若者は漸く慾を含みて也速該を視、女は人の我を視ると悟りて伏目になる。やかて從卒乙は左の手に大なる雁、右の臂に也速該の放ちし鷹を据ゑて、也速該の傍に來り、

乙。好い時は好いものでござりまする、此通り。

ト云へども也速該返辭も吳れず。甲も亦來りて

甲。獲れば獲るだけ鷹は勇む。無理な手柄をも致しました。サア今度は此方のを御渡しいたしませう。

ト換鷹を也速該に渡さんとす。

也速該。…………

甲。今の鷹はわたくしが御預かりしませう。

也速該…………

甲も乙も異なことと驚き視る。乙それと悟りて鷹を也速該の面前に出す。鷹はたく〳〵と羽打つ。也速該我に返りて、

也速該。ム、、天に飛ぶ鷹をさへ鷹は取る！

ト一語何の意とも無き言葉を呻き出して馬首を引返すと同時に疾風の如くに馳去る。甲。乙。譯は分らねど後に随ひて同じく馳去る。淡黄色の馬の上の若者。車上の女。從者二人。不安げに、無言にて也速該等の去れる方を見遣る。

淡黄色の馬の上の若者。急げ！急げ！

第六折

場處。忙格禿乞顏兄弟等の大幕舎。

人物。長兄忙格禿乞顏。

太司。次兄揑坤太司。

也速該把阿禿兒。

季。荅哩台、斡惕赤斤。

也速該の二從卒。及び從卒多勢。

幕舎前の廣場に忙格禿乞顏、揑坤太司等、四五人も掛けらるべき大きなる腰掛に跳び掛け居る。荅哩台離れたる一人掛の腰掛に掛け居る。

忙格禿乞顏。月日の立つは疾いものぢや、俺巴孩合罕が亡くなられてからもう何年、塔塔兒を攻めたももう幾度か。阿勒

壇（金國）も今は此方を恐れて、塔塔兒へ助力の勢も出し居らぬが、今だに塔々兒の濁端巴喇合、札里不花の二人を殺して終はぬは心外だ。

揑坤太司。然し塔々兒の威勢は日に月に衰へ、阿勒壇も西の方へは手出しをせぬやうになり、我等は年々に榮えを增し、俺巴孩合罕の方の泰赤烏特も火の燃える勢で人も獸畜も殖えて盛んになる。何方を見ても好い事ばかり。我等の行く先は明るい、華やかな、力强い、勇みの充ちてゐるものと想へまする。

塔里台、斡惕赤斤。心よい心よい。

忙格禿乞顏。ハヽ。其の心よいと若者の思ふのが我等の前途が心よいものに違ひ無い證據だ。若者が日々に心よく思は無くて、腐つたやうな氣を有つて、爽やかで無く生活すやうでは、其奴は碌なことをせぬ、其一族は發達さぬ、其國は亡びるだらう。キタイ（支那）も阿勒壇も、燃え立つた時は必ず人が殖え、馬が殖え、物が殖え、そして若者が爽やかな心持を有つたに違ひ無からう。人が殖え物が殖えるといふことが即ち榮えるといふことだ。若者が爽やかな心持を有つといふことは、樹の芽先の勢の良いといふことで、芽の勢が良いやうなら、其樹は屹度立派に大きくなるのだ。阿勒壇（金國）の奴等は爲る事が爽やかで無い、爽やかな奴が少くなつて來てゐるやうだ。恐るゝに足らない。今に此方に先頭馬の偉い奴が出さへすれば、そしてその先頭馬を孤立馬にせぬやうならば、阿勒壇なぞを蹂躪すのは譯も無いことに違ひ無い。

揑坤太司。早く然樣いふ日が來れば宜い。

塔里台。俺の一生には然樣いふ日が來るだらう。然し先頭馬は何處から出るだらう。

忙格禿乞顏。ハヽヽ。何處から出るなぞと云はずに、汝先頭馬になつたら何樣だ。

塔里臺（タリタイ）。ヤ、兄さんに一ト箭射られた。だが、也速孩（エスガイ）兄さんの方が俺より先頭馬らしい。

揑坤太司。也速孩といへば、今日は鷹狩りに行つたが、澤山獲つて來るだらうか。

答里臺。屹度獲つて來るでせう。

　ト無邪氣な談を交へ居るところに、急に、疾驅の蹄の音が聞ゆ。

忙格禿乞顏（モンケトキヤクン）。ハテ、けたたましい馬の跫音（アシオト）だが、

　揑坤太司立上つて舍後に行く。塔里臺も同じく行き、二人忽ち引出したる馬に乘り、屹度見る時、也速孩既に姿を一望中に現はす。

揑坤太司。ハヽヽ。人驚かしナ。也速孩だつた。

　と云ふ間に面前に來る。

揑坤太司。何事だ？　也速孩！

塔里臺。塔塔兒（タタル）でも寄せましたか。

　也速該莞爾と笑つて、

也速該。イヤ、然樣では無い。此方（コチラ）から一寸寄せようといふのだ。

塔里臺。何處へ？、何者へ。

也速孩。ハヽヽ。兎角をいふほどの事では無い。一寸些細の內證事だ。來てくれ弟！

忙格禿乞顏。ハヽヽ、何ぢやな、奇妙ナ！

答里臺。では參りませう。

捏坤太司。俺も行つてやらう。

家の從卒多勢現はれ出て、

多勢。我々も御伴致しませう。

也速孩。ナニそれには及ばぬ。

と云ひながら馬を飛ばせて出づ。

忙格禿乞顔。大分急き居るが、慌てるな也速孩！何も用心はいらぬのか？

と大聲にいふ。

也速孩。いらぬ用心にわざ〳〵歸りました。そして用心に二人を頼みました。

と云ひながら去る前途に、從卒二人鷹と獲物を持ちて歸り來り現はる。

也速孩。汝等彼等を知つて居らぬか？

從卒甲。かすかに知つて居ります。男は倚兒乞特の、也客赤列都とか申すもので。

從卒乙。名は存じませぬが、彼女は斡勒忽納特のもので。

也速孩。ナニ、斡勒忽納特？捕魚兒海、喀爾喀河近くに居る塔塔兒の一種の？

從卒乙。然様、前の前の戰の時見知りました。

也速孩。然様か、それならば愈々宜い。

甲。また御出掛けでございまするか。

乙。鷹を持つて御伴いたしませうか。

也速孩。ハヽヽ、いらぬは！おれが鷹だ。

腹いやせ

正宗白鳥

この頃でも往復葉書の質問に接することがたび〳〵あるが、時々は課題を定めて感想を需められることもある。十二月號には歳晩の感、梅の頃には梅花の賦といふやうに、答案に手をつけ易いのもあるが、たまには、難題に接して、頭を惱ますばかりで、どうにも筆の執れないことがある。「腹いやせ」の如きその一例で、かういふ問題については實感が湧いて來ない「腹いせ」とか「面あて」とかは、この頃の私には興味のないことだ。

それで、打やらかして置いたところが、社員の××君がわざ〳〵來訪されて、試驗官然として、答案を迫つた。「腹いやせ、すなはち、不平を並べてくれ」と云ふ。腹いせと不平とは言葉の氣持が違ふやうだが、試驗官の方でわれ〳〵の不平感を需めるのなら、そのつもりで書くことにしようか。

さうだ。大分前のことだが、「文藝春秋」(?)に誰れかゞ、私はよく愚痴を云ふと書いてゐた。「嘘を吐け。おれは個人的の愚痴を云ふために筆を執つたりするものか。人間の愚痴を小說などに描くことはあつても、おれの愚痴を讀者に聞いて貰はふといふ氣は毛頭ないのだ」と、その時思つたことがあつた。私は思ふまゝにならぬことが多くても、大抵は諦めてゐる。少くも愚痴を云はないで諦めようとしてゐる。

私は胃が惡いために食物がさほどにうまくないが、それを誰れの所爲になすくりつける譯に行かない。自分で我慢して、出來るだけの養生をする外爲方がない。私の書いたものは評判のい丶方だから、世評に對して不平のある譯はないのだが、それ

でも時々見當違ひな愚評に目が觸れることがある。しかしそれを取合つて云々したいやうな熱情の起つたことはない。

(註。これは愚評ではないやうだが、今机の側にある二月號の雜誌の中から自作に對する批評を搜して、「演劇新潮」の藤井君の新年脚本批評を例として借用する。同君曰はく、本當の人間の對話は、此作(私の脚本)にあるやうにだら〱と長くしかも何時までも話されるものではない。もつと簡單にトン〱運ぶのが眞實である云々と。ところが私はさうは思はない。人間の本當の對話は、一行づゝくらひトン〱と運ぶものとは限らない。劇的會話としても多分さうだらうと思ふ。簡單必ずしも眞實ではなさゝうだ。外國近代の名作家の小説や戯曲を開けて見ると、作中の一人々々の話はなか〱長いのが多い。手近のドストエフスキーやゾラの小説やストリンドベリーの戯曲を見ても、日本に飜譯して、一人が原稿紙で二枚三枚喋りつづけるのが多い。尤も日本人たる私のはあつかひ方がまづくつて、從つて日本式の、外國人たる彼等のは對話の取扱ひがうまく、從つて外國式寫實法にかなつてるのには違ひないが、會話の長短で是非するのは可笑しい。言葉數すなはち對話の字數は、計算して見れば直ぐに分ることだが、外國の大家の方が概して私より多いのである。)

書物の賣行や原稿料の多寡についても、私は自から顧みて不平の持つて行きどころがない。現今の劇場で古いものは低級なものばかり演じて新脚本を採用しないと、不平を云ふ人もあるやうだが、私は止むを得ないと思つてゐる。私自身でさへ、この濫出する新脚本を讀んでこれが舞臺に上つたら、入場料を拂つてでも見に行きたいと思つたことは一度もない。むしろ、昔の作者が忠臣藏や助六をつくつて一代の人心を魅したやうに、今日の多數の見物を惹きつけられる新作を、現代の作家が著し得ないことに對して不平を感じてゐるくらひだ。

政治問題や社會問題については、現今の文學者は意見を持つてゐて大議論が方々に現はれるやうだが、私は机上の抽象論は讀むことさへ嫌ひだ。私自身もかういふ問題について實感を起す場合があつたら論じてもいゝが、火鉢の側で萬年筆を動かして、奥州の山の奥の農夫や樵夫に對して滿腔の同情を寄せたやうな言論をするのは、氣耻しくて出來ることぢやない。

若しも出來ることなら、不平は國家や社會よりも、天か神かに對して云つてやりたい。人間は生れながらにして容貌や體質や才能に於て差別をつけられてゐる。それがこの世に於て平等に生活しやうとするのなら、根本的に無理がある。醜婦が美人と同樣の待遇を受けられないのを憤つても、如何ともしがたい

ではないか。……
こんなことを書きつゞけても面白くないから、これで筆を擱
から「腹いやせ」は私に取つては難題である。

劇壇遠望

小山内薫

『劇壇に對する不平といふやうなものが伺ひたいものですね。』

『もう今は不平なんかありませんね。人一倍不平があり過ぎて、それがたうとう爆裂して、劇壇と手を切つてしまつたんですからね。この頃ぢやあ、もう陽氣なものです。向うは向う、こつちはこつちですからね。』

『それぢやあ、自分の爲事さへうまく行けば、人の爲事はどうでも好いと言ふのですか。』

『さうではないが、いくら僕等がはひつて行つて、骨を折つて見たところで、今までの日本の劇壇はどうにもならないといふことが分かつたんですね——あなたの前ですが、これでも隨分骨を折つて見たんですよ。汗も血も涙も流した上のことですよ。』

『そりやあさうでせうが、併し、まるつきり見捨ててしまふと言ふのはあんまり殘酷ぢやあないでせうか。』

『殘酷かも知れません。だが、それは深い愛から來てゐる殘酷なのです。私は當分日本の劇壇をその爲すが儘に任せて置いて見るつもりなのです。そして、その間に自分達で「將來」の爲の準備をして置くつもりなのです。丁度、道樂息子を持つた親の心持ですね。勝手放題にさせて置くのです。その內、きつと二進も三進も行かなくなります。その時、それが救へるだけの用意をして置きたいと思ふのです。』

『少しあなたの心持が分つて來たやうな氣がします。だが、それにしても、日本の今の劇壇で何が一番惡いのでせうか。』

『さやう。私は初め興行師だと思つてゐました。興行師が一番惡いんだと思つてゐました。併し、この頃はさうは思ひませ

ん。興行師といふものは、あれで受動的なものです。決して能動的なものぢやありません。それに、相當大きな金も賭けてやる爲事だから同情すべき點もあります。唯、時勢を見る目がないのだけが氣の毒です。いつでも「勸進帳」や「助六」さへ出せば人が來ると思つてるのが氣の毒です……』

『でも實際來るのぢやないでせうか。』

『そこですよ。見物は莫迦だから、直ぐと宣傳に釣られるんです。大げさな宣傳をする興行師も興行師ですが、この方は商賣です。客の方は何も商賣ぢやないのだから、冷靜に判斷して、それからゆつくり見物に行けば好いのに、直ぐに宣傳に釣られるのです。何が惡いたつて、今の劇壇で見物ほど惡いものはないでせう。歌舞伎劇の本質も知らず、新劇勃興の意義も解せず生活と演劇との干係にも無頓着で、唯もう人が行けば我も行くといふだけのことです。それではみんな滿足して歸つて來るのかと思ふと、十中の七八は失望して歸つて來るのです。「こなひだ御所の五郎藏といふを始めて見て見ましたが、つまらないものですね。」こんなことを言ひます。「正月の芝居は菊吉の合同に留めを刺すといふやうなことが書いてありましたから、行つて見ましたが、どうも余り吾々の生活とはかけ離れてゐるので詰まりませんでした。」こんなことを言ふのです。そんなことは初めから分かり切つてゐることなのに、よくも考へずに行くからさういふことになるのです。』

『それぢやあ見物教育といふことが第一に必要なんですね。』

『さうです。見物さへよくなれば、芝居は自然とよくなります。詰まらない芝居は見に行かないといふことになれば、興行師だつて考へます。』

『ぢやあ、その見物教育はどうしたら出來るのです。』

『昔から言ふことですが、それはやつぱり批評家の爲事ですね。批評の存在意義は必ずしも人を教へ導くことではないでせうが、芝居のやうな大衆を相手にする藝術になると、一面人を指導する役目も勤めなければなりません。』

『現在さういふ劇評がありますか。』

『悲しいかな絶無と言つて好いのです。役者の技藝の皮相な觀察はあります。舞台裝置の輕卒な感歎はあります。併し、一つの劇の中で戯曲その者から分けてはひつて行つて、その眞髓をしつかり掴んで、それを縱横自在に解剖するといふやうな批評は一つも見當りません。』

『それぢやあ、日本の劇壇で一番惡いものは當面的な見物で、その次ぎに惡いことはしつかりした劇評がないことですね。』

『さうです。好い批評のないところに好い藝術は生れません。

一代を號令するに足るやうな偉大な劇評が一つ現れれば、日本の劇壇も一度に五十步や百步は進むと思ひます。』

『その次ぎに惡いものは何でせう。』

『役者ですね。近頃の役者は昔の役者から見ると、ずつと生活が豐です。生活の不安などは殆どないでせう。自然、金さへ取れれば何でも宜いといふ風ですから、芝居はどんどん墮落するばかりです。私は少くとも十年前後の間に、狂言が氣に入らないから今度の芝居へは出ないとか、興行師の持つて來た狂言を突つぱねたとかいふ役者の話を聞いたことがありません。勿論、政略上とか自分の我儘からとかで、そんなことをしたのはあつたかも知れませんが、自分の藝術的見識からそれをやつた例は一つも聞きません。私は今の日本の役者を相當に買つてゐます。相當批評の力もあり見識もある役者が少くとも四五人はゐると思つてゐます。若し、その四五人がこの十年の間に、ほんとに自己の藝術的良心の上に立つて、興行師の持つて來た惡劇を蹴つたとしたら、今の日本の劇壇はもつともつと進んでゐたに違ひありません……「あの人がよくあんな狂言を平氣でやつてゐるなあ。」私はさう思ふことが度々あります。』

『成程、それは私にも分かるやうな氣がします。して見ると、日本の劇壇では比較的興行師が一番罪が輕いことになりますねえ。』

『さうです。一般的に言へば、興行師はお金さへ儲かれば好いのです。少くとも損さへしなければ好いのです。批評が進んで、見物が進んで、役者が見識を持つやうになれば、興行師は自然とよくなるのでせう。存外、興行師は可愛いものですよ。』

『あんなに興行師を嫌つたあなたが、さういふ風に考へて來たのも、一つの進步ですかね。』

『さうかも知れません。兎角、物は離れて見なければ分りませんね……』

『そりやあ大きにさうでせう。では、まあこんなことで……』

『こんなことで好いのですか……どうも用意も何もない平凡な話で……失敬しました。』

（大正十四年二月九日――築地小劇場にて）

豆つぶて

前田河廣一郎

○

今夜は節分とかで、自分の泊つてゐる旅館の小さな子供が、『福は内、鬼は外』と金切聲を張りながら、約一合ほどの煎豆を自分の頭上に振り撒き、同じく一合ほどの豆を廊下の外へ投つて行つた。福は内、鬼は外！思はず噴き出しながらも、採つてこの不平言の題とする。惜しいことは、自分の手に、一握の熱い煎豆のないだけである。

○

偉大なる不平なき日本人に不平である。こんなことを云ふと、カントの純理性批判的論法にかぶれたやうだが、實際のところ、日本人の不平は外界の客觀的實體をのみ對照として發せられ、その不平といふ批判性を内藏する主觀に對しては割合に不平がない場合が多い。是れ不平道に於ても幼稚なるものである。浮つ調子な小不平、毒にも藥にもならぬ憤慨をやめて、ほんたうに不平性の存在理由から究めて、深い人生不平が日本の國民性に欲しい。批判なき國民の政治、文藝、科學、産業、社會生活を看よ！

○

双劍を提げ丁髷を結んだ封建時代であると思つて、稍安心をしてゐると、議會は立憲政治を云々し、國際聯盟何とやらへも日本人は顏出しをしてゐる。何のことか、さつぱりわからない。いつそ織××××××も××した方が、日本人は幸福なのではないか。

○

武士道鼓吹の浪花節が、低能な政治家によつて尻押され、地方人の文化を蠶食してゐる。大正の今日、日本にはまだ武士階級が存在するのであるか。若し夫れ強いて武士道を鼓吹せんとならば、一九二五年の今日、爲政者は宜ろしく無制限の普通選擧を敷き、重い富豪税を課し、朝鮮人虐使を廢し、正義人道に基づく社會人としての公約行動を、民衆に實行しなければなら

ぬ者ではないか。武士道鼓吹に於ては復讐美談を語らせ、法律に於ては復讐決鬪を體刑に處してゐるのでは、第一、民衆がどこへ何を復讐していいかに迷ふであらう。

○

英米から歸朝した日本人は、日本人の癖に、日本人には公徳心がないと高飛車に出ることに於て、自ら得意としてゐる。同じ人間が伊太利へ行つたとすれば、或ひは日本人と伊太利人とは公徳心がないと云ふ必要に迫まられるだらう。英米の資本家や政府の金にあかした社會政策的施設の下にこそ、便所の壁の樂書も、公園の樹木も折れないのだ。民衆に衣食の道を開かずして、窃盗をしたからといつて處刑するならば、民心一代にして忽ち不逞心理に陷るは理の當然。日本の××××××。

○

學齡兒童に兵式調練をさづけ、軍歌を訓へ、軍國主義的教科書を暗誦させ、丁年に於ては徴兵に收容し、平時に於ては國防軍事費の負擔を税の名によつて强求し、二六時中の新聞には嫌ひでも陸海軍の存立を頭へ塡め込み、甚しきに至つては活動寫眞、蓄音機、演劇、小說、浪花節等の國民の興味生活にまでも武力抗爭の教育大機關の手を擴ろげながら、高等學校生の學問の自由を奪ひ、一國の學徒全部に軍隊的教練を强制執行せんと

する政治屋あり、彼何すれぞ米國に生れ、スミス君と共にＫ・ＫＫ團を起さざりしや。

○

文部省の漢字制限に追加したかりしもの「陸軍」と「海軍」の二語彙ありとす。

○

三菱の時代に三井手を締め、三井の時代に某政黨羽振良好、とは抑も大正の今日何たる醜怪事ぞ。何が國利民福かい。本の政界を、公然と白日の下に發露するほど勇敢な新聞記者、雜誌記者はないのか。日本の言論思想界に、それほどの自己批判の能力がないのか！

○

道路取締令を設け、自動車にチャンチャラ可怪しいプラッシユを結びつけ、荷車の置場をやかましく云ひ、左側通行を宣傳して、直ぼ東京に道路なきが如し、是を日本の政治と呼ぶ。己を顧みずして他を不平する心理の一形式に過ぎない。

○

天氣豫報といふものが當らないと云つて、茶話にするのも人生の御愛嬌の一つだが、天氣模樣で莫大な損得をする職業があることも思考して置く必要がある。いづれにせよ、これは云ふ

方も云はれる方もよくない。何故に、天氣後報と改めないか、それすらも往々にして誤りがあらうに。

○

文壇に文興なく、批評界に批評なきは、文藝の世界が最も正直に現社會の活縮圖となつてゐるからである。目に觸るるもの、すべて衣食住の窮迫に畏縮してゐないものがない。文學亡國論なる俱論があつた筈だ。現在に於ては、國家が文學を亡ぼしつつあるのである。文筆の徒、自滅せよ。國家だけ旺んになれば、國民も國民の思想も、ソンナものはなくていいのだらうから。

○

大朝記者の『銀行罪惡史』一讀痛快味ありと雖も、大盜を逸して小盜を手柄顏に擧げた警吏の嫌味がある。何故に、もつと大きいところを狙はないのか。それその邊に森林や炭坑や鑛山や無限の富を獨占して、惡を累ね來つたデッカイのが澤山あるではないか。但し、君、又純無垢の文明批評家とはなれないのか。

○

から書いて來て、日頃の癖から、ちよつと頭髮を掻き拷ると、憂然として一個の大豆が机の上へ落ちて來た。箱屋の小僧、俺の頭へまで豆を撒いて行つたのだ。豆に聲ありて曰く『俺は幾兆億萬前の豆の子孫だが未だにちつとも進化しませぬぞえ!』 (二月三日)

ペッ!! プセウ!!

辻 潤

癖にさはると云へば往來を歩いてゐる人間のツラでさへさわらないのは極めて稀れだと僕は何かに書いたことがある。

つまり蟲の居所のわるい時には見る物、聽く物悉く癖の種ならざるはない。

そこで一々癪にさわつてゐたら、一生癪にさわることを天職にして暮らさなければならないと考へたから僕はもうかなり以前に癪の蟲を腦中の一角に堅く封じ込めてしまつたのだが、それでも時候や、陽氣の加減で、時々ソイツが這ひ出して來るのだ。

だが近頃では大分慣れたと見えて、彼はかなり靜かにおとなしくしてあまり顏を出さないやうになつたので、實は僕も大に安んじた氣持で暮らしてゐるのだ。

自分一人だけの事なら、先づなんにも憤懣はないと云つてもいい。

身體は先づ健康の方だし、飯はうまいし、好きな本は讀んでゐるし、親切な友達――たとへかれ等はみんな貧乏であるとは云へ――は澤山ゐるし、若い連中からは愛せられてゐるし、今のところこの上の慾を云へば世界見物がしてみたい位な慾望しかない。

私は自體慾望が少ないから、從つてあまり不平も憤懣もない。しかし、一度自分以外の世界を見渡すと、まつたく恐ろしく腹が立つて來る。癪の種は無數にコロがつてゐる。

自分以外の世界と云つたところで、勿論、火星や水星のことでないことはわかりきつてゐるし、同じ地球上でも、やはり國のことにあまり氣にはならない。それがたとへ自國に密接な關係があつても、どうもさう強い實感が伴たつては來ない。近い話がこないだの支那の戰爭などでも、僕自身に直接の利害關係がないのだから、どちらが勝たうが負けやうがあまり頭痛の種にはならず、新聞で見る戰爭は結局對岸の火事に對する興味と同一なのである。

當然憤懣を感ずべきことでも自分からあまりにかけ離れた世界の出來事は風馬牛になりやすい。

同じ、日本でも、やはり自分で住んでゐる東京附近、その東京でも政治界や實業界などのことより、やはり文藝界のこと――文士ならば致仕方のない話なのである。

利害關係が密接なほど、それが深いほど、その世界に對して感情も強く動く筈だ。親子兄弟、親戚、友人、同業、――社會主義と無政府主義、國粹會と民勞會――色彩が似てゐる者程、反撥したり、絡み合ふ度が強い。

さて、憤懣の蟲をそろ／＼引きづり出して見やうか？

つい、昨夜のことだが、私は久しぶりで、旅から歸つて來て、始めて行きつけの「おでん屋」へ若い人を二人連れて出かけた。

すると其處へ一人の勞働者風の人相のあまりよからぬ男が入

這つて來た。僕等の傍へ陣どつた彼はやがて少し酒のまわるにつれて、私に盃を出した、――その時、彼は先づ、――私は一介の勞働者ですが――といふ自分を卑下したともなんともわからない調子で話しかけた。――私は幾度かそれ等の人達のさう云ふ態度に接してゐる――卑しいとか、――無學だとか必ずさう云ふ形容詞をつけるのだから、――實際、かれ等は心で眞に卑下したり、謙遜してゐるのではなく――ヘンにヒガンダリ口こぢれた感情から出る言葉である場合が多いのだ――私はそれを聽く度にいつも悲しいと同時に憤ろしい氣持にさせられるのだ。勿論かれ等をしてさう云ふ氣持にさせた經路に對する理解はあるが、目前にそんな風な態度をもつて接してこられると、私は不快を感じないではゐられないのである。

しかし、酒が次第にまわるにつれて彼は段々に口の利き方も亂暴になり、自分が勞働者であることをさも誇がし氣に露骨に示して來た。そればかりか、時々怪し氣な英語さへ口にし初めた。――彼はやがて――これでも四度自分は倫敦に行つたことがあると、――さも自慢さうに話すのだ。恐らく船にでも乘つてゐたことがあるのだらう。こんな風體こそしてはゐるが外國も見て來たし、英語も知つてゐるぞと云ふ矜持のならない態度をとり始めた。そればかりかしまひには勞働問題や、半可な社會主義じみた知識を僕等に向つて講釋し出したのだ　若い連中はもう耐らなくなつてじり〳〵し始めた。

一寸火蓋を切りさへすればスグト腕力沙汰になるのはわかり切つてゐるが、折角の酒が先程からの不愉快で醒めてゐたので、僕はとう〳〵相手になることはやめた。

K町にゐる時も、近所の居酒屋でかなり色々の種類の勞働者達と酒を呑み合つたが、結局、職人か職工階級の人達でなければ話は出來なかつた。

いくら我慢しても、馬方や土方になるとヘキエキする、僕はかつて一時間有余に亘つて土方から浪花節と武士道の講釋を聽かせられてウンザリしたことがある。

かう云ふ手合にウツカリ說法じみた話をすればブン撲られるのが落だ。

階級意識の有無に關らず、勿論自分は無産階級の味方のつもりではゐるのだから――それに昔から――

私は自分の生涯の如何なる場合に於ても、人間の形をした物の接觸によつて毒されることを防ぐやうな人間ではなかつた。反對に私は自分の極く若い時から、男でも女でも、子供でも機會が自分の道に投げる凡ゆる種類の人間とソクラテス風に砕けて話をすることが私の誇りであつた。それは人性の智識、善良

た感情、率直な話し振りに親しむ一つの作業であつて、哲學者じみた人間にふさはしいものである。なぜなら哲學者とも云はるべき人間は假りにも自らを高くし、血統と教育の狭い獨りよがりの偏見に充された哀むべく制限された人間の眼をもつて見てはならないからだ。彼は自ら宏量な人物をもつて任じ、高き者にも、抵き者にも、教育ある者にも、ない者にも、罪ある者にも、ない者にも同一關係に立つてゐる人間をもつて自任しなければならない――

と云つたデクインシイの言葉を服用してゐるつもりの人間なのである。

それにも拘らず、私はやはり日常の瑣末事に對して時々憤懣を覺えないではゐられないのである――寧ろ瑣末事の方がより多く私と云ふ人間に憤懣を起させる。イヤ考へて見れば決してこれは瑣末事ではないのだ。

大切な時に紙を所持してゐない女、番茶のほうじ方のヘタ糞さ、朝湯のない町、東京に於ける近年の味噌のマズサ、電車の乘降、いつでも眞中がスイてゐること、尻知らず、道路の險惡、蒲燒のダラク、國民の代表者?の醜態、科學と迷信とを同時に兒童に詰め込む教育法、人間を取り締る人間に馬鹿の多いこと、諸届の面倒くささ加減、異人の外形さへ眞似すれば文化だと心得てゐる阿呆、相變らず愚にもつかない魔法つきの大[illegible]の賣藥の廣告を例々と載せる大新聞、創作と稱する小説の原稿料の一ばん高いこと、社會主義者の内輪ゲンカ、坊主の國家主義、丸善の本の高いこと愚にもつかない小説や詩をやたらに書き散らかしてやたらに活字にしたがる青年、文學の好きなのか、賣名が好きなのかどつちだかわからぬ文學青年少女、文學と文壇とを混同してゐる低能兒、字をサカサにしたり、逆にしたり、ワイセツな文字をやたらに羅列さへすればダダイズムだと考へてゐる唐變木、氣が狂はないと天才ではないと考へてる天才病患者、成熟した人間の感覺が明白にもすぐさま新らしくでもなるものと妄想してゐる人間、笑ふことを忘れた人間の増加、科學萬能の迷信、――その他數へ立てれば際限がない。

狭い國の中で、なぜ君達はそんなに同志打をしたり、血を流し合いたいのだ、?

（一九二五、二月）

何處やらに塞ぎの虫

生方敏郎

今を去ること凡そ七八年前に、誰だつたか「不平」と云ふ雜誌を發刊した。そしてそこの記者君が原稿執筆を命令すべく私のところへやつて來て云ふには

「何うです。面白い雜誌でせう。兎に角、恁ふいふ題のものなんですから、あなたのところへはいの一番に驅け付けた次第です」

と。恁う聞くと、私は不平どころではなく、すつかり嬉しくなつてしまつて

「さうかい。成程面白い。今の日本には「不平」雜誌の一つ位在つてもいいね。それで、何かい。僕のところへ早速やつて來たわけかい。あははハハハ」

記者と小一時間快活に談して記者を歸してから、さて机に向つたが、何うも不平な感情が浮んで來ない。何だか、バカに好い氣持がしてならぬ。

「あはは、俺はバカだね。先生でなくてはてな事を言はれると、それが見え透いたお世辭と思つても、とても嬉しくて堪らなくなるんだから、やりきれない。不平なんて方面では俺は恁う見えても第一人者と見込まれてるんだから光榮の至りさ」

いつ迄しても、こんな得意らしい回想ばかりで、不平感情が起つて來ない。これには流石にほと／＼持てあまして、たうとう執筆を思ひ止つてしまつた。

爾來ここに何年間。矢張、不平も鬱憤もない。朝寢は思ふ存分する。飯は遠慮なく食ふ。遊びたければ外出して、電車がなくなつても平氣で遊ぶ。

細君は或程度まで忠實であるのに、その上程よくゴマ化して置けば、外で少し位遊ばうとも文句は言はず、子供たちには絕對無上の善良なパパさんとして崇拜され、食べかけの鼻汁の附いたお芋なんかを惜し氣もなしに提供される。

「ああやん。しつこ。」

と娘からは食事の最中に便所のお供を仰せ付けられる。さす

がに見兼ねて細君が席を立てば

「あゝやん。あゝやんでなくちや、いや」

と、便所のお供は何うでも親父でなくては不滿足であるとの仰せ、何とも有難い話である。

原稿紙に何かしらなすくれば、その內容の如何を探討する迄もなく、新聞雜誌では多額の稿料をくれ、その上、會へば「先生」の敬稱をたてまつてくれる。

御用聞きの商人諸君は、私の貧乏を知つてゐるから、支拂の出來ぬ迄には貸してくれず、從つて催促される苦痛もなし、それにも拘らず稅務署では敬意を表して貧乏人あつかひをすることなしに、相當多額の所得稅決定を天降り的にしてくれて、三期々々に納稅通知書を郵送され、おまけにその未納督促をハガキでしてくれる。それは赤インキのもあれば黑インキのも有り財產差押へする由の文句はあれども一度も差押へず、二十三度に二十三枚のハガキをよこしてくれて手數料十錢といふ大廉賣だ。

泥棒は近來の流行物で郡部などでは日中でさへも强盜が押入るといふ景氣だが、警官は殆んど捕縛せぬといふほど寛大であるから、萬一いよ〳〵貧乏したら、郡部へ行つて泥棒に成れば先づ以て衣食に窮する心配は無さ相だが、まだそこ迄は欠乏して居らぬから、安心して下さい。

政府は、酒にも煙草にも電車にも味噌醬油にも、何にも敗にも稅をかけて人民から絞り取つてるが、すべて間接だからよくよく考へ込むたちでないとあの苛斂誅求もピリリと來ないし、これでも稼いで金をためさへすれば、今の法律は何處迄も金持保護を主義としてゐるのだから、前途少しも心配はないし、又文壇では廣告上手で三四人も分々に成つて仲間ぼめをし、子供だましのやうな小雜誌を出して、安稿料で書かせて下廻り文士を潤はせてゐれば何んな下らぬ物ばかり發表しても、日本といふ國では大家にしてくれ、おまけにそのヘッポコ文藝雜誌が賣れでもすれば丸儲けで、毎日毎月そんな事ばかりして暮す中には何うかかうか年寄りに成り死んでしまへば坊さんが來て欠伸交りに南無からたんのうの虎やあやあとて葬つてくれる。

さう考へてみると、何うも鬱憤の不平のといふ、面倒なものは有り相にも思はれぬが、矢張り何處にやら蟲の治まらぬところが有ると見えて、時々は氣がふさぐ様でも有る。

近所の床屋の話

葛西善藏

腹いやせとは、嫌に難しく、もぢつた課題ぢやありませんか。一體どんな意味なんですか、僕には判らないなあ。さういつた感情は、本當にこれまで、僕には知らない感情ですよ。他の不幸、沒落を、假りに眼前に見せつけられたからといつて自分には嬉びでもなし、況んや、腹いせなんてことは、あり得ないことだらうと思ふ。相手が敵の場合だつたら、なほ更そんなものぢやないですかなあ。僕が惚れてゐた女を、横取りにした相手がその爲めにひどく慘めなおもひをしてゐる――さういつた場合だつたら、或は幾分腹いやせの氣持ちから諦めと慰めを一緒にしたやうな心持ちを味はされることが、あらうかとも思はれないでもないが、生憎くと僕にはそんな經驗もない。

とにかく僕には難問ですなあ。君のところはとかくにこんな難問ばかり持つて來るんで、僕のやうな頭の惡い人間には、鬼門といふ外ありませんね。何とかいふぢやありませんか、……怪力亂心を語らずとか言ふんだが……ハハヽヽ一たい誰がこんな難問を提出し來つて、吾輩を煙に卷かうといふんですかねえ。君のやうな意地惡こそ、最もよく腹いせの氣持ちがお判りでせうに。……

と言つて威張つてみたところで、本當に僕にはこの題意にかなふやうな感想も、實例もないんだがなあ。俺は落語家ぢやないんだから、こんな思はせ振りな題を持つて來られて、話なんか出來るもんぢやありやしない。柳家小さん師匠の方へでも持つて行つたらいいでせう。といつたところでねえ、とにかく君にやかないませんよ。僕にはほんとに世間他人に對して不平も不滿もないんだ。自分自身に對しては目茶苦茶な不滿不平を持つてゐるんだが、その自分に對しての不滿不平を自分が、酒を飲んで鬱憤を晴らす――そんなことが、せめてもの自分の腹いせだといふことになるんだとすると、僕はこの場で、君に泣いて見せてやる。俺はそれだけの人間なんだ。人が僕に對して、君の所謂腹いせだと思つてゐる場合でも、僕には感じてゐな

いのかも知れないし、僕も永い間にもそんな感じを人に對して持つたことはない。男としての矜りとしても、そんなことはあり得ない筈ぢやないか。……とはいふものゝ情けなや、……これではあまり落語家として愛嬌が無さ過ぎますねえ。

　そこで、近所の床屋の話と來るかな。

　一昨年の九月震災で、鎌倉から出て來て、四五年振りかで、もとの古巣の本郷三丁目附近の下宿にもぐり込んだ。僕はこれで案外潔癖な方で、五分刈り頭ながら月二回位床屋へ行かないと氣が濟まない方なんだ。それだけに剃刀なんかはかなり丹念に手入れをしてゐる。原稿紙に向ふと同じ位な氣持ちで、剃刀をもつては革砥に向ふものらしい。こんな無精者らしく汚い風をして居るもんだから、よく僕の性癖を知らない若い友達なんか、うつかりして僕の剃刀を借りては、そこらを血だらけにしたりすることがあるんで、氣の毒でもありをかしくもなることがある。僕としては自分の肌に觸るものはさうしないと氣の濟まないやうな性質もあるんである。――野狐禪の方から言つたつて剃刀もろくに磨げないやうな坊主だつたら、碌な坊主にはなれないと、言はれてあるやうな譯なんでせう。

　僕はこの通り汚い風をしてゐるし、先刻も言つたやうに五分刈り頭なんで、床屋の職人どもも馬鹿にしてしやうがありやしない。僕は何時の場合だつて幾らかでもチップは置いて來て居るんだが、僕の風態の汚いといふんと、坊主刈りだと言ふんで、實に失敬な、碌すつぽ剃刀なんぞ磨ぎやしない。痛くつて痛くつて仕方がないんだが、僕はこの通りの意固地者だから、何時も默つて濟まして來てゐるんだ。先方に取つてはいい客ぢやないかも知れないけれども、しかし僕の方としては職人どもに何一つ無理を言つたことはなし、彼等のやることに何時一つ不平不滿を漏らしたことがないのだ。随分そつけなく扱はれながらも、僕は大體さういふ性質なんで、一旦そこへ這入り込んだ以上はそのうちが粗末にするからと言つて、他へ移るとか變るとかか言ふことは、甚だしく僕の自尊心を傷ける。痛からうが亂暴だらうが、相手がたかが職人ぢやないか、默つて居りやいいんだ。――かう思つて僕は何時もそこへばかし行き續けて居たんだ。

　かれこれ一年ばかり經つてからだつたでせう偶然に、また生憎くと僕が悪い職人にあたつて亂暴な剃刀、嘘ぢやないんだが耳の後などに血など出されなんぞして、いかに粗末な扱ひを受けて、苦い〳〵顔をして我慢してゐたところを、偶然に、同じ下宿のハイカラな學生さんが順番を待つてゐた、それに見つかつた。R君は、運動家のチャンピオンであり、また相當に發展

家であるだけに僕の下宿での僕の飲み振り位は知つてゐて、洗面所などではお互にひかやし合つた程度の知合ひなんだ。だもんだから、その翌朝洗面所で會つた時、僕の方で氣がさして、

「どうも坊主刈りだといふと、粗末にしていけませんね、あんな荒つぽい剃刀は、僕はこれでも使つてゐないんですがなあ。……あすこの職人にや隨分まゐりますよ」から笑ひながら言ひかけると、

「そりやさうでせう。どこの床屋へ行つても五分刈りといふと馬鹿にされますよ。あすこのうちばかりぢやないんですよ。……」

『一たいあなたなぞはそんなにアイロンなぞかけると幾らなんです?」

「〇〇錢……」

「ちや同じもんぢやありませんか。僕だつて何時もそれ位置いて來てゐるんですよ。それをあんな風な亂暴なやり方をするんですねえ……」

「さうでせうねえ。しかしどこへ行つても、五分刈りといふとあんなものかも知れませんよ」

からいつたやうな事だつたのでせう。多分R君がその後床屋へ行つて僕の、不平といつては何だが──僕が仲々さういつた剃刀などのことでは潔癖であり、汚い着物を着ながらも默つて一年余りかよつて來て居る、さういつた心持ちの幾分かを彼は、つまりR君が話してくれたものらしい

その後行つてからは、最早や、そんな亂暴な剃刀で、吾輩の剃刀よりか利れないと云はれると彼等專門家は恥ぢやないか──ぴたりと、さういつた亂暴は止してしまつた。俺の顏にはそんなに皺がない。皺の少ない方なんである。かういつた顏を剃るにも三度も四度も剃刀を磨ぎ、親方一等の弟子以外には僕の頭、顏なぞに觸らせないやうにしてくれたといふことは、僕の愉快に思ふところである。……

どうですかねえ君、俺にや何もありやしない。こんな事が俺の腹いやせなど丶いふことは、俺としても情けないなあ。だつて俺に出ねえぢやねえか。君の方の顏の持つて來方が、凝り過ぎて居らあ。俺はそんなに凝つた人間ぢやないんだから、そんな凝つた奴は小さん師匠の方へでもお持ちになつたらいいでせう。……どうも失敬しましたね。

あの人にいひ度かつた事

大橋房子

――（腹いやせ）――

いひたいことのあるのは、相手をそれだけ買つてゐるからで。

いひたかつたがいはないですましたのは、所詮いふかひないと見放したからで。

でつまり私は、何にもいはず、あの人と別れてしまつた次第です。

尤も、いふかひないといつていはずにすました心底には、相手を見そこなつた私自身の暗愚に對する恥かしいものが動いてゐたに相違ありません。別れた今、今更らしく、いひ度かつた事、などと古疵のさゝくれを逆立てゝみたところで、結局私自身の莫迦さ加減を證據立てる役にしか立たないぐらゐのことは、先刻承致して居るのですが、なまじ小利口な顏を取繕ふ爲腹ふくらすよりは、と思つて、乞はるゝまゝ、せつかく出來かけた薄皮のかさぶたをほじツてみる氣になりました。

あの人にいひたかつたことは、何故十のもので十に當らなかつたかといふことです。否、何故十に見せかけた五に十の答へを要求したかといふことです。そして、何故又その强請した十を受け容れきれなかつたかといふことです。いつてみれば、地球とめつぱりツこでどうどうめぐりをしてゐるお月樣のやうに、何故その半球を背後手にまるめて、見せまいとして來たかといふことです。それよりかういつた方がいゝ、何故立體正方形の一面だけを、如何にも存在の全部であるかの如く見せかけたかといふことです。もう一度いつてみれば、何故側面の壁に、―壁を破ることなしに、一つの生命のある球體を吸ひ付けて置かうとしたかといふことです。壁を破りさへすれば、樂々箱の內部にをさまる筈の毬だつたのでせうに。徹頭徹尾面で球をあしらはうとしたから、球體は平盤の上に空しくはずみはずみ、―はずんでゐるうちにいつか正方形の外にはずみ落ちてしまふよりほかなかつたのです。

丸の四角のといふまはりくどい譬喩を端的に具體化していへば、あの人の過ちの第一は、妻子とか家庭とか事業とか名譽とかいふ打ち毀ちがたい所有をそのまゝ、一人の無垢な女にそれらのものと兩立しない戀をしかけたことにあります。過ちの第二は、道ならぬ戀をしかけるそのことが、無垢な相手から――無垢なだけ子供などゝいふものはなかつたけれど――相手の家庭や事業や名譽を奪つてしまふことになるのを、傲然無關心に見てゐたといふことにあります。その第三は、彼の爲家庭も事業も名譽も失つてしまつた彼女を、彼自身は依然子供や家庭や事業や名譽を持ち續けたまゝ、それらのものに差障りのない範圍内に於て、いつまでも自分のものにしておかうとしたことにあります。

此處で忘れてならないのは、するやうにされて來た私自身の莫迦さ加減です。も一ツ忘れてならないのは、あの人自身の己惚が、五を十と買ひかぶつてそれに十で響いた私に、同比例の愛があるものと誤信したことです。

なるほどあの人は、複數にした女人といふものは知りすぎるほど知つてゐたでせう。が氣の毒なことにあの人は、無垢な知人の女の心がどう作用するものだかといふことは、皆目御承知なかつたのです。あの人自身にとつては日常の茶飯事である一事が　一人の處女を對象とする場合、その女にどれほど致命的な打撃を與へ、その女の生涯――生涯といふよりはその女の無垢な心を、どれほど傷つけるかといふことには、何らの反省もなかつたのです。純潔を失つた女がそれを奪つた男を憎しみながら而も同じ一人に縋りついて行くよりほかない氣持、更に奪はれたものに該當する何物かを男から奪ひ返さう爲の執着――それらのものもあの人には、女の愛を握つてゐる證據以上の何物とも映らなかつたに違ひありません。現にあの人は、此の過ちの申譯の爲、一面では又社會の制裁の先を越さう爲、ひたすら死へと急いだ女心をさへ、愛の法悅に足りきつた故のみのものと思ひこんでゐたやうです。死ぬほどの愛があるなら如何なる犧牲にも耐へ得る筈、どんな無理でもきかれやう筈、と踏むに到つたのは當然の勢ひでせう。

だが私に愛はなかつたのだ、少くとも今あるものは取返しのつかぬものを取返さう爲の空しい意地ばかりだ、とあきらさまにいひ聞かしても、あの人は取りあげて考へてみやうとはしなかつた。考へることの出來ないほどあの人は私の内部のをんなに飢ゑてゐた。心が危機に頻してゐる、既に動搖しつゝあるのが判らないのかと警告しても、あの人は指一本動かさうとしなかつた。破綻の來るのに何の不思議がありましたらう。

あの人はどんづまりまで行つても、傲然自分の誠意を振りかざしてゐました。お前を苦しい立場に置くのはお前を愛するからだ、凡てはお前の身の爲だぞと。そしてあの人は、無際限な未來といふもの丶宙に掴みどころのない幸福といふ餌を懸けて、當なしに私を釣つておかうとしました。だがあの人が萬能の隴杖のやうに振りかざす誠意や、大層な賜物のつもりで未來に置いてゐるその幸福なるものは、私に對する最初の愛の表白と共に、とく備へらるべき性質のものでした。つまりあの人は一人の處女の手を求める前、妻子とか事業とかいふものを割り切つておくのが正當だつたのです。さうしなかつた結果は、私をして、人間と人間との交渉の冠ともいふべきリスペクトの念を、終始あの人に對して持ち得なくしたまでのことです。此處で又私は私自身の莫迦さ加減を眞底から恥ぢるべきでありませう。

そこで、なべての男にいつておきたいことは、片手間の戀はあそびめとなさい、といふことです。彼女らはあなたがたの五を十に買ふ振りして、その實彼女等の三を十らしくあなたがたにおしつけるでせう。たゞ一人の無垢な女に對する場合は、假令その女がどれほど取るに足りない人間に見えても、無垢であるといふことそのことの故に、必ず正直正味の十を以て十に當つていただきたうございます。

そして最後にとくとあの人にいつておきたいのは、あなたはもう純潔な女を戀する資格がない、といふことです。此の先あなたが手折らうとする花の蕊には、いつなんどきでも此の私の眼が、そして刃が光つてゐるものと覺悟なさるがよろしい。それだけちよつと――そして永久にさやうなら。

頻繁なる停電

近松秋江

改造社から「腹癒せ」に何か寄せ書きを書いてくれとの事であるが、只今のところ自分には格別腹が立つてたつ、亘て

か言はねば、とても堪忍ならないほど不服に思ふことはない。

で、先づ差當りに不服に思ふことは、毎時夕方點燈間際になつて、電燈がともらないことである。併しこれは、降雨が少いために、電力が不足してゐるのであると思へば、止むを得ぬことであるが、降雨があつて、電力に不足を生じてゐない時分にでも、屢々停電して、點火しないことが多いのだ。私のところの電燈は東京電燈である。メートルであるから電力を消費したゞけ料金を支拂へばいゝ譯であるが、夕方點燈時刻になつて、必要に應じて點火しようと思ふ時分に消滅したり、點火しなかつたりするのは、實に名状すべからざる迷惑である。此の頃の東京電燈はまるで田舎の電燈よりもひどい。私の記憶する限り京都や大阪では、電燈の點らなかつたり、不意に停電して明りの消滅したりしたことは知らなかつたやうに思ふ。

繰返へしていふ。これは決して降雨が少くて電力が不足してゐる場合に限らないのだ。そんな筈のない五六月だの、九十月頃にも屢々そんな迷惑に出逢ふのである。依つて自分は思ふ。電車鐵道ばかりでなく電燈も亦市營にすべきものである。尤も市電氣局經營の電燈が果して如何なる狀態に在るか知らないが、どうも民間の營利會社の手に放任して東京市民の生活必需品を專賣せしめて置くのは不安で溜らない。

瓦斯官營

それと關聯して例の瓦斯會社が、瓦斯使用の取附工事費を、市役所との認可契約により使用者から取つてはならないといふのに取つてゐた不正事件の落着はその後どうなつたか知らぬ。一體瓦斯會社の營業振りといふものは實に傲慢不遜を極めたものだ。官廳といつてもよいくらゐに其處の所員には厭にギスギスした奴が多い。一般家庭の燃料としての瓦斯供給事業なども、須らく國家社會主義政策として、市の事業として經營すべきものである。

凡そ今日の現狀に於て、燃料として薪炭費くらゐ高價なものはない。薪炭費とは、いふまでもなく薪と木炭をいふのである。現在木炭の一ケ月の消費資を假りに貳拾圓とすれば瓦斯の消費資はその三分の一にも當らない。これは兩方を、果してどれだけの分量に使用するか、計數を比較することは困難のやうであるが、吾々の此日常生活に於て、木炭は唯暖を取るに用ゆるに過ぎない。之れに反して瓦斯は暖を取るにも用ゐ、又全部炊事用にも用ゐてゐる。木炭は僅に一個處の火鉢に使用するのみで一ケ月の使用費約貳拾圓に達し、瓦斯は炊事用全部を之れに

依り、且つ度數の一ヶ毎に小さき瓦斯暖爐を設備して日夜に點用してゐるにも係はらず木炭費の三分の一にも達しない。以つて如何に瓦斯の方が經濟的であるかを知るに足る。

その意味に於て木炭の消費は實に一つの亡國的行爲であると思ふ。そして瓦斯使用の益々止むべからざる所以であるが、今日の如く瓦斯供給事業が、單に民間の一私立營利會社の手に獨占せられて横暴を恣にしてゐる間は、市民は安んじて瓦斯を專用することは出來ないであらうと思ふ。勿論場合によつては協定的に取附工事の設備費を使用者の方で幾分負擔しても可いと思ふが、何分にも今日の彼の瓦斯會社は專横である。市及びその監督官廳は此邊の事にも留意してもらひたい。政治は普選問題、貴院改革ばかりではない。電燈や燃料は國民生活直接必需の緊要問題である。是等の事は單に東京市又は大阪市とかいつたやうな一地方局部的の問題とせず國家共通の問題としたい。即ち燈火燃料等の事は權威ある國家社會主義的事業としてもらひたいものである。鐵道や遞信の事業に比べて燈火燃料は人間生活の上に決して輕賤あるべきでない。

帝都の糞尿を如何せん

吾々の都市生活にとりて緊要なる問題は多々あるが、そのうち飲用料としての上水問題の大切なると共に、或はむしろそれに比して遙かに一層緊切なる問題は下水並に糞尿の始末である。自分一己からいへば自分は目下東京市の郊外に住居してゐるが、いづれにしても毎時氣に懸るのは糞尿の始末である。此の頃よく牛込の神樂坂あたりを歩いてゐると、東京市の掃除屋が汚穢桶を滿載した荷車を挽いて通るのに出會はすことがめづらしくない。そしてその桶からは汚物が漏れ出して流れてゐるのを見受ける。その荷車は今自分の歩いてゐる鼻先きに行くことがある。車の進行と自分の歩調とが略ぼ同じ速度で行くので、とても溜らなくなりそんな場合には急いでその車を驅け拔けることもある。どうかすると、後から續いて追はれてゐることもある。市は何故に其の車を夜間に挽かせないのであらうか。それにも定めし種々な理由のあることであらう。どちらにしても、糞尿の始末を一日も早く歐米文明國の大都市の如き設備にしてもらひたいものである。それは勿論市外の郡部にまで及ぼす必要はない。たゞ市外に限り、鐵道省の省線の架設工事に譲らず工事設施を進めてもらひたいものである。之れは政府の直督事業でなく、東京市といふ一地方の仕事であるので、往費その他の點等より容易に、そんな譯にまゐらぬのであらうと思ふが、汚物の始末を文化的設備にせぬことは國民衞生の上よ

りして、電氣を止めて古風の石油ラムプや種油の行燈を用ゆることの我慢出來ないよりも遙かに耐忍出來ぬ問題である。私は東京市の泥濘道路よりも、電燈の不意の消滅よりも、此の便所の始末の依然として野蠻未開時代なのが最も耐え難いのである。人體の構造から屎を除去することは出來ないが、家屋の構造から便處を除却することは全然出來ない相談であつても、少くとも、稍々それに近い構造に改めることは決して不可能ではないのである。

私の面當て

宇野浩二

憤慨とか、面當てとかいふ題で一文を乞はれたのであるが、いくら文を賣る者とはいひながら、私には何にも書くことが出來ないので、再三辭退したのである。何故といつて、私は嘗てさういふ感情を經驗したことがないからである。全然ないといふと嘘になるかも知れないが、この數日來今いつたやうな題の文章を乞はれるたゝに、何か自分の現在なり、過去なりにそれの材料になるやうなものをと隨分一生懸命に思ひ出さうとして見たのだが、結局一つも思ひ出すものがなかつた、といふ程、それ程それは私に遠い氣持だといひ得るのである。考へて見ると、これは私の生きて行く上に於ての、大變な弱點に違ひないのである。

私は子供の時分から、覺えて、喧嘩といふものをしたことがない、無論、人を擲つたことも、人に擲られたことも一度もない。小學生から中學生と成長して行くうちには、人に反感を持つたり、持たれたり、啀み合つたりしたことはあるが、それかといつて、それを根に持つてどうかうしたといふ覺えはない、それどころか、大抵の場合意識してだん〳〵その啀んだよりを戻して行くといふ風に心掛けるのが常であつた。私は多くの場合、相手が惡いと考へないで、自分が惡いのぢやないかと考へる傾がある。たとへ、自分の方が隨分不法な目にあつても、どういふ

欠陥があつてこんな目にあつたのだらうと考へるのである。こんな風にいふと、大變私自身を穏かな、奇特しい人柄に吹聴するやうに聞えるかも知れないが、大體その通りで、その代り意氣地なしで、弱蟲であることも間違ひない事實である。

　そんな風で、私自身隨分缺點の多い人間であるから、人の氣持を惡くしたり、人に恨みを買つたりしてゐることがないとはいへないが、私から人を恨んだり、人を惡く思つたりすることは、一時はちよつとした感情であつても、それがつゞくことはない。人の氣持を惡くするといふと、私はよく自分の小説のモデル問題で、色々な人たちの氣持を害したことがある。小説のモデルにも色々あつて、或作者はそのモデルを出來るだけありのまゝに書くし、他の作者はそれを土臺にして、彼の小説の構想の爲に勝手な人物に造り上げる。或モデルはいつそ書くなら變つたものに書いてくれた方がよかつたといつて怒るし、又他のモデルはそんなら本當のことをそのまゝに書いてくれた方が氣持がいゝといつて憤慨する。恐らく、そのどちらにしても、小説のモデルにされて氣持のいゝ人はあるまいだらうと私は思ふ。私はモデルをつかふ作者としては、どちらかといふと先にいつた場合の後者の場合が多い。そして、私は書く時は決してその人の氣持を惡くしようとか、（そして恐らくよくしようとも）何とも考へたことはない、恐らく夢中で書いてしまふ、そして後でそれ等の人々から苦情を聞くと、すつかり恐縮してしまふのが常である。私は曾て一度も自分の藝術の爲であるから、そのモデルになつたからといつて怒る人が間違つてゐるといつた風なことを考へたことがない。それでいゝ藝術が出來ようが出來まいが、いづれにしても小説のモデルにされた人は迷惑だと同情する。さう思ひながら、つひ書いてしまふ、甚だ無責任なことをいふやうだが、その通りなのである。そして、その爲に私に憤つてゐる人に、あやまる言葉があるなら、どんなにしてゞもあやまりたいと思ふのだが、あやまる言葉が私には見出せない。答遂つ、といふやうな許され方があるものなら、そんな制裁を受けることも私は辭さない。

　と、これは話が横道に入つてしまつたが、そんな風で、私には人に恨まれることはあつても、人を恨むことは先づないのである。これは私が今日までそんな深刻な經驗に接しないからそんな事をいふのかも知れないが、それも幾分はあるだらうが、その重要な原因は多分私の性格の弱さから來るものに違ひない。自然、私は娯樂にする勝負事なども餘り好かない。だから、大勢で樂みにそんな勝負事をしてゐる中に私が交つてゐる場合、ふと誰かゞ氣にして、君のやうな張り合ひのないやり方

をされると、此方が氣が腐るなどと非難されることがあるが、この非難ほど私にこたへるものはない。私は苦笑する、微苦笑などといふ餘裕のあるのではない、まつたく苦笑する外はない。――

だから、折角だが、面當てとか、鬱憤とかいふ氣持は、さういふ譯で私とは足の裏のものであるから、と記者に斷ると、題と反對の足の裏はかへつて面白いから、それを書いてくれといはれたので、ざつと右の通り書いた。ところが、これを書き終つたところへ、知らぬ名前の人が一通の手紙を、私の仕事してゐる下宿の玄關に來て、女中に托して來た。それは二三時間前に來た人であるのだが、忙しいからお目にかゝれないといつて斷つた人なのだ。手紙を開いて見ると、詩的な文句で窮迫してゐることを述べて、要するに幾らかの金を貸してほしいといふのであつた。

さうだ、この人で思ひ出したが、私はこゝで命じられた「鬱憤」に多少似た氣持を洩らす機會を得るなら、私はかういふ種類の人々に一番それに近い氣持を感じる。少なくとも、月に一ダズン位の、かういふ種類の人々に私は私の例のだらしのない性分から。以前かういふ人たちが來ると、面倒くさいので、私の財布の中の若干を提供して、一刻も、早く別れたものである。すると、誰から聞くともなしに聞えるものと見えて、どうして僕のとこへ來たと聞くと、あなたが割合によくいふことを聞いてくれると聞いたからと答へた人があつた。それなどは愛嬌だが、自分は二三日一食もしてないとか、これであなたのところの留守に五度も來たとか、まるでそれを私の責任のやうにいふ者などもある。かと思ふと、あなたは贅澤に暮してゐるのに、自分は毎日の寢床にさへ苦んでゐる――つまりそれが私の不法であると云はんばかりに金を無心するものがある。かと思ふと、これは私の家の方での話だが、郵便受の中に原稿を投げ込んでおいて、それから十日程してから今病氣で寢てゐる、いつかの原稿に一寸手を入れたいから、すぐに返送してくれといふので、返送してやると、病氣は嘘だが、あなたの心をためして見た。自分は納豆屋として毎日あなたの家の道を通りかゝる。いつかあなたの家の樣子を見やうと思つて、わざと納豆を押し賣りに行つたら、それから、それから、といふやうなものもある。

もつとも、先にいつたやうな性質の私のことであるから、別にこの人たちを憎らしく思つてゐる譯もないが、唯少しばかり、阿呆らしいのも程があるといひたいのである。私はかういふ人たちの訪問を受けると、きつと後三十分位憂鬱に襲される。そ

れが嫌なので、同情も何もなくなつても、始のうちは僅かな金を分けて歸つてもらつた時代があつたが、さうしても、結局後で憂鬱になつたり、不愉快になつたりするのは同じことだし、又どうかすると、自分の財布の中から二圓出すと、あと私の方に一圓しか殘らないやうな場合がよくある、(現に今日だつて三圓足らずしかない)、そんな馬鹿々々しい話はないと思ふし、で、この頃では、どんな人々も初めての人に合ふことは一切斷ることに定めて居る。もし合つても、その種の要求はことごとく拒むことにしてゐる。

困つてゐる者が困つてゐない者に助けを求むるのは當り前だといふ理屈はもつともらしい。だが、もつともといへば、親の病氣を助ける爲めに强盜をするのも、惚れた淫賣婦の日[illegible]代を貢ぐ爲に泥棒するのも、みんなみんなもつともに違ひない、私もことごとくもつともだと、同情するものである。だといつて、親を助けたい孝子や情婦の歡心を買ひたい蕩兒や、それぞれもつともな情實をもつた人たちが、私の門前に群集されてはたまらない。にくまれ口をきくやうだが、私は初めにもいつた通り、少年の頃から意氣地なしではあるが、曾てどんな苦しい境涯にあつた時でも、見も知らぬ人に無心した覺えはない。私だつて無心したいことがある。誰だつてあるだらう。それは大慈大悲の神様にしようではないか。但、そんな神様といふものがあるか、ないか私は知らない。

文部省の假名遣改定案について

芥川龍之介

僕は平生憤らさらむことを努むるものなり。憤らさらむことを努むる所以はかの司長子長の言へるが如く、怒は惡德なりと思へるにあらず。宗教改革の如き或は佛蘭西革命の如き、曠古の大業を成就したる先覺の怒の美德なるは僕も亦信じて疑はさるものなり。然れども妄りに憤らん乎、僕の如き蒲柳の質は健康を害するを免れさるべし。即ち天命を保せんとせば、憤らさ

らむことを努むるに若かず。この故に僕は衛生上超然屋悠次郎を以て任じつつあり。その超然屋悠次郎に「腹いせ」の文を作らしめんとす。豈又無理と言はざるべけむや。然れども僕も人並みに男根隆々たる男兒なり。憤らざらむことは努むれども、憤るべきことなきにあらず。否、白眼に天下を看れば、何ごとにか冷罵を催さざるべき。この内攻的慷慨家に「腹いせ」の文を作らしめむとす。何ぞ又口を噤すること、木乃伊の如くなるに堪ふべけむや。但懼る、毒舌の一たび動いて止まむとする時を知らざらむことを。又懼る、毒舌の人を殺さず、却て僕を殺さむ事を。この故に他は暫く問はず、纔に僕等賣文の徒に最も痛切なる一問題——即ち我文部省の假名遣改正案を罵らんと欲す。

我文部省の假名遣改定案は既に山田孝雄氏の痛撃を加へたる所なり。（雜誌「明星」二月號參照）山田氏の痛撃たる、尋常一様の痛撃にあらず。その當に破るべきを破つて寸毫の遺憾を止めざるは殆どサムソンの指動いてペリシテのマッチ箱のつぶるるに似たり。この山田氏の痛撃の後に假名遣改定案を罵らむと欲す、誰か又蒸氣ポンプの至れる後、龍吐水を持ち出すの歎なきを得むや。然れども思へ、火を滅せむには一杓の水も用なしと做さず。況や一條龍吐水の水をや。并僕の側見なきを羞ぢず、消防に加はらむとする所以なり。

我文部省の假名遣改定案は漫然と「改定」を稱すれども、何に依つて改定せるかを明らかにせず。勿論政府の命ずる所の何に依るかを明らかにせざるは必しも咎むべからざるに似たり。僕は銀座街頭を行くに常に左側を通行すれども、何に依つて右側を歩まず、左側を歩むかを明らかにせず。然れども左側を歩む所以は便宜に出づることを信ずればなり。試みに僕等に命ずるに日比谷公園の躑躅を伐り、家鴨を殺すことを以てせよ。誰かその何の故に伐り、何の故に殺すかを問はざらむや。即ち政府の命ずる所の何に依るかを明らかにせざるは必しも咎むべからずと雖も、まづその便宜に出づる所以を僕等「大みたから」に信ぜしめざる可らず。假名遣改定案を制定したる國語調査會の委員諸公は悉聰明練達の士なり。何ぞこの明白なる理の當然を知らざることあらむや。然らば諸公は假名改定案の便宜たるを信ずるのみならず、僕等も亦便宜たることを信ずること、諸公の如くなるを信ずるなるべし。諸公の便宜たるを信ずるは諸公の隨意に任ずるも可なり。然れども僕等も諸公の如く便宜たることを信ずべしとするは——少くとも諸公の樂天主義も聊か過ぎたりと言はざるべからず。

僕は勿論假名遣改定案の便宜たることを信ずる能はず。假名遣改定案は——たとへば「ゐ」「ゑ」を廢するは繁を省ける所以

なるべし。然ども繁を省けるが故に直ちに便宜なりと考ふるは最も危険なる思想なり。天下何ものか暴力よりも容易に繁を省くものあらむや。若し僕にして最も手軽に假名遣改定案を葬らむとせむ乎、僕亦區々たる筆硯の間に委員諸公を責むるに先だち、直ちに諸公を暗殺すべし。僕の諸公を暗殺せず、敢てペンを驅る所以は——原稿料の爲と言ふこと勿れ。——一に諸公を暗殺するの簡は即ち簡なりと雖も、便宜ならざるを信ずればなり。「ゐ」「ゑ」を廢して「い」「え」のみを存す、誰か簡なるを認めざらむや。然れども敷島のやまと言葉の亂れむとする危険を顧みざるは斷じて便宜と言ふべからず。國語調査會の委員諸公は悉聰明練達の士なり。豈陽に忠孝を説き、陰に爆弾を懐にする超僞善的恐怖主義者ならむや。しかも諸公の爲す所を見れば、諸公の簡を尊ぶこと、土蠻の生殖器を尊ぶが如くなるは殆ど恐怖主義者と同一なり。雜誌「明星」同人は諸公を以て便宜主義者と做す。(雜誌「明星」二月號所載) 便宜主義者乎。便宜主義者乎。僕は寧ろ諸公を目するに不便宜主義を以てするものなり。

我文部省の假名遣改定案の便宜に出づることを認め難きは上に辯じたる所なり。卒然としてこの改定案を示し、恬然として責任を果したりと做す、誰か我莊嚴なる委員諸公の無邪氣に驚かざらむや。然れども簡を尊ぶは滔々たる時代の風潮なり。甘粕大尉の大杉榮を刺し、中岡艮一の原敬を刺せるも皆この時代の風潮に從へるものと言はざるべからず。然らば我委員諸公の簡を愛すること、醍醐の如くなるも或は驚くに足らざるべし。梅花粧宜なるかな、南闕門梅の花、壽陽公主の面上に落ちて、梅花粧の天下を風靡したるや。然れども假名遣改定案は單に我が日本語の頽落を顧みざるのみならず、又實に天下をして理性の尊嚴を失はしむるものなり。たとへば「ぢ」「づ」を廢するを見よ。「ぢ」「づ」にして絶對に廢せられむ乎、「常々小面憎い藥茶屋の亭主」は「つねずねこずら憎い藥じや屋の亭主」と書かさるべからず。「つね」の「づね」に變ずるは理解すべし、「ずね」に變ずるは理解すべからず。「毛脛」を「けずね」といふよりすれば、「つねずね」亦「常脛」ならざらむや。「小面」の「ずら」も亦然り。若し夫「藥じや屋」に至つては、誰か「茶屋」を「ちやや」と書き、「藥茶屋」を「藥じや屋」と書かむとするものぞ。これを強いて書かしめむとするは僕等の理性の尊嚴を失はしめむとするものなり。東京人の發音の不正確なる、常に「じ」と「ぢ」とを分たず、「ず」と「づ」とを分たざるは事實たるに近かるべし。然れども直ちにこれを以て「ぢ」「づ」を廢し去るも可なりと言はば、天日豈長安よりも遠からむや。國語

調査會の委員諸公は悉聰明練達の士なり。理性の尊嚴を無視するの危險は諸君も亦明らかに知る所なるべし。然れども諸公の爲す所を見れば、殆ど地球の泥團たるを信ぜず、二等邊三角形の頂角の二等分線は底邊を二等分するをも信ぜざるに似たり。雜誌「明星」同人は諸公を以て「新しがり」と做す。「新しがり」乎。「新しがり」乎。僕は寧ろ諸公を目するに素朴觀念論に心醉したる原始文明主義者を以てするものなり。

我文部省の假名遣改定案は金光燦然たる一「簡」字の前に日本語の墮落を顧みず、理性の尊嚴をも無視するものなり。我謹嚴なる委員諸公は眞にこの案を小學教育に實施せむとするものなりや否や。否、僕はこの案の常談たることを信ずるものなり。若し常談たらずとすれば、實施するの不可は言ふを待たず、たとひ實施せずとするも、我國民の精神的生命に白刃の一擊を加へむとしたるの罪は人天の赦さざる所なるべし。我國語調査會の委員諸公は悉聰明練達の士なり。何ぞ大正の現代にこの暴擧を敢てせむや。僕は正直に白狀すれば、諸公の喜劇的精神に尊敬と同情とを有するものなり。然れども諺にこれを言はずや。「常談にも程がある」と。僕は諸公の常談の大規模なるは愛すれども、その世道人心に害あるの事實は認めざる能はず。

我日本の文章は明治以後の發達を見るも、幾多僕等の先達たる天才、——言ひ換へれば偉大なる散文の徒の苦心を待つて成れるものなり。羅馬は一日に成るべからず。文章亦羅馬に異らむや。この文章の興廢に關する假名遣改定案の如き、輕々にこれを行はむとするは紅葉、露伴、一葉、美妙、蘇峯、樗牛、子規、漱石、鷗外、逍遙等の先達を侮辱するも甚しと言ふべし。否、彼等の足跡を踏める僕等天下の散文の徒を侮辱するも甚しと言ふべし。僕等は句讀點の原則すら確立せざる言語上の暗黑時代に生まれたるものなり。この混沌たる暗黑時代に一縷の光明を與ふるものは僕等の先達並びに民間の學者の纔かに燈心を加へ來れる二千年來の常夜燈あるのみ。若しこの常夜燈にして光明を失はむ乎、僕等の命休すべく、日本の文章衰ふべし。我謹嚴なる委員諸公は僕等の命休するも泰然たらむは疑ふべからず。同時に又僕等の墓上の松、颯々の聲を生ずるの時に當り、僕等の作品を教科書に加へ、併せて作者の夢にも知らざる註釋を附せむも疑ふべからず。)然れども思へ。中堂の猛火、東叡山の天を焦がしてより日本の文章に貢獻したるものは文部省なるか僕等なるかを。明治三十三年以來文部省の計畫したる屢次の改革は一たびも文章に裨益したるを聞かず。却つて語格假名遣の誤謬を天下に蔓延せしめたるのみ。その弊害を知らむとするものは今に至つて誤謬に富める新聞雜誌書籍等——たとへば僕

の小説集を見るべし。しかも文部省はこれを以て未だその破壊慾を滿たしたりと做さず、たとひ常識にも何にもせよ、今度の假名遣改定案を發表したるはかの爆彈事件なるものと軌を一にしたる常識なり。僕は警視廳保安課のかかる常識を取締まるに甚だ寛なるを怪まざる能はず。

僕は勿論山田孝雄氏の驥尾に附する蒼蠅なり。只雜誌「明星」の讀者を除ける一天四海の恒河沙人は必しも假名遣改定案の愚昧たるを知れりと言ふべからず。即ち豫言者ヨハネの如く、或は救世軍の太鼓の如く山田氏の公論を廣告するに辭を大にせる所以なり。然れども野人禮に嫻はず、妄りに猥雜の言を弄し、上は山田孝雄氏より下は我謹嚴なる委員諸公を辱めたるはその罪素より少からず。今ペンを擱かむとするに當り、謹んで海恕を乞ひ奉る。死罪々々。

時評

日露協定の成立

山川均

□

大正十年の大連會議この方、足掛五年の間持ち越された日露交渉もとう〳〵成立した。曾ては勞農ロシア承認を主張することさへも、國賊の行爲と見做されてゐた。今日は日露協定の調印は、殆んどすべての人々によつて慶賀せられてゐる。吾々はこの一事によつても、避くべからざる必然が多數の人々によつて承認せられるまでには、可なりの時間を要することを知るのである。

勿論すべての人々が、日露協定の成立を慶賀してゐる譯ではない。反對の爲めに反對しなければならぬ立場におかれてゐる政府反對黨は、日露協定に反對する。反對黨の政府の手によつて、日露協定の如き歴史的意義のある重大問題が解決せられることは、彼等に取つては慥かに痛手である。それは勞働黨内閣の手によつて英露問題の解決せられることが、保守黨に取つても痛手であつたのと同じことである。異なるところは程度の問題である。勞働黨内閣の外交は倫敦會議に成功して、ヨーロツパの復興問題の上に、保守黨の成し得なかつたことを成就した。しかしマクドナルドをして熱灰の中から燒栗を拾ひ出させた上は、英國の資本家階級に取つては、最早や勞働黨内閣に用事はない。否なその存續は、最早や彼等に取つては許すべからざるものとなつた。尙ほこの上に、英露關係恢復の成功が、勞働黨内閣の手に收められたなら、勞働黨内閣の基礎はます〳〵鞏固となる。そして少くとも外交の方面では、保守黨の手柄の

爲めに殘されるところは極めて僅かである。如何なる犠牲を拂つても、勞働黨内閣は倒ほされねばならぬ。そこでジノヰエフ書翰事件が突發した。二ケ月前にあれほどの苦肉策を用ひてまで、勞働黨内閣の手に成つた英露協定を破壞した保守黨は、二ケ月後には、平氣な顏で新しい商議を急いでゐる。

日本には生憎共産黨がない。從つてジノヰエフの書翰僞造の條件が欠けてゐるばつかりでなく、日本の在野黨には、ジノヰエフの書翰を僞造してまで、反對黨の手による日露協定の成立を妨害しなければならぬ動機と必要がない。

そこで『日本、サウエート社會主義共和國聯合間の關係を律する基本的法則を包含する條約』はたゞ批准を待つのみであつて、最早や既成の事實を見做してよい。

□

日露協定の成立から日本の受ける經濟上の利益は、利權の獲得と最惠約款による通商上の利益（交通上の利益の如きは暫らく別として）であるが、利權のうちには先づ第一に、サガレンに於ける石油石炭の採掘權、シベリヤに於ける森林伐採權、それから何時も問題となる漁業權等がある。これ等の利權の經濟上の價値は、いよ／＼の所は今後の細目協定によりて定まるものではあるが、基本協定によつて、日本の受くべき利益の範圍、乃至はその限度が協定せられてゐる。これ等の利權の價値は、日本に取つては決して輕視することは出來ぬ。過去三年六ケ月の間、日露の交渉が人を替へ處を換へ、幾度びか斷ち切られては幾度びかまた繼ぎ合はされて遂に今日に至つたのは、露國側に之も必要とするものがあつたと同じ樣に日本の側にも之を必要とするものがあつたからである。そして是等の利權の獲得は、日本の必要の少なくとも一部分、否な恐らくは重大な部分であつたことは爭はれぬ。この一事が、是等の利權が日本に取つて決して輕視すべからざるものであることを證據立てゝゐる。

ところが日露協定に反對して政府を責める政治家の理由とするところは、日露交渉によつて露國から獲得した獲物が足りないといふことである。是等の政治家諸君は、外交と强盜とを間違へてゐる。一國民が他の國民から、欲しいだけのものを否や應なしに獲得する唯一の方法は、外交ではなくて强盜である。强盜の効果を外交に求めるのは、求める者の誤りである。

今度調印された日露の調印は、さきの加藤（友）内閣の案よりも、遙かに不利益なものだと議會で論じた政治家がある。或はそうかも知れぬ。それと同時に、それ故に加藤（友）内閣の案では日露の交渉が成立しなかつたのであるかも知れぬ。盜棒が富

豪の邸宅を眺めつゝ、取りたい物の目錄を作るのと、平和な交渉によつて、それ等の物を讓受けるのとは、おのづから別々の仕事である。苟も資本帝國主義に忠實な政治家は、加藤（友）内閣以上に有利な案を立てることを決して難事とせぬ。現により有利であつたと云ふ加藤（友）内閣案なるものも、これをそれ以前の大連會議の頃に、日本の政治家の夢みて居つた案――乃至は、少くとも、その頃日本の軍閥と帝國主義者との描いてゐた案――に較らべたなら、既にすでに、遙かに讓歩したものであつたに違ひない。日本の外交が何等かの讓歩をしたとするならば、それは露國に讓歩したのではなくて、現實に讓歩したのである。日本のブルジョア政治家に取つては、過去の三年六ケ月は、現實に對して讓歩することを學んだ課業に外ならぬ。

〔　〕

議會では、とればかしの獲物では、尼港事件の犧牲となつた不幸な同胞に相濟まぬといふ議論があつた。これは言葉を換へて云へば、うんと××××××××××××××はれるといふ議論である。もう一度言葉を換へて云へば、利權の獲物と引き換へなら、××××××××××××××いふ議論である。

尼港事件の原因が何であつたか、そしてこの慘劇の眞の責任者が何人であつたかは別問題として、吾々は悲慘な運命に弄ばれた同胞に對して、充分の弔意を表するものである。けれども吾々は、日本の資本家團がサガレンの石油を採掘する利權を、十パーセント餘計に獲得したゝめに、尼港事件の犧牲となつた同胞の靈魂に、十パーセント方の餘分の滿足を與へたものとは決して考へることは出來ぬ。テーブルの上の御馳走が主人の胃の腑に下つてゆくことゝ、テーブルの下の痩犬の空腹とは別個の事實であるやうに、利權の滿腹によつて資本家の食滿が滿足せられることゝ、何ものによつても慰められぬ同胞の犧牲とは別個の事柄である。尼港事件の悲むべき犧牲者の靈魂の名によつて、もつと多くの獲物を要求する議論ほど、これ等の犧牲者を馬鹿にした議論はない。

外交は畢竟妥協であつて、双方の利益の範圍内に於いて、何等かの妥協點を見出だすことである。この妥協を認めぬことは世界のうちに國民と國民との共存の餘地を認めぬことを意味してゐる。この妥協の範圍を越えた協定は、名は協定であつても其の實は征服に外ならぬ。

日露交渉の目的が、戰勝者の條件を戰敗者に負はしめることではなく、二つの國民の共存の關係を規定することにあつたと

したならば、日露交渉によつて得られた利權は、日本國民の經濟生活に取つて決して輕視すべきものではない。日露協定に據かに成功であつたと云ふことが出來る。

然しながら日露協定によつて得られた利權が、如何に利用せられるかは、全然別個の問題である。石油と石炭は、日本の工業に動力を供給することが出來るように、日本の帝國主義に新らしい動力を與へることも出來る。それは國民の經濟生活を改善する手段となるように、資本家的搾取の手段となることが出來る。その如くシベリヤの材木と沿海州の魚類とは、日本の國民に安い住宅と安い食料とを供給する手段となるように、資本家的企業者の利潤を増加する手段となる。勞農露國はこれ等の利權を、六千萬の日本國民の經濟生活が必要とすると認めたから、六千萬の國民の名に對して讓渡した。そして日本の政府は、六千萬の國民の名によつて之を獲得した。この利權が果して國民の幸福のために利用せられるか、政商と資本帝國主義の利益のために利用せられるかは、今後の新しい問題であるばかりでなく、全然、國内的の問題であつて、固より日露協定の關せぬところである。

□

日露貿易の關係者が、大體に於いて、早くから日露の國交恢復の主張者であつたことは事實である。彼等は、小いさな聲ではあるが、日露交渉促進の叫びを擧げたこともあつた。

けれども日本の政府をして、日露の協定成立に努めしめた眞實の力は、これ等の貿易業者にあつたか、それとも利害關係を持つた政商的企業家や金融資本家にあつたかは、日本の資本主義の性質を窺ひ知る上からも、極めて興味のある問題である。協定の成立を議會に現はれた世論を見渡すと、概して通商上の利益を輕く見て、利權に重きをおいてゐることは爭はれぬ。そして之はやがて一般商工階級の力が比較的弱く（從つてブルジョア自由主義乃至はブルジョア進歩主義の政治勢力が比較的に弱く）帝國主義と結びついた政商や財閥の勢力が比較的強い（從つてブルジョア反動主義の政治勢力が比較的に強い）と觀る日本の資本主義の狀態と契合するのである。

日露交渉の成功を努めて小さく見ようとする論者は對露貿易の前途に大した期待のおけぬことを以つて、その理由の一つとする。彼等によれば日露の國交は恢復しても、通商の上には著しい影響がない。そして其の理由は、第一には、露領アジアは人口が稀薄であつて、商品を消化する力に乏しいこと、第二には、現在の生産費では、日本の商品は露國に於ても、外國の商

品と競爭が出來ぬといふことである。

日本の對露輸出は大正五年の最高潮に於いて歐露三千三百萬圓、露領アジア一億一千八百萬圓に達したが、大正九年を境として、歐露への輸出は殆んど皆無となつた。それにも拘らず露領アジアへの輸出は年々遞減はしても、大正十年には尚二千萬圓、十一年には一千萬圓の輸出を見た。これは露領アジアの市場に對して、日本が最も密接な地理的關係を占めて居るからである。露領アジアの消費力は、現在のところ、決して大きいとは云はれない。從つて日露通商の再開が、即時に日本の工業に著しい影響を來たすことは、固より望まれぬ。けれども新露西亞の經濟的建設の事業が進むにつれ、殊に農村電化の計畫や、その他の農業技術の改良が進步するにつれ、露領アジアの人口は今後急速に增加し、その消費力は激增し、日本の商品に取つては、未だ曾て經驗したことのない大規模な舞臺を開くに違ひない。

ことに帝政の沒落と共に、露西亞の國體は一變した。シベリアには、最早や昔のやうな帝國主義の關門はない。日本の商品が、露西亞社會主義共和國に平和な生活に貢獻し、その建設的事業に協力する限りは、露西亞は喜んで日本の商品を歡迎するに相違ない。露西亞が現に資本主義列國に望んでゐるものは、斯ような經濟上の協力に外ならぬからである。

露領アジアが日本の商品の前に、廣大な舞臺を開いた時、日本の商品は他國の商品とこの市場に競爭することが出來るであらうか。日本は現に地理上から有利な條件を占めてゐる。有利な立場に立つた日本の商品にこの力がないならば、それは日露協定の失敗ではなくて、日本の製造工業の失敗なのである。

日本の工業が安い賃銀によつて僅かに外國の製品と競爭することを能事とする現在の基礎の上に立つ限りは、折角開かれた露國の市場も、日本の工業に取つて大なる期待を持つことは出來ぬ。日露協定の經濟上の効果を充分に收獲するためにも、日本の工業は新しい基礎の上に建て直ほす必要に迫られてゐる。ところが工業を新しい基礎の上に建て直ほすためには、新たな資本が必要であるばかりでなく、內には資本の少くとも一部分を廢物としなければならぬ。そこで資本家階級は、依然として從來の基礎の上に——即ち賃銀の低減による生產費の節約によつて——即ち無制限な勞働の搾取によつて——血路を開かうとする。日本の工業が在來の基礎の上に立つてゐる限りは、對露貿易の主要な品目は、依然として水產物、綿織物、紙、砂糖の類ひであつて、勿論これだけでも、輸出工業の行詰つた現狀から見れば注目に値ひするものではあるが、若し日本の工業が、

露國の市場に更にそれ以上の期待をかけるなら、こゝでも同じく、輸出の振興といふ一般的な問題の場合と同じ問題に逢着せざるを得ぬ。即ち、輸出振興の費用は、一體誰れが負擔するかといふ問題である。勞働階級の抵抗の實力がこれを阻止せぬ限りは、資本家階級は賃銀の低減によつて、この負擔を悉く勞働階級に負はしめやうとするに違ひない。

そこで對露輸出の促進は、一般輸出貿易の促進と同じように、同じ階級的利害の問題に進展する。勞働階級の利害は、日露通商の再開によつて工業を刺戟し、失業問題を緩和しようとする。資本家階級の利害は、賃銀の低減による生産費用の節約によつて、對露輸出を促進して利潤の低減から免かれようとする。日露通商の利益が資本と勞働との間に如何に分配せられるかは、固より日露協定が決定する問題ではなくて、資本と勞働との力の關係が解決する問題である。

〔二〕

然しながら日露協定の成功が、日本の外交に取つてどれだけの功績であつたかは、經濟上の直接の利益だけで算定することは出來ぬ。戰爭の終末以來、日本の國際的地位は、圓價の墜落以上の速度で墜落した。日本はヨーロッパ復興の問題に發言權を得た。日本は一等國になつた。しかし日本が國際的地位の階段をやつと一尺攀ぢ登つたと考へた時、その階段は三尺も五尺も沈下して居つた。

一億三千萬の人口を包容する露國を除外してヨーロッパを經濟的に復興しようとする努力が、如何に無意義な努力であるかは、多くの人々には自明の道理であつた。けれども少數の政治家は、この自明の道理を見なかつた。彼等はよし自明の道理を見ても、自明の道理に從ふことを欲しなかつた。彼等をしてこの自明の道理に從はせるためには、六年の歲月と無數の國際的會議の徒勞を必要としたのであつた。

大正十四年に勞農露國を承認した日本が、大正十年の大連會議に同じ事をしてゐたなら、過去三年半の間の國際政局は、著しく面目の異つた進展をしたに違ひない。當時ヨーロッパの政治家は、露國が歐洲の復興に欠くべからざる重要な要素であることを認めざるを得なかつたにも拘らず、帝政時代に於ける露西亞の公債と株券所有者の心理と、無産階級執政を惡むブルジョアジーの本能とに驅られて躊躇逡巡して居つた。彼等はこの必要と本能との間を彷徨して居つた。この時、日本が率先して勞農露國と新しい關係を結んだなら、それは國際政治の局面に、眞實に活きた一目を打ちおろすものであつて、日本の外交

は事ごとに列强の足跡を踏む從來を脱して、初めて世界の大勢を指導する立場に立つたに相違ない。

吾々は斯ような意味からも、しば〳〵勞農露西亞の承認を主張した。大正十四年の露西亞承認には、世界の大勢を動かすそれほどの力はない。それにも拘らず、日露協定の成功は、降りつめた日本の國際的地位を著しく向上させるばかりでなく、これを轉機として、アングロサキソン追從の外交から、眞實の意味での自主的外交に移る第一步とすることが出來る。

□

日露協定の成立は　日本に多くの利益を與へるように、露國に多くの利益を與へることは云ふまでもない。外交の意義は、一方の欲望と條件とを相手國に强課することではなくて、利害の妥協であるとしたならば　協定國の双方に利益を與へる協約こそ、初めて成功した外交の成果であると云ふことが出來る。

日露協定の成立には、更に大きな歴史的の意義のあることは、固より忘れてはならぬ。露西亞は無産階級の支配する社會主義國家である。無産階級國家では、一切の關係が資本主義國家の逆樣になつてゐる。國家の權力を握つてゐるものは無産階級である。國家の權力とその一切の機關とは、無産階級がブルジョアジーを支配し、無産階級が資本主義の餘勢を抑壓し、無産階級が資本と勞働との爭議に勞働者側に有利に干渉し、社會主義的經濟の建設と無産階級の治安と社會主義的秩序の維持とのために用ひられてゐる。斯ような狀態が、望ましいものであるか望ましからざるものであるかは別として　如何に望ましくないにもせよ、如何ともすることの出來ない事實である。現に在るところの事實であり、人類の歴史の上に、現に起つてゐる事實である。吾々は先づこの事實を認めなければならぬ。

資本主義列國の政治家は、この事實を見まいとした。たゞにこの事實に眼を閉ぢようとしたばかりでなく、この事實を抹殺しようとした。過去數年間の世界列强の對露政策は、資本主義國家の神聖同盟によつて、人類歴史××××××××××××××××××××××に外ならぬ。

けれどもこの事實は、一日は一日より鮮やかになり、一日は一日より有力に彼等の眼を壓して來た。彼等はこの事實を見まいとしても、最早や見なければならなくなつて來た。勞農露國の承認とは、決してこの事實を是認したものではなくても、この事實を事實として承認したことを意味して居る。

この事實を悔むことに於いてフランスよりも甚しく、この事實を怖れることに於いて米國よりも甚しい日本が、フランスにも米國にも先だつてこの事實を×××××××××××××××××××××××××××××××。

呪はれたる治安維持法案

大山郁夫

一

政府が第五十議會に提出しようとしてゐると傳へられてゐる治安維持法案への反對の聲は、既に諸方面に於て囂々として起つてゐる。殊に無產階級を代表する諸團體からは、最も熾烈な攻擊の氣勢が揚げられてゐる。それはしかし、當然すぎる當然である。といふのは、誰が見ても、この治安維持法が眼の敵と見て最も執念深く附け狙つてゐるものは、無產階級及びそれを中心として行動するすべての團體及び個人だからである。

が、この法案を批難してゐるものは、獨り無產階級の範圍内だけに止まつてゐるものでない。彼等以外にも、それに糺彈的論鋒を向けてゐるものが、決して少くはない。それどころでなく、現内閣の與黨中にさへも、それが議會に提出される前に、政府をしてそれを撤回せしめようとして、熱心に畫策してゐる代議士連も、相當の多數に上つてゐるやうである。就中革新倶樂部の所屬代議士たちのうちには、さうした企てに參加してゐる人々が、比較的に多く見受けられるやうである。少くとも我我は、新聞紙上の報道から、さうした印象を與へられてゐる。かういふ現象が生じてゐるのは、一つには、聯立内閣の弱味から來てゐるものでもあらうが、しかし大體に於ては、一般に三年前の過激運動取締法案の蒸返しだと見なされてゐるところの、この法案の惡辣なる本質が、誰れにも鋭く感じられてゐるからでなくてはならぬことのやうに、我々には考へられる。

が、しかし、治安維持法案に對する批難の聲が、かういふ風に現内閣の與黨の間からさへ高まりつつあるにも拘らず、唯一の野黨である政友本黨所屬代議士たちが、却てそれに對して沈默を守つてゐるだけに止まらず、萬一現内閣が與黨の反對運動に動かされてそれを撤回でもしようものなら、唯では濟まさな

いぞ、と言つたやうな氣勢を、それとなく仄めかしてゐるのは、一見甚だ奇怪な現象の事のやうに思へる。即ち、現在に於ける唯一の野黨として、最も自由な立場から、一般國民の極度の反感の前にせられてゐる該法案に對して、正々堂々と戰ひ得る地位に在る政友本黨が、この際枚を啣んだ形で拱手無爲でゐるのは、少くとも、餘り見上げた圖ではない ことだけは、たしかである。如何にも、該法案の前身であつた過激社會運動取締法案は、今の政友本黨の總裁である床次竹二郎氏の指揮の下に作成されたものであつた。それ故に政友本黨は、この歴史的關係のために、それに反對し得ないでゐるのだ、といふ解釋も成立たない譯ではない。がしかし、既往に於て一度取つたことのある態度だと云つても、一旦惡るかつたことが判れば、あとでそれを改めても、決して公衆からの惡評を受けるべき筈のものではない。それは、以前普通選擧に反對した政友會が、今では護憲三派の一隅を占めて、それの贊成者に早變はりしてゐても、却て世間に好印象を與へたことに依つても證明される。だから、政友本黨にしたところで、現在に於て本心から該法案を否認してゐるものならば、此際徒らに行懸に囚はれることなく、正面から敢然とそれに打ツ突かつて行つて行くことこそ、却て見上げた態度だといはなければならぬ。が、實は困つたことには、彼等は本心からそれを否認してゐないどころか。寧ろそれが甚だ機宜に適つてゐるものだと、と考へて居るのである。彼等は未來の保守黨を以て自ら任じてゐるほども、時代の歩みに遲れてゐるのである。それ故に彼等は、該法案に反對してゐるどころの騷ぎでなく、寧ろ熱心にそれに贊成してゐるのである。で、結局、かういふところから、政府が議會に提出しようとしてゐる該法案に對して、與黨の内部から反對運動が起つてゐて、反對黨が却て政府に對してその提出を慫慂してゐると言つたやうな、甚だ變態的な珍現象が、今我々の眼前に展開してゐるのである。この政友本黨の腑甲斐なき野黨振りは、たださへ沈滯してゐる政界を、尚ほ一層沈滯させて、それを一種の腐朽狀態へ導かうとしてゐる諸要素中の第一位を占めてゐるものだ、といふことが出來るのである。

二

ただ我々から見て、いかにも奇怪に堪へないことは、この際治安維持法案に對して、新聞雜誌の側や、一般の學者論客たちの側から、少數の例外を除いては、反對の火の手が殆んど擧げられなかつたり、偶ま擧げられても、それが極めて氣の拔けたものであつたりしてゐることである。大正十一年の二月に於

て、過激法案が第四十五議會に提出されようとした形勢が見え出した頃には、單に無産階級や一般世間が烈火の如く激怒したばかりではなく、新聞雜誌の側からも猛烈なる反對論が猛然として蜂起したと同時に、諸大學の教授連や、その他の方面の學者論客たちの間からも、同樣に激烈なる糺彈の聲が絶叫されたものであつた。ところが、今日再び治安維持法のやうな惡法が制定されようとする形勢が眼前に迫つてゐるにも拘らず、新聞雜誌の上には、縱し時またにはそれに對する否認的論評が載せられることがあつても、それらは概して極めて微溫的調子のものにすぎないものであつて、殊に學者論客たちの側となると、初めからこれに對して不可解なほどの無關心的態度を――少くとも社會的には――示してゐるのが普通である。かういふことは一體何に基因するものであらうか？それは或ひは、一般の新聞雜誌の場合もさうだが、殊に學者論客たちの場合に於ては、權力階級の横暴なる處置に對するそれの攻擊力が、ひと頃に比べると、一般に俄に時ならぬ衰勢に傾いて來たためなのであらうか？無論、さういふことも考へられなくはない。顧みれば今から數年前に、現在では曾てさうしたものが存在してゐたといふことすらが段々と世間から忘れられかけてゐるところの黎明會が、まだそれの全盛期に在つて、當時の思想運動の先頭に立つて花々しき活躍振りを示して居た時代に於ては、これに參加した多くの學者論客たちが、彼等の言論、文章、及び講演を通じて示した意氣は、公衆の耳目を聳動せしめないでは措かなかつたほども眼ざましかつたものであつた。ああした思想運動の必要は、今日に於ても決して減退してゐるわけではない。否、それどころか、或意味からいへば、これは寧ろ今日に於てこそ、益々増進して來てゐる、とさへも言ふことが出來るのである。しかるに當年の黎明會は、何時の間にか、公衆の前から永遠にその姿を沒してしまつて、そしてそれに參加して居た學者論客たちの熱烈なる警醒の聲も、恰も、恰度水上の氣泡が空間に消えて行くやうに、今日では何處にもその跡方が完全になくなつてしまつてゐるのである。かう考へて見ると、黎明會の末路も呆氣ないものではあつたが、曾てそれに據つて獅子吼してゐた學者論客たちの多くのものの、今日この頃の意氣銷沈の姿もまた、世に果敢ないものの一つではないとは言はれないのである。

が、私から見れば、今日に於て、新聞雜誌や學者論客たちの間から、過激法案の後身であるには違ひない今度の治安維持法案に對して、最早先年のやうな反對の氣勢が擧らなくなつて來てゐるのは、必ずしも彼等の攻擊力の減退ばかりから來てゐる

ものとは考へられない。無論、その點も無視出來ないことであるには相違ないが、しかしそれと同時に、彼等が今度の治安維持法案に對して彼等の批判力を縱横に動員しないでゐるのは、彼等が同法案の條文の表面上に現はれてゐる様々の小刀細工から催眠作用に罹つてゐるためだ、と考へられる理由もない譯ではないのである。私は、この點に關する私の考察をも述べようとしてゐるが、しかしその前に當つて、私はまづ、本文執筆の時までに發表された通りの同法案の内容を一わたり吟味しておかなければならぬ。

三

問題の治安維持法の原案は、いつの頃からか内務及び司法の兩省で別々に起草に着手されてゐたものであつたが、それの内容若しくは文面は、その仕事の進行中に於て、幾度か多少づゝ變更されて行つた様であつて、そしてその經過は、その都度々々に、諸新聞紙を通じて外界に漏らされたものであつた。が、私には今それを一々振り返つて見てゐる餘裕がないから、茲ではただ、最後に兩省の原案を基礎として法制局で纏め上げられたものとして、最近に至つて、矢張り諸新聞紙上に發表された案に就いて、それの内容の大體を覗はうと思ふ。

この法案は、全體で六個條から成立つてゐるが、それの第一條は、國體を變革する目的を以て、または暴行・脅迫・その他不正の手段を以て憲法上の統治組織・兵役・納税・私有財産制を變壞する目的を以て、結社を組織したり、或はそれに加入したりするものに、十年以下の懲役または禁錮の重刑を課することを規定してゐる。

第二條は、第一條に擧げてある目的を以て『多數集會し、その事項の實行を協議し』たものに、七年以下の懲役または禁錮を課することを規定してゐる。

第三條は、第一及び第二條に擧げてある目的を以て、他人に違法の行爲を煽動したものに、前同斷七年以下の懲役または禁錮を課することを規定してゐる。

その他第四條は、金品授受に對する處罰を規定し、第五條は國外に於てなされた犯行に對して本法を適用することを規定し、最後に第六條は、犯罪發覺前の自首者に對する刑の減免に關する件を規定してゐる。

かうした要旨から成り立つて居る右の法案は、もとより最後の決定案ではないから、それが議會に現はれるまでには、その上に多少の變更が加へられることがないとも限らないが、し…

しその根本要綱は大して増減されることはあるまいと考へられる。といふのは、この法案は、今のままでさへ非常に不評なものであるのに、それがこの上更に厳酷なものにされようものなら、それは忽ち內閣の運命に關する問題を惹起することになるかも知れないし、またこれに反して、それがこの上幾らかでも緩和されるとなると、過激法案の後身としての性質がそれだけづつ失はれることにならう。と思はれるからである。それ故に、若しそれがこの上更らに緩和される必要が認められる時は、案そのものが撤回される時でなければならないのである。

四

右に述べた通りに、治安維持法案が大體に於て一般世間の氣受けが非常に面白くないにも拘らず、新聞雜誌や、學者論客たちの側から、少くとも三年前の過激法案に對してのやうな熱烈な糺彈の聲が擧げられないのは、數年前に比して、彼等の近來の攻撃力が非常に委靡して來たことに基因するといふことの外に尚ほ、彼等が或る意味に於て、該法案の起草に關係のある內務及び司法當局の詭計に乘ぜられてゐるからだといふことも、當然に我々の考慮のうちに加へられなければならないことである。該法案の起草者たちは、特にそれの條文の字句の選擇及び排列の上に比較的細心の注意を拂つて、從て直接に世上の物議の的となつた『朝憲紊亂』だとか、『安寧秩序』だとかと言つたやうな言葉の使用を完全に避けることに依つて、少くともその表面を巧みに糊塗して居る。が、該法案の裡に隱されてある陰險なる詭計は、寧ろまづ第一にそこから始まつてゐるのである。

しかのみならず、內務及び司法當局は、その上更らに一歩を進めて、特に新聞紙や學者たちの攻撃の口を封じようがためであることが明かに知られるやうに、治安維持法が制定された後でも、彼等（新聞紙や學者たちや）が、それのために奇禍に罹るやうなことがないことを、極力辯明してさへゐるのである。たとへば、某司法當局は、或る機會に於て、かういふ趣旨を語つてゐる。――『司法省に於て今回治安維持法案を立案するに當つて、その主要なる目的としてゐるものは、一種の煽動的精神を以て、別段に深き信念もなく、或は興味のため、或は生活のために、所謂過激思想の宣傳を喰ひ物にしてゐる連中の取締を嚴にして、これらの輕擧妄動する輩の撲滅を期すると共に、これら輕薄者流によつて煽動され、道具に使はれる無智文盲の徒を芟除しようとするのであつて、決して眞面目なる新聞及び學者がこれによつて思はぬ禍を蒙るといふが如きことは斷じてな

いと信じてゐる。……』（一月二十九日の『時事新報』参照。）

當局のかうした辯明を其の言葉通りに受容れるといふことは、俗にいふ『本人の言ふことだから確かだ』と信ずる類ぐひであつて、實はこれほど不確かなことは外にないのである。若し假りに新聞雜誌の當事者や學者論客たちの或るものが、さうした當局の言ひ分を信用してゐるものとすれば、彼等は餘りにも考へのなさすぎる輕信的態度に陷つたものだ、といはなければならない。『世間は存外甘いものだ』と言つたやうな、街頭の人々の慣用の俗語は、恐らくこの場合に於ても、最も適切に彼等の態度を評し得た言葉として聞くことが出來るやうに思はれるが、若しさうだとすると、不遜にも社會の木鐸を氣取つてゐる一般の新聞雜誌や、厚顏にも輿論を啓發することの上に誇りを感じてゐる學者論客たちは、彼等の日頃の口幅ツたい高言をどう始末することが出來ると思ふのであらう！

治安維持法案は、それの表面上の字句や、それに對する當局の辯明などのやうなものに依つてだけで批判されるべきものではない。寧ろ我々が我々自身に於て、それの表面上の字句を裏返したり、それに對する當局の辯明の底までも掘り下げて行つたりして、細心の注意と相當の熟練とを以て、そこに隱されてゐる眞の動機、及びそれが狙つてゐる眞の目標を盡く白日の光に曝らけ出した上でなければ、我々はそれを正當に批判することが出來ない筈のものである。

五

治安維持法案の起草に關係のある當局は、該法案は所謂列擧主義を採つてゐることでもあり、且つまたそれの條文中の肝腎の場處に或る限定的字句を用ひてゐることでもあるから、その適用の範圍が不當に廣汎に亘るものでもなく、また無暗に濫用される危險のあるものでもないといふことを、暗示しやうと努力してゐる。そして、その暗示に罹つて呆然と失神狀態にある人々さへも、多少はあるやうに見受けられる。がしかし、如何にそれに列擧主義が採用されてあるにしたところで、その列擧されてゐる項目が、どうにでも解釋され得るやうな漠然とした種類のものであるならば、さうしたことには、結局何等の意味もないといふことにならなければならない筈である。しかし、問題の治安維持法案には、果してさうした項目が包含されてゐるたらうか？この問ひに對する我々の答へは、『あるとか、ないとかの騷ぎではなく、實はさうしたものがその案全體の眼目となつてゐるものだ』といふことである。殊にそれの冒頭に揭げられてある『國體を變革し』云々といふ文句の如きは、そ

の最も著るしい一例である。『國體』といふ言葉の解釋に一定の確かな標準のないことは、それが實際上に於て多種多樣の意味に用ひられてゐるといふ事實に徴しても、明かに判ることである。時としてはそれが、政治學や國法學やの教科書の上で屢々見られる通りの『國家の形式』といふ意味に用ひられて、憲法上の統治樣式に關係するものと解釋されるやうなこともあるが――そしてさうした場合には、それの解釋が比較的に明確であるといへるが、――しかし該法案には、それは明かにさういふ意味に用ひられてゐるのではないのである。といふことは、すぐその次に『憲法上の統治組織』といふ言葉が、それとは別に引離して置かれてゐることに依つてでも、可なり確實に推知し得られるのである。だとすると、それは、たとへば『國體の精華』とか『金甌無缺の國體』とかいふ場合に用ひられてある『國體』のやうに、一般に以心傳神的に領會されてこそは居るものの、誰れにも承認され得るやうにそれを明確に定義づけることが出來ないやうな言葉として用ひられてあるものとしなければならないのである。かうした言葉が該法案の最も主要な部分に挿入されてゐるといふことは、それに無限の危險性を附與してゐるものでなくて、何であらう！

また該法案の目貫の場處に限定的意味の字句が用ひられてゐるといふのは、直接には、『暴行・脅迫その他不正の手段を以て』何々するものは、これこれの刑に處するぞ、といふ規定に關聯してゐるものである。が、この點に關して誰れでも先づ第一に氣附くべき筈のことは、その所謂限定的意味の文句中の最も重要なものの一つであるところの『暴行・脅迫・その他不正の手段を以て』といふ一句が、右の『國體を變革し』といふ言葉に引ッ懸つて居ない、といふ一事である。前にも言つた通り、解釋の可能の範圍の無限に廣い『國體を變革し』云々の言葉が、右の限定的字句の埒外におかれてゐるといふことは、該法案の如何に陰險な性質のものであるかを、何よりも最も明瞭に證據立ててゐるものである。で、この點をさへ注意しておけば、そのあとのことはもはや殆んど言ふ必要がない、とまでもいはれないではない。

けれども、念のために今少し私の叙述を進めて行くことにすると、その次に我々は、『暴行・脅迫・その他不正の手段を以て』憲法上の統治組織・兵役・納税・私有財産制を『變壞』するといふことが、一體何を意味してゐるものであるかの判斷が容易につきかねる、といふことを擧げなければならぬ。そしてそれは單に『變壞』といふ言葉が、我々の常識上の理解を超越する程も奇怪な造語だ、といふことからばかり來て居るものではない。假

りに『變壞』といふ奇體な言葉の意味を不問に附することにしても、尙ほ我々が全文を一氣に讀み續けて行くときには、そこに疑問が百出しない譯に行かないのである。就中、『不正の手段』といふ言葉の如きは、またその解釋が屈伸自在を極めてゐるものでもあり、從つてこの上もなき危險性を藏してゐるものである。しかも、それが解釋に當るものが、法文の適用を受ける側にあるのでなくて、それを適用する側にあるものだといふことを考へるとき、我々は益々この法案の危險性の深刻さを突き留めることが出來るのである。

かうした詭計に充ちた條文が、多數の集會及び協議に關するそれ（第二條）や、違法の行爲の煽動に關するそれや（第三條）、金品の授受に關するそれや（第四條）に結び附けられるときは、それは言論・集會・結社に對する絶大なる脅威となるべき可能性を十二分に包含してゐるものである。殊に各條に於ける刑罰の規定が極度に苛酷である點を見れば、益々さういはなければならないのである。

六

既に前に言つた通りに、『國體を變革し』云々の一句は、その解釋の範圍が殆んど見當のつかないほど廣漠なものであるから、國家の組織・形體・活動・並に社會生活上に於けるそれの位置及び機能を始めとして、それが過去に於て辿つて來た進化の過程とか、それの前途へ向つての動き方とかに關する諸問題の討議に從事する思想團體の如きは、さういふ方面のことに無理解なのを常とする官憲に依つて、『國體』を變革する目的を以て組織されたる結社として取扱はれる危險のないものだとは、誰れにも保證が出來ないことである。のみならず、さうした種類の問題が或る集會に於て講演されたり、論議されたりすると、さうした結社を組織しようがための準備としての協議がそこで行はれてゐるものと認定される虞れが絶無だとも、決して言はれないのである。

更らにまた、他の一例を取つて言はうならば、貴族院改革問題に關する或る種の議論——殊に封建制度の痕跡を多分に止めてゐるところの現在の二院制度の批判——の如きは、場合に依つては、『國體』を變革する目的を以て行はれてゐるものと認定されることもあらうし、或はまた『憲法上の統治組織』を『變壞』する目的を以て行はれてゐるものと解釋——若しくは曲解——されることもあらう。後の場合には、なるほど『暴行・脅迫・その他の不正手段を以て』といふ條件が附けられてゐるには相違ないが、それが如何に當てにならないものであるかは、

前に既に述べておいた通りである。

その他、或ひは軍備縮少問題の如き、或ひは土地國有問題の如き、時としては或ひは財産税とか遺産相續税とか、資本課税とかに關する諸問題の如き、これらのものは何づれとして、それぞれに危険區域内にあるものと見られないものはないのである。即ち、これらのものの討議は、或ひは兵制の、或は税制の或ひは私有財産制の『變壞』を意味するものと解釋される場合の生ずべき危険の非常に多いものであることは、何人にも拒めない事實であらねばならぬ。

かうした法案が一旦議會を通過した場合を想定すると、現在に於てさへ既に堪へ難い壓迫の下に置かれてゐることが感じられる言論集會結社の自由が、この上更らに輪をかけて局限されることになり、そして苛酷なる警察政治の下に、陰慘なる不安の空氣が一層濃厚に漂ふやうになるべきことは、當然必至の歸結だといはれなければならないのである。で、かういふ惡法は、如何なる時代に於て制定されたにしたところで、一般社會生活の上に不測の弊害を醸成するものであることは言ふまでもないことだが、殊更ら現代のやうに、一般社會生活の順調なる進展のために、自由討議の必要が一層痛切に感じられてゐる際に當つては、それが思想壓迫の武器として官憲の手に置かれるといふことは、一層不祥なる結果を演生せしめるに違ひないあらうことが、我々には痛切に豫感し得られるのである。

七

かういふ風に、問題の治安維持法案は、單に表面上から見れば、『朝憲紊亂』とか、『安寧秩序』とかと言つたやうな、曾て過激法案中に挿入されて最も激烈なる輿論の批難の的となつたことのある字句の使用を巧みに避けてこそはゐるが、しかし若し我々が、一たびその内容に深く立ち入つて、それの各部を仔細に檢討するときは、過激法案とはさしたる相異點を示してゐるものでないことが極めて明白に判るのである。從つて、多くの人々が、それを過激法案の蒸返しだとして攻撃してゐることは、充分に根據のあることだともいへるのである。それにも拘らず、單に形式上のものにすぎないところの、それの文面若しくは字句を楯に取つて、該法案を辯護するものの横着さはもとよりのことだが、その口車に、うかうかと乘ぜられて、完全に丸めこめられてゐるものの甘さと來ては、何とも批評をしてみやうのない始末である。ただ、かういふとこに對しては本能的とでもいへるほどの直感力をもつ無産階級の人々が、今や猛然と奮起して、それに向つて盛に反對の氣勢を擧げてゐるのは、當然至

極めのことだといへば、それに違ひないが、しかし甚だ頼母しいことでもある。しかるに、一般の新聞雜誌や、學者論客たちの多くが、却て比較的にそれに無關心でゐるやうに見られるところは、それがどう理由づけられるにしたところで、腑甲斐ないといふ一點だけは、變りがないといはなければならない。それに比べると、現内閣の與黨の内部に於て却て、該法案が議會に提出される前に、政府をしてそれを撤回せしめようとする運動が起つてゐるといふことは、何にしても近頃耳寄りな話である。

もとよりこの運動は、曾て三年前に過激法案に反對した人々の一部に依つて企てられてゐるものであるから、それもまた當然といへば當然だが、さうした當然さへも、現在のブルジョア議會では、非常に珍らしいことであるには相違ないのである。この點から我々は、その運動に參加してゐる人たちに心からの好意が持てる。と同時にまた我々は、彼等がそれを最後の勝利にまで運んで行くことに努力することの上に期待を繋ぐ。が、若しこの期待が裏切られて、彼等が所謂政界の情宜といふ絆に催つて、その、脱兎の如くであつた初めの勢を、處女のやうな終りに導くやうなことをしようものならば、その時世上の物笑ひの種になるものは、却て善意の動機からその運動を開始した彼等でなければならないことにならう、さういふことは、彼等に取つて堪へられないことであらねばならないと同様に我々に取つてもまた、苦々しきことの限りだといはなければならないのである。

八

最後に我々は、現内閣が果して何の必要があると見て取つて、過激法案の撤回と共に永遠に過去に葬られた筈の惡法の立案に、今更のめのめと着手するに至つたのかの點を、一應突き留めておかなければならぬ。

新聞紙の傳ふるところに據ると、現内閣は普選案に對する樞密院及び貴族院の反對的態度を緩和するために、治安維持法の制定を思ひ附いたのだ、といふところである。が、普選案の如き國民一般から熱心なる支持を得て居るものをして議會を通過せしめるために、少くともその立法の精神に於て極度に非立憲的な治安維持法の制定を交換條件として、態々持ち出さなければならないといふやうな必要は、一體どこから湧いて出て來たものであるか？　のみならず、普選實施の豫想は、我國の勞働運動をして、先年の直接行動一點張りの共調から一轉化せしめ、新たに議會中心の政治行動の方へ向はしめたものである。そのことが、今では誰の眼にも明かに見えてゐるものである以上、

假りに治安維持法のやうな悪法が過去から存續して來てゐたものとしても、さうした悪法は、今日を絶好の機會として斷然徹回されなければならないものである。ところが、現内閣は、それと全く逆な行き方に出て、今までにありもしない治安維持法を、普選實施と共に、態々念入りにも、新たに制定しようとしてゐるのである。それは、他にまたと類例のない不合理でもあり、時代錯誤でもある。我々はもとより、『護憲内閣』の看板に眩惑されて、それを幾らかでも進歩的な内閣だとも何とも思つてゐるものでないが、それにしても、現内閣がかうした亂暴な手段に出ようとしてゐるのを見ると、今更らしくも、それの政治的常識の有無を疑はないでゐられないのである。いくら樞密院や貴族院にしたところで現内閣が弱腰を見せない限りは、今日となつて一般國民の激怒を冒してまでも、『治安維持法を出さなければ普選案を叩き潰すぞ』とは言ひ出しはしないであらう。が、若し假りに彼等がさうした難題を持ち出したとしたら、その時にこそ現内閣は、極力彼等の蒙を啓きさへすればいゝのである。それにも拘らず、彼等が尙ほそれを聽き容れなければ、現内閣は一般國民を後援として、正面から彼等と一戰を試みるべきではないか？さうすることは如何なる點から見ても、我國の政治生活の上に、好結果を齎らし新生面を拓くに違ひのないことである。しかるに、現内閣は、まだ當の樞密院や貴族院の側から、それに關して何等の正式の聲明のないうちから、早くも治安維持法の制定を自分の方から觸れ出したのである。それは、相手に向つて自分の急所を指し示して、『ここを突け』と教えてゐるやうなものではないか！かう考へて見ると、我々には、現内閣が樞密院や貴族院に氣を配つて、それが普選案の提出と交換條件に治安維持法を制定しやうとしてゐることを、自分の方から示唆するやうな態度を見せて來たことが、決して眞面目な動機から出たものだとは思へないのである。我々は寧ろ、最近若槻内相が議會で說明した通りに、現内閣は樞密院や貴族院やの意向には頓着なく、自發的に治安維持法の制定を思ひ立つたのだ、といふことが、事實の眞相を穿つてゐるものであることを信ずるものである。

だとすると現内閣がその在野時代に於てあれほども激烈に過激法案に反對しておきながら、今になつてから急にそれと異名同質の悪法の制定を志すやうになつたのは、一體どうしたことから來てゐるのであるか？といふ段になると、それは他の如何なる動機からよりも、先づ第一に、近き將來に於て一の政治的新勢力として擡頭しようとしてゐる無産階級政黨を、その出鼻から徹底的に挫折させようといふ動機から來たものであるこ

とが、我々には眞ツ先に感づかれるのである。

九

更らにまた、矢張り新聞紙上に傳へられたところに據ると、治安維持法の制定は、日露協約の成立を見越して準備されたものだ、といふことである。若しこの報道が事實に當つてゐるものとするならば、それもまた、近頃奇怪千萬なことだ、といはなければならぬ。日露協約の成立を見越して、といふ以上は、それは例の赤化宣傳の防止の必要といふ問題が、現内閣の人々の意中に蟠つてゐたからのことでなければならぬ。ところが、赤化宣傳の禁止を新條約の中に明確に規定しておくといふことは、日露協約の成立のために必須な前提條件の一つであつた。そして事實上、最近に於て兩國政府間に締結された新條約の上には、宣傳禁止の條項が特に挿入されてゐるのである。現内閣が日露協約を成立せしめることに決心したに就いては、それが宣傳禁止に關する條項を新條約中に設けることをロシヤ政府に承認せしめることに成功したことも、その最後の決心を促す上に於て、與つて力のあつたものであることは無論である。だとすると、現内閣が日露協約を成立せしめるための最後の決心を固めたのは、その條約上の他のすべての義務の履行に關してと同様に、宣傳禁止に附帶する義務の履行に關してもまた、現内閣が相手のロシヤ政府を信任したからのことだ、といはなければならないのである。ところが現内閣は、一方に於ては、斯の如くロシア政府を信任したがために日露協商を成立させた態度を見せておきながら、他方に於てその裏へ廻はつては、恰かもロシア政府を信任して居ないかのやうに、ロシア政府が宣傳禁止の約束を破つた場合の豫想の上に、それに對する策應として國内に於て特別に治安維持法を制定しようといふことを考へ附いたなどといふことは、譬へやうのないほどの矛盾でもあれば、不合理でもある。否、それは單に矛盾とか、不合理とかだけで濟ませるものではない。若し萬一、治安維持法案の作成の動機が少しでもさういふところに胚胎されてゐるものとするならば、不信の責は彼に在るのでなくて、我に在るのだ、といはなければならないことになるのである。しかもさういふことは、折角兩國民が熱心に歡迎した國交の恢復に向つて、その發端からケチを附ける結果にもなるものである。さういふことなら、初めから日露協約を成立させなかつた方が、どれほどましだつたか知れないのである。

しかのみならず、若し我國の政府が、宣傳禁止の義務履行に關して毛頭ロシア政府を信任しないでゐながら、それにも拘ら

ャ日露協約を成立させたものだ、といふことが事實だとすると、我國の政府——及びそれのバックにある支配階級——は、その條約中に取り決められてある各種の利權に眩惑したがために、他の一切のことを顧みてゐる餘裕もなく、ただ一圖にそれの締結に急いで行つたのだ、といふやうな不愉快な解釋が、當然のことゝとして成立つのである。少くとも、さうした解釋が内外に流布されたところで、我國の政府の側に於て、何等辯解の餘地のなかるべき筈である。さうなつて來ると、それは我國の政府及び支配階級が絶えず口にするところの、例の國家の威信若しくは體面に關する一大問題ともなつて來なければならないのである。我國の政府及び支配階級は、それでも氣が濟むつもりであらうか！

一〇

或ひは斯ういふものがあるかも知れない。——ロシア政府なり、第三インターナショナルなりの手に依つて企てられるかも知れなかつた赤化宣傳の件については、それに對する禁止條項が日露條約中に特に挿入されたのだから、それはこの上、最早少しも恐れる必要がなくなつたが、しかしロシアの方面から來る個人的宣傳に對しては、尙ほ嚴重に警戒を加へる必要があるから、そのために治安維持法を制定するのも、またやむを得ないことであると。

が、かういふことは、餘りに小心な、そして餘りに情い警戒振りである。瑣々たる個人的宣傳に對する危惧のために、——しかもその事がまだ起らない先きからそれを豫想して、——大袈裟にも國家の立法機關を動かして、治安維持法といふやうな苛酷を極めた法律を制定しようとしてゐるなどといふ狼狽振りは、これもまた前同様に、國家の威信若しくは體面に關はる一大問題でなければならない。我々から見れば、個人的赤化宣傳のやうなものは、そのまま放任しておいたところで、國家の安危に關はるやうなこともあるまいとさへ思はれるが、假りにさうは出來ないにしたところで、その事が起つてから後に、そしてそれが發覺してから後に、それへの對策を悠々と講じても、決して遲すぎもしなければ、危險でもないのである。殊に、我國の無產階級運動が、近來段々と我國の現實の社會事情に順應することを目指すやうになり、全體自主的に、全然獨立的に、それ自身の進むべき道を、そしてそれ自身の取るべき行動を、それ自身で決定するやうになつたと同時に、それは段々と議會を中心とする政治行動へ向ひつつある傾向が、爭へない事實となつて現はれて來てゐる今日に際しては、さういふこと

が、尙ほ更適切に言へるのである。この點に關聯して我々は、さきにイギリス議會で、キャンベル事件が大問題となつたときに、時の勞働黨內閣の首領が、『この事件を起訴するのは、却て共產黨の宣傳の手傳ひをしてやるやうなものだ』と言つて動じやうともしなかつた一挿話を思ひ出す。マクドナルドのこの寬宏な態度を、我國の政府の人々が少し位は眞似て見ても、決して彼等の恥にはなるまいと思はれる。

今や、我國の政府及び支配階級は、强度の神經衰弱症に罹つてゐるやうに見られる。彼等の眼前にはおそらく無產政黨の擡頭とか、過激思想の橫行とか、赤化宣傳の跳梁とか、金品授受とか、煽動とか、『變壞』とかと言つたやうな、多種多樣の幻影が、黑い渦卷をなして、グルグルと際限もなき輪のやうに廻轉してゐるのであらう。でなければ、今時過激法案の蒸返しのやうな治安維持法案が、彼等の手を拔け出すといふやうなことがあり得よう筈がない。

政府及び支配階級の强度の神經衰弱性は、彼等の身神の廢頽の徵候として見られるものであるが、しかしそれが他に何等の惡影響を及ばさない間は、我々はそれを傍觀してゐるより外はないものである。けれども、それが段々と嵩じて行つて、遂に近所迷惑な暴擧にまで登りつめ出すとなると、我々は最早それに無關心で居られなくならうではないか！

呪はれたる治安維持法案！　政府及び支配階級のヒステリツクな發作の產物であるところの、この惡法の雛形が、一旦議會の關門を通過した曉には、當然その下に置かれなければならない一般民衆の生活は、堪へ難く陰慘なものになるであらう。そして彼等は、絕えざる不安に襲はれながら、恐怖狀態の下に每日を送らねばならないことにもならう。さうなると、强度の神經衰弱症は、ひとり政府及び支配階級の持ち物だけでなくなつて、一般民衆のそれにもなる時が來ないにも限るまい、これは我々が到底坐觀するに堪へないことである。

THE KAIZO, A MONTHLY REVIEW OF POLITICS, LITERATURE, SOCIAL AFFAIRS, ETC.
PRICE: EIGHTY SEN A COPY, TWELVE YEN A YEAR
OFFICE: KAIZOSHA, 1 ATAGOSHITAMACHI SHIBA, TOKIO.